

平成 27 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成27年
 第4回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 12月2日～12月22日（21日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 2日（水）	提案説明等	
3日（木）	休 会	
4日（金）	”	
5日（土）	”	
6日（日）	”	
7日（月）	会派代表質問	
8日（火）	会派代表質問	
9日（水）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	
10日（木）	一般質問	
11日（金）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
12日（土）	”	
13日（日）	”	
14日（月）	”	予算特別委員会（総括質疑）
15日（火）	”	”（総括質疑）
16日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
17日（木）	”	総務常任委員会
18日（金）	会期延長	学校適正配置等調査特別委員会
19日（土）	休 会	
20日（日）	”	
21日（月）	”	
22日（火）	討論・採決等	

平成27年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月2日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第21号	3
	○市長提案説明（議1～20）	3
	○提案説明（議21 川畑議員）	4
1	日程第3 平成27年小樽市議会第3回定例会議案第17号の訂正	6
	○市長訂正理由説明	6
	○採 決	6
1	日程第4 休会の決定	6
1	散 会	6

○ 12月7日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第21号	9
	○会派代表質問 酒井（隆行）議員	9
	○議事進行について 酒井（隆行）議員	28
	○議事進行について 安齋議員	29
	○会派代表質問 酒井（隆裕）議員	30
1	散 会	53

○ 12月8日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	55
1	欠席議員	55
1	出席説明員	55
1	議事参与事務局職員	56
1	開 議	57
1	会議録署名議員の指名	57
1	日程第1 議案第1号ないし第21号	57
	○会派代表質問 秋元議員	57
	○議事進行について 秋元議員	58
	○議事進行について 秋元議員	83
	○議事進行について 秋元議員	84
	○議事進行について 秋元議員	84
	○議事進行について 安齋議員	84
1	市長から発言の申出	85
1	散 会	85

○ 12月9日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	87
1	欠席議員	87
1	出席説明員	87
1	議事参与事務局職員	88
1	開 議	89
1	会議録署名議員の指名	89
1	日程第1 議案第1号ないし第21号	89
	○会派代表質問 中村（誠吾）議員	89
	○会派代表質問 高橋（龍）議員	106
	○無所属議員の質疑及び一般質問 石田議員	122
1	散 会	123

○ 12月10日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	125
1	欠席議員	125
1	出席説明員	125
1	議事参与事務局職員	126
1	開 議	127
1	会議録署名議員の指名	127
1	日程第1 議案第1号ないし第21号	127
○	一般質問 千葉議員	127
○	一般質問 新谷議員	137
○	一般質問 林下議員	147
○	一般質問 中村（岩雄）議員	155
○	一般質問 安齋議員	158
○	議事進行について 安齋議員	162
○	議事進行について 安齋議員	163
○	議事進行について 安齋議員	164
○	議事進行について 新谷議員	164
○	議事進行について 小貫議員	166
○	議事進行について 安齋議員	172
○	一般質問 小貫議員	173
○	一般質問 鈴木議員	178
	予算特別委員会設置・付託	195
	常任委員会付託	195
1	日程第2 請願及び陳情	195
	常任委員会付託	195
1	日程第3 休会の決定	195
1	散 会	195

○ 12月18日（金曜日） 第6日目

1	出席議員	197
1	欠席議員	197
1	出席説明員	197
1	議事参与事務局職員	198
1	開 議	199

1	会議録署名議員の指名	199
1	日程第1 会期の延長	199
1	日程第2 休会の決定	199
1	散 会	199

○ 12月22日（火曜日） 第7日目

1	出席議員	201
1	欠席議員	201
1	出席説明員	201
1	議事参与事務局職員	202
1	開 議	203
1	会議録署名議員の指名	203
1	日程第1 議案第1号ないし第21号並びに平成27年第3回定例会議案第6号ないし 第19号並びに請願及び陳情並びに調査	203
	市長から発言の申出	203
	森井秀明市長に対し、厳しく反省し、真摯で的確な議会対応を強く求める動議 秋元議員	203
○討 論	石田議員	204
○討 論	安斎議員	204
○採 決（動議）		205
	予算特別委員長報告	205
○討 論	小貫議員	210
○討 論	山田議員	210
	採 決	211
	決算特別委員長報告	211
○討 論	高野議員	215
	採 決	217
	総務常任委員長報告	217
○討 論	酒井（隆裕）議員	219
○討 論	面野議員	220
	採 決	220
	経済常任委員長報告	221
	採 決	222
	厚生常任委員長報告	222
○討 論	高野議員	224
○討 論	鈴木議員	226

○討 論	中村（誠吾）議員	227
○討 論	松田議員	228
○討 論	高橋（龍）議員	228
採 決		229
建設常任委員長報告		229
○討 論	前田議員	231
○討 論	川畑議員	232
○討 論	高橋（克幸）議員	233
○討 論	林下議員	233
○討 論	安齋議員	234
採 決		234
学校適正配置等調査特別委員長報告		235
○討 論	酒井（隆裕）議員	236
採 決		237
1 日程第2	議案第22号ないし第24号	237
○市長提案説明	（議22～24）	237
採 決		237
1 日程第3	意見書案第1号ないし第8号	237
○提案説明	（意1～4 川畑議員）	238
○討 論	中村（吉宏）議員	240
○討 論	小貫議員	241
○討 論	中村（誠吾）議員	242
採 決		243
1 日程第4	陳情	243
常任委員会付託		243
閉会中継続審査		243
1 閉 会		245

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成27年度小樽市一般会計補正予算
議案	第2号	平成27年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第3号	平成27年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第4号	平成27年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第5号	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
議案	第6号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案	第7号	工事請負変更契約について [奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事]
議案	第8号	工事請負変更契約について [山手地区統合小学校新築造成工事]
議案	第9号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター]
議案	第10号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市銭函市民センター]
議案	第11号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市総合福祉センター]
議案	第12号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市身体障害者福祉センター]
議案	第13号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市産業会館]
議案	第14号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市事業内職業訓練センター]
議案	第15号	公の施設の指定管理者の指定について [おたる自然の村]
議案	第16号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市観光物産プラザ]
議案	第17号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市鯉御殿]
議案	第18号	公の施設の指定管理者の指定について [各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）]
議案	第19号	公の施設の指定管理者の指定について [各市営住宅の集会所（会館）]
議案	第20号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市銭函パークゴルフ場]
議案	第21号	小樽市非核港湾条例案
議案	第22号	小樽市公平委員会委員の選任について
議案	第23号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	第24号	人権擁護委員候補者の推薦について

意見書案

意見書案	第1号	T P P 交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書（案）
意見書案	第2号	所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）
意見書案	第3号	北海道の全ての子供たちに行き届いた教育を求める意見書（案）
意見書案	第4号	「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書（案）
意見書案	第5号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）
意見書案	第6号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）
意見書案	第7号	地方大学の機能強化を求める意見書（案）
意見書案	第8号	夜間中学の整備と拡充を求める意見書（案）

請願

請願	第2号	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について
----	-----	-----------------------------

陳情

陳情	第9号	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について
陳情	第10号	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について
陳情	第11号	「店舗リフォーム助成」条例制定方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

酒井（隆行）議員（12月7日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 人事について
 - (1) 参与について
 - (2) 副市長について
- 2 除雪に関連して
 - (1) J V構成について
 - (2) 貸出ダンプについて
- 3 議案第1号について
 - (1) 銭函3丁目駐車場に関連して
 - (2) 市民公募委員登録制度について
- 4 市長の政治姿勢について
 - (1) 公約について
 - (2) リスクマネジメントについて
 - (3) 信頼関係について
- 5 その他

酒井（隆裕）議員（12月7日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 議会意思の尊重について
 - (2) 市民との話合いについて
 - (3) 市長の判断について
 - (4) 副市長不在の認識について
 - (5) 副市長選任への考え方について
- 2 一般会計補正予算について
 - (1) 教室改修事業費（稲穂小）について
 - (2) 市民公募委員登録制度について
 - (3) マイナンバー制度について
- 3 来年度の予算方針について
 - (1) 子どもの医療費助成について
 - (2) ふれあいパス利用制限方針について
 - (3) 除雪問題について
 - (4) 新「小樽市室内水泳プール」について
- 4 自治体病院について
 - (1) 来院者にわかりやすい病院について

- (2) 患者からの意見をどう反映していくかについて
- (3) 病院機能評価について
- 5 その他

秋元議員（12月8日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の不誠実な対応に対する抗議について
- 2 市政運営と財政問題について
 - (1) 一般会計補正予算について
 - (2) 病院事業会計と医師確保について
 - (3) 新公立病院改革プラン策定について
 - (4) 副市長の選任について
 - ア 副市長の公職と職務について
 - イ 副市長不在に伴う影響について
 - ウ 副市長選任の取組について
 - エ 副市長選任の「選任についての協議方」依頼について
 - オ 副市長選任の要請について
 - (5) 参与について
 - ア 不適切な文書の取扱いについて
 - イ 参与の特別待遇について
 - ウ 参与との関係について
 - エ 参与の地方自治法違反、小樽市嘱託員就業規則違反について
 - オ 参与の解雇と解任について
 - (6) ふれあいパスについて
 - ア ふれあいパスの事業目的について
 - イ 事業趣旨と冊数制限の整合性について
 - ウ 利用目的調査について
 - エ 市長の指示と見直し案の判断について
 - オ これまでの市長発言との整合性について
- 3 地方創生と小樽市総合戦略について
 - (1) 人口ビジョンについて
 - (2) 小樽市総合戦略について
 - (3) 地方創生交付金について
- 4 除雪業務の入札問題について
 - (1) 業者に与えた混乱について
 - (2) 新たな登録業者への審査について
 - (3) 入札等参加申請書提出要領に反する条件変更について
 - (4) 説明責任と業者、市民へのコメントと謝罪について
 - (5) 市長、建設部長の責任問題について
- 5 その他

中村（誠吾）議員（12月9日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - （1）市長の記者会見における対応と準備不足
 - （2）参与の任用について
 - （3）除排雪問題について
- 2 市民の暮らしについて
- 3 市立病院について
- 4 いじめについて
- 5 平和について
- 6 その他

高橋（龍）議員（12月9日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 産業振興について
 - （1）観光事業について
 - （2）地場産品のブランド力推進について
 - （3）中小企業振興基本条例について
- 2 除排雪について
 - （1）除排雪体制について
 - （2）きめ細やかな除排雪とは
 - （3）入札に関して
 - （4）来年度に向けての取組
 - （5）他都市の事例と小樽の除排雪システムの確立
- 3 行政評価について
- 4 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

石田議員（12月9日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 貸出ダンプ制度について
- 2 その他

○一般質問

千葉議員（12月10日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 北海道新幹線開業に向けた取組について
- 2 市営住宅について
 - (1) 市営住宅管理戸数の考え方について
 - (2) 借上市営住宅について
 - (3) 自動販売機設置について
- 3 認知症対策について
 - (1) 第6期介護保険事業計画について
 - (2) 徘徊模擬訓練について
 - (3) 認知症の方と家族を支える支援について
 - (4) 認知症簡易チェックシステム導入の考えについて
- 4 産後ケアについて
 - (1) 安心して赤ちゃんが産める医師の確保について
 - (2) 「産後うつ」の実態と対策について
 - (3) 助産師の活用について
 - (4) 「小樽版ネウボラ」の推進について
- 5 その他

新谷議員（12月10日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 介護保険について
- 2 簡易水道について
- 3 JR駅舎のバリアフリー化について
- 4 未婚ひとり親の寡婦控除みなし適用について
- 5 その他

林下議員（12月10日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 国の地方創生と小樽市の総合戦略について
- 3 TPPの合意と小樽市の対策について
- 4 ふれあいパスについて
- 5 その他

中村（岩雄）議員（12月10日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 塩谷海岸について
- 2 農業者からの要望と対策について
- 3 その他

安齋議員（12月10日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 除雪問題と参与の必要性について
- 2 その他

小貫議員（12月10日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 バス停留所の問題について
 - (1) バス停留所の上屋設置
 - (2) 小樽築港駅停留所について
 - (3) バス停の除雪について
- 2 公共交通整備のための協議会設置について
- 3 その他

鈴木議員（12月10日7番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 地方創生交付金不採択について
- 2 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備について
- 3 第2・第3号ふ頭整備と対ロシア貿易について
- 4 小樽医療ツーリズムについて
- 5 ふれあいパス見直しについて
- 6 小学生までの医療費無料化について
- 7 周産期医療と産後ケアについて
- 8 学校給食におけるアレルギー対応について
- 9 児童・生徒の学力向上と生活面について
- 10 市長の行政指針について
- 11 その他

平成27年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成27年12月2日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	上林猛
病院局長	並木昭義	水道局長	飯田俊哉
総務部長	小鷹孝一	財政部長	前田孝一
産業港湾部長	中野弘章	産業港湾部参事	田中泰彦
生活環境部長	渡辺幸生	医療保険部長	小山秀昭
福祉部長	三浦波人	保健所長	秋野惠美子
建設部長	相庭孝昭	消防長	明井隆生
病院局小樽市立病院事務部長	笠原啓仁	教育部長	迫俊哉
総務部企画政策室長	日栄聡	総務部総務課長	石坂康雄
財政部財政課長	志賀公		

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成27年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆行議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月18日までの17日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第21号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第20号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの平成27年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、今年の夏、おたるドリームビーチ海水浴場が開設されなかったことから、駐車場使用料を減額するとともに、銭函3丁目駐車場管理経費と海水浴場対策委員会補助金を減額したほか、北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金について、前年度の療養給付費額の確定に伴い、今年度負担金を減額いたしました。

また、平成28年度の学校再編に伴い稲穂小学校の児童数増加が見込まれることから、必要な普通教室を確保するための教室改修事業費や社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム整備事業費を計上したほか、市政への市民参加を促進するため、各種審議会等における市民公募委員登録制度の導入に伴う自治基本条例推進等事業費などについて、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、諸収入及び市債を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るための臨時市道整備事業費や、旧学校給食オタモイ共同調理場の跡地に平成29年3月の完成を予定している（仮称）消防署オタモイ出張所の建設工事費のほか、張碓小学校のスクールバス運行経費、水泳教室開催経費を計上いたしました。

また、身体障害者福祉センターなど10件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は1,147万8,000円の減となり、財政規模は571億7,235万8,000円となりました。

次に、特別会計では、住宅事業特別会計において、債務負担行為として、市営住宅の管理代行業務等に係る経費を計上いたしました。

また、企業会計では、病院事業会計において、入院・外来収益の増及び薬品等の材料費などの費用の増加について所要の補正をしたほか、水道事業会計において、工事の早期発注を図るため、債務負担行為として配水管整備工事費について所要の経費を計上いたしました。

続きまして、議案第5号から議案第20号までについて説明申し上げます。

議案第5号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、北山中学校及び末広中学校を統合し、その名称及び位置を定めるものであります。

議案第7号及び議案第8号の工事請負変更契約につきましては、奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事及び山手地区統合小学校新築造成工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第9号から議案第20号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。市民会館、公会堂及び市民センターにつきましては引き続き小樽ビル管理・大幸総業グループを、銭函市民センターにつきましては引き続き小樽市銭函連合町会を、総合福祉センターにつきましては引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、身体障害者福祉センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽身体障害者福祉協会を、産業会館につきましては引き続き協同組合小樽名店街を、事業内職業訓練センターにつきましては引き続き小樽地方職業訓練協会を、自然の村につきましては引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を、観光物産プラザにつきましては引き続き一般社団法人小樽観光協会を、鯉御殿につきましては引き続き株式会社小樽水族館公社を、各市営住宅につきましては引き続き協和総合管理株式会社を、各市営住宅の集会所又は会館につきましては引き続き各市営住宅の集会所又は会館の管理委員会を、銭函パークゴルフ場につきましては引き続き丸三三浦商事株式会社を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、議案第21号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 提案者を代表して、議案第21号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今年が第2次世界大戦終戦70年であり、広島、長崎での被爆70年に当たります。

今、「核兵器のない世界」を目指す運動が世界の各分野で展開されております。小樽市が2009年10月に加盟している平和首長会議は、核兵器禁止条約の交渉開始を求める署名活動などを展開しています。平和首長会議の加盟都市は昨年4月1日から今年11月1日までに国内では187増加し、1,597都市となり、国際的には161か国・地域の6,893都市へと広がっています。

原水爆禁止日本協議会、略称日本原水協は、国際平和ビューローが計画した被爆者ヨーロッパ遊説に被爆者を含めた代表団を派遣いたしました。このヨーロッパ遊説は、被爆70年を核兵器のない世界への転換点にすること、核兵器廃絶の世論を高めるため、核保有国やNATO加盟国を中心に二つのコースを回りました。一つは核保有国のフランス、イギリスやスペインを回るコース、もう一つはフィンランド、スウェーデンを回るコースです。現地での交渉は、日本の核兵器廃絶を求める運動とともに、安保法案の廃案を迫った空前の闘いや今後の安保法制廃止運動について知らせ、連帯を發展させてきました。

また、日本原水協は、10月27日、核兵器全面禁止のアピール署名が501万2,150筆に達したと発表し、前進した運動を展開しています。

国連総会第1委員会は、2日、核兵器の非人道性を告発し、全面廃絶や禁止条約の交渉開始を求める新たな決議案を圧倒的な賛成多数で採択しています。決議案は、「核兵器の人道的结果」「核兵器の禁

止と廃絶のための人道の誓い」「核兵器のない世界への道徳的な責務」の三つがあります。中でも、メキシコ、アイルランドなどが準備した「核兵器の道徳的結果」の決議案は、賛成136、反対18、棄権21という圧倒的な多数で採択され、いかなる状況の下でも核兵器が二度と使われないことが人類の生存の利益になり、その唯一の道は全面廃絶であると強調しています。

全ての核兵器及び戦争の廃絶を訴えた世界中の科学者による国際会議である第61回バグウォッシュ会議世界大会は、11月1日から長崎市で開催し、核保有国に対し、核兵器の廃絶を確約することを求め、世界の政治指導者に対して被爆者の叫びを真摯に受け止めるよう強く訴える宣言を行っています。

フランスのパリ市内で無差別テロが発生、コンサートが開かれていた中心部の劇場とその周辺やサッカーの試合が行われていた北部の競技場付近などで多数の死者が出ました。罪のない市民を無差別で殺害した大量テロを厳しく糾弾し、犠牲者の家族や関係者に心からの哀悼を表します。無差別テロは国際社会にとっての重大問題であり、いかなる口実や背景があろうとも許されません。

2001年アメリカ同時テロの後、テロリストをかくまったとしてアメリカがアフガニスタンを攻撃したり、大量破壊兵器の疑惑をでっち上げてイラクに侵略し、政権を崩壊させたりしました。それ以降、世界では戦争とテロの悪循環が続いています。戦争でテロがなくなかったのは明らかです。空爆など軍事作戦の強化では問題は解決しません。逆に憎しみの連鎖をつくり出し、テロと戦争の悪循環をつくり出すこととなります。安倍政権が強行した安保法制によって、ISに対する空爆など、軍事作戦に自衛隊が参加する危険性があります。そうした道は、テロ問題の解決に役立たないだけでなく、日本国民をテロの危険にさらすことになるのではないのでしょうか。

道内の主要港湾には、国際拠点港湾2港と重要港湾10港があります。この中で外国艦船の入港が最も多いのは小樽港です。安保法制成立によって、テロの標的となることも心配されます。

パリ同時テロで妻を殺害されたジャーナリスト、アントワヌ・レリス氏が実行犯に対して「君たちに憎しみという贈り物を上げない」というメッセージを述べたことが、世界に大きな感動を広げました。何よりも大切なことは、憎しみの連鎖を断ち切るための国際社会の一致結束した取組ではないでしょうか。

米国艦船の小樽港への寄港に当たって、外務省は、これまで「米国艦船については、核兵器を搭載していないことに我が国政府として疑いを有していません」と繰り返しています。しかし、核兵器搭載が可能なことは、多くの方が認めているところです。

核兵器搭載が可能な米国艦船が日本の商業港に自由に寄港するのはなぜか。それは、日米間に核密約があるからです。日米間の秘密合意がなされていたことは、米国の公文書公開によって明らかにされています。この文書は、アメリカ代表が、公式の席上では、核兵器を搭載した軍艦が日本への事前協議なしに寄港することを条約上の権利として主張し、日本政府が条約、交換公文、討論記録の解釈を一体のものとして受け入れたことを示しています。核密約が現在も生きていることから、外務省は、核兵器搭載の有無についての照会に対して、曖昧な回答に終始しているのはそのためです。

商業港としての小樽港は、観光振興の一環としてクルーズ客船の寄港促進に力を入れています。平和な小樽港への米国艦船寄港の定期化は、観光振興にとってマイナスイメージになります。

神戸市会は、1975年3月18日、核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を行っています。そして、入港を希望する艦船に対して、非核証明書の提出を求めています。米国艦船は非核証明書の提出を拒み、入港していません。小樽市議会は、神戸市会の決議を教訓に、小樽市非核港湾条例案を決議すべきです。

各会派の議員の皆さんの賛同をお願いして、非核港湾条例案の提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「平成27年小樽市議会第3回定例会議案第17号の訂正」を議題といたします。

市長から議案の訂正理由について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 平成27年9月2日に提出いたしました小樽市議会第3回定例会議案第17号平成26年度小樽市水道事業剰余金の処分及び決算認定についてにつきまして、別紙の表中「自己資本金への組入」とすべきところを「減債積立金に積立」とする誤りがありましたので、訂正をお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

なお、今後、議案の提出に当たりましては、十分に注意してまいりますので、なにとぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月3日から12月6日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 酒 井 隆 行

議員 面 野 大 輔

平成27年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成27年12月7日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛															
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉											
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一											
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦						
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子										
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生												
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉		
総	務	部	長	日	栄	聡	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
財	政	部	財	政	課	長																				

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 平成27年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

第2回定例会での私の一般質問でも申し上げましたが、森井市政が誕生し、これまでの本会議や各委員会での答弁を聞いていても、市長が公約に掲げている市政のオープンに値する答弁にはなっておりません。これは我々議員もそうですが、傍聴に来られた市民の皆様やネット中継を見た市民の皆様からも多くの不満の声をいただいております。民間企業の就業経験が少ない森井市長はあまり意識されていないかもしれませんが、民間企業でお仕事されている皆様は、この時間も多くの方が就業しており、市長や我々議員はそんな皆様から負託を受けて小樽市の未来に向けて議論する時間を与えていただいております。議論はお互いの信頼関係の下、言葉で成り立つものであります。そして、信頼関係とは相互にお互いのことを信頼し合える関係、信頼することができるような関係であり、それは本会議や各委員会、さらには記者会見やふだんの言葉と行動で培われるものであります。言葉遊びと表現される方もいるようですが、本会議や各委員会での言葉には重みがあり、その責任を我々は背負っているのです。そして、本会議、各委員会では我々の言葉は議事録として残り、現在から未来へとつながっていきます。

まずは本日から始まる各会派代表質問に対し、議論を深めるためにも、そして信頼関係を築き上げる第一歩につながるような平成27年第4回定例会にさせていただきたいとお願い申し上げ、森井市長が市民の皆様にお約束した市政の現状をオープンにし、透明感のある答弁をしていただきたいと強く要望いたします。

初めに、人事にかかわる参与について伺います。

第3回定例会では、議会において参与は必要なしという結果にもかかわらず、いまだに市長はやめさせることはできないとし、任用を続けています。これまでの本会議あるいは各委員会において、参与の具体的な立場や仕事内容についても示されないまま、市長は議会の皆さんの意に沿った形で任用することとありますが、議会の意は一日も早く任用を解いていただくこととあります。これまでの議論の中での議会の意をどのように受け止めているのか、市長の見解を伺います。

次に、市長は参与をやめさせることはできないと答弁を繰り返していますが、そもそも任用手続においても決して適正ではない手順で進め、任用規程もつくらず、報酬の根拠も曖昧なまま、就業時間もしばしばオーバーし、就業規則違反をしている状態など、とても行政に精通していると思えない行動の参与を急いで任用し、やめさせられない状況をつくったのは市長であります。6月30日の予算特別委員会での市長答弁では、参与の設置の仕方はさまざまに焦りすぎたのかもしれないとのことでしたが、なぜ焦る必要があったのか、伺います。

また、焦ったことによってふぐあいも生じたと考えますが、どのように認識されていますか、お答えください。

また、任用は確かに市長に権限がありますが、報酬の予算は市長の権限だけでは執行できないことは

市長も御承知だと思います。本来は任用規程をつくり、それに基づく予算をつけて審議し、承認を得られれば任用というのが通常の流れで、最短で最もスムーズに行われるのは市議会議員の経験がある市長でありますから、御承知のことと思われませんが、市長の見解を伺います。

次に、第3回定例会での自民党の代表質問でも、市長の資質についてお聞きしましたが、森井市長の後援会でもその資質について法定ビラの中に示されております。市長の資質とは、市民の話に耳を傾け、偏ることなく公平中立な市政運営に尽力を尽くす創造性の高い市長が求められるのではないのでしょうかとのことです。政治家として最も重視しなければならないことだと私も共感するところでありますが、森井市長の言動と後援会が求めているその資質に違和感を持つのは私だけでしょうか。

その違和感とは、参与について市長の知り合いを市長の権限で任用するのは、偏ることなく公平で中立な市政運営に尽力することになるのでしょうか、具体的に見解を伺います。

参与に関連して、11月17日の建設常任委員会でも質問がありましたが、銭函市民センターで行われた除雪懇談会において、参与から本来であれば市長が出席し、皆様にお話ししなければならないのですが、市長は公務で出席できません、申しわけございません、私が今日はここに代理で出席いたしましたとのことで挨拶がありました。また、翌日の桂岡十万坪会館では、同じく市長は出席されておられませんでしたが、建設部長からの挨拶で、参与からの謝罪はありませんでした。なぜ会場によって対応が違うのでしょうか、見解を伺います。

参与は、銭函市民センターで発言した市長の代理で出席したのであれば、同じように対応しなければならないのではないのでしょうか、見解を伺います。

そもそも市長代理の権限がどこにもないことは、さきの建設常任委員会でも明らかであります。参与がみずから行ったともとれる答弁もありました。それであれば、参与はみずからの立場を理解していない行動になりますが、見解を伺います。

次に、参与の報酬であります。予算の流用で不適切ではないにしても、100パーセント適正とは言いがたい処理をされておりますが、このことについての市長の見解を伺います。

行政に精通し、経験豊富な参与がこれまでの各委員会における答弁では知らなかった、行動に気を付けると語っております。また、アドバイザーとしても具体的なアドバイスもなく、参与本人も自分の立場を理解していない状態です。行政に精通し、経験豊富とは何を基準に市長は答弁されているのか、市役所に勤めていて、大雪のときに除雪にかかわっていたことや、数年間、民間企業にいたからという答弁だけでは理解できません。特に、民間企業での経験が豊富というのは、どういう基準なのでしょう。

例えば、民間企業の基準で考えれば、実務経験何年以上、有資格者、営業経験何年以上などがあり、なぜその経験が必要なのか、理解できるように記載されておりますが、具体的に根拠をお示しください。

次に、副市長人事について伺います。

今定例会では、残念ながら今日現在、副市長人事案が提出されておられません。我々自民党としても一日も早く森井市長を支える副市長を決めていただきたいと思います。願っております。

さて、前回の第3回定例会を少し振り返ってみますが、森井市長が提案された前回の副市長人事案では、無所属議員を除く全会派一致で否決となりました。その理由は、その方の経歴に問題があるのではなく、森井市長の政治姿勢に問題があるとの討論が多くありました。

そこで伺います。

第3回定例会において、副市長人事案が否決された原因は何にあると認識していますか、お答えください。

次に、第3回定例会以降の副市長人事に関して伺います。

本市の副市長は、石狩湾新港管理組合の副管理者や有事の際の市長が不在又は事故があった場合の指揮順位は、副市長、総務部長とするとのことであり、この役割は大変重要であります。また、市長がみずから発言されておりますが、副市長が不在で職員の皆様には大変負担をかけているので、一日も早く決めたいとのことでもあります。教育、水道、病院を含めた各部局には優秀な人材が多々いらっしゃいます。庁舎内外を含めて早く決めていただきたいと思いますが、森井市長が考える副市長とはどのような方をイメージしているのか、お答えください。

以上、人事にかかわる参与と副市長についての質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、人事について御質問がありました。

初めに、参与についてですが、まず第3回定例会において参与は必要なしという議会の意をどのように受け止めているかにつきましては、私自身、議会における議決は大変重いものと捉えておりますが、参与の取扱いにつきましては、第3回定例会でお示した案が、その時点で考えられる最善策であると考えておりました。しかし、残念ながら御賛同を得ることができませんでしたので、議会の理解が得られるよう、今後における参与の取扱いについて引き続き検討を行っているところであります。

次に、参与の設置について焦りすぎたこと、それにより生じたふぐあいにつきましては、早期に公約を実現したい、特にこの冬からの除排雪の改善を行いたいとの思いから任用に踏み切らせていただきました。また、生じたふぐあいについては、勤務時間が8時50分から15時30分となっているため、その時間以外にアドバイスをいただいたり、会議等に出席できないという制限があることなどが挙げられます。

次に、任用にかかわり報酬の予算は市長の権限だけでは執行できないということにつきましては、予算の執行は長の権限にゆだねられており、6月10日から任用した参与に対する報酬は流用による予算措置をし、執行したものであります。

次に、参与の任用が公平・中立な市政に力を尽くすことになるのかということにつきましては、あくまで私の公約の実現に向けてアドバイスをいただける方という視点で人選し、行政と民間の両方の豊富な経験を有している方の中から任用可能な方を人選したところであり、知り合いという理由で採用したわけではございません。したがって、このことが公平・中立な市政の運用を損なうものとは考えておりません。

次に、参与の対応が会場によって違う件につきましては、銭函市民センターで開催された除雪懇談会には、私と建設部長が公務で欠席せざるを得なかったことから、参与が市民の不安を解消しようと発言したものであります。

次に、桂岡十万坪会館で開催された除雪懇談会での参与の対応につきましては、建設部長が除雪懇談会に出席し、挨拶の中で入札の状況について説明したため、参与は発言しなかったものであります。

次に、参与の発言、行動が、みずからの立場を理解していないという点につきましては、参与は私の公約実現に向けてアドバイスを行うことや、住民、団体等との連携及び調整に関することなどが職務であり、この範囲において業務を行っているという点と理解しております。

次に、参与の報酬が予算の流用で処理されていることにつきましては、現計予算からの流用という措置は長に認められている権限でありますので、適正に処理しております。

次に、参与の行政での経験、民間企業での経験につきましては、公約実現へのアドバイザーとしての職務の性格から、行政と民間の両方の視点を持ち合わせている点を重要視いたしました。

民間企業では測量士、1級土木施工管理技士の資格を生かし、土木現場における主任技術者として技術指導や管理に当たっておりました。また、除排雪業務においては主に御家庭などからの申込みに対応しながら、市内を巡回する中で、現場に赴き、現状を鑑みながら、現場で働く方々の声にも触れることで、市内の除排雪状況を把握されていると考えております。その意味で、特に私の公約における重要項目の一つである除排雪の現場も熟知されているため、適任と判断したところであります。

次に、副市長についてですが、まず、第3回定例会において副市長人事が否決となった原因の認識につきましては、私がこれまでいわゆるしがらみを批判してきたにもかかわらず、政治資金規正法問題にかかわった当事者の一人を選任しようとしたことについて、議会から理解が得られなかったためと認識しております。

次に、第3回定例会以降の副市長人事の進捗状況につきましては、これまでの間、人選を検討してまいりましたが、残念ながら現時点では新たな候補者を決定するには至っておりません。

次に、私が考える副市長のイメージにつきましては、これまでもお話ししてきたとおり、市民の皆様の期待に応えるべく公約の実現に向け、それを理解して、役割を果たしていただける方ということであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、除雪に関連して質問いたします。

森井市長の最重要公約でもある除雪体制の見直しについて、除雪は、市、市民、除雪業務に当たる業者の三者共同事業であります。このことは除雪懇談会でも説明されておりました。当然、市長も認識されているかと思えます。

今年度の除雪体制については、現時点で各ステーションのJVも決まり、安心されているかのような市長からのコメントを報道各社に出されておりました。

しかし、事態は深刻であります。

まず、JVの入札手続の過程について質問いたします。

8月28日に昨年同様のJV要領にて説明会を開催し、9月7日の夜、建設部が市長への報告の際、市長から2社以上の要領できめ細かな除雪体制を維持できるのか、より多くの除雪業者が増えるようにしてほしいと提案があったとのことであります。それを受けて、9月10日に2社から4社に変更する方針を決めましたが、JV構成員の変更がきめ細やかな除雪体制の構築にどうつながるのか、建設常任委員会でも質問がありましたが、全く理解はできませんでした。除雪予算が決まっています、人件費もそこから算出されるわけであります。また、重機の台数もオペレーターの数も決まっている中で、業者を増やすだけでは稼働できる数は変わらないのではないのでしょうか、お答えください。

また、きめ細やかな除雪体制を維持できるのかという言葉から、このことが業者の話にすぐさまつながるのはとても不自然に感じます。なぜならば、それは人員の問題であり、業者数の問題ではないからです。このことについての見解を伺います。

あわせて質問いたしますが、業者を増やさなければならぬ理由があったのではないのでしょうか、明確な答弁を求めます。

また、将来を見据えてとのことでありますが、どのように見据えているのか、変更した場合と変更しない場合について具体的にお示しください。

また、除雪に関しては建設部のJV要領が適用されるとのことでありますが、基本となる考え方は小樽市共同企業体取扱要綱かと思えます。その結成方法には、原則として自主結成によるものとなっておりますが、今回2回の不調時、市から業者に対してどのような働きかけがあったのか、若しくは働きかけがなかったのか、お答えください。

また、小樽市内においては、坂道もあれば細い道、平坦地は少ないものの地域性に特徴があることは市長も御承知のことと思われまふ。地域において条件が異なるにもかかわらず、一律の4社以上の要領は理解ができません。リスクマネジメントの観点から、どのような経過を経て4社になったのでしょうか、お答えください。

JVとは一つの事業目的を達成するために複数の業者が自主的に結成、編成するものです。除雪事業の目的は言うまでもなく、地域の安全の確立、市民の安全を担保することです。この目的を達成することのJVの結成、編成の大前提は構成員の信頼関係であるからこそ、自主的な結成なのです。

市長は今回の除雪JV結成を踏まえた上で、自主的な結成についてどのような認識を持っているのか、伺います。

次に、小樽市民の皆様に対して市長のお考えを伺います。

11月18日の落札後、2度の不調は大変残念、ようやく決まりほっとしているなどのコメントが出されましたが、2度の不調、これは結果であります。経過は4社でJV構成ができなかったことであります。そして、その原因はJV要領を2社以上から4社以上に変更したことであります。原因をつくった建設部、そして小樽市の最高責任者である市長が、他人ごとのようなコメントを出していること自体、本当に市民の皆様のことを考えているのかと疑問を感じます。市民の皆様には不安を与えた事実に対し、またJVの入札に同じ書類を何度も作成し、作業に時間と労力を費やした企業の皆様や担当者に対して、市長はどのように感じているのか、市長の見解を伺います。

また、今回、不調になった2回の入札について、その原因はどのように分析されたのでしょうか、お答えください。

次に、今回の突然のJV要領の変更により、混乱を招き、長年培ってきた除雪共同企業体と市との関係を損ねた結果を、市長はどのように認識されているのか、お答えください。

また、このことによって、間接的に市職員の皆様にも影響があると考えますが、リスクマネジメントの観点から市長の認識を伺います。

除雪に関連して、貸出ダンプについて11月17日の建設常任委員会でも質疑が行われましたが、改めて質問いたします。

現在、四つの組合と市が契約し、平成26年度は約150台のダンプトラックが稼働しているとのことであります。

まず、大きな変更点として、従来、組合は各組合員の事情も考慮した上で配車を行っていたのを、登録しているダンプトラックに通し番号を付し、順番に均等に配車を行うということでありました。これまでの各組合の営業努力が一瞬で壊れる制度ですが、各組合の営業努力を市長はどのように認識していますか、伺います。

次に、昨年度においてルール違反などの問題があったとのことでありますが、まずはルール違反に対

しての十分な指導が先なのではないでしょうか、お答えください。

話は少し脱線しますが、ドリームビーチについては何十年もルール違反をしていたにもかかわらず、建物の除去がされたから、来年また同じ組合に仮設物の許可を出すと記者会見で述べていました。同じ建設部の所管でありながらあまりにも対応が違いすぎるのではないのでしょうか、見解を伺います。

次に、町会等が契約している積込み業者の所属するダンプ組合から、配車する方法は長年行われてきていますが、この配車方法のメリットもあるかと思われま。このことについてどのように捉えているのか、お答えください。

次に、11月4日、建設部が各組合に行った説明資料を見ますと、小樽市貸出ダンプの今年度の改革案（素案）とあります。そして、委員会では4組合の理解がなければ進めないとの答弁でありました。

ここで違和感があります。最初の段階から4組合の理解がなければ進めないのであれば、今年度という言葉ではなく、小樽市貸出ダンプの改革案（素案）若しくは来年度以降に向けた小樽市貸出ダンプの改革案（素案）になるのではないのでしょうか、お答えください。

関連して、各組合からの意見聴取についても同様、最初から4組合の理解がなければ進めないのであれば、1週間という期間ではなくもっと余裕を持った期間にできたと思いますが、見解を伺います。

また、当初予定した今年度から今後に変更した理由を伺います。

次に、昨年実績4組合が登録をし、仮に今年から均等に配車を行うよう変更した場合、どの組合の運搬作業が減り、どの組合の運搬作業が増えるのか、昨年度実績を基に組合名と支払金額、代表者数も含めてお示しください。

この項最後に、来年度以降についても、除雪のJV要領、貸出ダンプ制度の素案は一度白紙撤回を求めます。その上で、よりよい制度設計のためにも、きちんと調査研究をし、関係業者としっかり向き合っけて聞き取りしていただくことを強く要望し、これに対しての答弁を求めて、除雪に関しての質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除雪に関して御質問がありました。

初めに、JV構成についてですが、まず、業者を増やすだけでは稼働できる重機の台数やオペレーターの数が変わらないのではないかと思います。地域総合除雪業務の仕様書に記載している機械の台数は標準的なものであり、業者数が増えることで機械の増備が図られ、降雪等の状況により作業が遅れたときなどには共同企業体の中でお互いの業務を補完することができることから、よりきめ細やかな除排雪につながるものと考えております。

次に、きめ細やかな除排雪体制の維持は人員の問題であり、業者数の問題ではないということにつきましては、業者数が増えることで業務処理責任者が増員され、担当区域の路面管理などにより目が行き届くとともに、苦情への速やかな対応が図られ、きめ細やかな除排雪体制につながるものと考えております。

次に、業者を増やさなければならない理由につきましては、除雪拠点を増やすに当たり、これまで銭函地域を除き、4社で構成されていた共同企業体の構成員の水準を維持するとともに、将来的な除排雪体制を見据えて少しでも多くの業者に除排雪作業に携わっていただき、持続可能な除排雪体制を構築するためであります。

次に、どのように将来を見据えているかにつきましては、多くの業者が除排雪業務に携わることで除排雪作業の経験を積み重ね、切磋琢磨することで技術力が向上することにより、業者が一丸となって将来にわたり持続可能な本市の除排雪体制を構築するものであり、このことにより安全で安心な冬の市民生活が支えられるものと考えております。

次に、今回の2回の不調時における市の対応につきましては、1回目の不調の際は10月23日に入札を辞退した共同企業体からその理由を聞き取っております。2回目の不調に伴い、条件を緩和する際には、既に結成されておりました共同企業体に入札への参加意欲を確認しておりますが、働きかけは行っておりません。

次に、構成員数を4社以上とした理由につきましては、構成業者数を増やすことで、お互いに業務を補完することが容易となり、大雪などにおいても作業の遅れや住民からの苦情などに速やかな対応が可能となるものであり、昨年までの除雪ステーションの構成員が銭函地域を担当する第4ステーション以外は4社以上で構成されていたことからの判断であります。

次に、共同企業体の結成につきましては、お互いの信頼関係などが重要でありますので、業務を遂行するために必要な要件の下に、自主的に結成されるべきものと認識しております。

次に、落札後の私の見解につきましては、市民の皆様には御心配をかけていたと感じておりますが、この冬少しでもよくなった除排雪を提供したいという思いから取り組ませていただきました。

また、共同企業体の企業の皆様には、安全で安心な冬の市民生活を支えるため、除排雪作業を通して御協力をお願いしたいと思っております。

次に、不調になった理由につきましては、4社以上で構成する共同企業体が編成できなかったものであり、業者からの聞き取りの中では、信頼できる業者としっかりした体制を組みたいとの理由が大きな要因と伺っております。

次に、JV要領の変更による除雪共同企業体と市の関係につきましては、JV要領の変更はきめ細やかな除排雪を行うためであり、業者に混乱を与えるために取り組んだわけではないことを御理解いただき、冬の市民生活を支えるために除排雪業務を担っていただく業者の皆様には御協力をお願いしたいと考えております。

次に、市職員への影響につきましては、きめ細やかな除排雪を実現するためには、除排雪業務を担う業者と市職員が一丸となって取り組む必要があり、日ごろからの情報共有やコミュニケーションを図っていくことが大切であると認識しております。

次に、貸出ダンプについてであります。

まず、各組合の営業努力の認識につきましては、貸出ダンプ制度は市が各組合と契約し、町会等の利用団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に、ダンプトラックを派遣する制度ではありますが、その配車に当たっては、本来、公平性と効率性を重視すべきものであります。

一方、積込み機械については、町会等の利用団体が積込み業者に派遣を依頼するものでありますので、営業努力については当該契約の中で行われるべきものと考えております。

次に、ルール違反に対する指導につきましては、これまでも積込み業者に対する説明会の際に、申請箇所以外の排雪の禁止やダンプトラックへの積載量の目安などの本制度の遵守事項について周知するとともに、市職員が排雪作業の現地調査を実施し、不適切な作業が確認された場合には業者に指導を行ってきたところであり、特に悪質なケースについては新たな登録を認めないなどの措置をとってきたものであります。また、今年度から現地調査の回数を増やし、指導を強化するところでもあります。

次に、ドリームビーチの仮設建築物と貸出ダンプとの対応の違いにつきましては、ドリームビーチで

は違法状態であった仮設建築物が全棟除却されたことを受け、今後、浜小屋を建設するには建築基準法に基づき対応することになります。

一方、貸出ダンプ制度につきましては、これまで続いてきた不適切な事例に対応するため、指導の強化に加え、制度改正を考えたところであります。

次に、ダンプトラックの配車を積込み業者の所属する組合とするメリットにつきましては、排雪作業の実施日に変更があったときに、配車の調整が容易であることや、例年実施している箇所への配車となることから、作業の効率が上がるといったメリットがあるものと認識しておりますが、これらについては、もしも新たな方式による配車が定着した場合にも、同様の効果が得られるものと考えております。

次に、素案に表記した実施時期につきましては、新たな配車方法の実施に当たっては、各組合の協力及び合意を前提として4組合に素案を提示したものであり、合意が得られた場合には、今年度からの実施を考え、表記したものであります。

次に、各組合からの新たな配車方法への意見の回答期間につきましては、制度設計に時間を要したため、11月4日の提案となったことから、仮に合意が得られた場合には、11月下旬に開催する積込み業者説明会において周知するため、回答期間を1週間程度としたものであります。組合員の意見集約等に時間を要する場合を考慮し、柔軟に対応したものであります。

次に、新たな配車の実施について、今年度から今後に変更した理由につきましては、各組合からの意見を踏まえ、今年度の実施は難しいものと判断したことから、次年度以降の実施に向けた課題とし、今後も協議してまいりたいと考え、変更したものであります。

次に、新たな配車方法の変更による各組合の支払金額につきましては、初めに、平成26年度の実績等は、小樽運送事業協同組合、代表者池田幹雄代表理事、支払額約5,200万円、道央環境土木運送事業協同組合、代表者嶋田秀人代表理事、支払額約8,100万円、道都総合事業協同組合、代表者荒木和廣代表理事、支払額約2,300万円であります。なお、小樽トラック協同組合、代表者津崎亞彦理事長については、10トンダンプを主体に営業していることから、4トンダンプの登録はないため、支払額はありません。

次に、配車方法の変更による支払額は、あくまでも仮の試算であります。昨年度のシーズンを通じた1台当たりの支払額に各組合の保有台数を乗じた金額としては、小樽運送事業協同組合、約5,200万円、道央環境土木運送事業協同組合、約6,600万円、道都総合事業協同組合、約3,900万円となります。

次に、除雪J V要領及び貸出ダンプ制度の素案につきましては、白紙撤回するのではなく、現行制度をよりよい制度設計にするため、関係者との意見交換などをしてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、議案第1号について伺います。

今シーズン、ドリームビーチ海水浴場は違法建築物の撤去が間に合わず、海水浴場としては開設されませんでした。そのことによって多くの市民や道民の皆様から来年に向けてはぜひ開設してほしいとの声を多くいただいております。私もそれを願う一市民でもあります。

まず初めに、海水浴場が開設されなかったことによって、歳入の駐車場使用料1,360万円を減額するとともに、歳出の銭函3丁目駐車場管理経費860万円と海水浴場対策委員会補助金500万円を減額する補正予算案が今定例会に上程されました。この小樽市銭函3丁目駐車場を始めた経緯について伺いたい

たします。

次に、歳入の駐車場使用料を減額するとともに、歳出の銭函3丁目駐車場管理経費と海水浴場対策委員会補助金の関係について説明をお願いいたします。

また、今後の銭函3丁目駐車場運営についての考え方をお示してください。

次に、海水浴客の本市における経済波及効果について伺います。

先日、平成27年度上半期の観光入込客数が発表されました。そこで海水浴客数を入り込み客数に加える場合には、どのような計算式になっているのか、お答えください。

また、蘭島海水浴場とドリームビーチ海水浴場、銭函海水浴場の入り込み客の特徴と、それぞれにおいての経済波及効果についてどのように分析されているのか、お答えください。

また、市長はドリームビーチ海水浴場について経済波及効果を高めていきたいと答弁されていましたが、今後においてどのように進めていくのか、お答えください。

次に、来年度のドリームビーチの開設に向けて伺います。

11月30日の市長定例記者会見では、組合との協議のほかにごみ拾いなどの清掃活動を行ってくれた方々からも意見を聞きたいとお話されておりました。今後どのように行っていくのか、具体的にお答えください。

次に、ドリームビーチ組合の単独での管理で問題が発生してしまった経緯に照らし合わせ、また現在の組合は今回の問題で脱退した組合員もいると聞いていますが、1.2キロメートルもある海岸線を現組合だけで管理・運営するのは難しい状況にあると考えます。新たな団体がつくられて複数の団体での管理体制を望む場合、市として組合との間に入り調整していくお考えはあるのか、見解を伺います。

この項最後に、第2回定例会において市長はドリームビーチに1,290万円の予算を提案され否決となり、結果、多くのボランティアの皆さんが清掃活動に参加され、重大な事故もなく今シーズンを終え、建物の除去もされました。市民の皆様からいただいている大切な税金を使うことなく、結果を出せたと感じております。議会の判断は間違っていなかったと私は感じておりますが、市長の見解を伺います。

次に、自治基本条例の市民公募委員登録制度について伺います。

まず、この制度はいつから検討されていて、どのような経過を経てつくられたのでしょうか。明確な答弁を求めます。

次に、会派議案説明のときには配られなかった資料が、説明の後に補足資料として配付されました。この概要はいつできたのでしょうか、お答えください。

先ほども申し上げましたが、行政の各事業においては市民の皆様からの大切な税金を使い事業が進められており、自治基本条例推進等事業費25万円も税金の一部であります。森井市長は日ごろから政策議論をしたいと言っておりますが、議論する間もなく予算案として上程する市長と関係部局は税金を大切に使っているとはとても思えません。このことについての市長の見解を伺います。

以上、議案第1号についての質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、議案第1号について御質問がありました。

初めに、銭函3丁目駐車場に関連してについてですが、まず、市営小樽市銭函3丁目駐車場を始めた経緯につきましては、平成6年2月の高波暴風雪により、銭函3丁目の前浜の浸食やドリームビーチ協

同組合の浜茶屋が半数以上も全半壊する被害を受けました。このため、小樽市ではこの被害について災害対策を受けられるよう海岸管理者である北海道に要請しておりましたが、海水浴場オープンに向けて協同組合が被害の費用負担が明確にされない中で、復旧工事を発注いたしました。

このようなことから、市は道及び協同組合、さらには海水浴場の安全対策、環境整備や銭函3丁目駐車場などの管理・運営を行っていた対策委員会とで工事費の負担について協議を重ねました。その結果、北海道からは復旧工事の負担はできないものの、平成8年度から前浜整備を行うとの方針が示されたため、平成6年に行われた復旧工事費については、対策委員会が負担することになったものでありますが、対策委員会は多額の工事費を支払う資力を有しておりませんでした。しかしながら、対策委員会は公益的な団体であることから、対策委員会に貸付けすることとしたものであり、この貸付金を返済していくための財源とするために、平成8年度から市営駐車場を開設したものであります。

次に、駐車場使用料、銭函3丁目駐車場管理経費と海水浴場対策委員会補助金の関係につきましては、銭函3丁目駐車場の使用料から管理経費を差し引いた額を海水浴場対策委員会に補助金として支出し、対策委員会はそれを財源として同額を毎年度市からの貸付金の返済に充てる仕組みとなっております。また、今後の銭函3丁目駐車場運営につきましては、道の要綱に基づき、海水浴場が開設された場合は駐車場も開設してまいりたいと考えております。

次に、海水浴客数を観光入込客数に加える場合の計算式と蘭島海水浴場、ドリームビーチ海水浴場、銭函海水浴場の入り込み客の特徴及び経済波及効果の分析につきましては、まず、海水浴客数を入り込み客数に加える場合は、来場者数のうち、市民と市外からの人数を推計し、市外分を入り込み客数に加えております。また、蘭島と銭函海水浴場においては、市民の利用が多く、ドリームビーチ海水浴場は主に札幌市など市外からの利用者が大多数を占めるものと考えております。

なお、海水浴場における経済波及効果の分析は、これまで実施したことがないことからお示しすることはできません。

次に、経済波及効果を高めるために、どのように進めていくのかにつきましては、北海道などと連携し、安全・安心な海の活用ができるルールをつくった上で、イベントやマリンレジャー、物販、飲食などについて市内の企業による事業展開を図ることなどが想定されるものと考えております。

次に、組合のほか、清掃活動を行われた方々からの意見の聞き取りにつきましては、今後の海水浴場のあり方を考えていく際には、多くの方々のアドバイスや御助言をいただくことが必要であると考えており、具体的な方法につきましては、検討してまいりたいと考えております。

次に、複数の団体での管理体制が希望された場合、市として調整していく考えはあるのかにつきましては、道の要綱に基づき海水浴場が開設される場合は、まずは海岸管理者である道との協議が必要であります。地元自治体として必要に応じて協議に参加していかなければならないものと考えております。

次に、第2回定例会での議会の判断につきましては、第2回定例会における議論が数多く報道されたため、市民はもとより道民に今夏のドリームビーチの危険性について幅広く周知されるとともに、銭函3丁目駐車場を閉鎖したことから、結果的に来場者の抑制につながったものと考えております。また、市といたしましては市営海水浴場を開設するための議案を提出した時点では、これほど多くのボランティアの皆様や北海道、警察などの関係機関の御支援や御協力をいただけるとの見通しを立てることができなかつたものであり、議会の御判断につきましては、私から見解を申し上げることは差し控えさせていただきます。

次に、市民公募委員登録制度についてですが、まず検討の開始時期と過程につきましては、7月上旬に他都市での実施状況なども参考に制度設計を開始し、審議会等における市民公募委員の就任実績の現

状把握や今後設置を検討している審議会等の調査などを行い、10月下旬の政策検討会議により本制度の方針を決定したものであります。

次に、本制度の概要説明資料の作成につきましては、さきに申し上げました10月下旬開催の政策検討会議において、その協議資料として作成し、会議の検討結果を踏まえ、11月上旬に再整理したものであります。

次に、本制度に係る提案を予算案として上程したことにつきましては、これまでも各審議会等において公募による委員として、市民の皆様にも市政へ参画いただいておりますが、公募しても応募がないといった課題を解決するとともに、より多くの市民の皆様への参画がさらに進むよう、これまでの手法を補完するための仕組みでありますことから、御理解いただきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 最後に、市長の政治姿勢について質問をいたします。

これまでの本会議や各委員会での市長答弁を聞いてみると、市長が公約に掲げているいいこと、悪いことの判別が市長自身認識されていないように受け取れる発言が多く見受けられます。第2回定例会での私の一般質問では、森井市長から見たいいいこと、悪いことをお聞きしましたが、今回は森井市長自身のこれまでの市民の皆様に対する姿勢や答弁についてのいいこと、悪いことをお聞きいたします。

第2回定例会では、悪いことの例で、これまで森井市長が市役所を外側から見て、職員が市民の皆様には理解しづらい長きにわたる市役所内の常識や慣習にとらわれていた部分が合ったかのように感じておりましたと答弁しておりました。そして、具体的には、政治資金規制法違反をこれまでの悪いことと挙げられておりましたが、前回の副市長人事案のときには、8月31日の市長定例記者会見では公民権停止処分も終わり、更生されようとしている人と語り、その後の第3回定例会では反省されているので、それ以上責めるつもりはないと答弁されておりました。

政治資金規正法違反はあってはならないことだと、私も同じ認識を持っております。また、この事件にかかわった個々人の方は、この事件が発覚したときから反省されていると私は認識しておりますが、市長の見解を伺います。

次に、いいことの例として、市民の皆様にも理解していただくことをよいこととたとえて表現したものですとのことでありますが、悪いことの例のように市長が当選される前のいいことを具体的ににお答えください。さらに、第3回定例会の副市長人事案では、議会はもとより、市民の皆様にも非常に理解に苦しむとの声をいただいておりますが、市長のいいことの認識と照らし合わせると、悪いことに値するのではないのでしょうか、見解を伺います。

次に、いいことの答弁には、これからは職員と市民の皆様がより一層協働で取り組めるようにしてまいるとともに、市の施策が市民にとって有益かそうでないかを判断していくことが大切であると考えておりますとのことでありますが、これは当たり前のことであり、歴代の市長がその時々でやってきたと認識しておりますが、市長の見解を伺います。

次に、しがらみについて、第2回定例会でも各党派から質問があり、市長が考えるしがらみとは選挙時の支援関係を就任後も引きずることにより、市政運営に強い影響をもたらした状態であると考えておりますとのことであります。そして、参与の任用は、市長が言うしがらみではないのかとの質問に対しては、私はそうは思いませんとのことであります。この答弁では理解ができません。私から見れば、

しがらみにしか見えませんが、何がどう違うのか、具体的にわかりやすく答弁を求めます。

次に、除雪のJ V要領の変更、貸出ダンプ制度の素案や今回の市民公募委員登録制度など、何の議論もないままある日突然変更が伝えられるということは、あまりにも議会軽視であります。また、本会議や各委員会での答弁についても、同じことの繰り返しや省略が大変多いのも遺憾に思います。公平で中立な市政に尽力する創造性の高い市長を後援会からも求められておりますが、森井市長が就任し、約7か月がたちました。振り返ってみてどう思われますか、答弁を求めます。

また、冒頭にも申し上げましたが、議論とは言葉の積み重ねであり、積み重ねが議論を深くしていきます。これまでの御自身の言動で議論が深まっていると思われますか、答弁を求めます。

次に、先日の市長定例記者会見で危機管理体制、リスクマネジメントについてのお尋ねがありました。これに対して市長からは、リスクマネジメントとはさまざまな予想をしながら最悪な状態に至らないように対応していかなければならないと思っていますので、常々その起こり得ないことも含めて最悪な状態を想定しながら取り組まなければいけないと思っておりますと語っておりました。全くそのとおりだと思いますし、リスクマネジメントの基本でもあります。しかし、ドリームビーチの件では、市営の開設しか考えていない。除雪のJ V要領変更のときには、2度の不調になるとは想定していなかったなど、リスクマネジメントが全くできていない結果となっております。このことについての見解を求めます。

また、これらの件についてのリスクマネジメントは、どのようなことを想定されていたのでしょうか、お答えください。

最後に、議会や市民団体、経済界や国や道、さらには近隣市町村などとの信頼関係構築について、第2回定例会でも質問し、市長からはさまざまな方とお話しながら信頼関係を構築してまいりたいという思いで取り組んでおりますとの答弁でありました。あれから時間がたっておりますが、近隣町村からは小樽は大丈夫かとの心配の声が挙がり、国や道からも同じ声、また各団体からはこれまでの信頼関係が壊れたとの声も挙がっております。これまでどのように取り組んで来られたのか、また、現在の状況をどのように認識しているのか、さらにはこれからどうしていくのか、具体的にお答えください。

次に、本会議や各委員会での市長答弁や理事者の答弁にも大きく変化が見られています。それは特に理事者の方によく見受けられますが、答弁中落ちつきのない手元や自信のない仕草、それが立ち上がっているときの姿勢に反映され、背中を丸くし、自信のない姿勢と答弁になってしまっています。この本会議や委員会を傍聴に来られている市民の皆様、ネット中継ではそこまで見られないかもしれませんが、その口調や仕草、そして空気感は伝わっているのではないのでしょうか。そんな理事者や職員を見ていると、とても残念に思います。

今、先人たちが築き上げた歴史と伝統の小樽市が、どんどん周りの市町村、国や道から、さらには市内各団体から見離され始めています。選挙は確かに小樽市民が有権者となり選挙という戦いになりますが、選挙は終わり、今、私たちが一番に考えなければならないのは、小樽市の発展であります。そして、このことを小樽市民は森井市長に期待し、若きリーダーとして当選されたと認識しております。小樽市内に住んでいる市民はもちろん、各企業経営者や社員も小樽市の職員も我々議員も、そして森井市長も小樽市民の一人として住みよい小樽を望んでいるのではないのでしょうか。この定例会がオール小樽で小樽市の発展の第一歩となるよう、市長及び理事者の皆様に、このことについての誠実な答弁をお願い申し上げます。再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、公約についてですが、まず、政治資金規正法違反事件にかかわった個々人の反省につきましては、この事件には大変多くの市職員がかかわっていたことが明らかになっていますが、事件に関与した市職員は、この間、議会の場での追及や警察での事情聴取、厳格な処分を受けており、十分反省されているものと考えております。

次に、私が当選する前のいいことにつきましては、私の就任前、市内の各地域において多くの市民の方と直接お会いし、生の声を伺う機会を得ることができました。このような声を踏まえ市政の現状や抱える問題点を改善し、市民の皆様のために職員と一体となって取り組んでいくことや、公務員としての自覚の下で公平、公正に市のために尽くしていくことがいいことであると考えております。

次に、第3回定例会の副市長人事案につきましては、結果として理解を得ることができず、私としては残念な結果になってしまいましたが、私の聞く限りにおいては、市民の皆様からは否定的な声はいただいておりますので、そのようには考えておりません。

(「一部だからだよ」と呼ぶ者あり)

次に、市の施策が市民にとって有益かそうでないかを判断していくことが大切であるということは、歴代の市長がその時々でやってきたことではないかとのことにつきましては、私も市民との協働を一層進めていきたいと考えており、そういう意味では同様の認識であると考えております。

次に、参与の任用は私の言うしがらみとどう違うのかにつきましては、第2回定例会でも答弁したとおり、私の考えるしがらみとは、選挙以前の支援関係を就任後も引きずることにより、市政運営に強い影響をもたらしていた状態であることに対し、参与の任用は私を選挙で支援していただいたからではなく、市民との約束である私の公約を実現するために、必要不可欠な経験や知識を持っておられることから、貴重なアドバイスをいただくことができると確信したために任用したものであり、このことがしがらみによるものとは思っておりません。

(「同じことじゃないか」と呼ぶ者あり)

次に、リスクマネジメントについてですが、まず、就任から約7か月の感想につきましては、市長の職務というのは予測していた以上に多忙であり、あっという間に一日が過ぎてしまうものであるというのが正直な感想であります。また、市政のさまざまな分野において、政策を具現化したり、これまでのやり方を改善したりすることは想像以上に時間と労力を要するものであるという実感もあります。私としては市民の皆様のためにやりたい施策がまだまだありますので、市民の皆様、議員の皆様からの御意見を賜りながら、また職員からの力添えをもらいながら、邁進してまいりたいと考えております。

次に、これまでの私の言動において議論が深まっているかにつきましては、先ほど酒井隆行議員が議論とは言葉の積み重ねであり、積み重ねが議論を深くしていくとおっしゃっていましたが、私自身もまさにそのように感じております。

その中で、議会の皆様とはこれからも市政におけるさまざまな施策について議論させていただきたいと考えておりますが、残念ながら、中には入り口の部分で議論がとどまっているものもあるかと思えます。今後も議会の皆様と議論を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、ドリームビーチや除雪の件においてリスクマネジメントが全くできていないとのことにつきましては、私といたしましては、それぞれの案件について十分に現状を把握し、検討を重ねた上でリスクマネジメントについても考慮しながら、その時点で最善と考えられる対応策を提案させていただいたものと認識をしております。

次に、ドリームビーチの市営での開設や除雪のJVについてのリスクマネジメントの想定につきましては、ドリームビーチの市営での開設については、海水浴場が開設されなくても相当数の来場者が見込まれ、無秩序な状態になることが心配されたため、海水浴場を市営で開設し、最小限の負担による安全対策と環境保全対策を実施することが最も望ましいものと判断したものであります。

除雪のJVについては、地域総合除雪の共同企業体の構成員を4社以上としたのは、きめ細やかな除排雪を行うために、これまでの除排雪体制の維持や将来的な除排雪体制を見据えての判断であり、入札が2度の不調になったことから、要件を緩和したことにより全ての共同企業体が構成されたものと判断したものであります。

次に、信頼関係についてですが、まず国や北海道、近隣の町村、各団体と、これまでどう取り組んできたのかにつきましては、それぞれの皆様と真摯に向き合いながら私のまちづくりに対する信念を御理解いただけるよう努めてきたつもりであります。また、現状認識と今後どのようにしていくのかにつきましては、それぞれの意見や考え方の違いなどもありますけれども、今後もさまざまな場面において意思疎通を図りながら、一步一步確実に信頼関係を高めていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市の発展をオール小樽でとのことにつきましては、私は就任後の所信表明においても述べましたが、このまちの元気を取り戻し、住みよいまち小樽、人に優しいまち小樽の実現に向けて小樽の再生とまちづくりに取り組む覚悟を持って市長に就任させていただきました。御質問にもありましたとおり、小樽市の発展は、私はもとより小樽にお住まいの12万3,000人の皆様、そして小樽の企業や団体で活動されている方々など、全ての方の思いであると深く認識をしておりますので、多くの御意見や御議論などをいただきながら、皆様の思いを皆様とともに実現するために取組を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 再質問させていただきたいと思いますが、時間が許すのであれば全部聞いていきたいと思うのですが、まず絞って要点だけ聞いていきたいと思いますが、よろしく願いします。

まず、参与の部分について議会の意ということでお聞きしました。大変重いものとして受け止めているということなのですが、私が聞いているのは、議会の意は任用を一日も早く解いてほしいという意なのですが、それを重いものとしか逆に受け止めていないのか、その辺もう一度答弁をしていただきたいと思えます。

それから、同じく参与の部分で、焦ったことよってのふぐあいということで、時間の部分などが触れられておりましたが、ふぐあいが生じると思うのです。それはなぜかということ、その前の質問の急いで任用したからという部分につながっていくかと思うのですが、反省というか、その前の部分の質問にも絡んでくる話で、急いで任用したからそういうふぐあいが出てきたというところでいくと、やはり一度どこかでけじめをつけて、再度やり直すというお考えはないのかという部分も含めて再質問させていただきたいと思えます。

それから、除雪の部分、これも参与に係る部分なのですが、銭函市民センターで参与からの謝罪がありました。次の日はなかったということで、本質問の中にも触れていたのですが、私が聞いているのは参与は市長の代理で今日は出席しましたという言葉がありましたので、それであれば、建設部長がいるからといって参与の言葉を省くのはおかしいのではないのかということ聞いていますので、そこをもう一度お願いしたいと思います。

それから、流用の部分です。参与の流用の部分なのですが、これも本文で聞いているのですが、不適切とは言いませんが、100パーセント適正な処理方法なのかということを知っていますので、もう一度その答弁をしていただきたいと思います。

それから、除雪について、業者数を増やすという部分で、本文でも聞いておりますが、業者数を増やすだけでは全体の作業量は変わらないと思うのですが、そこをもう一度お聞きしていきたいと思います。

それから、JVの部分です。これも同じように信頼関係うんぬんということで市長の認識も聞きました。JVを組むのはやはり非常に難しい、簡単なことではないという認識を持たれているとは思いますが、にもかかわらず、なぜ時間のない中急いでJVの2社以上から4社以上という部分の許可をしたのか、最終責任者は市長であると思いますので、市長が判断されたかなと思うのですが、その部分についてもう一度答弁をお願いいたします。

それから、貸出ダンプの部分です。ルール違反がありましたということで、制度改正というような答弁をいただいたかと思うのですが、本文でも触れているのですが、通常ルール違反があると、まず十分なルール違反の指導があって、その上で次の段階をどういうふうにするかというのを考えるかと思うのですが、今回の貸出ダンプ制度、今年はやらないということで答弁いただいているのですが、いきなりルール違反があったから制度改正につながっていくという部分が理解できませんので、もう一度詳しく答弁していただきたいと思います。

それから、政治姿勢について、当選される前のいいことということで、市長から答弁をいただきましたが、よく理解ができませんでした。というのは、悪いことの例としては、政治資金規正法というとてもわかりやすい例を出していただいたのですが、いいこと、当選される前です。いいことの部分について、もう一度わかりやすく答弁していただきたいと思います。

それから、参与の部分、市政運営に強い影響をもたらしていた状態ということで、まさにこの参与が私は当てはまるのかなと思います。市長はそうではないとおっしゃっておいりました。ここもわかりやすく本質問でも言っておりますが、もう少し砕いて誰が聞いてもわかるような形で答弁をしていただきたいと思います。

それから、市長の言動で議論が深まったと思うかという質問に対して、これもよく理解ができませんでした。わかりやすく、深まっているのか、深まっていないのか、はっきりと、今後どうしていくのかも含めて再質問で聞いていきたいと思います。

それから、リスクマネジメントの部分について、これは定例記者会見で市長がおっしゃっていた言葉であります。いろいろな状況を考えながら想定しながら物事を進めていくということだったので、それであれば、先ほどの除雪の部分もそうです。JVもそうですし、貸出ダンプ制度もそうです。時間のない中でやっていくと、リスクマネジメントの観点から考えても、なかなかJVの構成ができなかったり、あるいはダンプトラック組合から理解されなかったりですとか、そういう部分も想定されるのかなと思いますので、リスクマネジメントの観点から、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の議会意思是任用を一日も早く解いてほしいという意思なのだということに対してのお話だったかと思いますが、私自身先ほども答弁させていただきましたけれども、今、冬を迎えておりますが、この冬の除排雪の改善に向けて一日も早く対応させていただきたいという私自身の思いの中で、

それに対して取り組める専門的な視点を持った方を採用させていただきたいという思いから、このたび任用に踏み切らせていただいたところでございます。現在、この冬、実際に迎えていて、その状況についても今まさに取り組んでいるところでございます。

そのときの議会判断が、酒井隆行議員からは、そのように御指摘いただいておりますが、今、その議会そのものにおける議決判断は確かに重いものだと思っております。その中で、第2回定例会でもその任用の仕方のお話であったりとか、さまざまな御指摘をいただいたものですから、その中で最善策を私なりに一日でもその期待に応えられるようにということで、第3回定例会で提案をさせていただいたところだったものですから、よりそのいい方法で対応できないかということで今まで検討させていただいたところだったのですが、まだ残念ながら形になっていないというのが、大変恐縮でございますけれども、実情でございます。ですので、何とか今後においても引き続き検討し、皆様の御理解を得られるようこれからも努力してまいりたい、このように考えているところでございます。

急いだことということは、先ほど少し話させていただきましたが、やはり当然に冬を迎える直前にということにはやはりならないので、夏の前からその除排雪の対応をしなければならないという思いから、その時期に任用させていただいたということもありましたので、先ほどのような勤務時間等のふぐあい等ありますが、その公約を実現したいという思いから、このような対応をさせていただいたということで御理解いただけたらと思っております。

また、参与が銭函市民センターでお話されたというのは、言葉としてはそのように代理という表現をされたようですが、御本人はその場における市民の皆様の不安を解消しようとして発言されたものとお聞きしております。桂岡十万坪会館との差があるようですが、参与自身はそのときは建設部長自身が出席し、説明されていたということで、その発言は控えられたということでありましたので、そのような違いが起きたと私自身は認識しておりますので、この点で御理解いただければと思います。

それと、JVの要件の変更についてですが、私自身はそのときには御存じのように9月のときでしたが、1回目でそのような不調、そして2度続くということ、そのときは恐縮ですが想定できておりませんでした。それでそのときにおいて進めることで、間に合うであろうと私自身は感じていたところであったので、そのときオーケーさせていただいたということでございます。

それと、私自身の政治姿勢について、いいことのお話、悪いことは具体例があったのだけれどもということだったのですが、この答弁、御質問があった中で、私なりにいろいろ考えていたところなのですが、恐縮ですが、その具体例という形では表現ができなかったのは実情でございます。先ほどお話しさせていただいたように、やはり市民の皆様の生の声を聞いて、その中でこのまちの市政の中で抱えている課題であったりとか、問題点、それらに向けて皆様の声を受け止めながら改善していき、また公務員として公平・公正に行うことがいいことであるという認識としてお話しさせていただいたところですので、そのお話で御理解いただけましたら、幸いでございます。

また、参与に伴うことで、これはしがらみではないかということではありますが、当初参与についての人事に対する御質問の中でもお話ししましたけれども、私自身公約に伴う実現に向けての最大の必要不可欠な経験や知識を持っていらっしゃるということでの任用でございますので、先ほどお話ししたように、知り合いだからということが理由ではございませんので、このことがしがらみによるものとは思っておりません。

また、議論についてより深めていくべきだというお話だったかと思っております。私自身もそのように自分の中で思いながら取り組んでいるところでございますけれども、議員の皆様からも今さまざまな御指摘また叱咤激励いただいているところでございますが、より深まるようにしっかりと答弁も含めて対応で

きるように私もこれからも頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、リスクマネジメントの部分でございますが、先ほどはドリームビーチのことで除雪のことで2点でお話しさせていただいたところでございますが、リスクマネジメント、特にドリームビーチにおいては、私のリスクマネジメントとしては、やはりその場における事故が起きないことを第一に想定し、何かしらの管理をしなければならない。そんな中でドリームビーチの組合の方々に違法行為のままに開設者になっていただくというわけにはやはりいきませんので、その他の改善策がいわゆる市営以外にそのときには考えつく状態ではなかったということから、皆様に御提案させていただいたところでございました。そのような意味での私なりのリスクマネジメントを考えさせた形での御提案だったということで、御理解いただければと思います。

また、除雪のJVについても、先ほど御答弁させていただいたように、なぜオーケーしたのかというお話だったのですが、その9月の時点では決してぎりぎりだったのではないと私自身は認識しておりますので、入札は2度の不調になったことによって、何とか要件を緩和し、大変皆様から見てもぎりぎりの時期であったと思いますけれども、何とか対応させていただけたと思っておりますので、それらも含めて御理解を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 参与の報酬の予算の流用の部分でございますが、予算措置の手法といたしましては、そのほかにもございますけれども、この流用につきましても、先ほど市長から答弁がございましたとおり、長の権限としての下で財務規則等にのっとり行われておりますので、問題はないと認識してございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

JVのステーション除雪の件で作業量は変わらないのではないかとこの御質問でございますが、確かにJVの中での作業量は変わらないところでございます。

ただ、答弁で申し上げましたのは、例えばこれまで3社で車を9台出していたとします。そうしますと、4社となることで、例えば1社加わって1台加わったといたしますと10台になります。そうしますと、その中で、例えばこれまで同じ9台を1とすれば、1台予備車に回せる形になります。そういったことで絶対の作業量は変わりませんが、作業が遅れた場合、若しくは地域住民からの対応があった場合、そういった場合に予備的に作業に回せるということで作業が市民の皆様の要望にきめ細やかに応えられるということで申し上げているところでございます。

それから、JVとの信頼関係のことでございますが、私どももJVの結成には大変な労力があるということとは十分認識しております。ただ、確かに時期は遅くなったという御指摘があるかもしれませんが、急な変更ということで御指摘があるかもしれませんが、きめ細やかな除雪を実現する、それから将来の小樽の除雪を見据えた際に、持続可能な除雪体制を維持するという中で判断した中でございまして、そのことにつきましては、申請のあったJVの皆様には御説明を申し上げたところでございます。

それから、貸出ダンプにつきましてですが、ルール違反については、今正確な指摘数は持ち合わせておりませんが、去年見られたということではなく、もう数年来見られているところでございまして、答弁にもありましたとおり、これは私どもで臨場いたしまして、指導は続けているところでござい

ます。今急に始まったわけではないということで、その中で指導は今年度も強化いたしますが、それと同時に制度的といいますか、配車の方法を、その制度の面からも改善しようということで考えたところでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（横田久俊） 財政部長の御答弁がちょっとかみ合っただけなのかなと思ひます。

酒井隆行議員は流用は違法とまでは言えないだろうけれども、100パーセント正しいものだよと、通常行うことなのかという御質問だったので、答弁では確かに長の権限でするので問題ないということでしたが、通常の方法なのかなということですよ。それをもう一度、もし御答弁があれば。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私の先ほどの再質問の答弁の中では、冒頭に触れたと思ひますが、予算措置の手法といたしましては、このほかにも幾つか例えば当初から予備費を充用する等々手法はございましたが、現在、この流用自体についても、一つの手法として問題ないと思ひてございます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

○13番（酒井隆行議員） それでは、また全部聞き直したいところなのですが、絞って再々質問させていただきたいと思ひます。

まず一つははっきりさせていただきたいのは、参与の部分で、議会の意、これは繰り返しの答弁みたいな形になりましたが、重いものとして受け止めているということなのですから、先ほども申しましたが、議会の意というのは、一日も早く任用を解いていただきたいということ、それを重いものとして捉えるのであれば、任用し続ける、そういう行動にはならないと思ひますが、その部分についてもう一度答弁をしていただきたいと思ひます。

それから、参与の銭函と桂岡の部分なのですが、私が言っているのは、参与はみずからが市長の代理で銭函市民センターに来ましたと。市長の代理で市長のかわりに市長の言葉を届けに来ましたということで代理という言葉が使われたかと思ひますが、であれば、市民からしてみると、代理とはいえ、市長が来た、市長の権限を持った代理の人が来たという部分で、銭函市民センターの皆様は受け止めたにもかかわらず、桂岡については、出席はしていても、その代理の言葉がなかったというのは、ちょっと不公平があるのかなと、この部分だけをとると、そういうふうにも受け取れるのですが、その部分についてもう一度答弁をしていただきたいと思ひます。

それから、いいことという部分で聞き直したところ、思い当たらなかったということなのですが、思うとか思わないとかの話ではなくて、どういうふうに感じていたかということなので、もう一度答弁して、ないならないと言っていたらいいと思ひます。

それから、公約実現のための任用ということなのですが、それは言葉を変えれば確かにそうなのですが、選挙時の支援関係を就任後も引きずることにより、市政の運営に強い影響をもたらしていた状態、まさにこれがそのことだと私は感じていて、それがまだ違うという部分が理解できません。公約実現のための任用ということで言葉をすりかえたようにも聞こえておりますが、実際その選挙時の支援関係者の方を、今、参与として迎えられているので、そこがどう違うのかという部分をもう一度答弁していただきたいと思ひます。

それと、理解を深めるといふ部分でお聞きしましたが、今回、再質問では努力していくということなのですが、はっきりと言っていたらいいと思ひます。私が聞いているのは、市長の言動は議論を深めたと思ひますかという聞き方をしているので、深めてきたのか、それとも深めてこられなかったのか、

はっきりとお聞きしたいと思います。

それから、J Vです。よりきめ細かな除雪ということで、何か予備のトラックの話をされていたようなのですが、きめ細かな除雪と予備のトラックがどう結びついているのか、ちょっとわかりません。業者が増えることによって、作業量は変わらないという部分、これは確かにそういう答弁があったと思います。そして、今の答弁の中では、予備のトラックの例をお話しされていましたが、よりきめ細やかなという部分と予備のトラックの話は全然結びつかないと思いますので、もう一度答弁していただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） まず、1点目の参与のことでございますが、第3回定例会においてはこちらで御提示し、皆様の判断を仰いだところでございますが、この議論はもう御存じのように、私が就任し、第2回定例会のときにも皆様からさまざまな御議論をいただいたところでございますから、それらを通して御提言させていただいたところだったので、第3回定例会において、私自身は参与否定論として受け止めていなかったところは事実でございます。

私としては、この政策を具現化するために、その役目、役割は大変必要だと、重いものだと思っていたものですから、第2回定例会の中でもそのような議論を踏まえた形でございましたので、ぜひその第2回定例会の議論ももう一度含めて私たちなりに検討中でございますから、その結果を待って鑑みていただけたら大変嬉しく思います。これが1点でございます。

それから、2点目の参与の代理のことで不公平があったのではないかと。対応の違いがあったというのはおっしゃるとおりだと思います。今後において公平な対応ができるように、これからしっかり取り組まなければならないということを、今改めて感じておりますので、その対応を地域ごとによって違いないように今後やってまいりたいと思いますので、御理解を賜ればと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、いいことについては、先ほど例えがわかりやすくという意味合いにおいては、今回のその答弁の中でお伝えできなかったというお話をさせていただきましたが、私自身の認識するいいことというのは、先ほど答弁させていただいたように、生の声を伺う機会をこれからもしっかりと設けて、現在の市政の現状、そして抱える問題点に向けてしっかり改善を図れるように職員の方々と真剣にしっかり取り組み、そして公務員として自覚の下で公平・公正に取り組むことがいいことであると考えておりましたので、このような答弁をさせていただきました。この内容で御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に深めてこられなかったのではないかとのお話だったかと思います。御指摘のような部分もあるかと思いますが、先ほどそれを私は入り口の部分で議論がとどまっているものという表現をさせていただきましたが、御指摘のようにもっともっと深めてまいらなければならないと思っておりますし、そこまで至っていないという事実はあるかと思いますが、これからそれがより議論を深められるように、私も精いっぱい頑張ってみますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（横田久俊） しがらみの話は、どう違うのかという御質問があったと思いますが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、参与の任用については、私を支援していただいたからということではなくて、やはり市民の皆様との約束である公約を実現するため

に必要な不可欠な経験や知識を持っていることから、任用に踏み切らせていただいたということで、これはそのしがらみとは違うものであると私自身は認識しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 酒井隆行議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの予備車とうんぬんというお話でございしますが、私どもがきめ細かな除雪をやっていくという中には、一定程度の例えば、ある路線についてはこうやっていきますというようなのはございますけれども、さらにそのステーションのエリアの中では、当然一定期間内に若しくは求められた期間内という、時間内若しくは期間内といったところで、それ以内に済ませていくということも当然市民の要望に応えるという中では、必要なきめ細かさにつながるものだと思っております。したがって、例えば1社増えることで、除雪車が増えますと、同じ台数を維持するとしますと、1台を予備車に回せるということになります。そうしますと、その予備車を例えば作業が遅れたとき、若しくは大雪のときで、一定時間内に済ませなければならないとき、そういったことに投入するという形で市民の要望に応えられると思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 再々質問への市長の答弁中、1点だけですが、確認させていただきます。

参与の件に関して、酒井隆行議員からは議会の意思を重く受け止めているということで任用を解かれたほうがいいのではないかというお話ですが、任用はこれからも現時点では続けていくということで、答弁に対する答えとしては、それでよろしいでしょうか。何かいい方法を探すということですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 今お話がありました。現状では総務常任委員会等でもお話ししましたが、いわゆる解雇というような状態はとれないと私自身は判断していたところでございます。これを何とか改善できるように、また皆様の御理解を得られるような内容を引き続き検討しているところでございますので、現状で、今、議長がお話されたような形がとれないということで御理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

(「議長、13番、1点だけ議事進行でお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 今の部分なのですが、議会の意思を重く受け止めているという言葉が、それであればつじつまが合わなくなると思います。変えないのであれば、できれば削除していただきたいと思うのですが、私が聞いているのは、議会の意思を重く受け止めているというのではなくて、議会の意は一日も早く任用を解いていただきたい、その意をどのように受け止めているかという質問だったので、重く受け止めているのだが、任用は解かないという話になれば、つじつまが合わなくなるかと思うのですが、その部分について見解をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) ちょっとお待ちください。

酒井隆行議員の議事進行がございました。

最後に、私が確認したように、任用については継続する。しかし、議会の意思は尊重する。それはちょっと矛盾しているのではないかという酒井隆行議員のお話ですが、市長としては、そういうことだということで答弁していますので、この後の委員会等々で今の部分も追及していただければと思います。

答弁してないわけではないので、よろしくお願ひいたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) 済みません。議事進行になるかどうか分からないのですが、ちょっと発言の機会をいただきたいのは、今の酒井隆行議員と……

○議長(横田久俊) 議事進行ということで認識していいですね。

(「議事進行にしてください」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 安斎議員。

○5番(安斎哲也議員) 酒井隆行議員と森井市長との参与の任用についての議論の中で、議会の意思ということで発言されていることが、私を含め他の議員ともちょっと認識がずれているかと思っておりますので、たくさんの傍聴者がいらっしやっていますから、少し解説させていただいて、その後、精査した上で、もう一回森井市長から答弁いただけるようなことが一番いいのかなと思います。

というのは、酒井隆行議員が、参与の任用を解いてくださいと。議会意思はそうだとおっしゃっていますが、我々小樽市議会として人事権はございませんので、一度も任用を解けとか任用するなど言ったことはなく、そもそも6月10日の任用の手続の仕方が問題あったと。そして、起案の仕方も問題があると。その中で、さらに30万円の報酬の根拠がない。それをどう説明していくのかということとここでこれまで議論させていただいて、そして市長が第3回定例会の中で、我々の指摘に対して非を認めたということで規則と条例を提出されました。これについては、条例が出て予算として特別職の参与をつけたいのだということで出てきたので、我々議会としては議決権を持っていますので、報酬の根拠もないし、その参与の必要性についてもまだまだ理由が明確ではないという理由から否決したのであって、それを受けてまだその非を認めた同じ任用のやり方で継続していることがおかしいと。それで議長、副議長で市長のところに行って、早くにこの参与の任用については決着をつけてくださいとお願いしている中で、3か月が過ぎ、第4回定例会に入ってしまったと。それについてが問題だということの話だと思いますので、後ほど議事を精査して、いま一度かみ合った議論をしていただきたいと思います。議長いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) 安斎議員の議事進行の発言についてであります。確かに今とうとうと述べられたことは、これまでの本会議、委員会に出ております。それについて、第3回定例会では議会の意思として条例案を否決したと、これは議会の意思だと思います。

ただ、執行部の方針といいましょうか、としては任用の権限がまだ残っている、あるいは解雇はできないというお話ですが、解雇でなくてもいろいろな方法はあるのかなという気はいたしますけれども、今の段階では、市長は任用を解かないということですので、これについて今ここで精査するというお話ですが、精査はなかなか時間的に難しいかもしれませんけれども、市長から発言があれば発言を許しますが、いかがでしょうか。今の議事進行の内容についてですね。ないですか、いいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 安斎議員のお話に対してお答えしていいということですか。よろしいのですか。

○議長(横田久俊) そういう投げかけがありましたので、発言することがあればということで。これは質問ではなくて、市長から発言があればということで発言を許可いたします。

市長。

○市長(森井秀明) 先ほど、るる安斎議員から御説明いただきました。おっしゃるように第2回定例

会において、それだけ御指摘いただいたにもかかわらず、現在もそれを改善できる手だてを出せていないというのはおっしゃるとおりだと思っております。それを一日も早く対応できるように引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

(「それじゃだめだって言ってきたんでしょ、今まで」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 後の委員会もありますので、今この議会の議論を踏まえて、いい方法を模索していると。これは任用を解くといいましょうか、解雇ではなくて、いろいろな方法があると思っておりますので、その辺も委員会等でしっかり言ってください。よろしいですか。

○議長（横田久俊） 酒井隆行議員の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時20分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

最初に、市長の政治姿勢についてです。

森井市長が就任して7か月がたちました。市長は選挙戦で対立候補と1万5,000票の差をつけ当選しましたが、市民は4年間の白紙委任をしたわけではないということが重要です。地方自治体は執行機関である首長と議事機関である議会という住民の直接選挙で選ばれた二つの機関でつくられています。首長と議会がそれぞれ独自の権限と役割を持ち、相互にチェック・アンド・バランスの関係を保ちつつ、全体として住民から選ばれた地方自治機関としての役割を果たすというのが、憲法と地方自治法で規定した我が国の地方自治制度の仕組みの特徴です。これが二元代表制です。

まず、基本的な考えとして議会とのかかわり方について伺います。

委員会や議会が一致して市長に意見を述べたとき、その考えを尊重するかということです。さきの建設常任委員会では、市がJVの構成条件を4社以上として入札不調が続いていた問題で、日本共産党の川畑委員も含む全ての委員が4社以上にこだわる必要はないことを表明しました。しかし、委員会で市は最後まで4社以上に固執し続けました。このままではさらなる入札不調が予測される中、結果として9日の記者会見で、建設部がJVの構成条件を3社以上に緩和したことを発表したため、入札が成立したものです。

市長は議会の意思は尊重させていただくと言います。しかし、本当に尊重しているのであれば、「委員各位の御意見を参考に改めて検討させていただく」くらいのことが、なぜ言えなかったのでしょうか。市長の考える議会意思の尊重とは一体何か、お答えください。

次に、市民から異論があった場合に話し合う余地はあるのかという問題です。

さきのおたるドリームビーチの問題でも、海水浴場の市営開設について少くない市民から意見が出されました。今回の除雪問題でも同様です。大切なのは一度立ち止まり、さまざま意見を聞きつつ、検討し直すということではありませんか。市民の意見は聞かない、議会の判断は関係ないということであれば、民主主義ではありません。市民から異論があった場合に、話し合う余地は市長にはあるのか、伺います。

次に、市民からの意見聴取はどのように行われているかということです。

市ホームページでの市長のページでは、市長の活動アルバムは活発に更新されています。しかし、旧市長の手紙であるわたしたちの思いには、「いただきましたご意見は、ホームページにて広く市民の皆さんにご紹介していきます」とされているものの、いまだに掲載されていません。今後において、いただいた意見の掲載を直ちに行うと同時に、来年度から、直接市民と触れ合う場を設けるべきであると考えますが、市長の考えを問います。

第3回定例会で日本共産党の小貫議員が代表質問で、拙速ではないかといった趣旨の質問を行い、市長は性急ではないかという心配に対しては、心にとめておくといった答弁をされました。しかし、定例会以降も市が貸出ダンプ制度の配車方法の変更を検討していることについて、あまりに急な話だという意見が噴出しました。結局は来シーズン以降の話であることが明らかとなりましたが、市民や業者に混乱が生じたのも事実です。市政を執行するに当たっては、しっかり本来とるべき手段で事を行うことが必要です。その上でみずからの公約実現を図っていくべきです。部局ともしっかり打合せをしていくこと。大切なのは、市民に混乱を与えないことです。市長において新たな提案をするときに、拙速すぎる判断をしているという意識はお持ちかどうか、伺います。

次に、不在となっている副市長についてです。

副市長の役割は地方自治法で定められており、市長を補佐する存在として位置づけられています。首長の命を受けて政策や企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督するとされています。市長に事故があった際などには、その職務を代理することもあります。日本共産党としても、第3回定例会で提案された人物については同意できませんでしたが、副市長の長期不在は市民生活にも悪影響を及ぼす大問題であると認識しており、新たな提案があればしっかりと議論したいと考えるものです。市長は副市長が不在となっている現状をどのように認識しているのか、伺います。

日本共産党は副市長の選任に当たって何よりも庁内合意がなされることが重要であること、職員皆さんが納得できる方を検討するべきと訴えてまいりました。そのため、庁内から推薦していただくことを市長から提案していただきたいと主張しています。副市長選任に当たっての市長の考え方を伺います。

今定例会においては、副市長を提案できる状況にないことは、各会派への議案説明で明らかにされたところです。しかし、いつまで不在となるかというのは極めて重要です。見通しはどうか、伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、議会意思の尊重についてですが、まず、委員会や議会が一致して市長に意見を述べたときに、その考えを尊重するかということにつきましては、事案に応じて議会の意思をできる限り尊重してまいりたいと考えております。

次に、私が考えております議会意思の尊重につきましては、私としては議会からの意見や提案全てを否定しているものではなく、できる限り尊重させていただきたいと思っておりますが、公約に掲げた市民の皆様との約束を果たさなければならないという信念がありますので、場合によっては、みずからの考えを貫くときもあり、今後においてもその都度の事案について適宜判断をいたしたいと考えております。

次に、市民の皆様との話し合いについてですが、まず市民の皆様から異論があった場合に、話し合う余

地はあるのかということにつきましては、これまでも私にお寄せいただきました手紙やメールなどの御意見等は全て目を通しておりますし、直接御意見をいただく機会もございました。私は市政を進めていく上で、異論も含め市民の皆様の御意見等を参考にしていくことは大切であると考えております。

次に、わたしたちの思いで寄せられた御意見のホームページへの掲載につきましては、現在、整理を行っているところですので、整理が済み次第、速やかに掲載してまいりたいと考えております。

また、来年度から直接市民の皆様と触れ合う場を設けるべきであるということにつきましては、私も市民の皆様から直接御意見などをいただく場は必要であると考えておりますので、来年度に向けてそのような場を設けることを検討してまいりたいと考えております。

次に、私の判断についてですが、新たな提案が拙速すぎるという意識があるかということにつきましては、公約に掲げさせていただいた施策については、一日も早く実現したいという思いで取り組んでおりますが、公約の内容を含め、新たな提案をする場合には、私はもちろん、所管部におきましても十分に検討を重ねた上で提案しておりますので、全てが拙速であるという認識はございません。

次に、副市長不在の認識についてであります。不在となっている現状の認識につきましては、副市長の職は私と職員とをつなぐ役割のほか、庁内の委員会の中には副市長が統括するものも多くございますので、大きな影響が生じていると認識しております。私としても副市長の存在の重要性については認識しておりますので、一日も早く不在の状況を解消できるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、副市長選任の考え方についてですが、まず、選任に当たって庁内から推薦してもらうという考え方につきましては、そのような手法も一つの考え方ではありますが、私の考える副市長の人物像としては、これまでも話してきたとおり、市民の皆様の期待に応えるべく、公約の実現に向け、それを理解して役割を果たしていただける方ということを前提にしたいという考えに変わりはありませんので、私自身が人選を行い、御本人の意向を確認した上で判断をしてまいりたいと考えております。

次に、副市長選任の見通しにつきましては、残念ながら現時点では新たな候補者を決定する状況にいたっており、副市長の不在がいつまで続くのかをお話しできる状況にはございません。私といたしましても、一日も早く選任できるよう、引き続き努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 次に、一般会計補正予算について伺います。

稲穂小学校の教室改修事業費についてです。

今回、学校再編に伴い、稲穂小学校の児童数の増加が見込まれ、教室が不足することから、図工室を普通教室2教室に改修し、ミーティング室を図工室に改修するものです。不足するのは2か年ということですが、充実した教育環境を整備するといった観点からも必要な整備であると考えます。

しかし、なぜ教室が不足することになったかということです。再編では、来年度、色内小学校が長橋小学校、手宮中央小学校、稲穂小学校と統合されます。あらかじめ統合後の学級編制についても想定されていたはずですが、例外が拡大し、指定校変更の特例措置の結果、稲穂小学校に集中したことが要因ではないですか。

次に、長橋小学校、手宮中央小学校、稲穂小学校、それぞれの統合時の学級編制、児童数についてお

示してください。

また、今後において、特定校に集中した結果、他の統合校が想定される規模にならないことはないのか、伺います。

そもそも適正配置計画にそごを来しているのではありませんか。教育長の見解を問います。

次に、市民公募委員登録制度について伺います。

本制度は各種審議会に広く平等に市政に参加できる状態をつくり上げることを目的とされています。自治基本条例でも、第4章参加及び協働で、市民参加の推進をうたった第8条第1項及び第2項において、「市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るように努めます。」「市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるように努めます。」と示されており、趣旨としては賛同できます。しかしながら、来年度から市民公募委員登録制度を開始することは、拙速すぎるということを指摘しなければなりません。補正予算では1月に無作為抽出した市民2,000人へ登録制度の案内を送付するというのですが、どれだけ登録希望があるとお考えですか。

また、現在、市民公募委員として審議会等に就任されている方が排除されることはないと考えてよいでしょうか。

市民参加制度の充実を検討することは大切なことですが、ふたをあけてみれば、予想以上に応募が少なかったということになりかねません。今回は事業費ではなくて調査費として改めて計上するお考えはありませんか、見解を問うものです。

次に、マイナンバー制度について伺います。

政府は税と社会保障一体改革の一環として社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度を導入しました。当初は10月中に通知カードを送付するというスケジュールが、11月にずれ込む結果となり、自治体によっては年内発送に間に合うかとなっているところもあります。来年1月から個人番号の利用を開始しようとしています。希望者への個人番号カードの発送も予定どおり進められるのか、制度自体本当にスタートできるのか、疑問となっています。そもそもマイナンバー制度に大きな欠陥と矛盾があるからこそ、こうした問題が発生しているのではないのでしょうか。

また、個人番号カードをつくらなければならないと思っている市民も多いようですが、申請しないことでデメリットが生じるのか、伺います。

今定例会では、セキュリティ対策とシステム整備が補正予算に示されていますが、国に対してマイナンバー制度の見直しを求めていくべきと考えますが、市長の考えを問います。

第3回定例会で小貫議員が通知カードが戻ってきた人への対応を質問しました。道内では既に24万4,000通、道内総数275万通のうち約9パーセントが自治体に返戻されていると報道されています。本市における状況をお示してください。

道内他都市では、これから市役所の窓口に向いていただいて通知カードを渡すと聞いています。返戻された通知カードの整理や受渡しを記録する準備を進めつつの対応になると思いますが、小樽市の状況をお示してください。

また、介護施設などの入所者への対応や住所地に居住してない方への対応は、どのように行っているのか伺います。

2月から3月にかけては、住所変更の繁忙期だと言われています。住所を変えるたびに通知カードの裏書きが必要となりますが、かなりの事務量増加となることが想定されています。マイナンバー制度で行政の効率化が図れると政府は宣伝しますが、本市においてどのように効率化が図れるのか伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、一般会計補正予算について御質問がありました。

初めに、市民公募委員登録制度についてですが、まず、どれだけ登録希望があるかにかんづきましては、他都市で同様の取組を進めているケースなども参考に、無作為抽出により御案内した方のおおむね6パーセント、120人程度を想定しております。

次に、現在、市民公募委員として審議会等に就任されている方につきましては、今回の取組は、今後、新たに審議会等を設置する場合や既存の審議会等の委員の改選時などに市民公募委員として就任していただくことを前提に行うものであり、現在、市民公募委員として就任されている方を解任して、新たに登録された市民公募委員に就任いただくものではございません。

次に、調査費として計上してはどうかということにつきましては、今回は平成28年度からの2年間を試行実施により行うため、事業費として計上したものです。試行期間における課題や問題について検証を進め、それを踏まえた上で見直し等を行い、本格実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度についてですが、まず、個人番号カードを申請しないことによって生じるデメリットにつきましては、例えば現在、窓口等で行っている手続きが個人番号カードを持っていないことによってできなくなるというようなことはありません。したがって、現時点では個人番号カードを申請しないことによってデメリットが生じることはないものと考えます。

次に、国に対してマイナンバー制度の見直しを求めていくことにつきましては、この制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であり、そのような趣旨に鑑みますと、国の方針に従って準備を進めていく必要があるものと考えております。

次に、本市における通知カードの返戻数につきましては、平成27年12月3日現在、総配達数6万5,416通のうち、返戻された数は5,606通で、総配達数の約8.6パーセントとなっております。

次に、本市に返戻された通知カードの受渡しへの対応につきましては、他都市では全ての返戻分を整理し、通知カードを管理簿に記載した後、準備が整い次第、窓口での受渡しを開始するところもありますが、本市では日々送致される返戻分を随時整理し、迅速に受渡しができるような体制を組んでおり、返戻分の送致が始まった11月10日の翌日から、市役所の窓口で受渡しを行っております。なお、12月3日現在、窓口における受渡し数は517通となっております。

次に、介護施設などの入所者への対応や住所地に居住していない方への対応につきましては、まず、ひとり暮らしで長期入院や介護施設への入所などの理由で、住民票の住所地で受け取ることができない方は、総務省通知に基づき、通知カードの送付先を登録することで、病院や施設などの居所地に送付することができる取扱いとなっております。

次に、住所地に居住をしていない方への対応についてですが、事務処理要領に基づき住民票の記載事項の確認や調査を行い、さらに福祉部局や税務部局等で保有している情報を活用し、できる限り通知カードを本人に受け取ってもらうための取組を行っております。

次に、マイナンバー制度による本市における行政の効率化につきましては、この制度では各行政機関等を結ぶ情報提供ネットワークシステムが構築され、地方公共団体においては平成29年7月からこのネットワークを利用した情報連携の運用が開始されます。現在、公文書によって他の行政機関との個人情報やりとりが行われている事務のうち、法に定めるものにつきましては、このネットワークの運用が

開始されますと、業務システムからネットワークを介して情報連携を行うことが可能となるため、行政事務の省力化が図られるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、一般会計補正予算について御質問がありました。

稲穂小学校の教室改修事業費についてですが、まず、統合時に稲穂小学校に児童が集中したことの要因については、教育委員会では通常、指定校変更の要件として、兄弟関係や通学距離などを定めておりますが、統合に当たって、子供たちができるだけ早く学校になじめるよう、在校生については交友関係に配慮する特例を設けております。

色内小学校で実施した通学意向調査によると、このたびの統合に当たっては、交友関係を理由に稲穂小学校への指定校変更を希望する児童が想定よりも多かったものと考えております。

次に、統合時の学級編成及び児童・生徒数についてですが、本年10月1日現在の在校生及び住民基本台帳を基に7月に実施した色内小学校在校生への通学意向調査の状況を踏まえ推計しますと、長橋小学校は通常学級11学級、特別支援学級2学級の計13学級で児童数は279人、手宮中央小学校は通常学級8学級、特別支援学級4学級の計12学級で児童数は239人、稲穂小学校は通常学級16学級、特別支援学級2学級の計18学級で児童数は466人と見込まれております。

次に、今後における他の統合校への影響についてですが、今後、予定している統合校で申し上げますと、平成30年4月に入船小学校の通学区域を三つにわけ、花園小学校、山手地区統合小学校及び奥沢小学校と統合することとしております。この場合も、同様に在校生の特例が適用となりますので、一時的に特定の学校に集中することも考えられますが、新入学児童からは通年の校区で入学することになりますので、経年により当初想定している学校規模におさまるものと考えております。

次に、適正化基本計画のそごについてですが、教育委員会では兄弟関係や通学距離などを理由とした通常の指定校変更のほか、統合に当たって子供たちができるだけ早く学校になじめるよう、在校生については交友関係に配慮した特例を認めております。

先ほど申し上げましたとおり、統合時には一時的に特定の学校に集中することも考えられますが、新入学児童からは通常の校区で入学することになりますので、経年により当初想定している学校規模におさまるものと考えております。

なお、本市の人口は減少傾向が続いていることから、今後も児童・生徒数の推移を見極めながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇)

○8番(酒井隆裕議員) 次に、来年度の予算方針について伺います。

子供の医療費助成についてです。

市は今年度は分析をしていくといった趣旨の説明をされていますが、分析の結果はどのようなものであったか、伺います。

また、これまでも段階的に子供の医療費助成を行っていく方針が示されていますが、来年度に向けてのお考えを伺います。

また、総合戦略の乳幼児医療助成では、現状値と目標値が同一となっていますが、理由について説明を求めます。

次に、ふれあいパスの利用制限方針について伺います。

ふれあいパスは1977年に本市議会へ70歳以上のバス料金を無料にしてほしいとする請願が提出されて以来、多くの市民や団体からの要望により1997年に実現しました。しかし、その後、2004年度からは1乗車当たり100円と有料化が行われました。2005年度には回数券方式に変え、2009年度には110円の回数券方式にされました。昨年度は120円の回数券方式にして、利用状況調査を行ったものです。市は来年4月より1乗車当たりの利用者負担を現在の120円から110円にしたいとする一方、利用冊数を15冊までにする方針を示しています。市は利用者負担を減らしたい事業の趣旨を踏まえて、できるだけ多く外出の機会を設けたいとしますが、事業趣旨を踏まえるならば利用冊数の上限を設けるのではなく、むしろ現金乗車に戻すなど利用しやすい制度にすることが求められます。来年4月から実施しようとしている利用制限はきっぱりと撤回するべきです。市長の考えを伺います。

そもそもこの利用制限方針は、前市長の下、進められたものです。市長は公約で高齢者対策の充実を掲げられています。しかし、このまま実施することとなれば、みずから掲げた公約に反することになるのではないのでしょうか、市長の考えを伺います。

そもそも市の事業負担を1億5,000万円をめどとしたいという考え自体が問題です。これまでも対象者数は増えているのに、購入者は減っている状況にあります。これは利用しづらく改正されてきたことに原因があります。今回の方針がそのまま進められれば、今後さらなる制限を加えることにつながりかねません。市の事業負担を1億5,000万円をめどとする根拠をお示してください。

負担率の問題です。

隣の札幌市でも敬老パス制度があります。利用できる金額によって差はありますが、負担率は10パーセントから24パーセント程度となっています。本市では現在、55パーセントであり、方針でも50パーセントとなっています。利用者からは既に十分負担している、10円下げればいいというものではないという声が挙がっています。こうした負担をどう考えているのか、伺います。

次に、地域特性の問題です。

オタモイや塩谷、赤岩にお住まいの利用者は、通院にはどうしても2路線を使わなければならないと訴えています。このように2路線使わなければならない地域は多数存在します。中心部にお住まいの方や周辺部などそれぞれの事情があります。市民に対立と分断を図るようなやり方は行うべきではありません。こうした地域によって、利用枚数が増えざるを得ない実態をどう調査したのか、伺います。

年間15冊では何回利用できるのでしょうか。150枚ですが、往復で使う前提がありますので、月に6回しか利用できません。小樽市老壮大学を受講されている方では、おおむね週2回利用されますので、一月に8回使われます。だからこそ、今後、老壮大学を満足に利用できなくなるという切実な声が寄せられているのです。市は78パーセントの利用者は15冊未満だと説明しますが、残り22パーセントはどのように利用されているのか調査をしましたか、結果をお示してください。

本市は老年人口が全道でも高い一方で、比較的元気な高齢者が多いと言われます。それは公共交通機関が一定整備されており、通院や買物、サークル活動への参加などを行える素地があるからです。ある利用者は、通院のほか、趣味のプールと習字サークルに参加するのに使っている。元気な高齢者が増えることはいいことではないかと話しています。また、老人福祉センターを利用される方は、火曜日と金曜日に入浴で使っている。テレビがあって休んだりカラオケとかダンスとか楽しんだりしている。笑いがあれば健康につながるとおっしゃいます。この利用制限方針は、高齢者が積極的に社会に参加するこ

とを制限するものではありませんか、お答えください。

また、高齢者の社会参加や市が行う高齢者生きがいと健康づくりの施策への影響をどう捉えられているか、問います。

事業目的にはふれあいパスを交付することにより、高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資することを目的に示されています。この方針は事業方針に反するものではありませんか、お答えください。

高齢者の閉じこもり問題も重要です。閉じこもりとは生活空間が狭小化し、生活時間の多くを家の中で過ごすこと、外出や対人接触といった活動の機会、意欲が減少する状態のこととされています。厚生労働省では、外出頻度が週1回未満のものを閉じこもりと定義しており、高齢者の寝たきりや要介護状態を引き起こす原因の一つとして位置づけています。この利用制限方針が閉じこもり問題を悪化させることにつながりかねません。本市として閉じこもり問題をどのように捉えているのか、現状及び対策について伺います。

また、ふれあいパスの利用は市の経済にも寄与しているということです。何らかの目的があるからこそ、バスなどを利用するわけです。外出や対人との接触をすれば、一定額の出費があります。直接的にお金が動かなくても、まちなかのにぎわいにも寄与しています。こうした経済効果をどう調査したのか、お聞きします。

高齢者ドライバーの事故増加が社会問題となっています。こうした中、自動車免許を自主返納する方も増えており、公共交通機関はますます重要な役割になっています。この利用制限方針によって自動車免許の自主返納を妨げることにつながるのではないのでしょうか、考えを問うものです。

市民や対象者、利用者の意見をどのように聴取しているかという問題です。

日本共産党の高野議員が第3回定例会の厚生常任委員会で老人クラブなどの意見を聞くべきと質問したのに対し、聞くつもりはない、自己負担110円で喜ばれると思うといった趣旨の答弁をされています。利用者の意見を聞かないとは言語道断ではありませんか。私も老人クラブやシルバークラブの会長や利用者などから多くの意見を聞きました。しかし、今回の市の方針にもろ手を挙げて賛成している人は誰ひとりいませんでした。

改めて伺います。市民や対象者、利用者の意見を聞くべきです。市長の考えを伺います。

次に、除雪問題について質問します。

今回、JVの構成条件や貸出ダンプ制度などについて問題が噴出しましたが、ひとまず除雪業務がスタートしました。除雪が本格的となる年末からに向け、しっかりと注視してまいりたいと考えます。

そこで、生活路線の除排雪の改善は今後どのように考えているのか、伺います。

いずれにいたしましても、市民も業者も納得できる除雪行政にしなければなりません。11月30日に行われた市長記者会見で、市長は報道からのJVの構成条件について、来年は4社以上に戻すつもりなのかという質疑に対し、業者の方々の育成を鑑みるときは大変重要だと述べ、体制を整えていくことが目標と述べました。しかし、業者の皆さんはさまざまな理由で今回4社以上では入札できないという判断をされたわけです。これをまた目標ということで来年は4社以上に戻すということになれば、混乱は避けられないと考えます。そもそもステーションごとに除雪延長や面積など条件が異なるのに、一律4社以上とすることは適切ではないと考えますが、いかがですか。

また、来シーズンに向けて除雪業務が終わった後に、業者を交えて意見を聞く機会を設けるべきです。市から一方的に示すのではなく、業者の皆さんから要望を聞くことがどうしても必要です。答弁を求めます。

次に、新「小樽市室内水泳プール」について質問します。

第3回定例会の総務常任委員会で一部局で検討できる問題ではなく、庁内に教育委員会をはじめ、建設や財政などを交えたプロジェクトチームを早急に設置する必要について質問しました。必要性等も含めて教育委員会と連携して協議、検討していくという答弁でありましたが、新年度に向けた取組について伺います。

小樽市過疎地域自立促進市町村計画との関係について伺います。

2016年度から2020年度までの過疎計画素案が示されています。2010年度から2015年度までの過疎計画では市民プールの建設とし、新・市民プール整備事業では基本設計、実施設計が事業として掲げられておりました。しかし、今回の素案では建設場所や建設形態、ランニングコスト等について検討と大幅に後退した内容となっています。基本設計、実施設計を計画に位置づけなければ、過疎債を活用できないのではありませんか、答弁を求めます。

小樽市総合戦略との関係について伺います。

今後5年間の施策の方向性を示すものとされ、訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまちという将来都市像を示されました。しかし、ここには新・市民プールの文言はありません。今後5年間の施策として、総合戦略に示さなかった理由をお聞かせください。

また、議会において全会一致で陳情を採択した重みを受け止めて来年度中に場所を決めてください。市長の答弁を求めます。

9月17日に行われた総務常任委員会で、私は小樽掖済会病院の跡地を検討してはどうかと提案しました。既に、高齢者住宅事業やメディカルモールを展開している民間会社へ売却する方針だという報道がありますが、可能性がなくなったわけではないと思います。民間会社に協力を申し入れるお考えはありませんか、市長の答弁を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、来年度の予算方針について御質問がありました。

初めに、子供の医療費助成についてですが、まず、分析した結果はどのようなものかということにつきましては、第2回定例会時点では、他都市の実績を基に本市の費用を試算しておりましたが、9月に小樽市の医療実績のデータを一部入手できましたので、そのデータを基に乳幼児医療費について分析をいたしましたところ、おおむね同様の試算結果となったところであります。

次に、子供の医療費助成についての来年度に向けての考えにつきましては、この施策の実現には多くの財源が必要となりますので、平成28年度に全て無料化することは難しいと考えております。そのため、今回の分析結果を踏まえた複数の拡大案と、その財政負担を今定例会中にお示しをし、議会論議も踏まえて判断した上で、28年度当初予算において一定の予算措置をしたいと考えております。

次に、総合戦略の乳幼児医療助成の施策K P Iの現状値と目標値が同一となっている件につきましては、総合戦略策定時点では乳幼児医療助成に係る拡大の規模や内容が未定であったため、目標値にも現状の値を置いたという趣旨であります。

次に、ふれあいパス利用制限方針についてですが、まず、制限方針の撤回につきまして、市としましては限られた財源の中、ふれあいパスを今後も継続するためには制度の見直しが必要であると考え、このたびの案をお示したところであります。

しかし、見直しに当たっては、このたびの案に限らず、利用目的なども調査をした上で再度さまざまな角度から検討を行い、制度設計することが必要であるとの判断に至りましたことから、平成28年度は現行制度のままとし、引き続き検討することにしたと考えております。

なお、本市の財政状況、本事業の現状と課題はお示ししているとおりでありますので、これを踏まえ、ぜひ議会をはじめ、市民の皆様にも本事業のあり方についてお考えいただきたいと思っております。

次に、ふれあいバスの制度見直しが公約違反ではないかとのことでありますが、このたびの見直しは限られた財源の中、高齢者対策の中でも大きな事業費となっているふれあいバスを、今後も将来にわたって継続していくために必要な措置としてお示したものであり、公約に反しているとは考えておりません。

(発言する者あり)

なお、ふれあいバスに限らず、高齢者対策には介護や健康に関するものなどさまざまな事業がありますので、一つ一つの必要性や有効性も鑑みながら、対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、1億5,000万円をめどとする根拠につきましては、平成26年度においてバス事業者の負担割合見直しを行ったことにより、事業費が大幅に膨らんだこと、今後も高齢者の増加に伴い、ふれあいバスを含め高齢者対策に係る事業費が増大していくことが見込まれることから、今後も制度を継続していくためには、市が将来にわたって負担できる目途として、事業費をおおむね1億5,000万円で推移するよう制度設計することが必要であると判断したところであります。

次に、利用者負担への見解につきましては、ふれあいバスという事業は利用者が全額負担するところを支援するという助成制度であり、限りある財源の中、本市が制度を継続していくためには利用者に対し応分の受益者負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

次に、利用枚数が増える地域の実態調査につきましては、目的地によって複数路線のバスを利用せざるを得ない地域があることは認識しておりますが、平成26年度に行った利用状況調査の結果では、中央地区で1人当たりの購入冊数が少ない傾向にはあるものの、その他の地区では特段の傾向が見られませんでした。

次に、購入冊数が15冊を超える22パーセントの方への調査につきましては、平成26年度に行った利用状況調査の目的が、利用者の購入状況を分析するものであり、ふれあいバスをどのような目的で使用しているかは調査していないものであります。

次に、利用制限が高齢者の社会参加を制限するのではないかとありますが、このたびの見直しは限られた財源の中、これからも将来にわたって高齢者の積極的な社会参加に寄与できるよう制度を継続するために必要な措置としてお示したものであります。

次に、高齢者の社会参加と市の高齢者施策への影響につきましては、高齢化が著しく進む本市において、高齢者の社会参加は生き生きと健康で自立した生活を送っていただくための動機づけになるものであり、市としましても、その促進は取り組むべき重要な施策の一つであるものと認識しております。

なお、このたびの見直し案はこうしたことを考慮しながら、利用上限の設定だけではなく、利用者負担額の引下げを含めてお示しさせていただいたものであります。

次に、利用制限が事業の目的に反するのではないかとありますが、このたびの見直しは限られた財源の中、ふれあいバスを今後も継続するために必要な措置としてお示しをしたものであり、事業の目的に反するものとは考えておりません。

次に、高齢者の閉じこもり問題の現状と対策につきましては、高齢者の中には民生・児童委員や町会

役員が訪問しても会ってもらえず、社会との接触を嫌っているという方もいると聞いており、万が一、体調に異変があった場合などには、大変心配されるところであります。しかし、その実態の調査については、プライベートに踏み込む必要があり、把握は難しい現状であります。市としましては、まず高齢者を多くの目で見守ることが大切であると考えており、民生・児童委員や町会などと連携を図りながら、高齢者見守りネットワークや老人クラブへ委託する友愛訪問活動の取組を進めているほか、社会福祉協議会においても小地域ネットワーク事業として、地域の皆さんの協力を得ながら高齢者の集える場の創出に力を注いでいるところであります。

次に、高齢者が外出することによる本市の経済効果につきましては、これまで特別に調査したことはなく、どの程度あるかはわかりかねますが、ふれあいパスを使つての外出時に食事や買物などを行う場合もあり、経済効果は少なからずあるものと考えております。

次に、高齢者の自動車免許の自主返納を妨げるのではないかとのことにつきましては、ふれあいパス事業を実施していることが、高齢者の自主返納につながっているのかはわかりかねるため、見直しによる影響につきましては、答弁できないものであります。

次に、見直しに当たって、利用者をはじめ市民の意見を聞くべきとのことにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、市といたしましては、平成28年度は現行制度のままとし、引き続き市民の皆様の御意見を伺いながら見直し案を検討してまいりたいと考えております。

次に、除雪問題についてですが、まず、生活道路の除雪改善につきましては、今年度は幹線道路を中心に除雪作業の見直しを行います。今後この見直しについて検証を行うとともに、2か年で除雪路線調査を実施し、各路線の道路幅員や勾配、沿道の家屋の張りつき状況や空き地の状況、市民からの要望、除雪作業の状況について一元的に整理する計画であり、これらの結果を踏まえ、将来的に持続可能な除排雪体制の構築を目指す中で、生活道路の除排雪の改善についても検討してまいりたいと考えております。

次に、共同企業体の構成員を一律4社以上とすることにつきましては、きめ細やかな除排雪を行うとともに将来的な除排雪体制を見据えて、少しでも多くの業者の皆様を除排雪作業に携わっていただきたいという考えの下、昨年の共同企業体の実績を踏まえ、構成員は4社以上としたものであります。

次に、業者を交えて意見を聞く機会を設けることにつきましては、例年、除排雪業務に携わった業者と意見交換会を開いておりますので、その機会を活用するなど、今後の除排雪体制のあり方について御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、新「小樽市室内水泳プール」についてですが、まずプロジェクトチーム設置の新年度に向けた取組につきましては、現在、教育委員会において各地で新しく建設された市営プールのランニングコストや建設適地の調査を行っているところであります。

本年10月には、庁内会議において現状の報告がありましたが、調査などの進捗状況や財政状況を踏まえ、検討組織の設置については教育委員会のほか、関係部と協議をしてまいります。

次に、過疎債の活用につきましては、過疎計画は総合計画に基づき策定していることから、今回の過疎計画素案においては、平成26年度から30年度を計画期間とする後期実施計画を踏まえ、建設場所や建設形態、ランニングコスト等について検討と搭載したものであります。過疎債の活用に向けては、具体的な取組の際に、計画を変更し、対応することとしておりますので、現段階において基本設計、実施設計の位置づけがなくても過疎債の活用には影響がないものと考えております。

次に、新・市民プールの建設を総合戦略に示さなかった理由につきましては、総合戦略に搭載する事業は既に事業化が決定しているものに限られております。新・市民プールの建設については調査検討段

階であり、事業化のめどが立っていないことから、総合戦略には搭載できなかったものであります。

次に、建設場所につきましては、新・市民プール建設の陳情が全会一致で採択されたことを大変重く受け止めておりますので、できるだけ早期に建設場所を決定することができるよう、教育委員会と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、民間会社への協力申入れにつきましては、新・市民プールの建設に向けては建設場所の検討が最優先課題であると考えていることから、学校適正配置の進捗状況や公共施設の今後のあり方などを勘案するとともに、本市の財政状況を踏まえると難しいとは思いますが、現在、教育委員会において民間が所有する土地について調査をしておりますので、その一環として教育委員会と連携して検討してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 最後に、自治体病院について伺います。

小樽市立病院が開院して1年が経過しました。老朽化や狭隘化が深刻な問題となっていた中、旧病院が統合新築されたことで来院者からはきれいになった、明るくなったと一定の高い評価を得ていることは喜ばしい限りです。

日本共産党として、来院者がより利用しやすい市立病院にという趣旨で、病院事業管理者に質問いたします。

第1に、来院者にわかりやすくという課題です。

新病院の院内は、ベージュとオレンジを基調としたさわやかで温かみのあるデザインとなっています。診療科目の案内は、白地にオレンジの文字で記されていますが、視力の弱い方や色覚異常の方からは、見分けにくいという意見が寄せられています。玄関の点字ブロックもベージュのカーペットに銀色です。

そこで、市立病院として色覚バリアフリーについてどのように捉えられているか、伺います。

他の自治体病院では、診療科目を色で区別しているところもあります。矢印で誘導するなど工夫しているところもあります。小樽市役所の案内でも1階は色で区別しています。診療科目の案内についての考え方を伺います。

診療科へは基本的にアルファベットと数字でたどり着くようになっています。若い来院者はアルファベットに違和感はありません。しかし、一部の高齢者からは、どこに行けばいいかわからなかったから職員に聞いてみたけれども、Bと言っているのか、Dと言っているのかわからなくて、ますます混乱したという声もあります。おおむね午前中はボランティアの皆さんがいますし、総合案内に限らず職員に聞けばわかるのではという考えもあります。しかし、人に聞かなければわからないということでは、患者に優しいとは言えないのではないのでしょうか。わかりやすい患者誘導についてどのようにお考えか、伺います。

来院者にとってトイレがどこにあるかというのも大きな問題です。遠くから見ても、そこにトイレがないようなおしゃれなつくりで不快さは全くありません。しかし、どこにあるのかわからないのでは、本末転倒ではありませんか。考えを伺います。

第2に、よりよい病院のため、患者からの意見をどう反映しているかという課題です。

従前より「ご利用者の声」を設置し、院内に表示していることは評価できます。しかし、よりわかりやすくという点では不十分ではないでしょうか。

1枚の紙に25件近くの意見と回答が小さく記されておりますが、他の自治体病院や民間病院では、意見の一つ一つに1枚ごと回答が記されており、表示するスペースも倍以上、入り口のわかりやすい場所に掲示され、さらに病院広報紙のみならず、ホームページにも掲載されているというのが特徴です。回答についても、意見を寄せた方と病院だけの問題とせず、利用者と病院が共有できるようになっています。このような改善についての考えを聞きます。

次に、患者満足度調査についてです。

本年1月に行われた外来患者満足度調査がホームページに記載されています。今回、小樽商科大学様にも御協力をいただいて調査が行われたということです。医師や看護師、職員などの対応についてや待ち時間、病院全体の評価などについて調査され、おおむね大変よい又はよいとされています。

こういった調査で一番大切なのは、調査の方法や設問、期間などについて検討を重ねる一方で、調査ごとに比較できるようなものにしていかなければならないということです。ある病院ではレーダーチャートを用いて、前回との比較ができるようになっています。また、お気づきの点についてなど、自由記載のスペースが多くとられています。そもそも1月の調査は配付件数と回答件数の記載がありません。詳細は別にあるので、概略ということでは病院全体における定期的、継続的な医療の質向上へ反映させていくということにならないのではないのでしょうか。今後の調査方針と公表の仕方について伺います。

第3に、病院機能評価についてです。

病院が組織的に医療を提供できる機能を有しているのか、第三者の目で評価することが病院機能評価です。日本医療機能評価機構に所属する評価調査者が、中立で公正な立場の下、当該病院が所定項目を満たしているかを判断します。その上で病院内の課題を明らかにし、改善に向けて行動するように病院に指導します。こうした審査を経て、病院調査者が一定の水準を満たしていると判断した病院は、認定病院と認められます。後志管内では小樽協会病院のみが認定されていますが、2015年時点で全国の約28パーセントの病院が認定病院となっています。

病院機能評価を受けることで、病院内の問題点が明らかになるというメリットがあります。外部から評価を受けることで、病院のすぐれている点や劣る点、改善すべき点を客観的に理解することができます。

一方で、5年ごとの更新にかかわる審査料が負担になることも指摘されています。病院改革プラン評価報告書にも、機能評価委員会を開催し、新病院開院後の取得に向けて取組を進めていること、また早期の認証を期待する意見が示されています。受審に向けたスケジュールと取組、受審予定のバージョンと当院としてメリット、デメリットをどのように捉えられているか、伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 酒井隆裕議員の自治体病院についての御質問にお答えいたします。

初めに、色覚バリアフリーについてのお尋ねがありました。

小樽市立病院の設計に当たりましては、利用しやすい快適な病院とするため、全ての利用者に配慮するユニバーサルデザインの観点から、明快な案内サインを目指したところではありますが、御指摘の白地にオレンジ色の文字の組合せなどにつきましては、認識しづらいとの御意見をいただいたこともありました。これに対応するため、迷われている方には職員やボランティアが積極的に声をかけるよう指示しているところでもあります。

次に、診療科の案内の考え方についてのお尋ねがありました。

外来診療科については、20科程度を想定し、設計を行っています。利用しやすい配慮とするため、外来部門を1階に集中させ、多くの患者さんを効率よく受け付けするため、複数の診療科の受付をまとめたブロック受診方式を採用し、メイン通路に沿って5か所のブロック受付を設け、受付をした後に各診療科に御案内をしております。

次に、わかりやすい患者誘導についてのお尋ねがありました。

新病院で採用したブロック受付方式は、各診療科ごとに受付をしていた旧病院と方法が異なり、開院当初は職員がふなれであったこともあり、受診する患者に御不便をおかけしましたが、その後、受付や案内の職員を増員したほか、受付開始時間にエントランスホールで受付方法の事前説明を行うなどの対応を行い、患者さんがスムーズに受診できるように配慮をしております。

次に、トイレがどこにあるかわからないのは本末転倒ではないかとの御質疑がありました。

院内の案内表示につきましては、利用しやすい快適な病院とするため、明快な案内をできるようなサイン計画を実施したところです。しかし、昨年12月の開院後も、案内表示に関してさまざまな御意見をいただいたところから、対応可能なものにつきましては改善しておりますが、引き続き皆様の御意見を踏まえて対応してまいりたいと思います。

次に、患者からの御意見をどう反映していくかについてのお尋ねがありました。

まず、「ご利用者の声」についてですが、現在、病棟も含め、病院内の掲示物につきましては、診療報酬の算定などで提示を義務づけられているものや注意喚起、啓発のための掲示を要するものが多く、慢性的に掲示スペースが不足している状況であります。今後、「ご利用者の声」を掲示する際には、文字を大きくするなど見やすいように配慮することなど、スペースにつきましても増設を含め、検討してまいりたいと考えております。

また、回答内容につきましては、今後とも当事者のみに限らず、当院を利用される多くの方々の視点に立った回答を心がけてまいりたいと考えております。

次に、外来患者満足度調査についてのお尋ねがありました。

本年1月に実施した調査は、小樽商科大学の協力をいただく中で、新病院となって初めて実施した調査であり、今後とも同様の方法で定期的の実施してまいりたいと考えております。

また、公表の仕方につきましては、本年10月下旬に同様の調査を実施しており、今後この結果を公表する際には、自由記載や回答件数などを掲載するほか、前回調査との比較について表記の仕方を含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、病院機能評価についてのお尋ねがありました。

病院機能評価につきましては、新病院での認定を目的として、平成24年4月に受審準備委員会を立ち上げ、これまで43回の委員会を開催しております。26年12月下旬には、私から全職員に向け、28年2月に病院機能評価を受審することを宣言しております。これまで受審準備委員会が中心となり、院内の各委員会の要領やマニュアルの整備を行ったほか、業務の見直しを進め、11月下旬には書面審査用の書類を日本医療機能評価機構に提出しております。来年1月上旬に自己評価調査票を提出し、2月下旬に訪問審査を受け、おおむね4か月後に認定される予定となっております。

今回、受審するバージョンは、平成27年4月から運用が開始されました3rd.G:Ver1.1であります。私としましては、今回の機能評価受審に向けた取組は、職員が一丸となって医療の質向上という目標に向かい、組織横断的に業務改善に取り組むことで、組織の活性化や職員の自覚、改善意欲の醸成などが図られること、また、この取組がこれまで以上の医療サービスの質の向上や安全・安心な医療の提供に

つながることが大きな意義であると考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) それでは、幾つか再質問をしたいと思います。

まず、市長の政治姿勢についてお伺いします。

市長は、議会とのかかわり方について、できる限り尊重していきたいとおっしゃいます。しかしながら、尊重するというのであれば、行動しなければならないのではないのでしょうか。口では尊重すると言いながらも方針を変えない、検討しないということでは、議会から何を言われても意見を変えるつもりがないということではありませんか。改めて市長の考える議会意思の尊重とは何か、お伺いしたいと思います。

次に、市民から異論があった場合に、話し合う余地があるかという問題です。

今回のふれあいパス問題で、来年度は現行どおりという方針が示されました。私は市長のこれからの考えにも重要であったというふうに考えます。大切なのは、一度立ち止まりさまざまな意見を聞きつつ検討し直すということです。今後においても、こうした姿勢をとっていただきたいと考えますが、市長の考えを伺います。

副市長を庁内から選考してはという提案についてです。

そのような主張についても提案の一つだということで御答弁がございました。市長としては公約の実現を理解する、そうした方をということが御答弁にあったわけなのですが、この庁内で選考してほしいという提案について、どの程度検討されたのか、具体的にそのことについて動いたということはあるのか、伺います。

次に、教室改修事業費についてであります。

そもそも適正化基本計画では限りある資源を有効活用して、なるべく財政負担をしないというものはなかったのではないのでしょうか。今後においても特定の学校に偏った結果、一時的とはいえ、教室を増やすということでは、再編計画そのものの考えが間違っているということにつながりかねないというふうにも思います。こうした考え方についてお伺いいたします。

次に、市民公募委員登録制度について伺います。

本質問の中で拙速すぎると主張をいたしました。市長の政治姿勢にも関連することでもございますけれども、私はこのことも含めて丁寧さに欠けるのではないかと思うわけであります。市長はこの提案については、先ほどの自民党酒井隆行議員の質問に対し、7月には既に部内で検討していたということで、十分やっていたのだということで主張されたと思うのですが、議員や市民に対してというのは、今回初めて出されたのです。しかも、こうしたことについてしっかりと説明ということはされていないと思うわけであります。私はこのことも含めて丁寧さに欠けるのではないかと思います。市長は突然出された方針だという感覚はお持ちですか、お伺いいたします。

また、どのように検討されて方針となったのか、質問いたしたいと思います。

メンバーは誰なのかも含めて、これまでの経緯について説明していただきたいと思います。

次に、委員の構成についてでございますけれども、審議会等で異なりますけれども、一般的には学識経験者、市民代表、それから民間会社の構成員などになっております。今までの御答弁の中でいえば、公募の部分が市民公募委員登録というふうに理解しているのかなと思いますけれども、いずれにしても中身がよく見えないというのが私の実感であります。本質問で質問したのですが、公募の部分全て新制度ということになってしまえば、例えばこのものであらかじめ登録した方しか委員になれないと

いうおそれがあると思います。こういうことではないのですよとしっかりと説明をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、マイナンバー制度についてお伺いをしたいと思います。

個人番号カードをつくらなければならないという市民が大変多くいらっしゃるということで、つからないことによるデメリットについてはありませんということで答弁をいただいたと思います。申請状況は市ではわからないというものではありませんけれども、そもそも申請する必要がないということは確認できたと思います。こうした考え方についてお伺いをしたいと思います。

それから、子供の医療費助成についてお伺いいたします。

分析の結果は、おおむね同様の結果であったということでございます。ということは、幾らであったのか、再度答弁していただきたいと思います。

それから、段階的な子供医療費助成の方針について、今定例会中に示すということで、当初予算で予算化ということが示されましたけれども、今定例会の厚生常任委員会で示されると理解してよろしいのでしょうか。改めてお伺いをいたしたいと思います。

次に、ふれあいパスの利用制限方針についてお伺いしたいと思います。

来年度からの制限方針については、ひとまず撤回され、現行どおりということが答弁されたわけでございます。多くの老人クラブの皆さんや町会、社会福祉団体など、市民の反対の声が市政を動かした結果だと私は考えます。ひとまずほっとしているところであります。しかし、再来年度にまた行うということではいけない。やり方は今後考えるということでもありますけれども、当面は変更しない、このように申し上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長の公約との関連についてお伺いしたいと思います。

市長は限られた予算の中で継続していくためということで御答弁されました。これについてはこれまでの市長と同じ考えなのです。市長として公約に反することではないと言うのですけれども、私は明らかに公約違反だと思います。やはり今年度に限らず再来年度にも高齢者対策の充実ということを言うのであれば、このようなことは行うべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、市の事業負担のめどを1億5,000万円とする根拠についてでございます。

この答弁でも高齢者に係る費用は増大するということが回答されたわけですが、1億5,000万円にする根拠というのが回答されていないのです。既に、このふれあいパス制度については1億5,000万円を超えた年もあったと聞いております。なぜ1億5,000万円にこだわらなければならないのか、改めて答弁をお願いいたします。

今後については、さまざまな角度で検討していくということで、利用動向ではなくて利用目的も調査していく、こうした方針が回答されました。

こうした中で、ぜひ要望したいのが、特に老壮大学や老人福祉センターを利用されている方の実態を調査していただきたいということでございます。それから、2路線以上使わなければならない、そうした方々の事情についてもしっかりと調査をしていただきたいと思います。調査の中では、中央地区では1人当たりの枚数は少ない傾向にあるけれども、その他の部分についてはそうした傾向は見られないということではありますが、実際問題として遠ければ遠くなるほどそうした2路線以上使わなければならないという問題が生じるわけでありまして。そうした実態も含めて、来年度においてしっかりと調査をしていただきたいと思いますが、その考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、高齢者の社会参加を制限するものではないかということについて市長は必要な措置だということで御答弁されました。私はこの利用制限方針を再来年度以降行うことになれば、やはり社会参加

に關すれば矛盾しているのではないかと思います。改めて考え方を伺いたと思います。

それから、閉じこもり問題についてであります。

この閉じこもり問題について会ってもらえないということが問題であると答弁されたのですが、この方針ではないでしょうか。だからこそ、私は再来年度以降も、こうした方針についてしっかりと対応してほしいと思うわけでございます。改めてその考えを伺いたと思います。

次に、除雪問題についてお伺いたしたいと思います。

生活路線の除排雪の改善ということで、これまでと同様の答弁、2か年で調査をしっかりと進めていくということでもありますけれども、そうなると3年以降にならなかつたら、生活路線の除雪については改善できないのかと思ってしまうわけでもあります。そういうことにはならないと思うのですが、2か年の調査の中で対応できるものについては対応していくと答弁していただきたいと思うわけでもあります。その考えについてお伺いたします。

それから、来年度からのJVについての考え方であります。

やはり除雪延長や面積などの条件が異なるという中で、少しでも多くの業者を参加させていただきたい、昨年度の実績を踏まえて4社にしていきたいということを行っていますけれども、私は一律に4社にしていくということやはり適切ではないと思うのです。だからこそ、今シーズンの調査の中でしっかりと判断していただいて、その上でこの地域については4社、この地域についてはそうではないとか、さまざまな考え方を示していただきたいと思うのです。一律4社というのはやはり正しい考えではないと思いますけれども、考えを改めて問うものです。

それから、業者からの意見を聞くということでありました。例年、意見交換をしているということで、その中で対応されると言っていますけれども、例年、意見交換をしていてやっているということであれば、こんなに混乱は起きなかつたと思うのです。やはり今度の意見交換の中で、しっかりと今回の混乱も含めて意見交換をしていただきたいと思いますけれども、改めて考え方を伺いたと思います。

それから、新・市民プールについてでございます。

新年度に向けた取組でありますけれども、庁内の会議の中で報告はあったということでもありますけれども、どのような報告があったのでしょうか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、そもそも教育委員会において検討しているということでもありますけれども、一体いつまで待たせるのかというのが市民の考え方なのです。今の答弁は、これまでと全く変わらないのです。動いたのでしょうか、一体、それについてお答えしていただきたい。

いや、このままでいったら、2020年度まで設計もしない、建設もしないということになりかねないのです。これまでの市長は建設しないとは言わなかつた。とりあえず建設はするけれども、場所が見つからないと言ってきたのです。市長に同じことをしていただきたいとは思わない。だからこそ一定のアクションをしていただきたいと思うのですが、考え方をもう一度伺いたと思います。

それから、議会において陳情を全会一致で採択した重みについては受け止めているけれども、早急にできるように取り組んでまいりたい。これも全く変わらないのです。全会一致の重みというのはそんなに軽いものではありません。改めて市長の思いを伺いたと思います。

最後に、自治体病院についてでございます。

患者誘導などについて声かけを十分に行っているということでもあります。十分取り組んでいただきたいと思いたいます。

新病院はできたからといって、ゴールではなくてスタートだと私自身も思うわけでもあります。こうし

たハード面で対応するというのは確かに難しいかもしれないです。でも、ソフト面で対応するということについては大いに可能でありますから、改めてそういった対応についてきめ細やかにやっていただきたいと思えます。病院局長にお伺いしたいと思います。

それから、「ご利用者の声」についてであります。

掲示スペースは不足しているものの、今後スペース増設に向けて検討していくということで、非常に歓迎したいと思います。

ただ、1点だけ申し上げたいのは、掲示スペースが不足している原因として、かなり重複している掲示物があると思うのです。こうしたものの整理などもぜひ院内で検討していただきたいと思うのですが、その考えについてもお伺いいたします。

それから、外来患者満足度調査についてであります。

新病院として自由記載も件数も出していくことを検討していくということであります。こうした自由記載部分というのがやはり一番大事なのです。これまでも旧病院のころにもその自由記載の部分がたくさん記載されていて、非常に参考になった部分というのもあると思うのです。今回、検討されているということなので、期待したいと思います。

最後に、病院機能評価についてでございます。

既に準備をされていて、1月上旬にはもう自己評価調査票を提出いたしまして、2月には受審するというのでございます。この病院機能評価は、病院局長もおっしゃられたとおり、外部から評価も受けるということで、プラス面が大変大きいと思うのです。ただ一方では、やはり審査料がかかるということもあって、さまざまなことが言われていることもあると言われております。今回初めて受けるということですから、今後のことを聞いてもなかなか仕方ないということでもありますけれども、5年ごとに受審するということが一応は必要ということになりますけれども、その考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁した以外のことについては各部長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議会意思の尊重について、尊重されるのであれば行動すべきだというお話だったと思えます。私もできる限りの尊重をしっかり行ってまいりたいというふうに思っておりますし、その次の再質問の中でお話しされていたふれあいパスについて、足をとめて話を聞いたほうがいいというお話もありましたけれども、まさにこのふれあいパスにおいては、議員の皆様からも御意見をいただき、また市民の皆様からもお話があったからこそ、このような判断に至ったということでございますので、今回のこの点においても、例えばという例でお話をしておりますけれども、その尊重の中で考えを取り組ませていただいたところだという思いですので、そのような視点で御理解いただければと思えます。

また、副市長の選任において、先ほどお話しさせていただいたように、御提示いただいていることは一つの手法だとは思っておりますけれども、現時点でその手法の中において具体的な形では動いてはおりませんが、今まさに私自身が人選を行い、形にしようと鋭意努力をさせていただいているところでございますので、御理解いただければというふうに思えます。

市民公募について説明していない、突然出された方針だというお話でしたけれども、私自身今までの議会の中においても、自治基本条例のブラッシュアップをしたいという表現をさせていただいておりま

す。また、公約の中でも市民の皆様とともに政策をつくってまいりたいというお話、またオープンにしたいというお話をさせていただいております。

この市民公募委員登録制度は、もうかなりの自治体で導入されていて、そのような市民の皆様と協働を共有していくという取組においては、ある程度認知されている取組だと思っておりますし、またさらには、2年間試行期間として取り組むということです、私としてはそういうふう我突然で提出させていただいたという認識ではございません。

また、今までの公募に伴う制度について、これについては私は残して並行して行っていきたいということですので、それについては改めてこの場でお伝えさせていただきたいと思っております。

それと、ふれあいパスの利用方針についての御質問もあったかと思っております。

これについてもそうですが、初めからコンクリートして予算案を提出させていただいたわけではありません。このような方法もあるのではないかとということで、案として示させていただいたところでございます。もちろん議員の皆様であったり、市民の皆様の御理解を得られれば、来年度から反映できればという思いはありましたけれども、今回はそういう意味では、今まさにふれあいパスにおいては課題を持っていると。現在、利用者における活用の差が大きかったりとか、さらにはこれだけの予算がかかっていると。特に現在は1億6,000万円強でございますが、今後のピーク時には1億9,000万円を超えるのではないかとというような形で、数字も出始めていますので、その課題を皆様に提示させていただきましたので、今後においてこのふれあいパスが、現在の方々だけではなくて、将来の高齢者にとっても利用させていただきたいという思いから、その継続していく案件として提示させていただいたところですから、ぜひこれから皆様からもいろいろよい方法であったりとか、大きな予算でないけれども、継続できる環境があれば、それに鑑みながら制度化したいと思っておりますので、ぜひ御提言いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そのようなお話の中で、私自身は限られた予算の中において、高齢者に対してこのふれあいパスを使っていたきたいという思いの中で提示しておりますので、そういう意味合いにおいて公約違反ではないと思っております。

あとは、市民プールのことについてでございますけれども、報告内容等、土地の調査を今まで行っていなかったのは、その民間における土地の調査も含めて調査をしていただいております。その中で、幾つかの土地の候補を挙げていただいておりますけれども、先ほどの答弁でお話しさせていただいたように、当然に民間の土地を利用するということは、それだけの予算、財源がかかるということなので、現状ではなかなか具体的な土地としてここと言える状況ではないというのが実情でございます。

その中で、先ほどお話しさせていただいたように、学校適正配置の取組、さらには公共施設の総合計画も今まさにつくろうとしておりますので、その中で公共の施設、土地があく状況が見込めるようなときに、その建設場所を示させていただきたいと思っております。それができれば、本当は一日も早くという思いもありますので、先ほど御指摘されたように、全会一致でいわゆる新市民プールの陳情を採択されたということも私も大変重く受け止めておりますし、私自身もプールにおける建設は公約の一つとして掲げさせていただいておりますので、一日も早い御提示ということにおいての思いは変わらず持っているところでございますので、その考え方で御理解をいただければ幸いです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

子供医療費助成についてですが、第2回定例会の時点では、他都市の例を基に医療費を全額無料化し

たときに平成26年度ベースで1億4,000万円必要だとしておりました。今回、小樽市のデータを基に26年度ベースで計算したところ、約1億1,000万円程度となりました。多少違いますが、大枠では今回の資料は使えるのではないかと判断いたしまして、28年度ベースに直して資料を今調整中でございます。

厚生常任委員会に報告したいと思っておりますが、資料につきましては、できましたら予算特別委員会の初日に間に合うように配付したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

まず一つ、生活路線の関係でございますけれども、まず私どもとしては、循環線路線といえますか、そちらのほうから改善を行いまして進めているところでございます。生活路線についても全く考えていないということではありませんけれども、ただ、循環線のほうの改善を進めなければ、なかなか生活路線に入っていけないということもございますので、この今年度から進めます改善の状況を検証した上で、どういったことができるかということを検証していく必要があるのだろうというふうに思っております。

それから、4社の件でございますけれども、私どもとすれば、きめ細かな除雪とそれから将来的な除雪体制の維持ということで、4社ということは考えてございますけれども、ただ、今般の中でいろいろ業者からも意見を聞いておりますので、業者との意見交換をしながら、具体的にどういったことができるのか、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、これまで業者との意見交換でございますけれども、先ほどまず答弁で申し上げましたのは、シーズン明けに、この年の除雪を振り返ってということでお話ししているのがメインでございます。そういったことで、今年度といえますか、今年の意見交換の場には、それだけでなく、今後の将来の除雪体制についても議題としていいますか、話題として話し合っていきたいということで答弁したところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からはふれあいバスについて残りの部分をお答えさせていただきます。

まず、1億5,000万円についての根拠でございますけれども、これはそもそもこのふれあいバス事業というのは、いわゆる市単独事業でございます。助成制度としてはこの規模の事業費というのはなかなかないわけございまして、それが平成25年度、まだ1億4,800万円ほどの事業費でしたけれども、その時点、26年度に移行するに当たって、説明いたしましたとおり、負担が変わりまして市の予算額も1億6,800万円に26年度からなっております。こういった経過もございまして、市としてはこの単独の助成事業、規模としてはやはり将来にわたって1億5,000万円程度の範囲で進めたいというふうに考えているところでございます。

それから、閉じこもりの問題についてですけれども、これは今回の御質問が閉じこもりの問題についてどのように考えているかというようなことでしたので、恐らく冒頭申し上げたような答弁になったかと思いますが、このふれあいバスとの関係でいいますと、以前にふれあいバスの利用者負担額が110円から120円になったこともありましたけれども、この閉じこもり問題とのかかわりについては、わかりかねるところでございますし、閉じこもりの問題については別途対応していくべきことであろうかと考えています。

あとは、高齢者の社会参加を阻害するのではないかという質問もあったかと思いますが、今回については、そういったことも含めて利用者負担額の提言といいますか、10円減らすというようなことも含めて利用しやすいことも合わせたプランを提案したのですけれども、いずれにいたしましても、これは今後ふれあいパス制度の継続をどうすればできるかといった観点で、総合的に検討していくことになるかと思いますが。

老人福祉センターや福祉センターの利用実態あるいは2路線に関する調査などをすべきということですが、今回さまざまな角度からまた検討するために利用目的なども調査をするということでございます。その中で具体的にどういった対象に、どういった規模で、あるいはお聞きする項目とか、今よりも密にしたいと思いますが、具体的なものはこれから検討させていただくということで御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 酒井隆裕議員の再質問の中のマイナンバーについてお答えをしたいと思います。

マイナンバーの個人番号カードがない場合のデメリットについて、その考え方はということでございますけれども、繰り返しの答弁になってしまいますが、例えば税・社会保障制度を中心に活用がなされていくであろうということの中で、現在、窓口で行われている手続が個人番号カードを持っていないということでもってできなくなるということはありませんので、現時点では個人番号カードを申請しないことによってデメリットが生じることはないとお答えしたところでございます。来年度もこの整備は進んでまいりますけれども、恐らくその時点になっても、ここでデメリットが生じるとかそういうことはないだろうと考えてございまして、繰り返しの答弁になって申しわけございませんが、現時点ではそのような考えでございます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局小樽市立病院事務部長。

○事務部長(笠原啓仁) 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

まず、来院者にわかりやすい病院についてということで、院内サイン等についての御意見を頂戴いたしました。昨年12月に開院して1年ということで、現時点で院内サインそのものを抜本的に見直すということはもちろんできませんけれども、この間も昨年の開院以降、先ほど病院局長から答弁申し上げてございますけれども、要望いただいて対応できる部分については、院内サインを増やすなど、そういう対応をしております。ただ、それだけで全体が万全かという、もちろん課題はございますので、その部分につきましては議員からも御指摘のあったとおり、声かけ等を含めてソフト面での対応、こういうことを心がけていきたいというふうに思っております。

2点目、「ご利用者の声」の掲示に関しまして、我々としては手法を含めて検討していく、掲示場所の増も含めて検討していきたいということで答弁申し上げましたけれども、議員から御指摘ございましたとおり、中には重複するものというのも確かにあるかと思っておりますので、それについては整理していきたいというふうに思っております。

それと3点目、外来患者満足度調査につきましては、自由記載の部分、掲載してほしいという御趣旨でございましたので、それにつきましては手法も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

最後4点目、病院機能評価の受審に関連しまして、プラスになることで、今後どうするのかというお話がございました。議員からも御指摘ございましたけれども、質問の中にありました受審に向けた費用というのは、今回私どもの病院で考えますと、精神の副機能を含めますと237万6,000円かかるわけでございますけれども、局長の答弁にあるとおり、それを受けるためにこれまで1年間職員が一丸となって組織改善、事務の見直し等取り組んできている。それを継続して実施していかなければ意味がないというふうに思っておりますし、第三者の目で評価してもらい、これについても重要なことと考えてございますので、継続してまいりたいというふうには考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

教室改修事業費についての再質問でございました。

一時的であっても特定の学校に児童・生徒が集中することで、改修工事などの経費がかかるということであれば、適正化基本計画自体に多少無理があるのではないかと、そういった質問であったかと思いますが、先ほども答弁いたしましたとおり、在校生特例ということで、1年生から5年生までの子供たちの友達関係を重視してスムーズに学校が統合できるようにということで、一時的には特定の学校の人数が増えるということがあり得るかと思っておりますけれども、しかし、学年進行する中で、徐々に当初計画した間口におさまっていくというふうには考えておりますので、計画自体に無理があるということは考えておりません。

また、統合校にあっては、一時的に増えた場合の教育環境というのが、今いる在校生にとってはこれ以上悪化するということは避けるということから、一定の教育水準を確保するという意味で、内部の改修費が必要になってくると考えておまして、その場合であっても、何例かの改修方法は今一番改善的な方法で内部改修を考えておまして、さらに先ほど申しましたとおり、学年進行で学級が減っていきます。減っていても改修したものがそのままその後有効に活用できる方法、そのことも考えながらの内部改修費でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(横田久俊) ふれあいパスの件で、酒井隆裕議員からは来年度の変更ではなくて、当面は変更しないという考えはないのでしょうかと、当面ということがありました。これについても一度、福祉部長から答弁してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 失礼しました。

今の時期の話ですが、これについて私から答弁申し上げます。

今回は平成28年度は現行どおりとするという方針でございます。具体的に、では次はどのようにしていくかということでございますけれども、現段階では28年度に調査をして29年度から何かをと、あるいはさらに先とかというものは具体的には決まっておりませんが、ただ、今申し上げられるとすれば、やはりこのふれあいパス制度をいかにして継続していくかという観点で、いろいろと議論をしなければいけない、こういうところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 市長部局のほうのプールの答弁で、教育委員会と協議していくというお話、これは前々から変わっていないのだけれども、その辺はどうなのかという質問があったかと思っております。どうですか。教育委員会でございますか。教育委員会と協議していくというのは大分前からの答弁なので、それについてどうでしょうかというお話でした。具体の策がたぶんないと思うのですが、どのよう

にしていきたいということを何か問われたのだと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 大変恐縮ですが、建設場所の明示について、いつにということはまだ表現できるような状況にはなっておりませんが、先ほど酒井隆裕議員からも御提言がありましたように、その調整する関係部局との協議の場はしっかり検討し、近い時期にそのような教育委員会であったり、関係部署との連携の協議の場は何とかつくってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) もう一点、副市長の選任の関係ですが、庁内からうんぬんというお話があった後に、酒井隆裕議員からは、これまで庁内からの選任についてどの程度検討してきたのでしょうか、そういう問いがあったと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほど再質問の答弁をさせていただいた中で、庁内からの選任に関しては具体的には動けておりませんということをお話をさせていただきました。その答弁で御理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) それでは、再々質問したいと思います。

まず、議会とのかかわり方についてでございます。

市長は議会の考えについてできる限り尊重していきたいとおっしゃられました。だけれども、できる限りというのは、私、問題ではないかと思うわけです。これだと、議会の役割というのは一体何かということになりかねない問題ではないでしょうか。やはり市長は執行機関として、しかも提案する役割を果たされている。議会としては議決をしなければならないと、そういった機関となっている。できる限りということになってしまえば、議会の存在というものの価値についても否定されることになりかねないのではないかなと思うのです。やはり率直に、この議会の意思については尊重するというふうにつきりとさせていったほうが、今後のためにもよろしいのではないかと思うのですけれども、お伺いしたいと思います。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

それから、副市長の考え方についてでございます。

庁内からの選任については、今の御答弁では検討されていないということでもありますけれども、それでは果たして、例えば次の第1回定例会なりに、突然提案されたとして、庁内も含めて納得できるかということになると思うのです。やはり前もってそういったことで言っていたわけですから、あくまでも検討する必要があると思うのですけれども、今、市長の考えるその考え方、庁内若しくは議員や市民を含めて納得できるような状況になるのかということをお示し願いたいと思います。

それから、ふれあいパスについてお伺いしたいと思います。

この件については、私はあまり質問するつもりはなかったのです。というのは、現行のままでいくということです。ただ、今の御答弁の中で言えば、このままでは火種を残したまま来年度に突入してしまうということになりかねないのではないのでしょうか。白紙に戻

した上で、調査するという事について改めて考え方を伺いたいと思います。

それから、プールについてであります。

これは、近い時期にそうした機関についても検討したいということなのですが、一体いつになるかということなのです。現状での部署というのは、一体どこになっているのでしょうか。私が提案した後に、担当する部署というものはないということなのでしょうか。検討もされていないということなのでしょうか。横断した機関をつくってほしいと言ったのですけれども、まるで初めて聞いたかのような対応だったのです。本来であれば総務部でありますとか、そういったところが対応されると思うのですけれども、その現状について伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私が答えること以外は関係部長よりお答えさせていただきます。

まず、尊重できる限りという言葉のお話でしたが、先ほど答弁させていただきましたけれども、そのようにできる限り尊重させていただきたいと思っておりますが、私自身としても公約に掲げた市民との約束を果たさなければならぬという信念、思いもございます。

また、酒井隆裕議員が全てを……

（発言する者あり）

望んでということでお話をされているとするならば、私自身の存在意義は逆に言えばなくなってしまっているのではないかというふうに思っております。

（発言する者あり）

やはりこの議会の中におけるさまざまな議論を経て、その中でよりよいものを得ながらそれを形にしていくということが、私自身は執行機関と議会の皆様との取組の中で行われているというふうに思っておりますので、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、できる限りしっかり尊重してまいりたいというふうに思っているところでございます。

あと、副市長の件について御心配いただいているところでございますけれども、おっしゃるように庁内含めて納得できる環境はつくっていかねばならないというふうには思っております。それらも含めて今鋭意努力をしているところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

市民プールの横断的組織、大変恐縮ですが、先ほど答弁させていただいたように、まだ設置というところまでは至っておりません。何とか形にできるよう努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） ふれあいパスについて私から答弁いたします。

この制度の見直しを白紙にすべきというような趣旨の御質問だったかと思うのですけれども、市長の答弁にありましたように、やはり引き続き検討が必要ということでございます。その点で御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（横田久俊） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 千葉美幸

議員 高野さくら

平成27年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成27年12月8日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛															
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉											
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一											
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦						
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子										
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生												
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉		
総	務	部	長	日	栄	聡	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
財	政	部	財	政	課	長																				

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	大崎公義
書記	佐々木昌之
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安齋哲也議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 平成27年第4回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

初めに、質問に入る前にどうしても一言言わなくてはならないことがあります。公明党小樽市議会議員団は、去る11月24日に行われた第4回定例会提出議案説明の席上、森井市長の冒頭挨拶に対し、除雪共同企業体入札不調の件、参与任用の件、副市長未選任の件、第3回定例会本会議最終日の動議の件について、市長に直接質問いたしました。冒頭挨拶の段階であえて質問しなくてはならなかったのは、第2回定例会、第3回定例会、さらに第3回定例会閉会後に行われた総務常任委員会、建設常任委員会の閉会中審査における市長答弁が議員からの質問にあまりにもかみ合わず、はぐらかしととれる不誠実なものであり、市長のこの姿勢を改めさせなければ第4回定例会においても同様の議会对応となり、第4回定例会以降の議会議論が議論として成り立たず、議会として市政をチェックする機能を果たし得なくなるとの危機感から発したものであります。同日の席上、質問されたことに対しても、市長は議会答弁と同様に不誠実な態度に終始したため、後日、文書で質問し、文書での回答を求めることを伝えました。

11月30日、市長に対し、秘書課長を通じて質問書を手渡したい旨要請したところ、市長は、あの場で終わった話などと認識の違いを理由として質問書の受取さえ拒むという態度をとるに至っております。

議会議論を何とかしてかみ合った正常なものにしなければ、市民にとって重大な問題になるとの危機感を持って問題提起しているにもかかわらず、なぜ市長は真摯に向き合おうとしないのでしょうか。かたくなに対話を拒む姿勢と私たちの質問に対する今回の市長の対応に強く抗議するものであります。なぜ質問書の受取を拒否したのか、なぜ不誠実な対応を続けるのか、なぜかみ合った対話を拒むのか、誠意ある回答を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

質問書について受取を拒否した理由、不誠実な対応、なぜかみ合った対話を拒むのかにつきましては、去る11月24日に行われた議案説明の席上において、さまざまな御質問がありましたが、これらの件につきましては、他の会派への説明とのずれが生じないようにと意識をした結果であり、かみ合った対話を拒んでいるわけではございません。

さらには、この質問書の件につきましては、公明党への議案説明の場をもって終結をしたと感じていたからであります。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 私の質問に全く答えていないのもそうなのですが、市民の声を聞くとしておきながらも、結果として現在まで質問書を受け取っておりませんし、対話をしていない。その態度が極めて問題だというふうに言っているのですが、議長は、今の市長答弁は十分な答弁だというふうには判断されますか。

○議長（横田久俊） 秋元議員の議事進行に関する発言についてお答えを申し上げます。

この後、再質問、再々質問の時間がございますので、今の市長の答弁について秋元議員がこれからさらに質問を深めるということは、再質問、再々質問でできます。

それから、項目ごとの答弁になっていますけれども、一応議会のルールとしては、全ての質問が終わった後に再質問、再々質問ということになりますので、私としては、そのときにやっていただきたいと思えます。

それから、答弁の内容について、私がそれは不十分だ、あるいは十分だというふうにはお答えはいたしません。それは再質問でさらに追及していただければと思います。

このまま議事を進めます。よろしいですか。

次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 財政問題と市政運営について伺います。

来年度に向け、森井市長就任後、初めての予算編成になりますが、議会に示してもらったとおり本市財政は、平成26年度決算では5年連続で実質収支の黒字を確保しました。しかしながら、中期財政収支見通しでは、歳入では退職手当債が4億6,000万円の減となるほか、歳出では扶助費や繰出金の増により11億4,000万円の収支不足が予想されるとのことです。

そこで伺いますが、市長は、これまで財政問題について真の財政再建と言われています。今回の中期財政収支見通しを踏まえ、来年度予算編成に向けた決意と、厳しい財政状況の中、公約実現に向けた財源確保策、毎年度、最低4億円の収支改善策について具体的に説明してください。

次に、平成27年度小樽市一般会計補正予算に関連し伺います。

一般会計では1,147万8,000円の減額、財政規模は571億7,235万8,000円となり、前年度同期比で伸び率はほぼ0パーセントとのこと。特別会計では昨年度同期357億2,030万5,000円であり、今年度の369億7,131万1,000円、伸び率3.5パーセントです。今後、この伸び率の推移について大幅変動が予想される会計と、その主な理由をお知らせください。

次に、病院事業会計についてです。

昨年12月1日に新市立病院が開院し、ちょうど1年を迎えます。小樽市病院事業業務状況説明書で、平成27年度上半期で入院患者数は6万2,376人、外来10万6,189人で前年度同期比、入院患者数で5,855人増、外来患者で2万480人増となり、病床利用率は88.3パーセント、前年度より18.6ポイント改善しております。まず、これらの改善した主な要因と財務状況に与えた影響を説明してください。

また、これまで医師確保には局長みずから決意を持たれ進めてこられました。現在の医師確保の状況についてもお知らせください。

現在、国においては、さらなる公立病院の経営改善を進めるため、新公立病院改革プランの策定を要請していますが、策定についてお考えを伺います。

次に、副市長の選任についてです。

副市長の選任については、第2回定例会では提案できず、第3回定例会において副市長人事案を提案したものの、否決されるという結果になりました。地方自治法第167条では、「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」とあり、その職責から、補助機関の長である副市長の不在は、大変大きな影響が出るものと危惧をしているところであります。

初めに、本市で該当する副市長の主な公職と職務についてお知らせください。

また、市長就任以来、副市長不在に伴う影響をどう捉えているのかお答えください。

第3回定例会以降で副市長の選任にかかわり、どのような行動をされてきたのか、取組の状況を聞かなければ、どのような状況で今日に至ったのかわかりませんので、具体的にお知らせください。

また、市長みずから要請に行かれたのか、若しくは総務部長なりが行かれたのか、副市長を要請した機関からは結果的に断られたのか、候補は意見を保留とされているのか、保留であればどのような理由なのか説明してください。

現時点で副市長の提案ができない状況を踏まえ、今後の手続について過去の手続同様に事前に議会に対して選任についての協議方依頼という方法をとるつもりがあるのかお聞かせください。

次に、第3回定例会では副市長を受けてもいいと言った方について、結果的に何名の方にお断りをされたのか質問したところ、市長は、「どのようにという部分はお話しできませんけれども、人数は2名でございます」、さらに信頼関係についても「問題はないものと考えております」と答弁されました。副市長の職務に適任として依頼、要請した方ですから、本当に信頼関係に問題がないのであれば再度要請するべきではないでしょうか。要請できない理由があるのであれば説明してください。

次に、参与についてです。

参与の任用については、これまで議会で議論され、問題点多々指摘されてきました。任用の手続では、安齋議員が資料要求した参与の起案は通常の手続に反したものであり、総務部長が総務部次長、総務部職員課長のかわりに代決をする異常な手続、さらに、起案には後から加筆されており、この件では市長みずから「あしき慣習にならないよう」「瑕疵があった」「不適切な場面もあった」と話しているにもかかわらず、現在も任用を続けています。起案は公文書です。もし、市民が市に対して提出する書類の作成段階で手続上瑕疵があった場合、不適切であった場合、その書類はどのように取り扱うのか説明してください。

市が作成する公文書は不適切で問題があっても許され、市民は許されないとするなら、その根拠を示し説明してください。

次に、参与の待遇についてです。

市長は、10月6日の記者会見で、参与にかかわる条例が否決され、実質その任用に議会はノーを突きつけたことに対し、記者の質問に、職員、嘱託職員がこれだけいる中で、1人だけ特定してだめという話にはならない、また、ほかの嘱託職員ですとか臨時職員の影響にもつながりかねないと話されていますが、なぜ今も参与には個室が与えられているのか、市長みずから1人だけを特定して個室を与え、特別扱い、特別待遇を与えているのはなぜか教えてください。

次に、参与との関係ですが、参与は以前、森井ひであき後援会幹事長代行をされていましたが、市長は議会の中で、自分が議員時代から知ってはいたが、後援会の役職があったことは知らないと言っていました。

しかし、第3回定例会での参与にかかわる議案の討論の際、石田議員が「今回の市長公約の一部分は、作成当時から現参与のアドバイスも多分に加味されており、市長の考え方に最も近い人物であることも申し添えておきます」と発言されました。市長がみずからの後援会での役職すら知らない方から実は公約作成当時からアドバイスを受けていたとすれば、その親密さは言うまでもありませんし、後援会での役職も知らなかったとは何をか言わんやであります。逆に本当だとすれば政治家失格、自分の後援会の役員すら知らないとは驚きであります。

この石田議員の発言について、10月13日の総務常任委員会で真意を確かめるために我が党の斉藤議員が市長に質問いたしました。市長は、「その御指摘は石田議員がされましたので、石田議員に確認していただければと思いますけれども、私は堤参与のことを当時から知らなかったとは言っておりませんので」、また、「たくさんさまざまな方々から御意見等をいただいた結果でございますから、その中に堤参与が入っていたと言われれば入っていたかとは思いますが。いろいろな方々に御意見をいただいているので、そのうちの一人ではあるというふうには考えております」と答弁されました。ただ、そうすると、石田議員が本会議場の討論で虚偽を述べたのか、この答えいかんによっては、市長が公職選挙法に抵触する疑いがあるから何度も聞いているのですが、先日、市長が言うように、議会運営委員会において石田議員が委員外議員という立場で、この石田議員の発言、公約作成当時からアドバイスを受けていたということについて発言をされました。石田議員は、自分が話したことは事実であり、専門職であった堤氏から市長がはかり知れないことをアドバイスで受けていた、当選前に公約チラシができた時点で市長から聞いたとのことであり、石田議員の話は聞いた時期や内容について具体的ではありますが、この公約作成当時からアドバイスを受けていたというのは本当なのですか、うそなのですか、はっきり教えてください。

次に、参与の処遇です。

市長は、第3回定例会でも、正当な理由がなければ参与を解雇できないと何度も話されていますが、小樽市嘱託員就業規則第4条第1号の「次条に定める勤務時間内においてその職務に専念すること」では、これまで議会でも何度も勤務時間外での勤務について指摘され、また、除雪懇談会でも勤務時間が守られなかった服務違反、同条第2号の「職務を遂行するに当たって法律、条例、規則その他の法令に従うこと」では、我が党高橋克幸議員が指摘したとおり、除雪懇談会において参与は市長の代理として市民の前で挨拶をしましたが、明らかに地方自治法第152条第2項及び第3項並びに小樽市長職務代理規則に違反しているのではないですか。これは法律、規則によって市長の職務代理を定めているものですが、知りませんでした、そんなつもりではありませんでしたので済む問題ではありませんし、それで済むのなら法律は要りません。コンプライアンス上、問題がないのか伺います。

また、法律・規則違反にならないというのであれば、法的根拠を示し説明してください。

法律を遵守すべき市長は、それでも解雇、解任する理由にならないと言われるのでしょうか。解雇、解任できなければ、それこそほかの職員、嘱託員にも及ぶ問題ですので、明快な答弁を求めます。

小樽市中期財政収支見通しでは、歳出削減対策として人件費の抑制が挙げられています。「職員定数の適正化」「業務の質と量に応じた人員配置の適正化による人件費の抑制」と記載されております。真っ先に抑制の対象とされるのは参与ではないでしょうか。

参与任用理由には、「平成8年1月における記録的豪雪の際の危機管理等、手腕を発揮したため」とありますが、雪が降り出す前の段階で入札の不調を2回も招いたこと、市民に不安を与えたこと、これまで建設部に対してアドバイスしてきた内容に関しても、危機管理や手腕があるとは到底思えません。財政の厳しい本市が月30万円の破格の報酬で任用する必要性が見いだせませんし、これ以上市民からお

預かりしている大切な血税を無駄に支出することは許されません。それでもまだ人権、労働基準法うんぬん言うのであれば、森井市長と同様に、市長に当選後、みずからの後援会幹部を参与として任用し、議会、市民から批判され、結局は解雇、解任している自治体が幾つかありますので、その自治体に倣い手続を進めてはいかがですか。ここまで言っても任用し続けるのであれば、市民にわかるように法的根拠と必要性を説明してください。

ふれあいパスについて質問します。

昨日、福祉部長より、ふれあいパス利用制限について平成28年度は実施しないと各会派に説明がありました。しかし、代表質問の質問レクも終わっていたにもかかわらず、判断が代表質問当日までずれ込んでしまったことに判断が遅すぎるのではないかと、また、市民から請願も提出されるという重要な案件であるのにこのような対応に怒りさえ感じるところであります。

それでは、質問に入ります。

ふれあいパスの事業の目的について改めて説明してください。

小樽市ふれあいパス利用状況調査結果及び制度見直し検討報告書では、本市の考えとして、「できるだけ多く外出の機会を設けたい」としています。しかし、冊数制限をした場合、「(表4)ふれあいパス交付者20,665人における購入冊数別人数及び割合」に記される人数を見ますと、多くの利用者の外出の機会が制限され、本市の考えとの整合性がとれないではありませんか。また、事業趣旨にも反すると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

ふれあいパス利用者への調査では、利用目的までは調査していないとのことでした。調査によれば、購入冊数が一番多い方で年間142冊、142冊を1年で割り返すと1日約4枚であり、バスを2路線使って移動しているとすると特別多い状況ではありません。事業の趣旨からすると多いのは当然であります。そこで、なぜ利用目的を調査することなく見直し案を策定したのか、理由を聞かせてください。

また、今回、市長は、制度見直しについて原課にどのように指示をされたのか、指示の目的と見直し案について、なぜよしとしたのか市長の見解を聞かせてください。

市長は、今年の地方選の折、報道機関に対して、「相乗りによる行政サービスの低下と、『市民の声が届かない』という諦め、そして子供たちや教育に力を注ぎきれないことが、この街の人口減少に歯止めが掛からない要因です」「市民に頼られる市役所を取り戻すため、実情を把握し、オープンにする。市民の目線で市政の改善を図ります」と答えていましたが、今回の見直し案は市長の発言に反し、行政サービスの低下そのものであり、市民目線での改善などとは全く相反するものと考えます。市長が話された内容と整合性のある答弁を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、市政運営と財政問題について御質問がありました。

初めに、一般会計補正予算についてですが、まず新年度予算編成に向けた決意と公約実現に向けた財源確保や収支改善の方策につきましては、現在、各部からの予算要求額を取りまとめている段階であることや、国の予算編成の動向も不透明であることから、現時点で具体的な方策などをお示しする状況にはありませんが、限られた財源の中での予算編成となりますので、事業効果と優先順位を見極めながら事業の取捨選択を行うなど、効果的・効率的な行財政運営の推進を図りながら、財源確保に努め、市民の皆様にお示しをした公約を少しでも実現するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後において事業規模が大きく変動すると予想される会計と、その主な理由につきましては、住宅事業特別会計では、平成28年度からの3年間で、若竹住宅3号棟の建替え事業を予定しており、予算規模の増が見込まれますが、その他の会計につきましては、現時点では平年ベースの予算規模になるものと思われま

次に、副市長の選任についてですが、まず副市長の主な公職と職務につきましては、最初に、石狩湾新港管理組合の副管理者で、職務は、石狩湾新港の開発発展と利用促進、管理・運営を行うため港湾法の規定による港湾管理者の業務などの事務を共同処理し、管理者の補佐を行うものであります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合の事務管理者で、職務は、一般廃棄物の中間処理施設の設置や管理・運営に関する事務に関し広域連合長を補佐し、職員の事務を監督するものであります。

次に、おたる自然の村公社の理事長で、職務は、野外活動や農業体験を通じて青少年の育成や市民の健康増進などを目的に児童、青少年等の野外学習や活動などの事業を行う法人の代表として業務を執行するものであります。

次に、副市長不在に伴う影響をどう捉えているかにつきましては、副市長の職は、私と職員とをつなぐ役割のほか、先ほど説明をしましたとおり庁外の団体・組織での役職のほか、庁内の委員会等の中には副市長が統括するものも多くございますので、現在、不在となっていることにより大きな影響が生じていると認識をしております。

次に、第3回定例会以降の副市長の選任にかかわる具体的な行動につきましては、過去に副市長就任の要請をさせていただいた方については現在は白紙の状態であり、総務部長につきましては、副市長の選任については関与をしておりません。これまでの間、検討してまいりましたが、残念ながら現時点では新たな候補者を決定するには至っておりません。

次に、今後の手続について議会に対し、選任についての協議方依頼という方法をとるつもりがあるかにつきましては、これまでの人事案件と同様に、副市長を選任させていただく場合には、議会に対し、選任についての協議方依頼という方法をとらせていただきたいと思いますと考えております。

次に、第3回定例会においてお断りしたと申し上げた2名の方への再度の要請につきましては、相手方との信頼関係や今後の要請活動に影響する可能性がありますので、この場で申し上げることについては差し控えさせていただきます。

次に、参与についてですが、まず市民が市に提出する書類に瑕疵があった場合の取扱いと市が作成する公文書の関係につきましては、市民が提出する文書に瑕疵がある又は不適切な場合においては、それを指摘させていただき、適切な処理をした上で提出をしていただいております。

また、市が作成する公文書について同様に瑕疵があったり不適切な場合においては、その部分の訂正を文書作成者から専決者に対して報告又は決裁を求めるものであります。

いずれにいたしましても、公文書を訂正する場合には適正な処理が必要と考え、市が作成する文書が許され、市民が作成する文書が許されないというのではなく、書類の重要性も鑑み、その瑕疵等の内容により判断されるものであります。

次に、なぜ参与を特別扱い、特別待遇をしているのかにつきましては、個室に関しましては、参与の職場環境も考慮して配置をし、職員からの求めに応じた打合せスペースとして活用をしております。参与が市長直属の政策アドバイザーとしての職務に専念できるよう環境を整えたいとの配慮からであります。

次に、市長は公約作成当時から参与のアドバイスを受けていたという石田議員の発言につきましては、去る10月13日の総務常任委員会ですべてとお

さん聞いてまいりました。現参与もそのうちの一人であるということでもあります。

次に、参与の「市長の代理」発言につきましては、御指摘のありました地方自治法第152条第2項及び第3項並びに小樽市長職務代理規則は、行政処分などの法的な効果を生じさせる行為を行う場合の代理権について定めているものであります。さきの除雪懇談会における参与の発言は、市長の権限に属する事務について担当する職員が市長のかわりに説明したということにすぎず、法的な効果を生じさせる行為ではありませんので、御指摘のような法令違反には当たらないものと考えております。

なお、私といたしましても、誤解を招きかねない発言は慎むべきと考えているところであります。

次に、参与を任用し続ける法的根拠と必要性につきましては、その根拠は地方公務員法第3条第3項第3号の規定による非常勤の嘱託員で、その職務については私の公約実現に向けての政策アドバイザーであり、特に除排雪に関しては、これから本格的な業務が始まるため、現時点において解雇、解任は考えていないものであり、公約の実現に向けて必要な人材と考えております。

ただ、さきに申しましたとおり参与のあり方については検討中でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、ふれあいパスについてですが、まず事業目的につきましては、高齢者が積極的に社会に参加し、触れ合い、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資することです。

次に、冊数制限は、小樽市ふれあいパス利用状況調査結果及び制度見直し検討報告書にある本市の考えや事業目的に反するのではないかとしましては、このたびの見直し案は、限られた財源の中、ふれあいパスを今後も継続するために必要な措置であり、本事業の目的を踏まえ、少しでも利用者負担の軽減を図るとともに外出の機会を設けるという本市の考えに沿ってお示しをしたものであります。

次に、なぜ利用目的の調査をせずに見直し案を策定したのかにつきましては、このたびの見直し案は、本事業が利用目的にかかわらず、外出機会の一助として利用いただくものであるため、平成26年度に行った調査における購入状況の分析結果に基づき検討した案としてお示しをしたものであります。

次に、原課への指示とその目的、見直し案を了承した理由につきましては、私がこのお役目につき、市政における課題としてふれあいパスの制度見直しについて説明を受けた際、原課へは、見直しに当たり、何らかの利便性の向上という観点も取り入れるよう指示をいたしました。その後、利用状況調査の結果が示された際、利用状況に差が大きく、公共事業としての公平性に課題があるとの認識を持ったこと、また、今後も事業費が増加していくことが見込まれることから、将来にわたって継続をしていくためには新たな制度設計が必要であるものと判断をし、利用者の負担軽減も取り入れて案を作成するよう指示したところであります。最終的には、限られた財源の中、本事業の目的を踏まえ、少しでも利用者負担の軽減を図るとともに、外出の機会を設けられる内容となったことから、見直し案としてお示しをしたものであります。

次に、見直し案は、私がこれまでしてきた報道機関への発言と相反するのではないかとしましては、このたびの案は、将来にわたってふれあいパスという行政サービスを継続していくために必要な措置としてお示しをしたものであります。

また、昨日答弁しましたとおり、市といたしましては、平成28年度は現行制度のままとし、引き続き市民の皆様の御意見を伺いながら見直し案を検討してまいりたいと考えておりますが、このたび本市の財政状況、本事業の現状と課題をお示しできる機会となりましたので、これを踏まえ、ぜひ議会をはじめ市民の皆様にも本事業のあり方についてお考えをいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 秋元議員の病院事業会計についての御質問にお答えいたします。

患者数の増加や病床利用率が改善した要因についてですが、一つには旧市立小樽病院と旧医療センターを統合新築し、これまで2病院に分かれていた診療科や医療機器等が集約され、患者の利便性が向上したことが考えられます。

また、新病院の開院以来、婦人科、整形外科、腎臓の専門医など常勤医が増えたことも大きな要因と考えています。

次に、財政状況に与える影響についてですが、患者数の増加に伴い、医業収益も当初の見込みより好調に推移している一方、材料費や経費も予想以上に増加している状況にあります。平成27年度の単年度資金収支では黒字を確保できるものと考えておりますが、昨年度、新病院への移転経費や入院調整により発生した資金収支不足が多額にあるため、一層の収益増と経費の削減に努めているところであります。

次に、医師確保の状況についてお尋ねがありました。

医師の確保に当たりましては、私自身が先頭に立って進めているところであり、非常に難しい状況にあります。現時点では来年1月から糖尿病の専門医が、4月からは内科系の医師と研修医が複数名増える予定になっております。今後も引き続き医師の確保に努めてまいります。

次に、新公立病院改革プランの策定についてお尋ねがありました。当病院事業では、平成28年度予算編成後に新改革プランの策定に取り組むこととしております。この策定に当たっては、経営状況の詳細な分析が必要となるほか、二次医療圏において当院の果たすべき役割など、地域医療構想の協議状況を念頭に置くことも必要と考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 地方創生と小樽市総合戦略について質問いたします。

政府は、昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定いたしました。さらに、都道府県や市町村には、2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられました。

まち・ひと・しごと創生法の主な目的としては、法の第1条で、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正」と記されております。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられており、それぞれの自治体が自立につながるよう、地域の資源をどう生かし、また、責任を持って実効性のある戦略を推進できるかどうかを重要と考えます。

このたび策定された小樽市総合戦略、人口ビジョンについて質問していきたいと思っております。

初めに、人口ビジョンについてです。

ここでは、地域経済分析システム、RESASの活用をされておりますが、今回、人口ビジョンを策定するに当たり、RESASを用いたビッグデータの活用も含め、今後、本市でのメリットについてどのように捉えているのか伺います。

次に、主な課題としては6項目挙げられています。この項目について質問しますが、①、「若年層の人口流出を抑制することが課題」としてはありますが、若年層流出の要因は何か説明してください。

②、市外転出者の約5割が札幌で、そのうち4割が手稲区、西区だとのことですが、手稲区、西区に転出する要因はどのようなものか伺います。

③、「交通の便の良さや、単に商業施設・医療施設などの充実に頼らない、札幌市とは異なる生活環境の良さ」とは何か、具体的にお知らせください。

④、「流入超過に陥っていることから、市外からの通勤・通学者を住まわせるかが課題である」とのことですが、市内に居住せずに通勤・通学する理由についての調査はされているのか、調査をされましたら、その内容、結果をお答えください。

⑤、「合計特殊出生率の改善が課題」とのことですが、課題解決に向け、現在、一番重要と考えることは何か。

⑥、「小樽公共職業安定所管内の有効求人倍率は、札幌圏や北海道より高い水準であり、希望職種や労働条件などをいかに求職者に合致させるかが課題である」とのことです。このような状況は以前からある傾向だと認識していますが、改善されない原因はどのような理由と捉えているのか、それぞれ伺いたいと思います。

小樽市の将来的な人口推計を考える上で重要になってくるのは、本市のみの分析や周辺市町村の人口の転入・転出ばかりではなく、産業、雇用、観光、教育などさまざまな特徴についても把握することが大変重要と考えます。前述のRESASを活用し、周辺市町村などのデータの収集を進め、政策に反映すべきと考えますが、この点についてお考えを伺います。

次に、小樽市総合戦略についてです。

小樽市総合戦略は、人口ビジョンで得た課題を基に中期的な施策の方向性を示し、具体的な施策を取りまとめたものとのことですが、私が見る限り具体的な政策はほとんど見られず、あれもこれも盛り込んだ総花的なものとの印象を受けました。もちろん本市には課題が山積していることは承知しておりますが、限られた予算を効果的に執行するという意味でいうと、効果が半減するのではないかと危惧をしています。

「1 まちづくりの考え方」の「(1) 情報共有の推進」では、「市民が求める有益な情報について、できる限り情報をオープンにし、情報を共有する必要があります」とありますが、そもそも議会やマスコミからも市政のオープン化について市長の対応に疑問や不信感がある中、現市長の下でそのようなことが可能なのか、可能だというのであれば、市政情報のオープン化について、現在までのような不誠実な対応を改めるお考えがあるのか伺います。この点ができないのであれば、結局は総合戦略も絵に描いた餅、全く意味のない紙切れになってしまいます。議会と私の認識の違いなどと切って捨てずに真摯に答えてください。

次に、「1 まちづくりの考え方」の「(2) 参加・協働の推進」についてです。

「地域の課題を解決するため、市民、企業、団体、行政などが主体的に参加し、お互いの協働を推進することにより、それぞれが蓄積したノウハウや、構築したネットワークを地域で有効に活用することができます」「行政が積極的に市民、企業、団体などと連携し」とのことですが、連携について大きく2点の問題があると思います。

1点目は、市民との信頼関係についてですが、今回の総合除雪に関する入札で、市長みずからの発案で2度の入札不調を招いた件について、北海道新聞の記事では、市民の方から「今年はたまたま雪が降らなかっただけの話。市民や業者に迷惑をかけたなら謝るのが筋だし、自らけじめをつけない姿勢を、市民はちゃんと見ている」との意見が掲載されていましたし、私たちの会派にも同様の意見が寄せられています。市職員が業務で市民や企業、団体の方々と接触する際にもこのような苦情が寄せられている

ようですが、行政のトップである市長がこのように言われる中で、部下である市職員は、今後どう積極的に市民、企業、団体などと連携していけばいいのか、市長の考えを聞かせてください。

2点目は、北海道新幹線の札幌延伸に向けた北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議のメンバーから商工会議所を外し、アドバイザーという形での知見を示してほしいとの理由を市側が語ったと報道されている件で、この会議の出席者からも、会議が成り立つのか心配だとの意見も出たとのことです。市長が何と言おうと事実結果、現実はまだづくりの核となってきた商工会議所をないがしろにしているわけです。市長のこれまでの姿勢は、「積極的に市民、企業、団体などと連携」などはほど遠いものであり、むしろ真逆とも言える姿勢であります。

報道でも、このような状況になっていることに対し、北海道大学の佐藤教授は、「道内の経済界が中心となって新幹線誘致を進めてきた経緯があり、経済界抜きのまちづくり議論はありえない。対立している場合ではなく、子供たちにどのようなまちを残すのかという視点に立って議論すべきだ」と苦言を呈しているではありませんか。たとえ市長が意図しなかった結果であったとしても、結局、政治は結果なのです。先ほどの市民の方が言っているように、迷惑をかけたら謝るのが筋だし、みずからけじめをつけるべきだと私も思います。本当に小樽市のことを考えるのであれば、市長、けじめをつけるべきと思いますが、いかがですか。

また、市民、企業、団体や、とりわけ商工会議所との連携は具体的にどう進めるのか伺います。

次に、地方創生交付金についてです。

国は、人口減少対策で先駆性のある事業の財源として地方創生先行型交付金236億円の配分を決定し、北海道としては道と55市町村に約13億円が交付されるとのことであり、採択事業は道内で47件でありました。

今回、本市が申請した事業は採択されなかったものと認識しておりますが、その理由についてお知らせください。

後志管内からは単独事業で積丹町、広域連携事業では余市町、仁木町が採択されています。このことも踏まえ、どう考えているのか伺います。

地方創生交付金の対象となるまちづくりの計画として商工会議所が以前より進めていた計画案があったと聞いておりますが、市と商工会議所の間では、これまでどのような調整、連携が図られてきたのか、計画案、連携内容についてお知らせください。

今後、地方創生にかかわって交付金のスケジュールや事業計画の策定などスケジュールや申請予定事業がありましたら説明してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、地方創生と小樽市総合戦略について御質問がありました。

初めに、人口ビジョンについてですが、まず今後、ビッグデータを活用する本市のメリットにつきましては、地域経済分析システム、RE S A Sは、主に将来人口推計への活用のほか、産業、農林水産業、観光などの分野について分析が可能なシステムであることから、地域経済の活性化及び雇用の創出のために地域経済の構造を理解し、効果的な施策を構築することが可能になると考えております。

次に、若年層流出の要因につきましては、今年3月中旬から5月末までの期間で実施をした市外転出者に対するアンケート調査の結果によりますと、25歳から29歳までの男女の転出理由の約7割が就職、

転職、転勤を理由としていることから、雇用に関する条件が主たる要因であると考えられます。

次に、手稲区、西区に転出をする理由につきましては、アンケート調査等によりますと、小樽市に比べ商業施設、医療施設などが充実をしているため、よりよい生活環境を求めの方が多いと考えられます。

また、単身者向け賃貸物件については、本市に比べ物件数が多く、かつ家賃差がほとんどないことが転出の理由であると考えられます。

次に、「札幌市とは異なる生活環境の良さ」とは何かにつきましては、まず本市には札幌市にはない海岸線を有しておりますので、マリレジャーなどにより良好な生活環境が提供でき、海洋性の気候であるため、札幌市に比べると寒暖の差が少なく過ごしやすいことに加え、スキー場やゴルフ場、温泉などが市街地と近接をしているため、四季を通じたレジャーを楽しむことができます。

また、中心市街地がコンパクトである上、公共交通機関が比較的充実をしていることや、徒歩でも日常的な用が足りること、市内の随所には市場があり、新鮮な食材を調達しやすいことも魅力であります。

さらに、地盤がかたいため、地震や災害に強く、安心して生活できることや、古くから町会活動が活発で人情や温かみのある市民気質があること、運河保存運動に代表されるようにまちづくり活動が活発なまちであることなどが挙げられます。

また、北海道開拓の玄関口として歴史的建造物が多く現存するまち並みや、商都として栄えたことによる文化性は、日々の暮らしを豊かにするものと考えております。

次に、市外から通勤・通学する理由についての調査につきましては、対象者を正確に把握しきれないことや、市外に転出される方の転出理由の分析を優先すべきと考えていたことから、実施はしておりません。

次に、合計特殊出生率の改善に向け、現在、一番重要と考えられることにつきましては、安心して子育てできる環境づくりのためには、まず出産、育児がしやすい環境づくりが必要であることから、周産期医療体制の確保が最重要課題と考えております。

次に、求職者の希望職種や労働条件が合致していない状況が続いている原因につきましては、今年10月の新規求人状況を業種別に見ますと、製造業、小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉で全体の6割強を占めておりますが、厚生労働省の雇用動向調査や職業安定業務統計などによると、これらは離職率が高い業種、慢性的に人手不足のある業種、パート就労の多い業種であり、こうした業種が本市の求人の大半を占めているため、求職と求人が合致しない状況が続いているものと考えております。

次に、RESASを活用し、周辺市町村のデータ収集を進め政策に反映させることにつきましては、特に民間企業の経済活動の範囲が市内にとどまらない場合が多いことから、産業施策や広域連携施策を立案する際には一定程度活用できると考えておりますが、現在、国においてRESASの機能拡充などを進めているところでありますので、その進捗状況を確認しながら活用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市総合戦略についてですが、まず市民の皆様との情報共有につきましては、これまでも配慮してまいりましたが、協働のまちづくりを進めていくためには大変重要だと考えておりますので、今後もより丁寧に対応し、市政情報のオープン化に心がけてまいりたいと思っております。

次に、職員が今後どう市民、企業、団体などと連携していくのかにつきましては、小樽市総合戦略の「Ⅱ. 基本的な考え方」において「参加・協働の推進」を掲げているところでありますので、いわゆるオール小樽で事業を推進するに当たっては官民協働を基本とし、積極的に市民、企業、団体などと連携を図っていかねばならないものと考えております。

次に、除雪の入札の件について、みずからけじめをつけるべきとのことにつきましては、けじめをつ

けるということではなく、現時点では市民の皆様とのお約束である公約を一日も早く実現していかなければならないという信念がありますので、そのことに向かって邁進をしていくべきと考えております。

次に、市民、企業、団体、中でも商工会議所との連携をどう進めていくのかにつきましては、参加・協働によるまちづくりの実効性を高めていくためには、それぞれの方々が有する知識や経験がさまざまな場面で生かされるよう支援や協力体制の充実を図り、連携を深めてまいりたいと考えております。特に、商工会議所との連携につきましては、今後も機会を捉えて情報交換をしていきたいと思っておりますので、市民の皆様のためのまちづくりに向けて連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、地方創生先行型交付金についてですが、まず上乗せ交付分のタイプⅠ事業として提案をした本市単独事業であるまちなか観光にぎわいづくり事業が採択をされなかった理由につきましては、北海道を通じて確認をいたしました。観光分野では日本版DMOなど国の例示に従った事業が採択をされる傾向にあり、その中でも単独事業より広域連携事業のほうが採択されやすかったことが理由と考えております。

次に、後志管内における他町村の採択をどう考えているのかにつきましては、積丹町は、漁業系廃棄物資源利活用推進事業として、地域に埋もれた資源であるウニ殻を活用して新素材を開発するという先駆性が評価されたものであります。

また、余市町、仁木町は、余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトとして、地場のワインを活用した広域連携事業が評価されたものであり、国の例示に従った先駆性のある事業や観光関連では広域連携事業のほうが採択をされやすかったと考えております。

次に、地方創生先行型交付金の対象となる事業について、市と商工会議所の間でどのような調整、連携が図られてきたかにつきましては、地方創生先行型交付金のタイプⅠ事業については、短期間で事業化、予算化する必要があったこともあり、今回は商工会議所と直接調整、連携したものではありません。今後は、商工会議所の計画案で事業化が可能なものにつきましては連携、調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の地方創生に関する交付金のスケジュールや申請予定事業につきましては、国は11月末に平成27年度補正予算として新たな交付金を創設する方針を発表いたしました。予算規模は最大1,000億円程度、今年度の地方創生先行型交付金のタイプⅠに近い先駆性のある取組などを支援するものと聞いております。詳細は不明ですが、今年度末までに申請、採択されるスケジュールと聞いており、現在、各部において単独事業や広域連携事業の申請に向け、事業計画の策定ができないか検討しているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）

○1番（秋元智憲議員） 次に、除雪業務の入札問題について質問します。

11月18日、未定だった3地域の入札が行われ、ようやく除雪業者が決定しました。

そもそもこの除雪問題は、市長の意向で市が突然除雪業務の入札条件を変更したところからスタートしております。これまでの経緯を振り返ると、建設部では除雪業務の入札の準備に当たり、今年7月から8月にかけて、市長のアドバイザーである参与も同席の上、道路除雪登録業者34社に対してヒアリングを行っています。8月28日には除雪業務説明会を実施し、昨年と同様の入札条件で行うことを前提に9月16日の締切りで入札等参加申請書が8共同企業体から提出されました。翌日の17日に、急遽、資格

審査保留の通知をこの8共同企業体に対して一方的に行い、そして9月25日、この保留分の入札等参加申請書について受付を取り消すこととなり、市長の意向により除雪業務の共同企業体編成企業数を突如2社以上から4社以上に変更したわけです。今、説明したように、入札準備の手続において、業者には全く瑕疵はなかったにもかかわらず、恣意的ともとられかねない市の突然の入札条件変更で、業者に対して混乱を招いたわけですが、違法性はなかったのか、今後、ほかの入札も同様な考え方をするのか、影響が出ないのか見解を伺います。

変更した時点で、なぜ変更の全体説明会を実施しなかったのか、また、変更の考え方を誰がどのように周知したのかお答えください。

さらに、業者からは、どのような意見・要望があったのか具体的に説明してください。

10月9日、入札条件変更後の再編成申請書の提出期限でしたが、8共同企業体より申請がありました。内訳は4社構成は4JV、3社構成は3JV、2社構成が1JVです。しかし、3社構成の3JVには地域総合除雪への入札資格がないのは御承知のとおりであります。

10月27日、入札が不調になった3地域について条件を緩和し、再度対象者に通知いたしました。条件の緩和内容ですが、「「道路除雪」又は「道路河川」に登録のある者」とし、共同企業体の代表者の要件として「国又は地方公共団体が発注する除雪業務の実績があること」を追加しました。そして、共同企業体の構成員は変わらず4社以上であります。

ここで疑問が出てきます。4社にこだわったために後づけの追加条件としか受け取れない内容になっています。登録業者の「道路除雪」と追加した「道路河川」とは何が違うのか、追加した理由は何か、除雪の実績はあるのか、道路除雪と同じ要件の登録審査なのか、それぞれについてお答えください。

特に問題なのは、市外の除雪業者に条件を広げた件です。現状を確認しても、登録されている市内業者で十分対応できているにもかかわらず、なぜ市内業者をないがしろにするようなことをするのか理解できません。人口減少問題の中でも雇用の場が重要と言っている内容と相反するものであります。他都市においても地元企業の育成問題の対応の遅れにより除雪できる建設業者が減少し、地域除雪の危機を迎えているところがあるとテレビ報道がありました。このことから地元業者に対しての今後のさまざまな検討が必要です。

また、入札等参加申請書提出要領には、「行政と企業、市民が連携・協力しながら、地域に精通した」との文言がありますが、この内容とも相反するものであり、信頼関係を損なうものです。これらについて、それぞれどのように考えているのか市長の見解を伺います。

これまで議会側からさまざまな指摘を受けているにもかかわらず、市は、この4社以上の条件を強行しました。入札等参加申請書提出期限である11月5日には申請者なしとなり、ここまで来ても今回の原因となっている突然の変更の間違いに真摯に向き合い、昨年度と同様の条件に戻すことは全くありませんでした。

翌日の11月6日に市長と建設部の協議では、共同企業体の構成員を、こだわっていた4社以上から3社以上に要件を緩和し、市長も最終的に決裁しました。結果的に11月18日に入札が行われ、空白だった3地域の除雪業者がようやく決定いたしました。

あれだけこだわってきた4社以上から、なぜ3社以上に変更したのか、その提案を建設部はどのような理由により決定したのか、市長は、なぜ今回に限り3社で決裁したのか、それぞれの理由を説明してください。

委員会質問の中で我が党の高橋克幸議員からも指摘したように、3社で十分除雪業務が可能な地域であります。市長がよく発言されているきめ細やかな除雪は、単純に業者数が多い、少ないという数の間

題ではないのです。これは除雪の出動回数やオペレーターの技術的問題など除雪業務の内容にかかわる問題であります。ですから、これまで3社JVで行われた地域は長年の実績があり、3社JVで大きな問題点があったという報告もなく、4社以上とする根拠はなく、最終的に3社でも市が考えている除雪は可能と判断するものであり、市の強引とも言える変更は間違いであったことを認めたものと考えます。今回は、突然の入札条件の変更は恣意的な変更と言われても仕方がない状況と思いますが、市長の見解を伺います。

次に、混乱と不安を与えた問題であります。これまで述べてきたように、今回の除雪の入札問題は、業者に対して混乱を招きました。突然の変更で振り回された業者に対して、市長は委員会で、混乱を与えたとは思わないとの信じられない発言をしましたが、企業に協力を求める市の最高責任者として本当にそう思っているのか改めて伺います。

また、先日、実際に業務を請け負った8JVより、突如の一方的な条件変更が市に対し大きな憤りと不信感を増大させたとの要望書が提出され、また、新聞では「私たちは市の仕事を請け負う弱い立場だが、森井市長の一方的な対応やその後の言動は到底看過できない」とJV参加業者が語っていたと報道されていました。事実混乱を与えていることに現在でも気がつかないのはなぜなのか、コメントが一言もないのはなぜか、要望書についてどのように感じているのか説明してください。

また、2回の入札の不調で決定しなかった3地域の市民に対して大きな不安を与えたわけですが、いまだ市民に対して謝罪がない理由を説明してください。

最後に、今回の除雪業務の入札問題の責任についてです。

9月17日の建設常任委員会で、今回の除雪業務の入札に係る突然の変更について、混乱や今後の影響も含め、責任の所在はどこにあるのかとの質問に、建設部長は、建設部の専決権は自分にあるので、それについては自分の責任であるというような発言をされました。以後の常任委員会においても、同様に責任を認めています。

今回の除雪業務の入札で過去に例のない2度の入札不調という大失態を起こし、議会のさまざまな指摘を無視し入札を強行したその責任は大きいものがあります。

また、市長に対して明確に説明し、説得することができず混乱を避けることができなかったこと、みずからの責任を認めている建設部長の処分について市長はどう考えているのか説明してください。

今年の人事で大幅な人事異動を市長は行いました。建設部の建設部長をはじめ、主要ポストの異動も大幅なものであります。建設部の責任は、最終的にはその都度決裁してきた任命権者である市長の責任です。この一連の入札問題についてどのように責任をとるのか、明確な市長の答弁を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除雪業務の入札問題について御質問がありました。

初めに、業者に与えた混乱についてですが、まず入札条件の変更に係る違法性につきましては、地方財務実務提要によりますと、入札の一連の手続について、「入札の公告は、地方自治法において「契約の申込みの誘因」という見解がとられているため、公告の内容を変更し、あるいは取り消すということについては、これを排除する法的根拠がないので、自由になし得るものと解されます」とされております。このことから入札等参加申請については、入札公告を執行するための準備行為であることから、手

続を取り消すとともに、要領を改定し、新たに申請を求めることは、違法性はないものと考えております。

次に、他の入札についての考え方でありますが、このたびの要領の改定は、新たな除雪拠点の増設により、これまでの各地域の除排雪体制が維持されないことが懸念されたことから、手続の途中で変更したものでありますので、あくまでも例外的な対応と考えております。

次に、変更に伴う業者への説明につきましては、変更となる内容については、文書での説明が可能であると判断し、改めて説明会を開催しなかったものであります。

また、変更の考え方の周知については、道路除雪に登録のある業者に通知するとともに、既に申請のあった共同企業体の代表者に説明を行ったところであります。

業者からは、「信頼できる業者としっかりとした体制を組みたい」「今の時期では4社で構成するのは難しいのではないか」などの意見を伺っております。

次に、新たな登録業者への審査についてですが、まず追加した道路河川の登録業者につきましては、小樽市指名競争入札参加資格に道路等維持業務という区分があり、その中に道路除雪等業務及び道路河川維持等業務をはじめとする五つの業務があります。

登録に求められる資格要件としては、道路河川維持等業務については土木建設業許可が必要とされております。

一方、道路除雪等業務については、土木、建築、管、舗装のいずれかの建設業許可及び除雪機械技術講習終了の運転手や除雪機械の確保が必要とされていることなどであります。

道路河川を追加した理由としては、最初の入札の不調を受けて、共同企業体の構成員を4社以上とする要件を維持しながら結成要件を緩和する必要があったことから、道路除雪に加えて道路河川に登録のある業者まで対象を広げたものであります。なお、道路河川に登録のある業者の中には、過去に地域総合除雪業務の共同企業体の構成員であった業者や民間施設の除雪業務を請け負っている業者が含まれております。

次に、市外の除雪業者に条件を広げたことにつきましては、これまでも共同企業体に市外業者が構成員となることは可能な条件となっており、最初の入札の不調を受けて、道路除雪に加え道路河川に登録のある業者を含めて対象となる業者数を増やし、さらに、市外の業者であっても除雪実績によっては共同企業体の代表者になり得るよう条件を緩和し、共同企業体が結成しやすくなるようにしたものであります。このままではこの冬の除排雪業務に影響が出ることを危惧し、市外業者と市内業者との共同企業体の結成の可能性に期待していたものでありますので、市内業者をないがしろにしたわけではございません。

また、小樽市指名競争入札参加資格を有している市外の業者においても除排雪業務以外にも本市の業務実績を有している業者もおりますし、市内業者と連携、協力するとともに、地域の情報を積極的に収集することなどにより、地域に精通することは可能と考えております。

次に、入札等参加申請書提出要領に反する条件変更についてですが、まず4社以上から3社以上への変更につきましては、11月5日に共同企業体の入札参加申請がなかった事態を踏まえ、建設部から、さらなる入札条件の緩和策として共同企業体の構成員を3社以上とするものの提案を受け、既に構成員が3社以上で結成されている共同企業体が複数あることから了承したものであります。私としましても、本格的な降雪期を控え、一日でも早く除排雪の体制を整えることが必要であると決断したところであります。

次に、共同企業体の構成員を4社以上とすることにつきましては、きめ細やかな除排雪を行うために

昨年度の除排雪体制を維持する観点の下、除雪ステーションにおける共同企業体の構成員が実績でおおむね4社以上で構成をされていたことからの判断であり、将来的な除排雪体制を見据えて少しでも多くの業者に除排雪作業に携わっていただきたいという考えからであります。

次に、説明責任と業者、市民へのコメントと謝罪についてですが、まず私の委員会における、混乱を与えたとは思わないとの発言につきましては、今回の入札等申請書提出要領の変更はきめ細やかな除排雪を行うためであり、混乱を与えるために取り組んだわけではなく、安全で安心な冬の市民生活を支えるために、除排雪業務を担っていただく企業の皆様に御協力をお願いしたいと考えております。

次に、共同企業体からの要望書につきましては、要望書に記載をされておりましたが、これまで地域総合除雪を担ってきた経験豊かな共同企業体を排除することなど毛頭考えてございませんし、今後とも市民の安全と安心のため、一丸となって業務等を遂行していただきたいと期待をしているところであります。

きめ細やかな除排雪を行うとともに将来的な除排雪体制の維持のため、今回の要望の内容を踏まえ、今後の除排雪体制のあり方について、除排雪業務を担っていただく業者の皆様に御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

次に、3地域の市民に対する謝罪につきましては、市民の皆様には入札が不調となったことで御心配をおかけしたと感じておりますが、本格的な降雪期の前に除排雪体制を整えることができましたので、この冬の除排雪が少しでもよくなったと市民の皆様を感じていただけるよう一生懸命に取り組んでまいります。

次に、私と建設部長の責任問題についてですが、建設部長の処分と任命権者としての私の責任につきましては、ただいま申し上げたとおり、このたびの入札においては、よりよい除排雪体制を構築し、私の公約である除排雪の充実の実現に向けて取り組んでまいりましたが、結果として入札を2度行うこととなったものであります。今後、市民の皆様には、この冬の除排雪が少しでもよくなったと感じていただけるようきめ細やかな除排雪を行っていくことが私と建設部長の責任と考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 再質問いたします。

まず、一番初めの市長に対する抗議ですけれども、やはり全くかみ合った答弁ではないのです。市長の言われていることは一貫して、そう思っていなかったからいいということをやっているとされているのですけれども、私たちは、第2回定例会、第3回定例会で市長が私たちの質問にちゃんと答えていただけていないから、市長に今回の議案説明の場でしっかり説明してくださいということを言ったのです。何度かみ砕いて説明しました。しかし、市長は全く違う話をされますし、また、だんまりで何分たっても話されない、このような状況が続きました。

それで、私が言っていることがわからないのであれば、理解できないのであれば、書面をもって市長に提出しますので、それで回答してくださいというふうをお願いいたしました。市長は、常々市民の声を聞くというふうに言っていますけれども、私も小樽市民でありますし、私たち会派も小樽市民であります。また、小樽市民の代表でもあります。なぜ、結果的に質問書を受け取りもせず、また対話にも臨もうとしない、結果的にそうなっているのですけれども、わからないですか、私の言っていることが、わかっていたいていないようなのですが、私はそのことを今回文書にして提出しますということなのです。

先ほど市長は、全くかみ合った答弁ではないですし、かみ合った対話を拒んでいるわけではないとい

うのですけれども、では、なぜ今までお会いして質問を聞くなり、また、質問書を受け取るなど、そういう行動をされなかったのですか。私は、秘書課長に質問書を渡す物理的時間もないのですかと言ったら、秘書課長は、時間がないと言ったらうそになりますと言っていました。だから、渡す時間はあったのです。それを市長が受け取らないから、受け取って手渡す機会がなかった、こういうことなのですね。これを不誠実な対応と言わないで何というのですか。市民に対してこういうことを市長はするのですか。市長が答えていただけないことを答えてくださいと、そういうふうに言っているまでですので、もう一度答弁をしてください。

それと、中期財政収支見通しについて伺いました。これも1番目の答弁が全く答えになっておりません。市長は、自分の公約の実現に向けた財源確保策、また、毎年度最低4億円の収支改善策、これを中期財政収支見通しの中で、財源確保策は別ですけれども、毎年最低4億円の収支改善策が必要であるというふうにしていますが、今、それを具体的に示せない、これはどうしてなのでしょう。市長は8年間、市長になるために勉強されてきて、市長も以前言われていたとおり市の財政についても分析されてきたわけですよね。厳しいという状況も知っていたはずですよ。それなのに何の対応もないのですか。全く理解できませんので、もう一度答弁をお願いいたします。

それと、副市長の不在の影響についてです。先ほど公務、公職について説明いただきました。その中で石狩湾新港につきましては副管理者ということですが、現在、どなたがこのかわりをされているのか、かわりはたぶんできないのですよね。そうすると、小樽市の意見というのは今まで副市長が石狩湾新港管理組合の協議の場でいろいろと伝えてきたというふうに思いますけれども、現在、副市長がいないので、そのような場が実際にないです。現在、小樽市の意見はどのように石狩湾新港管理組合に伝わっているのか、その辺を伺いたいと思います。

もう一つ、北しりべし廃棄物処理広域連合についてですけれども、職員の事務の監督というふうに説明いただいたのですが、職員の事務の監督は、今、副市長がいないので、どなたがされているのか、説明していただきたいと思います。

副市長の選任の取組なのですが、先ほど本質問の中で私は、市長がみずから行っているのか、又は総務部長なりが行っているのかということで、総務部長は行っていないということなのですが、これは市長しかその相手といますか、これは知らないということなのですか。それとも、もし相談されているということであれば、どなたに相談されているのか。ひとりでこの選任の作業を行うというのは、非常に無理があるというふうに思いますけれども、私が委員会で資料提出を求めた副市長の選任に当たるまでの手続の流れを以前に伺いました。そのときには、過去にお二人副市長がいらっしゃいましたけれども、手続がそれぞれ違っておりまして、そういう手続に基づいて選任をするべきではないのでしょうかということをおもうのですけれども、それが市長しか知らないというふうになれば、この手続というのはとれないのではないかなというふうに思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それと、議案説明の中でも、以前お二人の方に断られたということで、市長はその2人がどういうふうに返事をされたか覚えていないというような驚く発言をされていたのです。それでまた少し混乱したという部分があるのですけれども、その2人の方に関しまして、市長が適任ということでお話をされて、実際、第3回定例会での選任の議案を提出後にお断りされたというふうに思うのです。その方の名前は聞いていませんけれども、なぜその方に要請したのか、要請できないのか、その辺を答えていただけないのが非常に不思議でなりません。これまでの議会で市長は、このようなことに関して質問をされると、最初はやはり答えられないということで答弁されておりますけれども、最終的には答弁されるのです。であれば、最初からしっかり答弁してください。時間をもったいないので、ぜひよろしく願いいたし

ます。

それと、公文書の件であります。公文書の件につきまして、参与の起案につきまして、起案自体が通常の手続とは異なっていたわけです。また、加筆もされていたことについて、後から手が増えられていたことについて議会でも議論されましたし、問題視されていました。その質問に対して市としては、市民の方がそういうような場合には指摘すると、また、適切に対処するということなのですけれども、この適切というのがどういうことを言われているのか少しわからないのですが、その辺をもう一度説明していただきたいのと、市民の方はだめなのですよ、結局。文書に瑕疵があったり不適切な部分があるとだめなのに、結局、今、参与は最初の瑕疵があった起案を基に任用されているわけなのですけれども、ここが全くおっしゃっていることと整合性がとれません。やはり、市民はだめだけれども市はいいのだと、市長がやることはいいのだというふうな結果になっているのです。そのことをもう一度説明してください。

それと、参与なのですけれども、結局、参与を特別扱いしているのは市長なのです。個室を与えている、また、いろいろなところに参与の席を設けていらっしゃる、そういうようなお話も伺っている中で、これまで委員会の中でも各委員から、では実際、参与からどういうアドバイスがあったのか、そういう質問がたくさんなされましたけれども、例えば雪押し場の確保ですとか税制の問題、あとはステーションを増やすというようなアドバイスだというふうに言われていましたが、これは誰が考えても、別に特別な方ではなくても現建設部の方でも思いつく発想であって、それが本当に高度なそういう経験なりをしてきた方がアドバイスした内容なのか。それをもって市長へのアドバイスというふうになるのであれば、それはあまりにも建設部の職員の方に対して失礼ですし、私は先ほど来、本質問の中で言わせていただきましたけれども、それをもって参与のアドバイスが重要であるというのであれば、これはもう大変な問題だというふうに思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

それと、公約作成当時のアドバイスの話であります。これは、市長が総務常任委員会の中で公明党の斉藤委員が、そういう発言があったけれども本当かと聞いたときに、市長は、石田議員に直接聞いてくださいということでしたので、石田議員に協力していただいて、議会運営委員会の中で、その発言は本当であるというふうに言われていたのですが、そうであれば、市長はずっと今までたくさん意見をいただいている方の中の一人というふうに言われていますけれども、公約作成時からアドバイスを受けていて多分にその意見も加味されているとなると、たくさんの市民の中の一人などということにはならないというふうに思うのです。しっかりわかりやすく答弁をしてください。

それと、参与のサービス違反の問題であります。まず一つ問題なのは、やはり今までたくさんの議員が言われているようにサービス時間違反の問題です。何度ほかの議員が委員会の中でサービス時間を守っていないという、そういう指摘をしてきたにもかかわらず、先日行われた除雪懇談会の中でも、言いわけはしていましたが、結局はサービス時間を守っていないのです。建設常任委員会の中で公明党の高橋克幸委員が地方自治法第152条の違反に当たるのではないかと指摘をしましたが、市長、先ほど答弁してしまして違反には当たらないという話でしたが、建設常任委員会の中でそういう説明をされていないではないですか。ましてや、総務常任委員会にかかわることなので総務常任委員会でやってくれみたいな話になってしまったけれども、全く問題のない方であれば、その場でしっかり答弁できるものだというふうに思います。

何より問題なのは、実は昨日、秘書課長が私のところに来ました。それで、地方自治法第152条違反には当たらない、実は第153条になるのですということなのです。何だかよくわからないのですけれども、総務部長、自治六法とか、今、持っていないですよ、第153条と言い出して私も驚いたのですが、実は

この第153条だということも非常に問題のある、市長の事務の一部の権限を委任するという条文なのです。それをいきなり秘書課長が私のところに来て言い出して、今朝また来て、実は間違いでしたみたいなことになっていましたけれども、そもそも全く、行政の行う事務の全ては、やはり法律にのっとって行われています。それなのに議員の質問に対してこのようなことが繰り返し行われていることに私は非常に問題があるというふうに思いますし、前定例会の後に、市長は、参与について労働基準法と労働契約法を間違えて発言されて後で訂正されましたけれども、そもそも法律という概念をあまりにも軽く考えられている。だから、参与の任用についても規則の瑕疵が当たり前のようになり通っている、いまだにまかり通っている、これは大変に問題のあることだというふうに思います。もう一度市長から、第153条ということでどうして秘書課長が私のところに来たのか、知らないというのであれば総務部長でもいいですよ。ただ、勝手にやっているということになれば、それはまた大変な問題ですよ。もう一度しっかり答弁してください。

次に、参与の解雇、解任についてであります。この権限というのは、人事権は市長にあるというのは十分わかっております。ただ、現在まで参与の動向、また、仕事の内容、結果を見ても、市民の方の大切な税金を毎月30万円も払う、支出する理由が思い当たらないということを私は言っているのです。だから、もう一度考え直してくださいと。ましてや、先ほども本質問の中で言ったとおり、ほかの市でも市長に当選されて、みずからの後援会の幹部を参与として任用して議会、市民から批判をされて解雇、解任しているところが幾つかありますから、その手続に倣って手続を進めても構わないのではないですか。市民は納得されないと思いますよ。このような状況で自分たちの税金が毎月30万円も支出されているなどということが本当に許されるのかということ、もう一度答弁いただきたいと思います。

あと、ふれあいパスの件です。指示の目的と見直し案について伺ったのですが、結局はどのようなことを言っても見直し案は冊数制限するというものだったのです。市長も、結局は冊数制限するのもしよということで判断したということなのですよ。そのように捉えてもよろしいのか、もう一度答弁をお願いいたします。

それと、行政サービスの低下そのもの、これは市長がやはり選挙のときにマスコミの方に語っていたとおり、今までは要するに今までの旧来の体制が市民の声をしっかりと酌み取っていない、だから行政サービスが低下してきたのだと言っておりますけれども、現時点で市長に市民の声は届いていますか、この辺をもう一度答弁いただきたいと思います。

それと、地方創生にかかわってRESASの活用も伺いました。それで、若年者の転出の問題なのですが、何かここで言われていることが、まず商業施設ですとか医療施設ですとか、そういうものが充実しているということより、自然環境ですとかレジャーですとかそういう魅力を打ち出していくのだという考えはわかりましたけれども、ここで課題とされている若い人たちが求めているものと乖離があって、全然若い人たちがここに定住するという計画にならないのではないですか。この辺をもう一度説明してください。

出産、育児の部分ですけれども、周産期医療対策が一番重要であるというふうにお答えいただきました。この辺の対策についてももう一度説明してください。

それと、市職員が積極的に市民、企業、団体と連携していくことについてです。このことについて先ほど答弁いただきましたけれども、私は、市長のやっていることが市民、企業、団体と連携していくに当たって非常に問題があるのではないですかという指摘をさせていただきました。その上で、市の職員のところにもそういう声が寄せられているのですから、市長がどう思っているのか、市の職員が今後、市民、企業、団体と連携していくのにどうやっていけばいいのですかと聞いているのですけれども、全

く人ごとのような答弁でしたので、この点、もう一度答弁いただきたいと思います。

それと、私は、小樽市のことを考えるのであればはじめをつけるべきだというお話をしましたが、市長は、はじめをつけるのではなく、公約を実現することを優先するのだというお話でした。このようなことをやっていて市民が本当に協力してくれるのですか。市長、先ほど私は北海道新聞の市民の方の声を紹介しましたが、全ての市民とは言いませんが、市民の中には、やはり迷惑をかけたのであれば謝るべきだ、謝罪をするべきだと、そういうはじめをつけない姿をしっかりと見ているよということ言っていたのではないですか。はじめをつけないければ市民は協力していかないと、市長が一生懸命やろうとしている公約実現にも市民は協力しなくなると思いますけれども、もう一度、このはじめについてお話しいただきたいと思います。

商工会議所との連携、調整です。まず、ここで、やはり一番商工会議所がいろいろな意見、案を持っていた。しかし、連携も十分ではないままに市としていろいろな事業に着手したといいますか、進めていったということでお話がありましたけれども、そもそも国とか道の情報を収集する力というか、そういうものが非常に衰えているのではないかなというふうに思うのです。いろいろな状況、例えば仁木町、余市町の状況、また、積丹町の状況を説明していただきましたけれども、どうやって採択される事業をつくっていくのかというのも本当はもっと調べなければ、国が思っていることと合致しないから採択されなかったのだと言ってしまうと、では、あなたたち、もっと情報を集めるべきなのではないかという話にならないでしょうか。この辺をもう一度説明いただきたいと思います。

それと、入札の問題です。まず、入札の募集を締め切った後に市長が新たにこれまでの2社以上から4社以上にしたということで、説明会の件も御説明いただきましたけれども、違法性はないのだというお話でしたが、であれば、ほかの入札についても、市長の公約にかかわって市長はこうだというふうに思ったときには、企業や事業者には瑕疵がないのに、不適切なところがないのに、市の独断で勝手に条件を変更することが今後も可能なかということをもう一度説明していただきたいと思います。

また、事業者、企業、JVには全く瑕疵がないのに一方的に変えてしまったということ、要望書が上がってきて憤りを覚えるというふうに言われているのに、まだ責任を感じないということであれば、極めて行政運営能力に欠けると言わざるを得ないというふうに思いますけれども、もう一度説明いただきたいと思います。

登録業者の件でありますけれども、まず市外業者の件です。除雪の質問で、いろいろな議員が市外業者を入れることについて質問しましたけれども、市長からの説明の中では地元の業者を育てていくという部分もこれまで強調されていますが、市外業者を逆に育てていくことにつながるのではないですか。市外業者をJVの構成員の長とすることによって地元の業者をどうやって育てていくのですか。まして、構成員としても市外業者が入ってきたときに、市長が言うように地元業者を育てるということではなく、市外業者を育てることになるのではないですか。これは全く言っていることが矛盾をしているというふうに思いますけれども、もう一度答弁をいただきたいと思います。

また、結果的に市外業者が入ってくることによって市内業者が万が一締め出されていくような結果になった場合に、これは市長が言う市内業者を育てていくということとは相反するものというふうに思いますけれども、この辺についてもう一度答弁をいただきたいと思います。

それと、2回の入札の不調で3地域の市民に大変不安を与えたということで、今後、市民の皆さんによくなったとわかってもらえるように、理解してもらえるようにしたいというふうに言っているのですけれども、万が一よくならなかつたらどうするのですか。市長はよく、そう思っているわけではありませんと言いますが、そう思っている人は一人もいないのです。そのようなことはわかって

いるのです。結果的にそうなった場合にどうなるのですか、どうするのですかということを知っていますので、万が一、今冬、市長が言うようにきめ細やかな除雪にならなかった場合、よくならなかった場合はどうするのか、特にこの3地域の市民に対してどういうふうに説明されるのかお答えいただきたいと思います。

また、責任を認めている建設部長の件です。私たちは、この入札については非常に問題があったというふうに思っております。今回の入札不調になった一因であることも建設部長は認めているわけなのですけれども、何の処分もないということになれば、市長は職員の方をどなたも今後一切処分できないというふうに思います。職員の方も間違えよう、失敗しようと思ってやっている方というのは本当にいないというふうに思います。ただ、結果的に市民に迷惑を与えた場合には処分されるときも出てくるのです。市長が言うように、そのように思っていなかったから仕方がないねで済むのでしょうか。その辺をもう一度説明していただきたいのと、もう一度、市長の責任について説明してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外については、各部長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですけれども、かみ合った対話を拒んでいるのではないかというお話だったかと思いますが、私自身は、そのようなことを意識して行っているわけではありませんし、先ほど答弁申し上げたように他会派とのずれに対して今までも何度かやはり指摘されて、それに対して気をつけたいというお話の下で取り組んでいたところでございます。

そして、大変恐縮なのですが、質問書は、先ほど答弁させていただいたように、一度終結したことだということで、そのようにお伝えくださいという話はしましたけれども、その後、改めてお話を受けたときに、私はその質問書を受けていたので、渡す時間がなかったとかというお話はわかりませんので、それで不誠実だと言われても、一応私は受け取っておりますので、お伝えしておきます。今後においてそれを読ませていただいて、その上で自分なりにいろいろ鑑みながら対応していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それと、財源確保策についてですけれども、先ほども答弁いたしました、やはり今、まさに来年度の予算に向けて各部からの予算要求額を取りまとめている段階で、また、国の予算の動向も非常に不透明な状況なものですから、その予算編成の動向をやはり鑑みながらそのことも含めて対応していきたいというふうに思っておりまして、現在では、そういう意味では具体的にお示しできないということで先ほど答弁をさせていただきました。そのような中でも事業効果と優先順位をしっかりと見極めながら各部の職員からいろいろヒアリングの中でけんけんがくがくさせていただく中でしっかりと効果的、効率的な行財政運営を推進してまいりたい、そして、約束させていただいた公約も、一つでも多く実現をしていきたい、このように考えているところでございます。

それと、先ほどの副市長の件で、私自身、答弁の中で色よい返事をいただいたという話をさせていたしましたが、必ず受けますということでお返事をいただいたわけではございません。そして、先ほど秋元議員からはお断りされたという表現でしたけれども、相手側から断られたわけではなく、第3回定例会で中村氏ということで私が提案させていただくときに、私自身、心を固めて決めたものですから、こちらからお断りしたという経緯でございます。ですので、先ほど答弁申し上げましたように、現在、白紙の状態ということですので、それをもう一度ということには残念ながらなりませんので御理

解を賜れればと思います。

それと、参与についてです。特別扱いをされているのではないかというお話だったかと思います。私自身の直属の政策アドバイザーということで、さまざまな打合せ等、私が想像しているよりいろいろなことがあるのではないかという私なりの考えの下で用意をさせていただいたところでもございました。現在も打合せのスペースとして活用しているところでもございますが、特別扱いを意識して対応したわけではございませんので、御理解をいただければと思います。

また、先ほど原部職員、原課職員でも、また一般の方でも発想できるようなことではないかというお話があったかと思います。参与自身がどのような仕事をしてきたのか、それについては皆様からも御指摘があり、さまざまな場面でお伝えしていたところでもございますけれども、実際に思いつく発想でも昨年の冬までに実際に形にできていなかったりとか実行できていなかったことというのは多々あったかと思います。やはり、それを形にしていくということも大切ですし、また、そのことに対してわかっているもできていないことを改めて指摘するということは大変重要なことだというふうに思っております。そのような中で、今まさに冬の時期になりましたけれども、この中で具体的な取組をしっかりと実現していくために取り組んでいただきたいという思いを持って、今、参与に対する考え方はそのように感じているところでございます。

それと、石田議員の発言のことにについて再質問があったかと思いましたがけれども、これについては先ほどお話しさせていただいたように、私自身、この間、さまざまな機会に本当に市民の皆様、多くの方々と対話をし、たくさんの御意見を基に私なりに公約を作成させていただいたところでもございます。参与自身もその中のお一人であるということで、それ以上伝えようがないというか、その中のお一人であるということでもありますので御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それと、参与の任用に対する他都市の状況を鑑みるべきだというお話もありました。今後において、参与に伴う任用の状況を私も鑑みなければならないというふうに思っておりますので、そのことも含めて改めて情報収集しながら改善策を考え、皆様に御提示したいというふうに思っておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。

それと、RESASについてですが、今までになかったビッグデータでございますので、その活用方法については大変可能性を感じるころではありますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、今、このRESAS自体が発展途上のような状況かと思っております。今、国でもこれをより充実させるような形で取り組んでいるというふうに聞いておりますけれども、この機能拡充などを意識しながら、また、今の市の政策に必要なデータがその中に組み込まれているのかということも含めて、その可能性を模索しながら反映できるところは反映してまいりたい、このように考えているところでございます。

それと、連携についてのお話でございますが、皆様からも御指摘のとおり、市民の皆様、そして企業、そしてさまざまな団体、今、商工会議所のお話等も含めて出ておりますけれども、総合戦略の中でもその基本的な考え方として掲げさせていただいておりますが、その参加・協働の推進というのは大変重要だというふうに思っております。そのような中で、私自身は市民協働ということもしっかり意識をし、このたび市民公募制度も含めて提言させていただいているところでございますが、おっしゃるように民間の皆様の活力をこの行政運営の中に生かしていくというのは、皆様の御指摘のとおり大変大切なことだというふうに思っておりますので、さまざまな機会、審議会等にも参加いただいておりますけれども、それらも含めて今後においてもお力添えをいただきたい、このように考えておりますし、しっかりと連携を図っていききたい、このように考えているところでございます。

そして、はじめのことにしてもお話しされていたかと思うのですが、私自身の率直な思いと

しては、入札に伴うことでのお話として皆様から御指摘をいただいているかと思いますが、やはり私自身掲げさせていただいている大きな重点項目の一つでございます除排雪の改善、これに向けて今まで鋭意努力をさせていただいてきた中で、さまざまな変更、変えていったり、充実できるよう取り組んでいく中での出来事であったというふうに認識をしております。

先日もお話しさせていただいたように、私たち自身も2度の入札不調を初めから望んでいたわけではありませんし、そういう意味では結果として市民の皆様にご心配をおかけしたところでございますけれども、だからこそ私たちとしては、公約でございます除排雪の改善をしっかりと行っていくこと、そして公約の一つでございますその取組を充実させていくことが市民の皆様にとって実感をしていただけることが大切だというふうに思っておりますので、それ自体が、やはり私自身もそうですし、建設部長としての責任であると感じているところでございます。

それと、市外の業者を育てることになるのではないかというお話だったかと思いますが。実際にこのたび変更させていただいた業者の方々、もともと小樽の登録業者でございます。また、本拠地が市内になくとも小樽として市内扱いという形で取り組まれている企業等もございます。実際にそのような企業におけるノウハウというのは大変高いものもあり、その方々と地元業者の方々が触れるということも地元業者にとっての刺激にもなり、また、ノウハウの構築にも結びつくというふうに思っておりますので、秋元議員が御指摘のような考え方とは、私自身のそういう、今お話ししたような考え方下でも含めて入札不調を改善するために行ってきたということですので、地元業者をないがしろにするとか、そういう意識の下で行ったことではございません。

それと、私からは除排雪のことだったかと思いますが、もしきめ細やかにならなかったらどうするのだという御指摘もあったかと思いますが。制度としてよりきめ細やかな除排雪にできるようにということで皆様の御理解もいただき、第3回定例会において予算化もさせていただきました。それに向けて努力をしていく中で、時にはそのようになっていない部分とか、また、行き届かなかった部分、そのようなことというのはもちろん起こり得ることだというふうに思います。それを改めて皆様にも示させていただいているようにしっかり検証して、その行き届かなかった部分に対して、また次年度にはそれが行き届くように、また、皆様の満足にまで高まっていないような形になれば、それがより高まるように常々、PDCAサイクルというような表現をされますが、常にチェック、検証しながら毎年毎年よりよくするよう我々としても努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、この点について御理解を賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 一通り終わってから、答弁漏れについて私から進めさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私からは、石狩湾新港管理組合の関係で、副管理者についてはどなたがなっているのかと、代理としてはどなたなのかということでもありますけれども、これにつきましては、現在、欠員という状態になってございまして、特に代理者は決められていないということでもあります。

それから、北しりべし廃棄物処理広域連合につきましても、同じく欠員という状態になってございまして。特に代理は決められていないという状況でございます。

次に、起案について、市民が出したものと市が扱うもので、どう取扱いが違ってくるのかということについてでございますけれども、取扱いとしては特に差がないということを先ほど市長からも申し上げ

げましたが、実際の取扱いといたしまして、瑕疵等が見当たれば、その部分について訂正をして役所内部としては文書作成者から専決者に対して報告又は決裁を求めるということになってございます。この参与の起案の件につきましては、訂正の部分がいわゆる雇用期限の部分でございましたので、当初6月10日から1年間ということで次の年の6月9日までになっていたというふうに記憶してございますけれども、それは間違いでありまして、当然、年度末で一度切れるというのが大原則でございますので、こちら側の都合のいい方向に訂正するのではなく、きちんとした決まりの方向に訂正をするという、正しい方向への修正ということでございますので、氏名が間違っているですとか、それから報酬の額が間違っているとかという趣旨のものとは違うということで、囑託員任用伺の専決は私でございますので、その報告をもってよしとしたということでございます。

それから、地方自治法第152条及び第153条の市長の代理についての件でございますけれども、市長から答弁させていただいたように法的な効果を生じさせる行為ではなく、担当する職員が市長のかわりに説明したということにすぎないということでございますが、秘書課長が説明したのは第152条で言う法定代理という考え方、それから第153条で言う任意代理という考え方、両方を説明して、それには当たらないということを書いたかったようでございます。

ところが、たまたまその言い方がよくなって、第153条に該当するというような理解のされ方をするような言い方をしたようでございますので、それは間違っているということで気がつきましたので、秘書課長から再度議員に説明いたしたというところでございます。そういう意味では全く説明を間違えた、御指摘があったように先日の労働契約法という件についても、そういった間違いを犯したということで大変申しわけなく思っております。今後は、より一層気をつけてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) J Vの要件を2社以上から4社以上に変えたということでの御質問があったかと思っております。

これにつきましては、市長からも答弁しておりましたけれども、新たな除排雪拠点を増設するに当たりまして、このままでは各地域の除雪体制が維持されないということの懸念の中で、除雪体制を維持する中で4社以上に変えたということでございます。あくまでも、先ほど答弁申し上げましたように例外的な措置ということでございますので御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私から、ふれあいパスについて答弁をいたします。

まず、1点目ですけれども、見直し案について、冊数の制限をするのをよしと判断したのかということでございますけれども、これは私どもから、市長から指示のありました利用者の負担軽減も含めた案をお示しして、この制度が継続するような内容ということで、料金の負担、それから上限を設定した、それをセットにしたものを提示して御了解をいただいたところでございます。その前段としては、所得に応じたものですか、年齢に関するものとか、そういった案も検討いたしましたけれども、最終的には今申し上げたような案で御了解をいただいたところでございます。

それから、市民の声につきましては、この間、小樽市老人クラブ連合会、それから町会長、それから市内の団体と懇談するような機会がありまして、そこでもやはりいろいろな声をいただいております。例えば、上限設定はしないでいただきたいとか、あるいは負担額は上がってもいいので上限設定はしな

いでいただきたいとか、ワンコインに、100円にしてほしい、無料にしてほしいとか、あるいは2路線の地域についての配慮をいただきたいというような声はいただいているところでございます。

また、人口ビジョンの中での周産期医療のことがありましたので、そちらもお答えいたします。

現在、全国的な医師不足という大変厳しい状況でございますけれども、市として小樽市周産期医療懇談会を設置いたしまして、医師会長、病院局長、協会病院院長、保健所長などが構成員でございますが、その懇談会を設置して、現在、医育大学と協議を行っているところでございます。

○議長（横田久俊） 副市長の件で、先ほど総務部長から石狩湾新港管理組合の副管理者と北しりべし廃棄物処理広域連合の事務管理者、どちらも欠員だというお話がありました。その後、小樽のことは、それではどういうふうに反映させているのかという秋元議員の質問があったかと思えます。

もう一点は、副市長の選任に関して、取組は市長しかされていないのでしょうかと、どなたかと相談はされていないのかという問いかけがあったと思えます。

それから、参与の件では市民の血税30万円を使っていると、人事権は市長にあるとはいえ、それについてのお考えをもう一回お聞きしたいというくだりがあったかと思えます。

それから、除雪の関係では、入札を締め切った後に瑕疵がないのに他の条件に変更をしたわけですが、これがこれからも他の入札でもそういうことがあるのかないのかということだと思えます。

それから、建設部長は御自分で責任を認めておられるのだけれども、今度は何も処分はないのか。先ほど市長と建設部長の責任は公約で頑張るというお話でしたけれども、その辺のお答えがなかったかと思えますので、答弁できる範囲でお願いいたします。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 答弁漏れ、大変失礼をいたしました。

副市長の件については、現在、私一人で行動しているところでございます。

それと、参与の30万円の件が高いのではないかというお話だったかと思えますけれども、それはもう第2回定例会のときに皆さんから御指摘をいただいて、それを改善しようと第3回定例会で提案をさせていただいたところでございます。その中でもそのお話、またさらに囑託員の現状であったりとかもっと鑑みるべきだというお話もありましたので、そのことも踏まえながら、現在、検討をしているところでございますので、御理解をいただければと思います。

私からは、最後に、建設部長における処分自体は、現在は考えておりません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 先ほどの答弁の仕方が悪かったのかもしれませんが、先ほどの再質問に対する答弁の中で、あくまでもこれは例外的な措置ということで答弁したつもりでございますので、それで御理解いただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 答弁漏れ、失礼いたしました。

石狩湾新港管理組合の副管理者については、先ほど欠員ということで申し上げまして、それで小樽の意思はどのように伝えるかということになりますと、市長が管理組合に伝える、管理組合の管理者は北海道知事でありますので市長が伝えるという格好になります。ただし、これは副管理者としてという意

味ではないかと思えます。

北しりべし廃棄物処理広域連合については、生活環境部長から話をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 北しりべし廃棄物処理広域連合への意見反映ということでございますけれども、こちらについては、各構成市町村の部課長会議という会議がございまして、その中で小樽市の意見があれば申し伝えることになってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 先ほどから再質問に対して答弁いただいているのですが、一番初めの私ども会派の抗議に対しまして、市長は、かみ合った対話を拒んでいないというふうに言われていますけれども、先ほどの答弁で質問書は受け取っているというふうに言われていましたが、なぜ受け取っているのにそれに対して対応しないのですか。なぜ、それを本質問への答弁の中で、受け取っているけれども、こういう理由で答えていないのだということを答えないのですか。こういう対応が問題だというふうに言っているのですよ、私は。なぜ最初から言わないのですか。言っていることがわからないのですか。市長に受け取っていただけないから、後で秘書課長に質問書は渡しました。しかし、それを受け取っているのであれば、なぜそれを最初に言わないのですか。なぜ、それに対する回答がないのか言わないのですか。それで本当に市民の声を聞くというふうに見えるのですか。全く誠意が感じられません。市民をばかにしているのではないですか。議会の場をばかにしているのではないですか。なぜ、このようなことが再質問の答弁で出てくるのですか。最初からその対応が問題だ、不誠実だと言っているのではないですか。

本当に第4回定例会がこのまま進むとは本当に思えないのです、私は。だから、最初にこの質問をさせていただいたのです。第2回定例会、第3回定例会でも市長の答弁での問題発言、また、答弁の訂正がありました。それで何度もとまりました。会期も延びました。それを市長は私のせいにしておりましてけれども、これ自体問題だというふうに思いますが、結局は市長は正面から誠実に向き合おうという、そういう考えはないのですよ。もう一度、この点を答えてください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどお話しさせていただいたように、質問の中では受取の拒否をした理由ということでお聞きになられたと思います。確かに私が最初にいただいたときには、そのお話があったときには終結したことだという思いを持っておりまして、今、それを受け取ることはならないと思いますということで秘書課長に返事をし、そういうことを一度行っておりますから、それに対しての答弁として話をさせていただいたところでございます。そして、その後、皆様から改めて提出をされておりましたから、それについてはもちろん御存じだというふうに認識をしておりましたので、別に誠実な答弁をしないと向き合っていないとか、そういうことでということではなく、実際に受け取っていたしましたので受け取っていましたがということでも話をしたというところでございます。

今後におきましても、先ほどいただいている質問書も含めてですけれども、皆様からさまざまな御指摘であったり私自身の未熟な部分に対して御指導いただいておりますが、一つ一つそのようなお話を受

け止めながら、自分自身でも成長できるように頑張ったいとも思っておりますし、また、私自身も皆様と同じように市民の皆様から選出をしていただいて、今、その民意を反映しようと取り組んでいるところでございます。私自身も皆様の思いをできる限り受け止めながら取り組んでいきたいと思っておりますけれども、ぜひ私自身も皆様にいろいろな思いをぶつけていきたいと思っておりますので、さまざまな場面でできる限り私の思いも受け止めていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 質問の内容と全く異なる発言もされておりますし、先ほど言ったとおり最初から答えていれば何の問題もないことにこのように時間をかけて再度答弁されるという、こういう姿勢が私は問題だというふうに思っているのです。議長は、今の再質問の市長の答弁に問題があると思いませんか。私は非常に問題があるというふうに思いますけれども、議長の見解を伺います。

(「答弁になっていない」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 議事進行に関する発言についてお答え申し上げますが、先ほどの議事進行に関する発言もそうですけれども、議長の見解を求め、議事進行に関する発言は、その議事の進行について、こうしてほしい、こうやってほしいという要望だと思いますが、私の役目は仕切り役であります。私に与えられた議事整理権は、中には例えば正当な理由がないのに全く答弁をしない、それから答弁をしたとしても質問者の趣旨と大きく乖離している、そういう場合には注意を申し上げます。ただ、質問の内容の中身について、仕切り役である私が、それはいい、悪いということは、それは議員の皆さん方が追及をしていく話でありますので、あるいはいろいろな動議が出ると採決だとかそういう形でやっていくわけであります。

ただ、そうとはいえ、今の市長の御答弁の中では質問書を受け取っていたという話ですけれども、それについての誠意ある対話といえますか、それがなかったと。それについて、常に対話を大事にしなければならぬと言っているのに、それがないのがおかしいのではないかというのが、秋元議員の質問の趣旨だと思います。

それで、多少の時間をとりますので、今、市長が秋元議員に答弁した内容で、そのままいいということであればそうでしょうし、もう少し違った表現をされるということもあるかと思っておりますので、市長、どうでしょうか、総務部長と、あるいは関係の部長と今の秋元議員の最後の再々質問の答弁について、もう少し練っていただければと思います。この場で、休憩はとりませんけれども、お時間を少し与えようと思っております。

着席のまましばらくお待ちください。

今、市長部局で検討中ですが、答弁としてはされているのですけれども……

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 改めて話をさせていただきますけれども、この御質問への答弁としては、このような質問だったので、このように答えさせていただきました。私自身は受け取っておりましたので、それを既に公明党の方々は御存じだというふうな認識でございましたので、この認識の下で質問文書がこういう形で質問されたという認識でしたから、それに対して答弁をさせていただきましたけれども、それを受け取らなかったということで再質問の中で改めておっしゃっておりましたので、私自身はそのことも一度そういう形で考えていしましたが、公明党ではそういう考えではないということだったので、ま

ず改めて読んでみますということで受け取りました。ですから、なぜ御存じなのに事実受け取っていないというお話をされているのか私自身が不思議になったので、そのようにお聞きしたということでございます。ですから、先ほどこのお話の中で市長自身が誠意を持っていないとか対話をしようとしていないとか、そういうことではなく、今、そのことに対しての話をさせていただいたというところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（横田久俊） 私から発言しますが、秋元議員の本質問の中に受取を拒否したという文言があったと思います。それに対する答弁では、そのことには触れられていなかったのです。ですから、今、市長が説明された内容とは若干違うかと思えますけれども、ここでやりとりをずっとやっているわけにはいきませんので、今、市長からもらった答弁を基にして委員会でやっていただきたいと思えます。よろしいですか。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 同一趣旨ですと困りますけれども、大丈夫ですか。

○1番（秋元智憲議員） 本質問への最初の答弁と今のお話の答弁が食い違ってしますので、これは非常に問題があると思います。ですので、整理をするのかどうするのか、私は、最初の答弁と整合性のないものであれば、最初の答弁はうそになりますから、その辺をどのように考えられるのか議長から市長に注意を願いたいというふうに思います。

○議長（横田久俊） 1回目の答弁と、今、議事進行を受けた後の調整した答弁が異なっていると、これについて、市長、どうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほど話をさせていただいたとおりでございますが、最初の答弁の中で、この質問書の件につきましては公明党への議案説明の場をもって終結をしたと感じていたからということで、1度目に来たときに実際に確かに拒否をしたということだと思いますので、そのことをこのような形で話させていただいたということでございます。ですから、整合性が合わなかったわけではございません。

○議長（横田久俊） 整理をしますと、私が申し上げたように秋元議員の質問の中では受取を拒否したということがありましたが、答弁の中にはそれには触れず、終結したと思っていたという答弁であります。何度も申しますように、私はどちらがいいとか悪いとかこの場では言えませんので、それは皆さん方の追及でしっかりやっていただくしかないかと思っております。先ほど言ったように全く答弁がないとかそういうところについては申し上げますけれども、よろしいですか。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 議事進行の連発は少し困りますね。

○1番（秋元智憲議員） いやいや、最初の答弁と再々質問なり再質問なりの答弁が変わってしまうということは問題ないのでしょうか。

○議長（横田久俊） 「質問書について受取を拒否した理由」と、つまり、拒否したと言っているのですね、市長は答弁で。拒否した理由はそういううんぬん、こうなっていますので、これについては、やはり最後の答弁と若干ずれがあるかという気がします。

（「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

○5番（安斎哲也議員） この場でどこがどうだとか確認するとか、一言、本質問のときにどうだとかいうのではなく、そもそも本会議の質疑については、我々は事前に原稿とまでは言いませんけれども、

質問の趣旨も内容も説明しています。そのときに私としては、今回、森井市長が拒否したということしか言っていないけれども、原課としては、ではその後、市長は受け取ったかどうかというのを確認した上で答弁書をつくるべきだったと思います。この辺の事実経過をきちんと照らし合わせて、しっかり答弁をし直していただかないと、今後、私たちは一般質問等に入りますけれども、こちらが協力して質問趣旨を説明したりしているのに全然違うとんちんかんな答弁をされたら困ります。この後、休憩の予定でしたから、一度秋元議員の代表質問を打ち切るのではなく、一回休憩して答弁を整理していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 休憩の時間にもなりましたので、これで秋元議員の会派代表質問を終結はしませんけれども、休憩に入ります。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 8時50分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、秋元議員の会派代表質問を続行いたします。

休憩前の秋元議員の議事進行に関し、私の処理が中断しておりましたが、この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほどの秋元議員の代表質問に関連し、公明党の質問書の受取に係る事実関係について発言をさせていただきます。

11月30日午後、公明党から私に質問書を提出したいと申入れがありましたが、このことについて公明党には受け取らない旨の意向をお伝えいたしました。翌12月1日午後、公明党から質問書と抗議文を受理することを強く要請されたことから、その日のうちに私は書面を受け取ったものです。

11月30日とは違い、書面を戻さなかったことから、それをもって公明党も私が書面を受け取ったものと認識していると私どもは思っておりましたが、事実はそのようには伝わっていなかったものであります。

今後においては伝達を密にするよう配慮してまいりたいと考えております。

以上が事実関係であり、秋元議員の質問の内容が11月30日の出来事に限定をしたものであったことから、それに対応した答弁とならざるを得なかったものでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 議事進行に関する私の処理は終了いたします。以降は、予算特別委員会等で議論を深めていただきたいと思います。

以上をもって秋元議員の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 8時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 安 齋 哲 也

議 員 中 村 吉 宏

平成27年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成27年12月9日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長
飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一
前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野
田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺
小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人
秋	野	惠	美	建	設	部	長	相	庭	孝	昭
明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病
迫	俊	哉		事	務	部	長	笠	原	啓	仁
石	坂	康	雄	総	務	部	長	日	栄	聡	
				企	画	政	策	室	長		
				財	政	部	財	政	課	長	志
											公

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一
庶務係長 伝里 純也
調査係長 大崎 公義
書記 佐々木 昌之
書記 眞屋 文枝

事務局次長 林 昭雄
議事係長 柳谷 昌和
書記 石澤 麻由美
書記 深田 友和
書記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 民主党を代表し、質問します。

小樽市と市民が抱えるさまざまな課題について、森井新市長と議会は、この間、6月、9月の定例会の中で多くの議論をしてきました。

そして、今月、第4回定例会を迎え、市民の皆さんに対して少しでも希望の持てる新年への道筋をつけていきたい、また、市民の皆さんの負託に応えることのできる市政運営であることを願っております。

しかし、そう考えるとき、民主党としては、やはり新市長による就任以降の職員人事のあり方、参与配置の必要性について、ドリームビーチ問題について、副市長選出にかかわる迷走と今後の展望について、さらには今回の理解できない急な除排雪体制の変更など、どうしても放置することのできない皆さんの問題があります。この間、議会としては、質問し、市長の考えをお聞きしてきましたが、その答弁の多くは、議会としてとても納得できるものではありませんでした。このため、結果として、市民の皆さんや市民サービスに奮闘、努力されている市職員までも巻き込んだ混乱を生じさせました。

そこで、私は、改めて市長の政治姿勢を問うものです。

市民の皆さんが市長の考えを知るのには、多くがマスメディアを通してです。小樽市のホームページには、市長記者会見の記録が掲載されています。市長は、このホームページに掲載されている記者会見の項目について御承知ですか。

これは、市長の考え方、意見を市民に直接伝えるものです。ホームページに掲載されている記者会見の質疑・応答を読み返してみると、残念ながら、市長はマスコミからの質問に十分にお答えになっていないように見えます。具体的に言いますと、6月9日の市長記者レクチャーでは、ドリームビーチ問題の緊急避難措置として、市営海水浴場の考えとその理念を述べられているのですが、記者から「安全対策だけ行うということは可能かと思えます。その分はもっと費用が少なくて済むと思いますが」と聞かれ、「質問の意図がよくわからないのですが」と答えられています。また、同じくドリームビーチに関連して、7月29日の市長定例記者会見では、記者から「撤去されない限り来年の建築を許可しないこと『も』考えておりますので、おっしゃったと思うのですが、少し聞きようによっては、なにか後退したかのように聞こえたのですが、具体的には何か個別のケースなどを見ていくうちに、ケースバイケースで除去がされなくても来年も、また別の場所に建てるようなことが認められるケースも想定されているということでしょうか」と質問され、市長は「別の場所……。ごめんなさい、意味がわからないのですけれども」というのもありました。記者の質問の意図を理解されていないのかなという場面が見受けられます。就任以来のわずかな期間で、このようなことが複数回起こっているわけです。これは、記者会見を行うに当たって明らかに準備不足ではないでしょうか。

また、10月6日の記者会見においては、本来、根拠にはならない労働契約法を根拠にして説明しています。

先ほど、議会における答弁においてあまりにも納得しかねると申しましたが、議会が真摯にお聞きし、なかなか議論が前に進まない状況の中、議会側は一つ一つマスコミに説明できるわけではありません。市長の発言のほうはるかに大きな影響を市民に与えます。失礼ながら、たとえそれが間違っている場合でも、また勘違いされている場合でもであります。しかし、これにより多大な迷惑が及ぶことがあるのです。マスコミから想定される質問について、市長みずからが担当部署に確認したりレクチャーを受けるのは当然だと思います。

そこでお聞きしますが、記者会見に臨むに当たってどのような準備をしていましたか、想定される質問にどのような準備をしていましたか、お答えください。

また、今後、このようなやりとりにならないためにはどのようなことが必要だと考えますか、お答えください。

同じく、8月31日の市長記者会見において、副市長選任のことでお話をされています。北海道新聞の記者とのやりとりは、疑問を感じるものでありました。その中で、議会で話しますということはおっしゃっているのですが、記者会見にはない内容で、議会で話した内容を具体的にお答えください。

次に、10月6日の記者会見についてですが、日程が10月6日になった理由をお答えください。

記者会見では、市民の関心の高い参与の処遇を発表していたと思いますが、そもそも私は、参与の給料は月額になっているので、9月中に一定の結論を発表すべきであったと考えます。9月25日の本会議終了後、30日に間に合うように事前に準備しておくのが当然であると思います。9月16日の予算特別委員会が終わってから、準備期間は十分あったと思います。そもそも予算が否決されることも想定して準備しておかなければならない問題だと思います。9月中に、参与の処遇、報酬についての方針を発表できなかった理由をお答えください。

私は、過ぎたことだから、また、大体この程度でよいということではないと考えます。

市長は、市民の命と暮らしを守ることが責務なのです。熟慮に熟慮を重ね、議会に、市民に説明をしていかなければなりません。市政の現状をオープンにして、市民目線で取り組む姿勢を築き上げると立候補時の決意に書いていましたよね。そのためには、改めるものは改めていくという基本的な姿勢を持たれることは恥ずかしいことでも何でもありませんし、議会も理解できるもの、理解しなければならぬと考えるものであれば、当然、その施策の実現に向けて協力していかなければならないことはもちろんです。

改めて、市長におかれまして、市長と議会は市民の負託に応えるために両輪として存在しているものであるということを御理解願いたいと考えます。

次に、参与の配置についてであります。

参与の任用については、重責を担うとしているにもかかわらず、その報酬額を条例で定めていない点など、市長の裁量権を逸脱しており、地方自治法違反の任用だと、民主党としても何度も指摘してきました。

さきの第3回定例会において、参与の6月から9月までの嘱託員としての報酬の予算議案が否決されました。しかし、この予算額は、6月に既に流用されて執行までされていますよね。予算の否決と流用の関係についてお尋ねします。

地方自治法第96条第1項第2号の趣旨は、地方公共団体の財政的負担になる歳出及び債務負担行為を住民の代表機関である議会が議決しなければならないと定められています。地方自治法の規定がそうである以上、予算に基づかないで執行すれば違法であると考えます。

今回の参与を嘱託員として任用する際に、予算を流用するのではなく、第2回定例会の議決があるま

での6月分、7月分の嘱託報酬を専決処分した上で、第2回定例会において予算議案を提出する方法をとる必要があったと私は考えます。この必要について見解を求めます。

民主党としては賛同するものではありませんが、市長が行った流用が法的に問題ないと考えていたのであれば、6月から9月までの嘱託員としての報酬に関する補正予算の提出は必要ないと考えます。しかし、市長は、第3回定例会に、6月から9月までの嘱託員としての報酬に関して改めて補正予算を提出しました。この予算案の提出の意図は、やはり予算を流用するのではなく、専決処分及び第2回定例会での予算提出の必要性を認めたものではないのでしょうか。必要性を認めないとするのであれば、何のために提出したのでしょうか。見解を求めます。

しかし、第3回定例会において、参与の報酬に関する予算が否決され、議会の意思は明確になっています。議会の意思が明確である以上、議会の予算修正権を有名無実化する流用を取り消さなければならぬと考えますが、いかがですか。

今回の嘱託員の報酬は、明確に否決された予算について歳出していることとなります。地方自治法第96条第1項第2号の趣旨から考えれば、参与に対する報酬の支出は違法であると考えますが、いかがですか。

また、予算特別委員会で否決の意思が示された9月17日以降については、議会の意思が明確になったにもかかわらず流用した予算の支出を続けていることは、より悪質性、違法性が高いものと考えます。参与に対する報酬の支出は違法であると考えますが、市長の見解を伺います。

また、参与の処遇についてですが、小樽市の嘱託員についての労働関係は、労働基準法の規定に基づいて制定している小樽市嘱託員就業規則であり、同規則では解雇できる場合の理由を限定しているため、参与について、この理由に該当しなければ解雇することができないので、解雇できないとしています。

一方で、総務常任委員会では、参与の報酬額について、27万7,000円は再任用の国家公務員の管理職の最低額を基本としている、今後、減額を含めて検討するとお答えになっています。労働基準法を含む労働法では、解雇と報酬額の減額は、程度の違いはあれ、労働者に多大な不利益を与えるものですから、さまざまな規制がされています。どのような法的根拠で、一度決定し、相手に示した報酬額の減額ができるのか、説明してください。

市長は、記者会見において、解雇の問題は参与の人権にかかわるとまでおっしゃいました。報酬の減額は、解雇に次ぐ大きな人権侵害なのではないのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

次に、10月13日に開催された総務常任委員会で、予算のことについての答弁ですが、流用し、それでも無理なら予備費を検討すると答弁されています。地方自治法第217条第2項では、予備費は、議会の否決した費途に充てることができないとされています。今回の参与の報酬に対し予備費を充てることは、地方自治法違反なのではないのでしょうか、見解を求めます。

次に、除雪問題についてお聞きします。

9月11日に、小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請書提出要領の一部改正を行っていますが、この一部改正の決裁権は誰にあるのか、確認していききたいと思います。

小樽市事務専決規程によれば、要領の改正は、軽易なものは部長決裁、重要なものは市長となっていますので、決裁者は市長か建設部長かどちらかということになります。9月11日に公表された文書、小樽市共同企業体除雪業務入札等の登録・決定事項の保留通知については、建設部長名で出されており、10月6日の記者会見では、「私が決めたことではございません。私は投げかけただけですから」とお答えになっているところから、建設部長が決裁権をもって決定したと市長は認識していることよろしいのでしょうか。そうであるなら、今回の要領改正は、事務専決規程の特例によって改正内容が重要、異例

と認め、市長決裁となったものと思います。

それでは、保留通知については、輕易だと判断した理由をお答えください。

私は、入札手続の大きな変更であり、これだけ市民生活に影響のある今回の要領改正は重要であり、市長が決裁すべきものと考えます。現実に全国的なニュースとなり、入札は一部地域では不調を繰り返すことになりました。市民生活に大きな不安を与えたことがなぜ輕易で済まされるのでしょうか。

また、小樽市条件付き一般競争入札実施要綱においても入札参加資格を定めていますが、平成27年4月9日付けの要綱改正は市長決裁で行っています。この比較において、輕易と判断するのは無理があると思います。これらの理由から、事務専決規程上の手続をされたことはわかりませんが、保留の部分において輕易と判断するのは無理があり、市長が責任を持って判断する問題だと考えますが、見解を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、市長の記者会見における対応と準備不足についてですが、まず、ホームページに掲載されている記者会見の項目について承知しているかにつきましては、記者会見録を掲載する都度、内容について再確認しており、承知しております。

次に、記者会見に臨むに当たっての事前の準備につきましては、基本的には記者の皆様からの質問の想定を行い、議会における議論の経過なども考慮しながら、ある程度の準備をしております。しかしながら、質問に対して正確な意図や意味を把握できていないと私自身で感じたときは、質問内容を確認する意味で御質問にありましたようなやりとりもありましたので、今後は気をつけてまいりたいと思います。

定例記者会見は、市民の皆様への積極的な情報公開や説明責任を果たす機会として考えておりますので、記者の皆様とのやりとりはできるだけ丁寧に行うよう心がけてまいります。

次に、記者会見における副市長選任に関する質疑・応答の中で、議会でお話をしますと言った内容につきましては、記者会見においては、議会での説明が控えておりましたので、一定程度内容を制限してお話をすることになりました。例えば、中村氏の提案については、私自身が御本人に直接お会いし、私の公約実現に向けて具体的な取組に結びつけていく役割や、市民の皆様のためにしっかり働いていただくことに覚悟をお持ちであることをお聞きしましたことから、適任であると判断した経緯などを議会でお話をさせていただいたものです。

次に、記者会見の日程が10月6日だった理由につきましては、定例記者会見の開催日は、記者クラブとの申合せにより、原則、毎月最終月曜日ということにしております。10月6日の記者会見は、9月末に行う予定のものが、私の公務の日程により開催日がずれてしまったものであります。

次に、参与の処遇、方針を9月中旬に発表できなかったことにつきましては、第3回定例会での結果を受け、任用条件などの見直しを含めてどのような対応をできるか内部で検討を行っていましたが、方向性が定まらなかったこともあり、9月中旬に方針をお知らせできなかったものであります。

次に、参与の任用についてですが、まず、参与の嘱託報酬のうち、6月と7月分を専決処分し、8月分から第2回定例会の補正予算とする必要性につきましては、地方自治法では専決処分することがで

きる事由の一つとして、「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」としています。参与の任用については、第2回定例会を目前にしての決定であり、専決処分を逸していることから、そのことについては検討しておりません。

また、第3回定例会にて予算案を提出したことにつきましては、第2回定例会での議論を踏まえ、任用期間相当分を補正予算案として提出したものであって、特に専決処分を意識したものではありません。

次に、参与の報酬の否決に伴う流用の取消しにつきましては、御指摘にある予算修正権は、長が提案した予算案に対して修正の提案ができる権利であり、その権利が流用にまで及ぶものとは考えておりません。また、参与に対する報酬は、長の権限で流用により予算措置されているため、違法であるとは考えておりません。

次に、報酬額を減額できる法的根拠につきましては、労働契約法では、労働者との合意があれば労働条件を変更できることとなっておりますが、同法は、地方公務員については適用除外とされており、これ以外の報酬額の変更に関する法的な根拠といたしましては、金額については、最低賃金法に定める下限と小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例で定める上限しか見当たりません。同条例では、嘱託員の報酬は、その都度、市長が定めるとされており、嘱託員である参与の報酬額の変更につきましても、市長の裁量権の範疇に含まれるものと考えられます。さらに、直接の適用ではありませんが、労働契約法の規定を参酌し、事前に嘱託員の合意を得ていれば、報酬額の変更について妥当性を欠くことはないものと考えております。

また、人権侵害ではないかという点につきましては、合意を得ていれば人権の侵害には当たらないと考えております。

次に、議会で否決された費途への予備費充当は地方自治法違反ではないのかにつきましては、参与の嘱託報酬は、現時点では、6月に臨時雇用者賃金の予算から流用し、執行しており、10月13日開催の総務常任委員会での答弁は、この臨時雇用者賃金が不足した場合には流用又は予備費の対応をするとしたものです。

次に、除排雪問題についてですが、共同企業体除雪業務入札等の登録決定事項の保留通知に関する専決者を建設部長とした理由につきましては、当初の参加申請書提出要領は、毎年、定例的に定めるものであり、大きな変更がなかったことから軽易なものとして判断し、建設部長が専決者として制定したものであります。当該保留通知につきましては、建設部長専決により制定した要領の保留でありますので、部長専決とした判断は問題がないものと認識しております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 次に、市民の暮らしについて、主に経済と雇用に関連して質問します。

北海道及び後志管内の経済は、平成27年7月判断、平成27年4月から6月期でおおむね横ばいと観測されています。これは北海道財務局小樽出張所のしりべし経済レポート76番ですが、8月発行です。

しかし、小樽市経済で生の声を聞くと、同じ平成27年4月から6月期の全業種の市内企業調査では、前年同期比較で、「業況」が「好転」した企業が14.9パーセント、「悪化」した企業が17.2パーセントに、また、「採算」が「好転」した企業が16.2パーセント、「悪化」した企業が21.4パーセントと厳しい状況が続いていると集計されているのです。総体的に、個人消費は、消費税増税の反動減から回

復し、民間工事や設備投資にも回復の兆しが見られましたが、一方で、この間のギリシャの財政危機問題や中国上海株式の急落などの問題で先行きが不透明な状況により、原材料価格の上昇、コスト増による採算の悪化が深刻化していると指摘されています。ちなみに、この分析と指標は、平成27年7月31日に出されました平成27年度第1四半期小樽市経済動向調査報告、小樽商工会議所によるものです。ですから、私は、先ほど最も身近な情報、生の声と申し上げました。

ちなみに、雇用を見ますと、小樽職安管内の9月の有効求人倍率は、平成27年10月28日の報告の雇用失業情勢、平成27年9月、小樽公共職業安定所によると、医療、福祉、製造、建設業などの増により1.17倍となっています。

そこでお聞きしますが、小樽職安管内の高校における平成28年卒業見込みの生徒の皆さんに対する求職者数と就職内定状況は、市内、道内、道外でどのような数字になっていますか。

また、いまだに就職内定を得ていない生徒たちへの支援体制はどうなっていますか。

また、どのような機関や関係団体と連携されて取組を進めていますか。お答えください。

次に、企業誘致と市内企業の存続についての取組についてお聞きします。

今回、オエノンホールディングス、要するに北の誉酒造が小樽市から撤退することが明らかになりました。小樽で創業した道内を代表する老舗酒蔵であります。ここで大事な事実は、経営が極めて困難になって廃業するなどが理由ではなくて、企業として存続し、成長させていくことが必要だから、生産を旭川市に集約することで経営効率化を図ることができると判断したと報道されました。

質問いたしますが、このような結果に至るまでに小樽市としてどのような情報収集と対応をとられてきましたか。

さらに、市内の既存企業においても同様な経営戦略を考えておられる事業者がおられるのではないですか。把握されていますか。

よしんば、情報収集ができていないのは、市だけであろうという状態に陥ってはいないでしょうね。現状について、どのように受け止められていますか。

さらに、本市をはじめ、多くの自治体が企業誘致に努力していることは認めます。しかし、今回の問題で明らかになってしまいましたが、企業にとって小樽は経営戦略上、希望が持てる場所ではないと判断されてしまうのではないですか。このことについては、どのような対策を図ろうとされていますか。

私は、小樽における企業誘致促進を図るため小樽の優位性をアピールするということから、商工会議所をはじめとして、より一層、市内の経済界の皆さんと連携していく必要があると考えてますが、その必要性の認識をお聞かせください。

次に、小樽信用金庫の合併に関連してお聞きします。

経済学の授業ではありませんが、金融は経済における血流です。血流が滞れば、母体は瀕死の重傷に陥ることは論をまちません。

そこでお聞きしますが、市民生活と小樽の経済に密着して歩んでこられた小樽信金の合併はどのような影響を与えるのでしょうか。その効果と懸念される課題はどのようなものがあるのか、現時点での考えをお聞かせください。

さて、経済関係の質問の最後として、北海道新幹線の来春一部開業に伴う観光客の誘致も含めた小樽市の取組についてお聞きします。

北海道新幹線の札幌延伸に向けた動きとして、俱知安町と喜茂別町が、札幌圏や道南・函館方面との観光客の動き、入り込みも含めて関連機関、特に周遊にはこれら地域圏との結びつきを強化するためにバスなどの交通機関との連携を重視しているものと理解しています。

そのような中で、10月21日、小樽市は、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の初会合を開いたとお聞きしています。会議は官民組織とのことですが、本会議の目的と課題について市民は何も知りません。市民が期待する新幹線延伸に込めるビジョンというものはどこにあるのでしょうか。まずは、この会議において、テーブルの上に何が課題として上ったのか、お聞かせください。

私は、北海道新幹線の札幌延伸は、よいことばかりでは論じられないと考えます。なぜなら、最近、道内各地で見られるJRの在来線の存続も課題となるからです。ですから、倶知安町も町の存続にかかわるといふ危機意識を持っておられるのだらうと想像できますし、喜茂別町も旧国鉄時代における鉄道の廃止を経験しており、交通体系の維持がいかに重要であるかを知っておられると思います。

この問題については、これまで議会でも取り上げてられてきたと理解しますが、先般、JR北海道が民間になってから初めて輸送密度500人未満路線の営業係数を発表しました。今、札幌間の係数について述べさせていただく情報は持っていませんが、現在の小樽市の立ち位置をお聞きしたいのです。

このたび北海道が、道内の公共交通網の将来像を考える検討会を立ち上げました。そこには国や自治体、JRなど、交通事業者が参加する見込みであると報道されています。北海道新幹線の札幌延伸にかかわり、小樽市としても、この論議の場に参加することが必要だと考えます。このことは、九州新幹線や北陸新幹線にかかわった自治体並びに関連機関が、開業するかなり前の時期から慎重な協議を重ね、大変な労力を費やしてこられたというお話をお聞きしたからです。私は、現段階でもそれほど小樽においても時間の余裕はないと考えています。

そこでお聞きします。

現在、市役所内では、新幹線札幌延伸に向けてどのような青写真が策定され、どのように国や北海道、そしてJRなどと検討されているのか、また、計画されているのか、さらに市民の思いはどのように反映していこうと考えていますか、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、市民の暮らしについて御質問がありました。

初めに、小樽公共職業安定所管内の高校における新規高卒者の求職者数と就職内定状況につきましては、10月末現在で、求職者数は383人、就職内定状況は、管内が86人、道内が88人、道外が52人であり、内定率は59.0パーセントとなっております。これは、就職率が100パーセントであった昨年と同月と比較しますと、0.5ポイント上昇している状況です。

また、いまだに就職内定を得ていない生徒への支援につきましては、小樽公共職業安定所と各学校、北海道、市とが連携を図り、就職促進会の開催や職業紹介等の個別支援などを行っているところであります。

次に、北の釐酒造の撤退につきましては、本市としても、昨年2月に関係職員が同社を訪問し、社長と面談させていただき、その際、経営状況等の現状について、さらには本市に対する要望や意見についてお聞きし、今後、営業体制等に変更がある場合には御連絡いただくようお願いしていたところであります。しかしながら、旭川での生産集約などに関するお話はなく、大変残念に思っております。

また、商工会議所等とも定期的に情報交換を実施し、日ごろよりこうした情報の早期収集に努めているところでありますが、個別の企業の状況を全て把握し切れないのが実情であります。

次に、企業誘致の対策につきましては、企業の情報など、できる限り早く把握することにより、本市

の課題を分析し、今後の誘致活動に生かすよう努めてまいりたいと考えております。

既に、今年度実施しました設備投資動向調査により、本市への立地に関心を示した企業については、私自身が訪問するなど、誘致活動を始めておりますが、今後においても積極的に広く情報を収集するとともに、企業誘致の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、企業誘致を進めていく上で、良好な経営環境に係る情報提供などが重要であることから、商工会議所をはじめ、経済界との連携は必要であると認識しております。

次に、小樽信金等、3信金の合併につきましては、今回の合併により預金量が1兆円を越す道内最大の信用金庫が誕生することになり、経営基盤が強化されることから、景気変動に左右されずに中小企業や個人事業主に対して安定した融資を行うことが可能となるなど、地域密着型のサービス体制が維持されるものと考えております。

一方、懸念されることとしましては、将来的に店舗の縮小や統廃合等が検討される場合、市民への利便性の低下や人事配置の見直しによる市内人口への影響などがあるのではないかと考えております。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議で議論された課題につきましては、昨年度実施しました市民によるワークショップやアンケート調査でいただいた意見及び現状分析の結果を基に、来訪者を呼び込む魅力あるまちづくりの推進、新駅との交通ネットワークの構築、新駅周辺地域における土地利用の方向性の検討、交通結節点に求められる機能の整備の4項目としております。

次に、新幹線札幌延伸に向けてのJR在来線の問題解決も含めた青写真、関係機関との協議、市民の思いの反映についてですが、JR在来線の問題につきましては、北海道が設置する北海道新幹線並行在来線対策協議会に本市も参加し、現在、他都市事例の調査研究等を進めており、開業5年前をめどに地域交通確保に係る方向性を決定していく予定としています。

また、新駅周辺の将来像であるまちづくり計画につきましては、札幌延伸に伴い期待される交流人口の増加による新たな経済交流の発生や周遊観光による地域経済の活性化などの効果を最大限に享受できるよう、現在、策定作業を進めているところであります。国、北海道、JR北海道などの関係機関とは、現在も事業費などの課題の解決に向けた協議を行っておりますが、今後、方向性や計画が定まった段階で具体的な協議をさせていただく予定であります。

市民の皆様の思いの反映につきましては、これまでも市民参加によるワークショップの開催やアンケート調査などにより多くの御意見をいただき、計画の策定に反映しておりますが、今後も広く市民の御意見をお聞きしたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 次に、市民の命と健康を守る観点から、市立病院についてお聞きします。

オープンしてから1年がたちました。病院関係者皆さんのこれまでの御努力に敬意を表します。

そこで、やはり基本でありますので、前年度と比べ、外来・入院患者数はどのようになっているのか、その収益は当初考えていたものとはどうなのか、お聞かせください。

また、1年がたって見えてきた課題、例えば、私は第2回定例会の一般質問でもお聞きしたのですが、患者の院内での導き方、動線、待ち時間の改善、施設面での課題など、さらには駐車場が供用開始されましたので、利用者からの声も含めて、今後の課題とその改善方法をどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、新公立病院改革ガイドラインに関連して質問します。

小樽協会病院が新しくなって以降、この2年余りの間に、済生会小樽病院、市立病院、小樽掖済会病院と、病院が新しくなりました。それぞれに小樽・北後志における地域二次医療圏での役割を担うと同時に、先進医療を提供されているものと理解しています。そのような中で、本年3月、総務省から新公立病院改革ガイドラインが示されました。

そこでお聞きしますが、新公立病院改革ガイドラインでは、公立病院に何を目的とさせようとしているのか、旧ガイドラインと違い、今後、何を目標としなければならないのか、それらを実施していくためには何が必要となり、その取組のスケジュールはどうなっていくのか、現状の認識と分析をお聞かせください。

次に、私は第2回定例会でも質問しましたが、選ばれる病院、地域との連携について、この間の取組と見えてきた課題があればどのようなもので、今後どのように進めていこうと考えられているのか、お聞かせください。

医療に関連して最後の質問となるのですが、同じく本年3月、厚生労働省から地域医療構想策定ガイドラインが示されました。まず、このことを現時点で対応されている所管はどこでしょうか。

その上でお聞きしますが、このことにより、市内公的病院等の果たすべき役割について変更が生じてくるものなのか、具体的にはどのようなことを検討していかなければならないのか、また、その課題についてお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） ただいま、市立病院について御質問がありました。

地域医療構想策定ガイドラインの所管についてですが、本ガイドラインは、将来の医療需要を考慮した第二次医療圏ごとの病床数、病床機能等を地域医療構想として都道府県が策定するための指針でありますので、所管につきましては、北海道となります。

地域医療構想の策定に当たりましては、第二次医療圏において、医療関係者や自治体の長などで構成される地域医療構想調整会議が設置され、協議を進めていくこととなります。

なお、小樽市を含む後志圏域におきましては、10月29日に、地域医療構想の概要説明を中心とした第1回目の調整会議が開催されたところであり、今後、具体的な協議が進む中で、公的病院等の果たすべき役割や病床数や病床機能等を検討する上での課題が明らかになっていくものと承知しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 中村誠吾議員の市立病院についての御質問にお答えいたします。

初めに、外来と入院の患者数についてのお尋ねがありました。

今年度の4月から10月までの延べ外来患者数は12万4,986人、昨年度の同時期では10万1,082人でしたので、2万3,904名、23.6パーセントの増加となっております。同様に、今年度の延べ入院患者数は7万3,334人、昨年度は6万6,259人でしたので、7,075人、10.7パーセントの増加となっております。

また、収益につきましては、患者数の増加に伴い、当初の見込みより好調に推移しており、当初予算に比べ、入院収益は4億7,000万円、外来収益では1億9,600万円の増額を見込んでいるものであります。

次に、今後の課題として、その改善方法についてのお尋ねがありました。

ハード面では、10月16日の駐車場供用開始をもちまして病院統合新築事業は完了しておりますが、御利用の皆様信頼される病院となるためには、ソフト面での充実、医療の質の向上が課題であると認識しております。

開院以来、患者動線や待ち時間の改善など、運営面については、御利用の皆様の声を受け、案内や受付の増員を行うなど、改善に取り組んでまいりました。1年経過した現在は、おおむね円滑に進んでいるものと考えております。

ソフト面での充実は、今回、病院機能評価の認定に向け、職員が一丸となって医療の質の向上という目標に向かって組織横断的に業務改善に取り組んでおります。これを継続して実施していくことが重要であると考えております。

次に、新公立病院改革ガイドラインについてのお尋ねがありました。

新たなガイドラインの目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることです。その中で、公立病院が安定した経営の下で、僻地医療、不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことでもあります。このため、各地方公共団体に対して、新公立病院改革プランの策定が要請されております。旧ガイドラインでも示された経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しのほかに、新たに地域医療構想を踏まえた役割の明確化を加えた四つの視点について改革が求められております。

当病院事業では、平成28年度予算編成後に新改革プランの策定に取り組むこととしております。策定に当たっては、経営状況の詳細な分析や二次医療圏において当院の果たす役割など、地域医療構想の協議状況を念頭に置く必要があるものと認識しております。

次に、選ばれる病院、地域との連携の取組についてのお尋ねがありました。

病院といたしましては、質の高い、信頼・安心できる医療を提供することが何よりも重要であります。病院がどのような医療を提供しているかなど、積極的に情報を発信していくことや地域の皆さんとの交流も大切なことと考え、行動しております。具体的なこととして、病院の広報誌の作成、配付や市民公開講座、健康教室、各種講演会も継続して開催しております。

さらに、新駐車場のオープンにより、統合新築事業の完了を記念するとともに、地域住民に愛される病院を目指し、多くの皆様と触れ合うことを目的に、10月31日に第1回病院まつりを開催いたしました。

また、オープン病床登録医と当院医師のカンファレンスを継続して実施することなど、地域の医療機関等との連携を進めていくことも重要であることから、地域医療連携室の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 次に、いじめに関して質問いたします。

小樽市いじめ防止対策推進条例が施行されて半年がたちました。全国に目を向けると、このいじめが原因で小・中学生が若い命を絶っている現状を直視せざるを得なく、残念でなりません。

初めに、いじめが発生するさまざまな原因や背景について改めてお聞かせください。

まず、いじめを未然に防ぐという面からは、どのような対策を講じてこられてきたでしょうか。

次に、残念ながら、いじめが発生してしまった場合、それはいじめを発見する場面と言ってもいいのかもしれませんが、子供たちが担任の教員にあのねとか、こういうのがあるよと教えに来るときだと考えます。教育現場、関係機関からは、教育委員会に対してどのような報告や課題認識が示されてきたでしょうか。

また、それを受けて、今後の取組においてはどのような点が重要になってくるのでしょうか。現時点での判断をお聞かせください。

私は、このようなことを考えていくと、やはり子供たち、教職員、保護者、そして地域の中に信頼関係が必要だと考えます。そのかなめとして、子供たちと担任とが向かい合える密接なコミュニケーションが必要だと考えます。しかし、教職員たちも鉄人ではありません。子供の苦悩に気づく教員の感性は一人では磨けないと考えますし、子供の言動一つ一つについて同僚と論議を深め、実践を学び合う場も必要と考えます。

最初にお断りしておきますが、これは決して職場が意思疎通に欠け、上意下達になっていると言っているわけではありません。私は、やはり教職員の皆さんが失敗や不十分さを包み隠さず話せる職員室の雰囲気、困難を抱えた子供に心を寄せる一番大事なことと考えています。これら学校がいじめに対してどう取り組んでいるのか、お聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、いじめについての御質問がありました。

初めに、いじめが発生する原因や背景についてであります。いじめの原因については、さまざまな要因が考えられますが、児童・生徒が勉強や人間関係などのストレスを抱えたり、ねたみや嫉妬、遊び感覚やふざけた意識を持ったりするなどが考えられます。また、その背景には、価値観の多様化により、協調性や思いやりなどの欠如、あるいは集団として異質なものを排除しようとするなどの傾向が考えられるところであります。

いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こり得ることから、本市では、今年4月、小樽市いじめ防止対策推進条例及び小樽市いじめ防止基本方針を施行し、学校や保護者、市民など、それぞれの役割を明確にすることで、全市挙げて取り組む決意を示したところであります。

教育委員会では、この条例などに基づいていじめ防止キャンペーンの実施や児童・生徒によるいじめ防止サミットの開催、保護者向けのネットパトロールの実施など、いじめの未然防止に向けた各般事業を展開しております。

また、各学校においても、学校いじめ防止基本方針に基づいて、あいさつ運動やいじめ防止標語など、いじめの未然防止の取組を行うとともに、アンケート調査や教育相談などにより、いじめの早期発見、早期解決に向けた組織的な取組を進めているところであります。

次に、いじめが発生した場合、教育現場や関係機関から教育委員会にどのような報告や課題が示されてきたのか、また、それを受けて今後どのような取組が重要になってくるかということについてであります。教育委員会では、学校からの報告だけではなく、教育研究所の相談窓口への相談やスクールカウンセラーへの相談、保護者からの投書、ネットパトロールを行うなどしていじめなどの把握に努めております。これらの情報に基づいて把握した中には、担任が管理職へ報告せず一人で抱えてしまう場合や、関係機関とのつながりが持たず学校だけで問題を抱えてしまう場合、ネット上のいじめで大人が把握できない場合など、さまざまな課題があるものと考えております。

これらの課題を解決するためには、校長や教頭のリーダーシップの下、教職員一人一人が自覚を持ってそれぞれの役割を十分発揮し、学校全体で情報を共有しながら組織的に対応することが必要であると考えております。

また、教育委員会としても、福祉部や警察など、関係機関と十分連携を図りながら、できるだけ多様な観点から対応していく必要があるものと考えております。

次に、教職員が包み隠さず話せる職員室の雰囲気づくりなど、学校がいじめに対してどう取り組んでいくのかについてですが、近年、学校の小規模化に伴う教職員の減少により、小学校では1学年1学級、中学校では1教科1人となり、同じ学年や同じ教科同士で相談する同僚がいないため、相談する機会が少なく、一人で悩みを抱えてしまう傾向が見られます。

教育委員会としては、今後、学校適正配置計画を着実に進め、学校規模の適正化を推進するとともに、各学校においては、校長・教頭のリーダーシップの下、教職員がそれぞれの役割に応じて日ごろから情報共有しながら、組織的な対応が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 最後に、平和についてお聞きいたします。

本来ですと、私は、昨日、代表質問する予定だったので本日は12月8日ですと切り出そうと思ったのですが、昨日が、12月8日でありました。皆さん御承知のとおり、太平洋戦争開戦の日であります。私たちの父、母、兄弟、そして日本人、アジアの人々が苛酷な運命に入ってしまったその日であります。

そこで私は何点が質問いたしますが、この間、安保法制に始まり、多くの課題について議論がなされてきました。しかし、実感したのは、なぜここまで国民の声に耳をかさないのだろうかというものです。

それは、原発の再稼働についても同じ思いです。一昨年12月の特定秘密保護法成立から始まり、昨年の集団的自衛権の行使を認める閣議決定、米軍普天間飛行場の移設など、一つ一つがとても大きな問題であるにもかかわらず、あれよあれよとばかりに政府は強行し続けています。

私は、本日、この小樽市議会場で、これは違うとか、実にけしからんこと、そんな考えではだめなのですなどと議論を展開するつもりはありません。戦後70年がたちました。私も、市長も、戦争を体験した世代ではありません。知らない世代です。ある意味、平和を求める運動や議論において、これまで戦争体験者に頼りすぎていたのかもしれない。これからはますます頼れなくなるのだろうと自覚せざるを得ない状況にあると考えています。

そこで、最後に市長にお尋ねするのは、今回、安保法への反対のうねりの中で、特徴的な行動が展開されました。戦争ができる国になるとの危機感から、これまで政治に無関心と言われていた若者、子供を守ろうとする母親たちが、自分の言葉で考え、発言し始めたということです。このことについて、まだ若い世代の声を十分理解できる、既存の困った体質を改革していきたいと常々おっしゃっている森井市長の自分の言葉による御所見があればお聞かせ願いたいと思います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 中村誠吾議員に申し上げますが、通告を受けた時間を大幅にオーバーしましたので、今後、通告の時間を少し考慮していただきたいなと思います。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、平和について御質問がありました。

平和安全法制関連法につきましては、9月に成立いたしました。これまでの間、同法をめぐるさまざまな議論がされてきました。この平和安全法制関連法については、いまだ国民の理解を十分に得ているとは言えない状況であり、国から国民に対して丁寧な説明を続けていくべきと考えています。

私自身も、子供を持つ親として子供たちを戦争に送り出すようなことは絶対にしてはならないことと思っておりますし、この平和な状況が恒久的に続くことを願っているものでございます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

○17番（中村誠吾議員） 何点か再質問させていただきます。

ただ、先にお断りしておきますが、大変細かい点についても聞きたいと思っていたのですが、具体的には委員会等がありますので、大きくだけ聞いてまいります。ですから、しっかりとお答え願いたいのです。

最初に記者会見についてお話ししました。

市長に再度お聞きしますのは、市長という立場は、多様な考え、思い、そして暮らし方をしている市民が存在していることを常に考え、認識される必要があると考えています。そうすると、市長、あなたはそのような角度からであろうと、市政に関することを聞かれる人がいても、知りませんでした、わかりませんでしたと言ってしまうと、そういう市民の方々の存在を否定してしまうことになるわけです。ですから、このことについてはしっかりと覚悟を持たれて、これからいろいろな答弁をいただきたいと思うのです、マスコミに対しても。

そこで、非常にまた気になることが発生したのですが、市長、報・連・相という言葉をお聞きですか。

社会人1年生が、よく教わることです。それは、報告しなさい、連絡しなさい、相談ですということですが、これが市役所内部でおかしくなっていませんか。

私は、昨日の公明党秋元議員の質疑の中でも明らかになってしまいましたが、この市役所内部での市長との連絡の意思疎通が図られていなかったということが発覚しました。そこで、「今後においては、伝達を密にするよう配慮してまいりたいと考えております」と話されましたよね。この発言、どこかで聞いた気がするのです。前回は聞いていたような気がするのです、議会は。

ですから、市長、もう一度お聞きしますが、市長に対するこのいろいろな情報、伝達、報告のあり方について、市長、足りないなと思っている、自覚されているところと、内部の機関、組織の改革が必要だと思われることはありませんか。私は非常に不安視しております。市役所内部の今の報・連・相のあり方になってきていないということについて、記者会見のことに関連して、まず再質問します。

次に、参与についてお聞きします。

参与の報酬に関して主に質問してきたわけですが、なぜか御理解いただけますでしょうか。改めて、市長、あなたの職責の重さをお考えいただこうと考えているからであります。市長の、市長たる最高の権限は何かと申しますと、それは市民の生活を最低限支えるために必要な施策を打っていくために必要な予算をつくることでもあります。ですから、最高権力の行使、あなたは予算を持ってやるのですが、これはとりもなおさず市民の貴重な税金を使わせてもらうということでもあります。ですから、この間、参与の報酬、ドリームビーチ、除排雪予算、説明のつかない点について本当に真剣に議会も論じてきたわけです。

さらに、行政の推進においては、もう一つ守らなければならないことがあります、財政規律というものがあります。これは金額の多寡ではありません。市長は、その施策を進めるためにあらゆる理由の説明をしていかなければならないのですが、このことに関して、まず参与について先に始まった、先ほど、私、細かく聞きませんと言ったのは、財政の手法として、臨時職員の人件費の予算から支出しているので、これは問題ありません等々おっしゃっていましたが、財政規律も含めて、そのようなことを言っていては何でもできることになります。新しいことを考えて、予算があるからできます、そんなことにはならないのです、市役所の財政規律として。

ですから、話を絞りますが、参与に関して申し上げたいのは、これだけ議会が申し上げていることについて検討を、参与の存在について来年度までに白紙に戻すという基本的な考えはございますか。まず、そのことについてお聞きします。

次に、除排雪についてです。

私の質問が悪かったのでしょうか、この間、このことについては多くの議論をさせていただいてきました。ただ、除排雪に携わってこられた事業者の皆さんも、懸命に市民生活を守る努力をされてきたのです。それも、少しでも市民の負担を増やさないという市側の、市長の考えもよく理解していただいて、そして、そのことで建設部もそのような経過をとって説明してきたのです。私は、ルールを変えるなどは言いません。しかし、それは熟慮に熟慮を重ねた上でのことです。

それで、お聞きしたいのですが、市長になられてからこの間、現実には除雪問題に入ってこられるまでに事業者の皆さんや建設部と、どこがだめなのか、今までの除雪のどこがだめなのかということ議論やレクチャーし、そこをあぶり出してからこの新しい提案をされましたか。今までの除排雪の結局何がだめだったのかわからないのです。これを聞いておきませんと、これからきめ細やかな除雪とは何なののだということになるのです。これは、最初のアピールではありませんが、今後、私は、きめ細やかな除雪の物差しとは何ですかと、以降、委員会では聞いていこうと思いますが、改めて結局何がだめだったのか今お答えできる点があったらお答えください。

次に、経済・雇用についてです。

なぜ北の誉のことを通して、このように存続企業の質問をしたかといいますと、市長、先ほど参与のことに関しても言いましたが、市政運営の裏打ちとなるその基本は市税収入ですよ。そのことは御理解いただけると思うのですが、であれば、課税客体という言葉がありまして、課税客体の強化、払っていただける市民の皆さんがしっかり生活できること、そして企業が存続するということですよ。そこが疲弊していたり、ましてや能力を失っては何も意味がないのです。

新幹線や雇用、金融、いろいろなことに関してお話をしてきましたが、これらに関しての情報を一番集めて、経験なさっている人たちは誰ですか。経済界、商工会議所ですね。雇用に関しては労働界です、労働組合です。これらの方に関して、何回も申し上げているのですが、具体的に今後どのようにアプローチして、御意見を下さい、一緒にやってみましょう、委員会に入りましょうと、具体的に部下に指示していただかなければ部下は入れませんよ、臨めませんよ。関係を修復してまいりたいとか、そのことはわかりますが、具体的にどのような考えを持ってお話をされているのか、今後どういう関係を築いていきたいのか、お考えをお示し願いたいと思います。

次に、市立病院に関してであります。

市民の命と健康を守るという大変な困難な事柄で、病院局長を先頭に頑張っていただいていることに心から敬意を表したいと思います。

そこで、何度か市立病院に行ったところ、知人と会いまして、待ち時間のことを切々と言われました。

これは、やはり医師の問題もあると思うのですが、この待ち時間の解消について、病院局長から、基本的には医師のことなのでしょうが、どのようなお考えで状況を見られているかということをお話いただければと思います。

そして、いじめなのですが、私が気になっておりますのは、調べてみますと、国の考え方として、いいかい、学校、いじめがあるのだと、国はいじめがあるという大前提に指導しているのだと見えるのです。その中で、学校の統廃合のことは言いませんが、学級数が減ったり教職員数も減ったりして、現場で担当されている教員や、もちろん校長を筆頭にいろいろな対応をされているのですが、限界もありまして、なかなかその把握に努めるには苦労されていると思うのですが、このことについて、私はやはり保護者の皆さんの理解がかなめなのだと思います。うちの子に限ってそういうことはない、うちの子は大丈夫だろうと思ってということで、国の学校でいじめはあるのだという大きなくりからの指導だけではなかなかできない点もあるのではないかと、その辺で御苦労されているところもあれば、もう一度御所見をいただきたいと思います。

そして最後に、平和については、もう少し踏み込んでいただけたらと思いましたが、残念ですと申し上げて、再質問を終わります。

○議長（横田久俊） 最初の記者会見のお話の中の、昨日の市長の発言と前に何か同じようなものがあったのではないかというのは、本質問になかったので、お答えできればしていただきますが、もしなくても、今度、委員会等でやってください。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

私からは、まず記者会見の場におけるお話だったかと思います。

議員が御指摘のように、私自身も、記者会見はもちろんのこと、この議会の場でももちろんそうですし、この場にいらっしゃらない市民の皆様も含めてお話をさせていただいていると思っております。

議員の御指摘のように、まだまだ周到な準備が足りないという視点があるのかもしれませんが、原課とも、やはり情報発信の場なので、かなり綿密に打合せをしながら取り組んでいるところでございますが、御指摘のような発言をした事実もありますので、それは私自身も気をつけながら行ってまいりたいと思います。

その中で、今お話しされた、例えば知りませんでした、わかりませんでしたという言葉は市民の皆様に対しての裏切りということではなくて、時に私自身も、そのように周到にしていたり、いろいろなことに鑑みながら行っても、記者の方々から質問されたことに対してわからないときは、やはりごまかすのではなくて、素直にわからないとお伝えしなければならないときもあると思っております。ですので、そのようなときは、その場でお話するのではなくて、恐縮ですが、後ほどに具体的なお話も含めて資料等が必要であれば提供するというようなことで現在は段取らせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

先ほども議員からあった報告・連絡・相談は、この記者会見においてということかと思って聞いていたものですから、そういう意味では、今お話ししたように、原課の職員とはかなり綿密に行っているところですが、現状はこの状態だということで御理解いただければと思います。

それと、職責の重さということでお話があったかと思います。

私自身も、貴重な税金をお預かりして今運用していると理解しておりますし、その下で取り組んでい

るところでございます。実際に、今、参与のお話でということでしたが、たくさんの方を議会の皆様から御指摘いただき、それに対して、今、改善策を図ろうというところで、検討しているところでありましたので、現時点で白紙に戻すというところまで考えていたところではありませんが、今後においてさまざまなこと、今のお話も含め鑑みながら何とか答えを出せるようにこれからも努力してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それと、私からは、経済・雇用に伴って情報をしっかりと密に得ていくべきだというお話だったかと思えます。

もちろん商工会議所の方々をはじめ、各経済団体であったりとか、又は雇用に携わる団体であったりとか、今まで私も、その代表者の方であったり、又は、その情報等をいただきながら、私自身も協議しながら取り組んでいるところがございます。今後において、今、中村誠吾議員自身がお話されたように、より密にいろいろな審議会等における参画であったり、又は何かあった場合にアドバイスをいただくために職員同士で打合せを行うような段取りなども含めて、これからも原部とも協議しながら一つ一つ具体的に取るよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 私からは、除雪のことについてお答えさせていただきます。

どちらかという私が携わった形での答弁になろうかと思いますが、業者とのかかわりにつきましては市長から指示を受けまして、業者の参画を増やすという角度から7月、8月にかけて、何回か答弁しておりますが、業者からお持ちの設備ですとか人員、それから参加への意欲等についてはお聞きしているところでございますし、また、市長から公約の実現に向けてさまざまな提案というか、御指示がございまして、どうやって具体的に実現していけるのか、それにつきましては市長と打合せをさせていただいているところでございます。

それからあと、きめ細かな除雪の物差しといいますか、そういったことについてでございますが、私どもで考えているきめ細かな除雪ということにつきましては、除雪にも当然、時間的な制約の中で進めていくことがございますので、いかに遅れを少なくしていくか、それから市民の要望にできるだけ対応して、きめ細かに目を届かせながら対応していくかということで考えてございます。なかなか定量的な部分ではできませんが、そういったことを一つの目標に考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 中村誠吾議員の除排雪に関する質問は、今のお話もありましたが、これまでの除雪のどこがだめだったのか教えてほしい、そういう……

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 済みません。1点目忘れていました。

市長から聞いておるのは、市長が市内でいろいろごらんになっている中で、やはりガタガタ路面といったところの解消がなかなか進んでいないということ、それから除雪、大雪の降ったときにはやはり作業、排雪、除雪が遅れぎみであるといったことに課題があると聞いているところでございます。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かに願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

今の待ち時間につきましては、非常に問題となっております、これにつきまして大々的に調査をいたしました。やはり患者は、15分ぐらいまでは何でもないので、30分を超すとやはりかなり不満で、1時間を超すとかなりクレームをいただきます。

小樽市立病院の場合は、大体30分ぐらいまでには60パーセントぐらいまでは終わるのですが、やはり1時間を超すのが20パーセントぐらいまではいるのですね。

ですから、先ほど言いましたように、今、外来患者が20パーセントぐらい多くなったということと、それからまだ看護師たちが病院体制になれていないということがありまして、今、それが徐々になれてきておりますし、やはり何といたしてもまだまだ医師の数が少ないということで、その医師の増員等も今考えて、重要な課題として取り組んでおりますので、絶えず患者のクレームうんぬんを調べておりますので、最近はずいぶん少なくなってきましたが、時々見られますので、そうならないようにこれからも対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

いじめに関連して、文部科学省、国の指導ということと現場における保護者への理解ということに多少違和感を感じるという趣旨の御質問だったと思います。

文部行政で言いますと、文部科学省、教育委員会、学校という縦の流れの指導でございますので、その指導に基づいて現場の教員方は、やはり地域、保護者、そういう方々との接点の中で大変御苦労されているということだろうと思います。

統計によりますと365日のうち、子供たちが全体の中で学校にいる時間というのは二十数パーセントと言われておりまして、あとの3分の1は寝る時間ということであれば、その残りが家庭、地域にいるということですから、その大半が家庭、地域の中にいるという状況の中で、二十数パーセントの学校の教員方に全ての子供たちの生活がかかっているやに誤解されているということだろうと思います。

一方で、これまでの学校というのが、どうしても閉ざされた学校、要するに学校の中だけで子供たちを抱え込んでしまう。これは、一つは教員が全部子供たちを抱え込んでしまうということにもつながる、開かれた学校づくりというのは、そういう意味で言えば、責任の分担を等分に、地域の方も、保護者も、学校も、みんなで子供たちのことを考えましょう、それぞれがそれぞれの責任に応じて子供たちのことをみんなで考えましょう、そのことができるような学校のつくり方、まちのつくり方、保護者との関係、これができれば、言ってみれば、学校に地域の人材を入れること、保護者と担任の教員が子供を挟んで、その子供のことを真剣に議論すること、又は学校が外へ出て社会貢献し、社会との人間関係をつくっていく、それぞれの人間関係ができることで子供たちをみんなで守っていける、そんな世の中ができれば恐らくはいじめはなくなるだろうと。なくならないにしても、それぞれが発見できるのではないかと、直ちに対応できるのではないかと、そういうことが望ましい社会であるだろうとは考えております。

○議長(横田久俊) 1点、メモを整理しましたら、まだ答弁漏れがあったようであります。

経済・雇用対策の関係の中で、商工会議所をはじめとする経済界あるいはいろいろな労働界、こういった各団体に、部下にどういうふうにアプローチをしているのか、具体的にわかればお示くださいというのがありました、それが漏れていたかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 答弁漏れ、大変失礼いたしました。

先ほども私なりにお話をしていたと思っておりましたが、やはりそのアプローチの仕方も原部と相談させていただきながら、今までのアプローチの仕方ももちろんありますので、そのことももちろん踏まえながらですが、より深い関係、密な関係になれる、そのアプローチの仕方は、原部・原課と考えながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○市長(森井秀明) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 再々質問していきたいと思ったのですが、予告していました時間も大幅に超えて質問してしまいましたので、私は、以降、これについては各委員会において細かい点についてお聞きしていきたいと思っておりますので、私の質問を終わります。

○議長(横田久俊) 中村誠吾議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時05分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

(3番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○3番(高橋 龍議員) 平成27年第4回定例会に当たりまして、新風小樽を代表し、質問いたします。

まずは、まちづくりにかかわって、産業振興に着目し、質問させていただきます。

初めに、小樽の観光事業についてお伺いいたします。

本市において観光は、基幹産業の一つであり、市外の方を多く誘致することは、税収のみならず雇用を生み出し、まちににぎわいをつくることにも大きく寄与していると考えております。

先日は、NHKの番組でも取り上げられ、小樽の観光が改めて注目を浴びているところですが、昨今は従来型の観光のみならず、よりテーマ性を持ったディープな観光を求める方も増えてきているとのこと。さらには、海外からの観光客も、これまでメインとなっていた韓国、中国、台湾だけでなく、さまざまな国からの旅行者が多く訪れてくださっているところです。そういった今までは違う観光客のニーズを捉え、対応していくことは、民間事業者だけでなく、観光都市をうたうからには行政としても積極的に取り組むべき事柄であると考えております。

観光の分野において、市長公約の中には多く明言されていなかったところがございますが、プロモーションに関してはどのようなプランで進めておいででしょうか。今後の展望をお示ください。

今後の展望については、具体的には、昨年度、約750万人であった観光客の入り込みを受け、十分だと思っているのかどうか、まだまだ伸びる余地があると考えているならば、どのくらいの増加を目指すのか、その内訳としてのターゲット層、国内外、どの地域からの受入れを強めたいのか、また、そのためにどのようなプロモーションを行っていく計画であるのか、さらには観光客の受入れを行う小樽市側の課題はどこにあるとお考えか、お示ください。

観光客のニーズを探る手法や行政として課題解決のために行っている取組なども、あわせてお知らせください。

私といたしましても、今後、観光の分野においては、先ほども申し上げましたように、よりテーマ性、そしてストーリー性を持った提案が必要であるという認識です。従来の小樽観光は、いわゆる通過型と

呼ばれ、滞在時間が短い中、決まったルートだけで完結してしまうことが多く、宿泊者の増加にもなかなかつながらない点は大きな課題の一つであると考えます。

特に、国内旅行者に対しては、今あるコンテンツの中でもストーリー性を持たせ、新たな提案ができるような旅のプランニングを行うことが必要になってくるかと思えます。さらには、観光エリアの拡大を行い、点在している観光資源を線で結ぶことで新たなルートをつくっていくことは、滞在時間の面、また、観光客の満足度の面から考えても、今後、必須であると考えております。

そのためには、歴史的建造物の活用や本市において施行されている小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の練り直しも必要と考えております。

今年10月に作成された小樽市総合戦略の中でも、空間・土地利用の考え方という項目の中に、都市景観と自然環境の保全について以下のように書かれております。「都市景観と自然環境が調和した魅力あるまちづくりのため、周辺環境を含めた歴史的建造物などの保全・活用を行うとともに、天狗山から小樽港を望む眺望などが象徴する海と山のある豊かな自然環境を保全します」と。私は、これが単に市民に対してというだけでなく、観光都市としてまちづくりの方向性を表すものだと捉えております。

総合戦略を踏まえた上で、今後どのように小樽市の観光資源を生かしていくのか、短期的なもの、中・長期的なものに分けて、市長のビジョンをお聞かせ願います。

加えて、映画やテレビのロケ地としても広く世界中の人たちが目にする小樽ですが、かつて映画「Love Letter」が海外からの観光客の増加に大きく寄与したことは御周知のとおりかと思えます。また、市役所をはじめとするさまざまな団体が母体となっている小樽フィルムコミッションなどもあり、撮影の誘致には力を入れていることと認識しております。その上で、本市としても、映画などの舞台と観光を結びつける、いわゆるコンテンツツーリズムには一層力を入れていくべきと考えております。

現状は、民間の企業がそれぞれ自然発生的に各コンテンツの訴求力のあるものをピックアップし、観光客に対してアピールを行っている場面を多く目にします。国内のみならず、海外作品の撮影なども行われている中、ブームに対してのアンテナを高くし、それを観光と結びつけるため、行政側からも積極的に発信を行っていくべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか。

次に、本市地場製品のブランド力推進化についてお伺いいたします。

本市には、札幌市などと比較しても長い歴史があり、明治時代からさまざまな産業が発展してきました。ガラス製品は言うに及ばず、水産加工品や繊維紡績、製缶、酒造業、ゴム製品など、多くのものづくりが行われてきました。それらは小樽で暮らす我々にとって身近で欠かせないものであり、市外に向けては、より販路の拡大を行わなくてはなりません。

私も、今年度、決算特別委員会の中で指摘させていただいたところではございますが、食の分野に関しては、平成24年度からブランド力推進事業として価値を高める動きをされてきましたが、その他の工業製品などに関しては対象の範囲内ではなく、まだまだ行政側のサポートも十分であるとは言えないかと思えます。

小樽市第6次総合計画の中には、異業種などの連携による技術や情報の活用を図り、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大に努めます。また、積極的に企業誘致を進めるとともに、企業間の連携を図り、地域経済への波及効果を高めますとありますが、小樽製品のブランド化を図るため、現状では、具体的にどのような取組を行っておいででしょうか。

札幌市においては、札幌スタイルという事業が行われております。札幌市のホームページには、この事業の説明として、「札幌のまちのブランド力を活かし、さまざまな企業や人材が連携してビジネスを生み出していく、ネットワーク型の産業を育てます」と明記されています。まさに本市総合計画のモデ

ルケースとも言うべき形かと思います。「質の高い生活を実現するために優れたものを探し出しつくり出し、デザイン・開発から生産、流通、そして生活形成へとつながります」とも書かれております。具体的には、プロダクトデザインに対しての審査機構をつくり、商品を公募し、すぐれたプロダクトに対して認証を行うものであり、その冠をもって首都圏バイヤーとのマッチングや市外への販路拡大の手助けを行うことや、市内でも量販店などで販売ブースを設けてもらい、市民も気軽に手にすることができ、人気を博している商品もたくさんできています。また、これに対応するため、札幌市では、庁内に札幌市経済局国際経済戦略室コンテンツ産業担当課というものを設けています。

本市においても、すばらしいものづくりを行っている事業者の方がたくさんいらっしゃいます。また、市内だけでなく、後志管内という目で見ると、さらに多くのすぐれたものがあると認識しております。後志のほかの町村とも連携し新たな事業を創設していくことは、地方創生の観点からも重要であると考えますが、市長の御見解をお伺いできますでしょうか。

新しい地場産業をつくり出すことは税収の増加にもつながるため、商品だけでなく、ひいてはまちとしてのブランド力の向上につながるものであります。他都市の事例としては、デザイナーを招聘したことで一気に有名になった今治タオルの愛媛県今治市、歴史がありながらも有田焼の陰に隠れていたところから、現代的な目線でのブランディングにより雑誌やネットで広まった波佐見焼の長崎県波佐見町など、まちおこしの重要なコンテンツとなっています。

森井市長も、市内企業の視察を行うもりもり会社訪問を実施しておいでですが、市内企業を見学する際には地域産業にイノベーションを起こすという目線も持っていたいただきたいと思います。この取組の目的と活用について御所見をお伺いいたします。

さらに、新たにブランド化した地場産品を、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例、いわゆるふるさと納税などへの寄附の返礼品に取り入れていただくことで緊縮している財政状況に貢献できると考えておりますが、返礼品の選定の進捗と今後の展望をお示しく下さい。

また、寄附額、件数に関して、今後どのような目標をお持ちなのか、現状との対比を含めてお示しください。

この項目の最後に、中小企業振興基本条例に関して質問いたします。

中小企業振興基本条例とは、地方自治体が、その地域の中小企業を重視し、その振興を図るためのかわり方を明文化するものであり、いわゆる理念条例の一つでもあります。市内のほとんどが中小企業である地方都市において、行政との連携は欠くべからざるものであります。本来、中小企業支援と産業振興とは異なるものではありませんが、密接に両者を関連させることによる地域活性化を図ることが、この条例の目的の一つです。実際、道内では、札幌市、函館市、旭川市をはじめとし、18の自治体がこの条例を制定しています。

森井市長もトップセールスによる企業誘致を行うなど、税収の増加や雇用の受皿をつくることにに対し積極的に活動されていることとは思いますし、今の小樽市にとって必要な動きであることも理解するところですが、同時に、現状、衰退、疲弊している地域経済を内発的に活性化させることは喫緊の課題であるとも捉えております。

少子高齢化の著しい本市としては、10年、20年先を見据えた産業振興を図らなくてはならず、産業の空洞化による財政破綻を防ぎ、地域内の経済循環を促進するためにも、この条例の制定を望むところです。

市長におかれましては、小樽市として、中小企業振興基本条例の制定につきまして前向きに考えておいてか、見解をお伺いいたします。

次に、この条例を制定した場合の効果と役割ですが、理念条例でありますから、公としての宣言、つまりどのような姿勢であるのかを示すことにより、行政及び企業側が継続的に同じベクトルを共有できるという点、さらに市民参加型の推進体制を築くことで若手の教育、次世代育成を図ることができるなど、未来に向けての取組を明確にする働きを持ち得ると考えられます。

本市においては、産業分野での次世代育成にはどのような理念を持っておいででしょうか。若年層の流出が著しい今、行政としても積極的にかかわっていかねばならないと考えますが、御所見をお示しください。

以上で、観光、地場産品のブランド化推進、中小企業振興に係る第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、産業振興について御質問がありました。

初めに、観光事業についてですが、まず観光プロモーションの進め方と今後の展望につきましては、国際観光は、現在、主に東南アジアで新たに新千歳空港と直行便が就航した国をターゲットとして、タイで行ったように現地プロモーション、関係者の招請事業、雑誌やSNSによる情報発信を三本柱に、集中的なキャンペーンを進めているほか、中国や台湾、香港など、実績のある国に対する情報発信も並行して行っております。国内観光は、観光協会等と協力して道内外キャンペーンや教育旅行誘致等の取組を進めているところです。

今後につきましては、国際観光では、特に観光客増が期待されるマレーシア、インドネシア、ベトナムを中心に、国内は、北海道新幹線開業による誘客が見込まれる東北や関東を中心に、また道内は、さらに多くの安定した日帰り客が想定できる札幌圏でのキャンペーンやタウン誌等による情報発信など、常に最新の状況を把握しながら、効果的なプロモーションを行ってまいりたいと考えております。

次に、観光入込客数の伸びる余地と増員目標、それに向けた観光プロモーションの計画につきましては、本市の観光入込客数は、現状では、円安やビザ発給条件の緩和、免税品目の拡大等により外国人観光客を中心に増えており、今後も増加していくものと考えております。

入込客数については、重要な指標であり、小樽市総合戦略においても、平成31年度の目標値として782万人を見込んでおりますが、あくまでも客数だけで十分と判断するのではなく、本市経済への波及効果を高めることが最も重要であると考えているところであります。

これからの観光客の伸びが見込めるターゲット層としては、外国人客はアジアからのFIT客を、国内客は道内外を問わずリピーターをさらに増やしていくことが大切であり、それぞれのニーズに見合った情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光客受入れに関する課題とニーズを探る手法、課題解決のための取組につきましては、まず観光客受入れの課題としては、繁忙期における宿泊施設の不足や夜の魅力不足などによる滞在時間の短さ、外国人観光客に対する多言語案内等の不足などが挙げられます。

観光客のニーズを探るための手法としては、5年ごとに観光客動態調査を行っているほか、新たに観光客の動線調査や外国人観光客の動向調査を行ってまいります。

課題解決に向けた具体的な取組としては、夜間営業している飲食店等をお知らせするための小樽ナイトマップを刷新するほか、外国語マップについては、これまで英語、中国語の繁体字、簡体字、韓国語

に加えタイ語版を作成するなど、受入れ態勢の強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、総合戦略の都市景観と自然環境の保全を踏まえ、今後どのように小樽市の観光資源を生かしていくのかにつきましては、まず短期的なものとしては、外国人観光客を含めた観光客の動向・動線調査を行うほか、来年第50回の節目を迎えるおたる潮まつり、小樽雪あかりの路や小樽ゆき物語をはじめとする都市景観や地域資源を活用したイベントを引き続き支援していくとともに、国内外の観光関係者に小樽の自然や景観の情報をメールマガジンで配信していくなど、さまざまな機会を通じて小樽の魅力ある観光資源の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

中・長期的なものとしたしましては、北運河と旧国鉄手宮線、天狗山、祝津、朝里川温泉のほか、恵まれた海岸線など、本市特有の地域資源、歴史と文化を有効に活用した観光振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、映画やテレビのロケ地と観光を結びつけるための情報発信につきましては、映画「Love Letter」により韓国などから多くの観光客が来樽された例でもわかるように、映画などによる観光客誘致効果は大変大きいものと考えております。

今後においても、これまで小樽フィルムコミッションが行ってきたそれぞれの作品に適したロケ地の紹介や地先関係者との交渉等、撮影に関するサポートを積極的に進めるとともに、映像関係者への発信を行ってまいります。また、市内ロケ地と観光を結びつけるために、インターネット等により情報発信を行うほか、観光協会の国際インフォメーションセンターの通訳職員や観光ガイドを務めるおたる案内人等に対してロケ地情報等を提供し、観光客への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、地場製品のブランド力推進についてですが、まず小樽製品のブランド化を図る取組につきましては、地域振興に寄与するような新技術開発に対する助成や北海道ビジネス交流会など、製品PRのための展示会への出展補助の取組を行っております。また、スーパーマーケット・トレードショーへの出展に際し、デザイン等の改善など、商品の洗練化について専門家の効果的なアドバイスが受けられるよう、個別商品磨き上げ相談会への参加を市としても積極的に後押ししております。このほか、物産協会と連携した商品開発へのアドバイスや水産加工品グランプリの開催による小樽製品のブランド力強化を図っているところであります。

次に、地域ブランド札幌スタイルのスキーム取り入れにつきましては、本市におきましては、小樽ブランド普及事業として、企業が製造した商品や開発した技術において、コンクール等で受賞した商品などをお墨つきの小樽ブランドとしてホームページ等で紹介しているところであります。

御提言のありました札幌スタイルにつきましては、地域ブランド構築の一つの事例として評価できるものであることから、後志管内の町村との連携を視野に入れて研究してまいりたいと考えております。

次に、もりもり会社訪問につきましては、この事業の目的としましては、私自身が小規模企業を中心に市内企業を訪問し、経営状況や業界の動きなどを伺ったり、実際の操業状況を見学することで、本市産業の現状把握の一助としているものであります。

また、活用としましては、訪問時の様子を市のホームページに掲載し、広く情報発信することにより、企業の持つ技術力や製品の魅力をお伝えするとともに、本市産業のPRにもつながるものと考えております。

次に、ふるさと納税への返礼品選定の進捗と今後の展望につきましては、市内の企業が製造した水産加工品や酒類などの商品を軸に、複数の商品の中から寄附者が希望する品物をお選びいただけるような仕組みを検討しているところであります。

また、今後の展望につきましては、市が返礼品を買い上げることにより市内経済への波及効果を高め、

地域の産業振興を図っていくとともに、多くの方に本市のすばらしい地場産品を伝えることによって小樽のブランド力と魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、寄附額や件数に関して、現状と対比した今後の目標につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に対する個人からの寄附実績といたしましては、平成26年度で、224件、686万9,181円となっております。

ふるさと納税制度は、寄附者の善意によりふるさとを応援するという本来の趣旨を踏まえ、具体的な目標の設定は考えておりませんが、より多くの方に本市のまちづくりに対する御賛同をいただき、現状の寄附実績を上回るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業振興基本条例についてですが、まず、条例制定を前向きに考えているかにつきまして、先ほど高橋龍議員がおっしゃってございましたように、同条例は中小企業にかかわる基本姿勢を示す理念条例であり、企業支援の意義などを明文化した重要なものと認識しております。

市といたしましても、条例制定に向け、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部などと連携しながら検討を進めているところであります。

次に、産業分野における次世代育成の理念につきましては、大変重要な課題であると認識しておりますので、中小企業振興基本条例にも盛り込むことを検討するとともに、現在、市が行っている市内企業の経営基盤強化や市内企業の求人と若年層とのマッチングを図る施策を進めていくとともに、人材育成の施策についてもさらなる充実を図っていききたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、高橋龍議員。

（3番 高橋 龍議員登壇）

○3番（高橋 龍議員） 次に、2項目めとして、除排雪についてお伺いいたします。

議会内で行われた議論と重複する点もありますが、通告どおり質問いたします。

第3回定例会後、臨時の建設常任委員会が開かれるなど、波乱含みの除雪問題ですが、確かに今までと変えたいという市長の気持ちは酌むところがございます。しかしながら、各議員御指摘のとおり、入札条件の変更などにつきましては、いささか拙速であったとも認識しております。また、各定例会や委員会の中でも、そして議会議論の中でも、責任の所在を問われているところですが、これに関しては論じる必要を感じません。なぜなら、小樽市の名の下に行われる事業全てにおいて、最終的な責任は市長にあるからです。

さきの第3回定例会予算特別委員会の中で、参与の話に触れた際、市長、総務部長はそれぞれ、参与には重責があるという旨の発言をなさいました。重責、つまり重大な責任です。私もたびたび申し上げているとおり、責任とは権限に付随するものであり、切り離すことはできません。権限のない参与に重大な責任があるという理解しがたい主張をされているにもかかわらず、募集が終わった入札の条件を変更できるほどの権限を行使できる市長に責任がないなどということは論理的にも破綻していることから、市長に大きな責任があることに異論の余地はないと考えます。指示は行うものの、責任は理事者や現場に大きくあるというのであれば、市長の公約実現に向けて懸命に頑張っている職員の皆さんに示しがつかなくなってしまう。市民の皆様は、小樽が変わることを期待しているわけです。このまちをよくしたいと考えるのは、この場にいる議員、森井市長もちろん同じであると考えております。市長におかれましては、これを重く受け止めていただき、トップとしての責任の下、急な改革だけではなく、足場を固めた市政の運営を行っていただければと切に願う次第です。

若干道筋がそれてしまいましたが、まずは今年度の除排雪体制の構築と変更に関してお伺いいたします。

市長公約の1丁目1番地である除排雪につきましても、市民ニーズも強く、冬季の生活に直結するものですので、非常に重要であることは共通の認識だと考えております。

私自身も、昨シーズンは最上町に勤務しており、実際、周りにも雪の多さに頭を悩ませ不満を口にす方も多くお見受けしておりましたので、市長公約で除排雪の強化を行うことには評価いたしております。しかしながら、市長公約の中にある出勤要件を降雪15センチメートルから10センチメートルに変更すること、ステーションの増設、ガタガタ路面の解消といった点は、わかりやすいながらも本来の市民ニーズに的確に応えているのか疑問が残ります。

まず、もともと市長が公約作成時に抱いていた本市における例年の除雪に関する問題意識はどの点にあったのかをお示しください。

また、市長就任後、実際に雪対策課など雪対策関係部局、また、除排雪に携わる事業者を見て抱いていた問題意識に変化はありましたでしょうか。

さらに、除排雪における担当課と市長との打合せにおいて、意識の共有をしっかりとできるほどの十分な議論はなされたとお考えでしょうか。お互いの意図をしっかりと酌み取り、共通の意識で今年度の除排雪に取り組んでいると認識されているのか見解を求めます。

次に、市長の考えるきめ細やかな除排雪がなされるとはどのような状態を指すのか、また、きめ細やかな除排雪がなされるための今年度の取組について、具体的に例年との数値的比較を入れてお答えください。

実際、私の下に寄せられる声で非常に多いものは、大きな道路の除雪をまめに行ってほしいというもののよりも、より日常に直結する生活道路の除排雪体制の強化です。第3種路線など、狭い道の除排雪に対してはどのように取り組んでいく考えなのかお示しください。

今回、増設された第7ステーションに関してですが、理由としては、苦情が多い地域であったからということですが、苦情という主観的なものの数が指標であると考えているのでしょうか。積雪の量などに基づいた客観的なデータは参考になっているのかお示しください。

次に、今回の除排雪を担当する共同企業体、ジョイントベンチャー、いわゆる除雪JVの入札に関してお伺いいたします。

臨時の建設常任委員会や新聞、ネットでの報道でも取り沙汰され、多くの市民に不安を与えてしまった入札条件変更の問題ですが、数々の批判の声を耳にいたしました。いったん入札を募集し、締切りが迫った中での変更を行ったことに関し、まずお伺いしたいのは、なぜあのタイミングで行ったのかという点です。

第3回定例会の予算特別委員会の私への御答弁の中で、原課からの経過説明を聞いた際に、前年度よりも機動力が落ちるのではないかと懸念があったため変更の指摘をしたとおっしゃっていましたが、なぜ来年度まで待つことができず、入札への応募をほごにしてまで変更したことの理由を、きめ細やかな除排雪のためという御答弁ではなく、より明確に具体にお示しください。

懸念だけで、事業者にとっては非常に大きな変更を強いることになったのか、又は、その懸念を基に庁内において入念な協議の上の変更であったと認識されているかどうかお答え願います。

また、その変更を行う際に、業者に対してのヒアリングが十分に行われなかったことはなぜなのか、業者に対しての配慮に欠けていたと感じておりますが、市長の御見解はいかがでしょうか。

前年度と今年度とを比較して、入札が遅れた以上、除排雪に向けての作業にも遅れが出ているとは思

いますが、どういう作業で、どのくらいの遅れですか。また、それにはどのような影響が伴いますか。

市長は、さきの建設常任委員会の中で、今回の入札条件変更について、来年以降も永続的に除排雪体制をよくするための変更であるとおっしゃっていましたが、今年、このように急な条件変更を行ったことにより、市内業者からの信頼感を失ってしまうという危惧はされなかったのでしょうか。

業者と市の間には、当然ながら上下関係はありません。市税を投入するから市に主導権があり、強引に変更しても許されるということではないのです。例年携わってくれているから、業者は市内にたくさんいるから入札への応募があつて当たり前というスタンスに、今回の件は見えてしまいます。市に出入りをしている業者といえ、民間の企業ですから、入札に応じるか否かも自由であり、それまでつき合いのなかった企業と急にJVを組むといったときに、リスクを考え二の足を踏んでしまうことは十分に理解できることと私は考えるのですが、いずれにせよ信頼あつてこそその永続的な取組になるのだということは、僭越ながら御提言申し上げます。

次に、先ほど申し述べました来年度以降という点におきまして、制度設計に関して伺います。

今年度は、事業者に対しての大きな変更点はありましたが、肝心の除雪のシステムはほぼ例年と変わっていないと感じます。というのも、既存の体制の中で、人的、機械的な拡充は一定程度行われるとしても、新たな取組というものがあまり見受けられないように感じます。これでは市長のおっしゃるきめ細やかな除排雪は、単に人手があればいいとも捉えられます。人や機械を多く使うということは、もちろんそれだけコストも多くかかり、財政難の本市にとっては首を絞める形となってしまうことは明らかです。

市長と政策アドバイザーである参加が本来取り組んでいかななくてはならないのは、いかにして除雪を効率的に行うかの制度設計であり、小樽の除雪の難しさ、特殊性を加味しても、予算を増やし、従来の形を少し変えるといったことではないはずで、市長の考えるきめ細やかな除排雪のシステムづくりは、今年度の提案で全て出し切ったのか、又は来年度以降さらに変更を考えているのかお聞かせ願います。

例えば、全てのステーションで業者が4社以上の構成になった時点で公約が達成されるのでしょうか。そうでないとするれば、来年度以降のために今年度はどのような点に着目していくのか、お答えください。

小樽市の除排雪業務を見直すに当たり、担当部局の他都市の事例など、さまざまな取組を参考にされていることとは思います。道内外にも豪雪地帯と呼ばれる都市は多く、それぞれ創意工夫をしながら毎年の除雪に当たっている中で、先ほども申し上げましたように、本市も坂のまちであることや狭隘道路が多いことから、業務に当たって他都市よりさらに専門性を問われるのだと認識しております。しかしながら、従前の様式とは違う形で、よりシステムチックかつ、より効率的に、言うなれば除排雪改革を行うべき段階ではないでしょうか。

隣接する札幌市でも、除雪費用が年間150億円という莫大な予算計上をしています。

しかしながら、人口規模から考えると、本市はさらに高い単価となっているのが現状です。

ここでまず1点伺ったのは、道内の主な市町村と比較して小樽市の除雪費用はどの程度高いものなのでしょうか。人口の比率も踏まえた上でお示しください。

ほかのまちの先進事例を学ぶことは、小樽市にとっても非常に有益であると考えておりますが、実際に視察などでお話をお聞きした都市はどういったところがありますか。

また、そのまちにおいて参考になる取組などがあればお示しください。

他都市の事例も踏まえながら、今後、新しい除雪技術を小樽で培っていかねばならないと感じております。除雪のICT化なども見据え、取り組むべき課題であると考えます。そのために、気象状況や降雪量など、必要なデータの収集は今からでも行っていかねばならないと思っておりますが、現状、除

排雪業務に活用できるデータはどの程度持っていますか。また、それらを現状はどのように生かしているのか、お示してください。

今後、除排雪の改善を進めるに当たっては、除排雪作業の効率化の推進、及び市民への情報提供などの面でICTの活用についてもぜひ検討していただき、先進的な除排雪体制小樽モデルを構築していただきたいと思っておりますが、御見解はいかがでしょうか。

以上で、2項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、除排雪体制についてですが、まず、私が公約作成時に抱いていた除排雪に関する問題意識につきましても、これまでの除排雪を直接目にし、また、市民の皆様方から話を伺った中で、幹線道路におけるガタガタ路面の発生、生活道路における除排雪作業の遅れなどの課題があるものと認識していたところでもあります。

次に、市長就任後の問題意識の変化につきましても、現在も基本的に変化はありませんが、就任して新たに見えてきたものとしましても、今年度から除排雪体制の見直しを進めていくには除雪対策本部の体制強化が重要であり、また、除雪に携わる業者の方々については、作業員の高齢化などの課題があることから、今後の除排雪体制を見据え、業者の育成の視点が重要だと感じたところでもあります。

次に、担当課との意識の共有につきましても、市長就任後、公約に掲げておりました除排雪に関する施策について、建設部に私の考えを伝え、本年度からできる限り実施していくことで検討を始めていただき、幹線道路等における路面整正の強化、補助幹線道路の除雪出動基準の引下げ、除雪拠点の増設などを実施するとした今年度の除雪費の補正予算を、第3回定例会に提出させていただきました。

地域総合除雪業務の入札において、原部との意思疎通を欠いた点もございましたが、既に各ステーションの体制も整い、これから本格的な除排雪作業を進めていくこととなりますので、市民の皆様にも冬期間の道路状況がこれまでよりも改善したと感じていただけるよう、私も市職員と一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、きめ細やかな除排雪とはについてですが、まずきめ細やかな除排雪の状態につきましても、市内の除排雪業務に目がより行き届くようになり、市民の皆様の要望を踏まえつつ、除排雪作業の遅れなどの課題を少しずつ改善していくことであるとと考えております。

また、きめ細やかな除排雪に向けた今年度の取組につきましても、現在計上している予算ベースで昨年度と比較いたしますと、幹線道路等でのガタガタ道路の解消のための路面整正作業では4回の増加、補助幹線道路での除雪出動基準見直しに伴う除雪作業では7回の増加を見込んでいるほか、除雪ステーションを1か所増設し、除排雪作業の機動力の向上を図っております。

次に、生活道路の除雪につきましても、今年度は、幹線道路を中心に除雪作業の見直しを行いますが、今後、見直しについて検証を行うとともに、2か年で除雪路線調査を実施し、各路線の道路幅員や勾配、沿道の家屋の張りつき状況や空き地の状況、市民の皆様からの要望、除雪作業の状況について一元的に整理をする計画であり、これらの結果を踏まえ、将来的に持続可能な除排雪体制の構築を目指す中で、生活道路の除排雪の改善についても検討してまいりたいと考えております。

次に、第7ステーションの増設に用いた指標につきましても、各ステーションに寄せられていた市民

要望の件数のほか、受け持つ除雪路線の延長、除排雪作業量、気象条件を参考にしたものであります。

次に、入札についてですが、まず今年度から入札応募要件を変更したことにつきましては、新しい除雪ステーションを増設するに当たり、昨年の除排雪体制を維持する観点の下、除雪ステーションにおける共同企業体の構成員が実績で銭函地域以外は4社以上で構成されていたことから、業者構成数が少なくなることへの懸念を感じ、体制が衰えないよう、そして少しでも多くの業者に除排雪作業に携わっていただきたいと考えたからであります。

（「意味わかんないな」と呼ぶ者あり）

次に、変更に際しての庁内での協議につきましては、建設部からの報告を基に将来的な除排雪体制を見据えて少しでも多くの業者を増やしたいことと、よりきめ細かな除排雪を行う観点から協議した上で変更したものであります。

次に、業者へのヒアリングにつきましては、除排雪業務を担うことが可能かどうかを把握するために業者から、土木技術者、運転手の人数、地域総合除雪業務への参加意欲などについて聞き取りましたが、今後、より連携を強めていくために除排雪業務を担っていただく業者の皆様と意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

次に、入札の遅れによる除雪作業への影響につきましては、3地域で契約が約3週間遅れたことにより、他の地域と比較して、現地確認やポールを設置等の事前準備に遅れが生じましたが、本格的な降雪期を迎える前に全ての地域で除排雪体制が整っております。

次に、条件変更に伴う市内業者との関係につきましては、多くの業者が除排雪業務に携わることで、きめ細やかな除排雪を行い、冬の市民生活を支えていくという私の考えを御理解いただけるものと考えていたところであります。

次に、来年度に向けての取組についてですが、今年度は、幹線道路を中心に除排雪作業の見直しを行います。これらは今後、市として取り組んでいく除排雪の改善の第一歩として考えております。

今後、これらの見直しの検証を行うとともに、市民の皆様からの要望も伺いながら一つ一つ改善してまいりたいと考えております。

次に、ステーションの業者数が4社以上の構成になった時点で公約が達成されるのかのお尋ねにつきましては、業者の構成数については、きめ細やかな除排雪を実現するための手段の一つであり、今後とも市民の皆様のを踏まえて除排雪の改善に取り組んでまいります。

また、今後の除排雪の改善に向けた今年度の着目点につきましては、今年度から実施する路面整正作業の強化、除雪出動基準の見直し、除雪拠点の増設、及び除雪対策本部の組織体制に関する効果をしっかり検証していくことが重要であると考えております。

次に、他都市の事例と小樽の除雪システム確立についてですが、まず、道内の主な市町村との除雪費の比較につきましては、降雪量や平均気温等の気象条件がそれぞれ異なるため、定量的に比較することは難しいところですが、本市は、狭隘路線、急坂路線が多く、除排雪作業を行う上で難しい道路条件にあるほか、気象条件も厳しいため、総体的に除雪費は高いものと考えております。

次に、他都市の事例につきましては、毎年、道央圏にある11の自治体で開催している11市町維持除雪担当者会議において、除排雪業務に関する意見交換や事例紹介を行っているほか、札幌市、岩見沢市など、近隣の自治体へも視察に行っております。今年、視察に行った岩見沢市では、全庁的な応援体制の下で除雪対策本部を組織し、除排雪作業に取り組んでおり、本市における除雪対策本部の体制強化の際に参考にさせていただいております。

次に、現状で収集している除排雪業務に活用できるデータにつきましては、気温、降雪量、積雪量な

どの気象データ、各路線における除雪出動回数などの作業状況、市民の皆様から寄せられる要望の内容があり、気象データや作業状況については、除雪費算定の基礎資料に、また、市民の皆様から寄せられている要望については、オペレーターの引継ぎ資料などとして活用しております。

次に、先進的な除排雪体制の構築につきましては、今年度からきめ細やかな除排雪体制の実現に向け一つ一つ取り組んでまいります。その際、本市の道路条件を把握するとともに、他都市の事例、先進技術についても研究をしながら、将来にわたって持続可能な除排雪体制を構築したいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、高橋龍議員。

（3番 高橋 龍議員登壇）

○3番（高橋 龍議員） 次に、小樽市における行政評価に関してお伺いいたします。

平成27年度行政評価の実施結果が先般配付されましたが、このように市の事業を客観的に評価し、問題点を探り改善を行っていくことは、事業自体の質の向上はもとより、不要な支出の削減にもつながる、すばらしい取組であると認識しております。今後もPDCAサイクルに沿って継続的な事業改善を行っていただきたいところがございますが、同時に気になる点もございます。それは、この取組が内部評価のみに終始してしまっているところです。もちろん客観的にこれを行っていることは、報告書を拝読してもよくわかることではありますが、市民の目線も取り入れていただけると、さらに質の高いものになるのではないかと感じております。

そこでまず、行政評価を行うに当たって、各部局による自己評価である一次評価、及び庁内総合評価である二次評価について、担当者や最終的な判断とするまでの業務の流れなどを御説明ください。

また、PDCAで言うと、行政評価はC、つまりチェックに当たり、その後、チェックの結果に基づき、A、アクション、修正を行うことになるかと思えます。そこから2巡目のP、計画に移るまでにこの評価がどのように取り入れられていくのか、一連の流れもあわせて御説明願います。

先ほども述べましたとおり、市民の目線を取り入れるという観点から、外部評価の制度を取り入れてはいかかかと考えております。小樽市自治基本条例の中にある市民協働のまちづくりの考え方からも、無作為抽出で希望者を募る市民公募委員には行政評価にも携わっていただくことを提案させていただきますが、御所見はいかがでしょうか。

今年度の行政評価では、補助金等交付事業については、統一的な見直しの観点の整理などが必要と考えられることから、今年度は実施しないとのことですが、見直しを図るのであれば、なおさら現状の評価を行い、精査していく必要があるように感じますが、どうして対象としなかったのでしょうか。

また、統一的な見直しとは、どういうものが必要だと考えているのか、行政評価でないとしたら見直しはどのように進めていくのか、お答えください。

以上、再質問を留保いたしまして、新風小樽の代表質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、行政評価について御質問がありました。

初めに、行政評価を行うに当たっての担当者や最終的な評価結果を取りまとめるまでの業務の流れにつきましては、まず評価対象事業を所管するそれぞれの部局において、一次評価として事業評価調査を

作成し、総務部へ提出いたします。各部局から提出された事業評価調書については、総務部と財政部とで改めて全庁的な観点から事業の必要性、有効性、効率性などを一次評価と同じ視点で点検し、事業の所管部局と内容の確認や調整を行った上で二次評価の案を作成します。その後、私が総務部から二次評価案についての説明を受け、市政の総合的な推進を図る観点から必要な修正などを行った上で評価を確定するものであります。

次に、行政評価の結果を次の事業計画にどのように取り入れていくのかということにつきましては、二次評価の内容を確定した後、当該評価内容を記載した事業評価調書により、総務部から事業の所管部局へ通知を行います。評価内容の通知を受けたそれぞれの所管部局においては、次年度の予算編成過程の中で、当該評価内容について直ちに反映できるか否かの検討を行った上で、次年度以降の予算や事業実施に反映させることとしております。

次に、外部評価制度の導入につきましては、私も、市が実施する事業や施策のほか、行政評価制度自体の客観性や信頼性の向上などをより一層図っていくためには必要であると考えております。

また、市民公募委員の参加につきましては、自治基本条例で定める市民協働のまちづくりを推進していく観点からも必要であると考えており、市民公募委員を構成員として含めることも視野に入れた外部評価を行うことを検討しているところであります。

次に、補助金等交付事業を行政評価の対象としなかった理由につきましては、本市では補助金等に関する統一的な基準を定めていなかったことから、それぞれの補助金で交付基準や対象範囲などが異なっていたため、統一的な基準を整理した上でそれらの点検をしなければ公平・公正な評価が難しいと考え、今年度の行政評価の対象としなかったものであります。

次に、補助金の統一的な見直しとその進め方につきましては、補助金は、市の施策を展開する上で、行政目的の効果的かつ効率的な達成や課題解決の有効な手段の一つとして重要な役割を果たしている一方、補助金によっては交付根拠が不透明、補助期間が長期化し既得権化、さらには交付団体の自立の阻害といった課題もあり、これらの課題の克服に向けて、運営費補助金の事業費補助への転換や補助対象経費等の明確化、終期の設定、さらには類似補助金などの整理統合といった統一的な基本方針の下、見直しを進めていくこととしております。

また、見直しに当たっては、公益性はもとより、必要性、妥当性、有効性の視点からの検証が必要と考えておりますが、まずは平成28年度予算編成過程の中で、団体等の運営費補助金の検証を行い、補助対象経費が明確な事業費補助への転換について整理をするとともに、他の事業費補助金についても、新年度以降、順次、検証してまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

(3番 高橋 龍議員登壇)

○3番(高橋 龍議員) 幾つか再質問をさせていただきます。

まず、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に関して、返礼品の選定、進捗をお伺いしましたが、これはいつまでに確定させて、いつから施行し、行っていくのかというところは見えていでしょうか。

また、寄附額と件数に関してなのですが、目標を定めるのが難しいというお話もありましたけれども、実際に具体的な数値目標を定めるべきだと考えております。国内で言うと、昨年のおふるさと納税のトップのまちは10億円を超えていまして、今年は11億円を超えているということなのですが、魅力ある返礼品を求めて、また、ワンストップ特例制度も相まって寄附を行う方が増加傾向にあるという中で、本

市としても積極的に取り組むべきではないかと考えています。また、これに対して目標金額をつくるのとつくりたいのでは、アプローチに差が出てしまうと感じます。

昨日、秋元議員が質問の中で御指摘のとおり、今後、年間4億円もの財源不足が出てくる中で、寄附額を大きく伸ばすということは、財政の助けになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

次に、除排雪に関してお伺いします。

まず、きめ細やかな除排雪という部分なのですが、御答弁いただきましたけれども、何となく全体的に少しふわっとしていてわかりかねる部分があったのですが、私の解釈で正確に言うと、きめ細やかな除排雪とは、状態を指すものではなくて、行為であると考えます。確かにきめ細やかな除排雪というところよく聞こえがよく、何となく納得してしまう部分もあるのですが、どうなればきめ細やかな除排雪がなされたと言えるのか、除雪後の状態というもののある程度数値化して、どのようにするかというのを定めていかないと手段の議論にしかならないと思うのですが、いかがでしょうか。

また、入札に関してお伺いいたします。

1度目の入札要件の変更に関してですが、昨年度の水準より落ちるのではないかと懸念があって変更したということは、理解はできないもの、おっしゃる意味はわかります。昨年度の水準を下回らないようにということであれば、昨年は、6ステーションで1ステーションだけが3社の構成で、それ以外の5ステーションは4社構成だったのです。そうすると、全部で23社での構成になっています。今年は、1度目、入札変更後、4ステーションが4社で組まれます。これで16社で、残り3ステーションが3社ずつで組んだ場合に9社になりますよね。これを足したら25社になるのです。ただ、業者の数という部分で比較するのであれば、その時点で去年の水準の業者数を超えているわけですから、2度目の入札の時点で4社以上の要件を3社に引き下げてもよかったのではないかと考えるのです。その時点で論理的に破綻しているように私は思うのですが、どうなのでしょう。時間的にぎりぎりまで4社以上にこだわったかというのであれば、実際に遅れが出てしまっているということで、ぎりぎりアウトだったのではないかなと感じているのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

次に、業者に対してのヒアリングなのですが、意見交換が十分に行われていなかったと私は感じています。小樽市地域総合除雪共同企業体、JVの皆さんからの要望書が森井市長にも提出されたかと思うのですが、もう既にその要望書の中に、例えば参加資格要件の変更の理由についても納得のいく説明はなされておりませんか、2社から4社への変更がきめ細やかな除雪体制の構築にどうつながるのかも不明でありますとか、「長年培ってきた信頼関係を損ねる」という言葉も、その要望書の中に書かれているのです。これで信頼関係が失われたというふうに感じておいででないのかどうか、お伺いしたいと思います。

一昨日、自民党酒井隆行議員の御質問の中にもありましたけれども、リスクマネジメントではないですが、市長もさまざまな状況を想定し動いているというような御答弁をされていました。今回の件に関しても、最悪のパターンや業者側の心情的な部分というものをあまり考えていないように思われるのですけれども、入札不調に関してこのような要望書が上がってくるなど、そういう危機感みたいなものはなかったのでしょうか。もしなかったとすれば、リスクマネジメントという観点からは足りていなかったなと感じるのですが、いかがでしょうか。

あと、除排雪のデータ収集に関してですが、ICT化を見据えてデータ収集を行うべきではないかという御提案をさせていただきました。例えば気象条件ですとか、そういったもののデータはあるということですが、それはまずあって当たり前なのですが、例えば、今後、冬型の交通事故のデータであったり、市内を走行する車のスピード、バスの遅れ、渋滞が起きやすい箇所など、そういったものをデータ

化し、全域的に除雪の回数をみだりに増やすのではなく、スポットで除雪を行っていくことで問題解決を効率化するという方法もあると思うのです。そういったデータ収集や分析を行っていくことは非常に重要であると考えていますので、庁内だけでなく、民間ですとか、ほかの機関とも横断的に情報共有を進めてはいかかかと思いますが、それに関して御所見をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外においては、各部長よりお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

ふるさと納税についてでございますが、まず、いつまでにということだったかと思えます。

今、目標としては、来春にはその制度をつくりたいということで、検討しているところでございますので、一応その時期を目標にしているところでございます。

そして、数値目標を設定すべきだというお話でありましたが、皆さんも御存じのように、確かに納税額に伴う大きな効果が見込まれている一方、それに伴う過剰競争等が、今、実際に起きておまして、やはり寄附をしてくれている方々の善意というのが一つの前提であるということもあって、今、小樽市の中でその設定をしない形で進めているところが現状でございます。

しかしながら、おっしゃっていたように、やはり納税額が増えることによって市政運営に対しては大変助けになることは事実でございますので、それが数値目標という形でない方法で何か考えられるものかどうか、それらは庁内の中でもう少し、少しでも多くの納税を高められるように何かしらの目標なりなんなりを考えてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

（「公約に掲げていたんだから」と呼ぶ者あり）

それと、除排雪の入札について、昨年度は当初23社であったと、今年度は25社に増えているので、全体として増えているのであればよいのではないかという御指摘でありましたが、私たちとしては、やはりそのステーションごとにおける状況も当然鑑みなければならない。当然、全体で増えることも望んでいるところでございますが、やはり請け負っていただいているステーションは一つ一つで取り組んでおりますので、そのような観点から、先ほども御答弁させていただいたように、全体の状況を衰えることなく、また、多くの業者の方々に御参画いただきたいという考え方の下で決断したということで御理解いただければと思います。

それと、業者の皆様からの聞き取りが足りなかったのではないかという御指摘でございます。

実際に取り組もうとしたときにおいては、私たちは、その聞き取りを基にさまざまな情報の下で変更も含めて取り組ませていただいたところではありますが、今お話しのように、そのような要望書も提出されております。そのことを受けて、私たちもそれについてはしっかり反省し、今後においてより信頼を高められるようにしっかりと情報交換、意見交換等も含めて、これから取り組んでまいりたいと思っております。

あと、ICT化についてでございます。

さきほど、幾つかの具体的なお話で御紹介いただいて、渋滞等の情報であったり、その他いろいろな情報を加味しながらICT化をという話がありましたが、現時点では、高橋龍議員がイメージしているようなICT化状態には小樽市は残念ながらありません。そして、今、そのICT化を組むのにどれほどの予算がかかるのかということが、私たちはまだ情報として得ておりません。

しかしながら、御指摘されるようなお話がもし実現できるとするならば、効果的、効率的な方法になり得ることはもちろんあるとは思いますが、そのICT化の方法から予算の状況、さらにはそのような方法を導入されている自治体が周りにあるのかも含めて、もう少しいろいろと情報収集したいと思いますので、これについては少しお時間をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

きめ細やかな除排雪の数値化というお話でございますが、なかなかこれは、例えばその年の降雪量にもよりますので、何回入ったということできめ細やかになるのか、それから何時までに除雪が終わればといった、数値的なものは難しいかと思っておりますので、どちらかというよりは遅れが、市民の皆様の要望に、的確にといいますか、応えられる、若しくは市民の皆様の要望、いつ来るのだろうと、除雪がいつ来るのだろうといった要望に対してできるだけ遅れを少なくするといったことがきめ細やかな除雪になってくだろうと考えております。なかなか数値化は難しいかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) ヒアリングのところで、意見交換が少し足りなかったので反省しているという市長の御答弁がありました。高橋龍議員の質問の中では、業者との信頼関係は失われていないと思っておられるのか、また、危機管理、業者側の心情部分を考えての危機感はなかったのかという、この二つのお答えがなかったのかなと思っております。どうでしょうか。

もう一つ、要望書でいろいろな御指摘があって、やったということをお話しされて、その後、業者と信頼関係が失われていないのかということですね。それから、リスクマネジメントのお話もありました。どうですか。業者の心情部分を考えて危機感はなかったのか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 答弁漏れ、大変失礼をいたしました。

先ほどの要望書の中でも、信頼関係が構築できなくなるのではないかという懸念を投げられたのは事実だと思っておりますので、それを失わないように今後において取り組まなければならないと思っております。

また、その危機管理においては、私たちに危機管理をしていたところでありますが、やはりこのようにぎりぎりになってしまったというのは、議員御指摘のとおりだと思いますので、もう一度、その危機管理においても、来年度においては、そのようなことが二度とないように対応するよう努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

○3番(高橋 龍議員) 今、再質問にお答えいただきましたが、きめ細やかな除排雪という部分に関してやはり少し、私の理解力がないのでしょうか、なかなかわかりづらいところではあったのですが、確かに確実な数値化をするということは難しいかとは思うのです。その時々によって降雪量が違うというのも理解できるのですけれども、きめ細やかな除排雪を行いますという言葉だけであれば何とでも言えるというか、実際にこの冬、森井市長になられて、除排雪体制がすごくよくなると考えている方々がたくさんいらっしゃいます。期待されているわけなのですが、そういう方に対して、では具体的にどのように、これだけ積まれていた雪山がこれだけになったとか、どうなるという説明を具体的に示すこと

ができないと、結果、1年終わって、去年とそこまで差がなく、しかし昨年よりきめ細やかな除排雪だったのですというのが成り立ってしまうわけです。なので、本来、このように公約で、市長御自身が決められたことだと思うのですが、そのバックグラウンドになるデータというか、本当に数値的目標がない限りは何とでもなる、どうとでも言い逃れができるような状況になってしまうのではないかとというのがとても気にかかります。

(発言する者あり)

よって、雪が降りましたというピフォの状態からきめ細やかな除排雪というものがあって、アフターにどのような状況になっているのかというものをもう一度具体的にお答えいただければと思います。

(発言する者あり)

もし、建設部長、お答えが先ほどあまり変わらないのであれば、市長御自身のお言葉でいただければと思います。

もう一点、ふるさと納税にかかわってなのですが、金額や件数で示すというのがなかなか難しいというお話をいただきましたけれども、それにかわる目標を考えるとというようなお話だったかと思うのですが、例えば具体的にそれにかわるものとは、どういったものを想定されていますでしょうか。

以上2点、お答え願います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） 高橋龍議員の再々質問にお答えをいたします。

2点御質問があったかと思えます。

先に、ふるさと納税のことについては、先ほどもお話しさせていただいたように考えておりましたので、何を数値目標にするかということも現在はまだ想定できておりません。何かそういう形がとれるものかどうかを担当している職員と話し合っていきたいと思っております。それがどのような形になるのかは、私自身も今のところは何も現状ではお答えできないということで、御理解をいただければと思います。

もう一点、きめ細やかな除排雪ということで、本来であればデータを基に、その違いをしっかりと示していくべきではないかということだと思います。

今後において、例えばですけれども、昨年まで私が聞き及んだことであって、数値的なものではございませんが、例えば除雪を行ったときに、置き雪が残されている状態がずっと続くということは、その方々にとって大変生活上では厳しい状況であると思えます。例えば、その置き雪の状態を少しでも早い時期に改善をするとか、又は除雪業務の中で置き雪をあまり残さないようにしていくことは、市民の皆様にとって以前よりもよりきめ細やかになったという考え方に至るであろうと思っております。

(発言する者あり)

そのような観点の下で、先ほど答弁させていただきましたが、その状態については、市内の除排雪業務に目がより行き届くようになり、今のような市民の皆様のそれぞれの要望を踏まえつつ、そしてそれに対しての除排雪作業の遅れなどをしっかりと改善していくことそのものが、市民の皆様にとってそのように感じていただける体制であるという思いを持って答弁させていただいたところでございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、石田議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）（拍手）

○6番（石田博一） 平成27年第4回定例会、ただいまの代表質問に続きまして、質疑並びに一般質問をさせていただきます。

通告どおり質問をさせていただきますが、当初四つの質問を用意しておりましたが、細かな部分は委員会ということにいたしまして、大まかな部分二つに絞って質問をさせていただきます。

まず、貸出ダンプの件ですが、これは排雪路線になっていない地区の市民の皆さんにとっては大変メリットのある制度だと思います。しかしながら、ここ数年は、毎年のように約2,000万円ずつ借り上げ実績額が増加いたしております。この年々増え続けている理由をお答えください。

また、降雪量の関係や市民への周知の広がりなどが原因で増加傾向にあるのであればまだしも、以前、ゼロ円排雪などというルール違反があったり、業者の不適切な対応等が問題視された経緯があると聞いております。過去にどんな不適切な対応があったのか、お話しください。

再質問を留保し、私の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 石田議員の御質問にお答えいたします。

貸出ダンプについて御質問がありました。

まず、貸出ダンプ制度の費用が増え続けている理由につきましては、本制度が市民の皆様に浸透し、ここ数年、400件を超える団体に利用されている中で、燃料費や人件費が上昇し、ダンプトラックの運搬経費がかさんでいるものと分析しております。

次に、過去における不適切な事例につきましては、登録外の積込み機械を使用した事例が3件、配車予定車両と実際の作業車両が一致しなかった事例が7件、申請外の箇所を排雪した事例が5件、交通整理員の未配置など安全対策に問題があった事例が7件、合計22件ありました。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

○6番（石田博一議員） それでは、再質問させていただきます。

制度の周知が進んで、全市的にその申請の数が増えたというのが主な原因だというふうに、今、金額が増えている部分については、そのことが原因だということでございますが、それに続けて質問をさせていただいた、業者の方々の不適切な対応も幾つかお聞きいたしました。これは、先ほどお聞きしたほかにも、私の耳には幾つか入ってきている事例もございます。その事実がどうかは別といたしましても、今年からは各ステーションに職員の方々が張りつかれるということですから、単に除排雪後のパトロールに限らず、この貸出ダンプの適正な利用についてもっときちんとチェックしていただきたいと思っております。小樽市と業者との信頼関係で税金が使われているわけでございますから、そこら辺は厳しくやっていただきたいと思っております。

先ほどからプラン・ドゥー・チェックという言葉が何度か出てきておりますが、これを繰り返し、年々よりよいものにしていく、そして必要であれば、制度の見直しも含め、市民の皆さんにようになったねと言ってもらえるような除排雪体制を目指していただきたいと思っております。

最後に、もしお答えできるのであれば、そのチェック体制について、昨年と今年とではどのように変

わるのか、お知らせいただければ幸いです。

○議長（横田久俊） 石田議員に申し上げますが、本質問の時間を再質問が超えましたので、これからは御配慮いただきます。議会運営委員会の確認事項にございまして、直前の質問の時間を超えないというようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 石田議員の再質問にお答えいたします。

貸出ダンプのチェック体制ということでございますが、お話のありましたとおり、除雪対策本部の体制の充実の中で、貸出ダンプ制度のチェック体制についても充実したいと考えているところでございまして、具体的に申し上げますと、昨年ですと、1班体制で55回、見回りといいますか、現地に赴いてチェックしたところでございます。そうしますと、大体1週間に3日間伺っているところでございまして、それに対しまして今年度、予定として考えておりますのは、今、お話のあったステーションに張りつく職員とは別に、平日では2班体制、それから土日・休日には1班編制いたしまして、実施日前日について、全ての日についてチェックに回りたいと考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって、石田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時40分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 佐 々 木 秩

平成27年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成27年12月10日

(25名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々	木	秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員 (0名)

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長
飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一
前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野
田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺
小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人
秋	野	惠	美	建	設	部	長	相	庭	孝	昭
明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病
迫	俊	哉		事	務	部	長	笠	原	啓	仁
石	坂	康	雄	総	務	部	長	日	栄	聡	
				企	画	政	策	室	長		
				財	政	部	財	政	課	長	志
											公

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	大崎公義
書記	佐々木昌之
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 平成27年第4回定例会に当たり、一般質問いたします。

初めに、北海道新幹線開業に向けた取組について伺います。

いよいよ来春3月26日に、北海道新幹線が開業いたします。北海道知事も北陸新幹線の視察をはじめ、東京でのPR、そして2001年から参加している北海道・北東北知事サミットなどで北海道観光のすばらしさを伝えるとともに、北海道新幹線開業の経済効果を道南地域だけでなく、全道各地に広げるため、精力的に活動されていると伺っています。

日本政策投資銀行の試算では、北海道新幹線開業時の経済波及効果は136億円で、北海道全体にその効果が行き渡ることが期待され、函館を訪れる観光客らをどうやって道内各地へ呼び込むのか、自治体や観光関係団体等においてさまざまな取組が既に始まっています。

また、新函館北斗駅から道内各地へ向かう2次交通の整備も進み、報道によれば、JR北海道は函館一札幌間の特急を増便、東京からの新幹線到着時に合わせ、少ない待ち時間で乗り継ぎできるダイヤ調整も行う予定のようです。バス業界も函館一札幌間の都市間高速バスを新函館北斗駅経由に切り替え、洞爺湖や登別温泉を結ぶガイドつきツアーバスを運行するなど、利便性の向上を図る取組を進めています。

北海道新幹線開業は、2次交通の整備によって経済効果に広がりを見せるわけですが、そのルートは函館から胆振管内を経由し札幌に入るものが目立ち、その足を小樽まで延ばしていただくような取組が必要と考えます。

そこで以下、伺います。

初めに、明年3月の北海道新幹線開業による、小樽への効果をどのように考えているのか伺います。また、2次交通整備では、北海道が試行的にしりべしりレー観光タクシーの運行や路線バス周遊乗車券を販売されたと伺っております。この利用状況やコースに含まれた小樽への来樽状況はどうであったのか、アンケート結果についても情報があればお聞かせ願います。

胆振・日高地方18市町の官民で組織する北海道新幹線×nittan地域戦略会議は、北海道新幹線開業に向け、それぞれの地域の魅力を発信するため、フェイスブックの発信や管内の首長が宮城県庁や議会、東北観光推進機構を訪れ、仙台でのイベントに参加し、トップセールスを行いました。

また、2次交通の新たな取組として、函館から50キロメートル離れた森港と室蘭港を結ぶ新たな観光ルートを模索しているそうです。これらは、今回の開業だけでなく15年後の札幌延伸が俱知安経由になることに大きな危機感を抱き、地域連携を積極的に進めています。このような積極的な地域連携の取組は、話題性もあり、学ぶべきところがあると考えます。

小樽市では、明年の北海道新幹線開業に向け、定住自立圏や後志管内の町村とどのように連携を図り、観光戦略を進めているのでしょうか。協議内容や取組について御説明願います。

また、隣接する札幌市は、函館からの2次交通が整備されることもあり、明年の開業で多くの交流人

口増が見込まれます。そのため、札幌との官民連携は非常に大切だと考えます。札幌市との連携や協議はどのようになっているのか、今後のお考えについてもお聞かせ願います。

本市として、15年後の札幌延伸時も見据え、北海道新幹線開業に当たって、積極的に観光客誘致に取り組むとともに、小樽市民にも北海道新幹線の認知度を高め、開業当初の勢いを持続させる取組を考える必要があると考えます。市長の見解をお伺いいたします。

今回、新幹線を中心としたまちづくりの視察のため、新潟県上越市を訪れました。上越市では、15年前から具体的な計画準備に入ったようですが、今なお調整等に走り回ることが多く、準備開始時期がぎりぎりだったと感じているそうです。

計画準備は、行政はもちろん有識者や交通機関、経済団体などが加わり、効果を最大限に生かせるまちづくりに向けて議論を行ってきたようですが、小樽でも札幌延伸開業予定を15年後に控えたこの時期に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の初会合が開かれました。今回の視察で感じましたが、市長のリーダーシップとスピード感、また、組織力が必要であります。改めて計画策定会議の構成メンバーと今後のスケジュール、内容についてお示しください。

懸念されるのは、計画策定会議のメンバーに小樽商工会議所が入っていないことです。商工会議所は、市長も御存じのとおり商工業さまざまな業種・業態の商工業者から構成されていて、地域を基盤として公共性の高い活動をされています。地域の経済状況を把握されている団体をメンバーから外された理由が理解できません。

10月17日付けの北海道新聞の記事の中でも、北海商科大学の佐藤馨一教授は、「道内の経済界が中心となって新幹線誘致を進めてきた経緯があり、経済界抜きのまちづくり論議はあり得ない」と言われ、他都市においても、経済界を外して新幹線にかかわる事業を行ってきた自治体は皆無であると認識しています。ぜひ小樽商工会議所には本会議の正式メンバーに加わっていただき、より効果的な計画を策定すべきと考えます。会議の構成メンバーから外された理由とともに、市長の御見解を伺います。

次に、市営住宅についてです。

小樽市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所では平成32年で11万2,113人、5年後の37年には10万2,199人に減少すると推計されています。さらに、50年代には本市の人口は7万人台になると推計されておりますが、自然動態や社会動態の推移がこのまま進むと仮定した場合、人口は6万人台にまで減少すると予想されています。

そのような人口減少が予想される中、本市の住宅事情は核家族化が進む中で平成15年まで世帯数、住宅数ともに増加してきましたが、それ以降、減少に転じ、空き家の数は増加し続けております。戸建ての空き家や空き地が増加する要因は高齢者が持家を手放し、マンションや施設、子供のところへ転居したり、住民である高齢者が亡くなり、そのまま空き家になってしまうケースなど、今後もその傾向が続くことが懸念されます。

また一方で、借家住まいの高齢者や若い世代のファミリーからは市営住宅への入居を望む声が多く、市営住宅の需要と供給のバランスを見極め、今後も適切な維持・管理が必要であります。

そこで、何点か伺います。

初めに、市営住宅の管理戸数は、平成27年3月に策定した小樽市住宅マスタープランで3,412戸、うち公募可能住宅は2,762戸となっておりますが、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の31年度までの進捗状況はどのようになっているのか、また、計画終了後、入居可能な戸数は幾つになるのかお示し願います。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃借することが目的であることから、住宅セーフティネットの対象となる世帯の算出、財政状況や人口推計の推移などを見極め、計画的な

供給に努めていくべきと思います。本市の必要とする市営住宅管理戸数の考え方について説明してください。

また、以前から雇用促進住宅の譲渡・廃止問題が取り上げられてきました。平成27年7月現在の入居者が82世帯になる潮見ヶ丘住宅では、民間に売却が決まらなければ31年度までに退去しなければなりません。今年7月に説明会が行われたそうですが、入居者には高齢者が多く、今後の住居不安を抱えながら暮らしております。このような住宅事情は、小樽市住宅マスタープランの市営住宅の管理戸数に配慮されているのか伺います。

小樽市の人口や世帯数に占める市営住宅の割合はどのくらいになるのでしょうか。全道主要都市に比べ、どのようになっているのかお示してください。

先月、建設常任委員会で、富山市の借上市営住宅制度について視察をまいりました。富山市では、コンパクトなまちづくりの政策枠組みの中で公民連携による借り上げ住宅の整備が順調に進み、240戸の供給予定戸数は平成26年度までに達成したため、現在、新たな供給は休止しております。市は住宅共用部分の整備費の一部補助と契約期間の20年間借上料の支払をすること、入居者の募集、選定、家賃徴収は従来の市営住宅と同様に行っています。20年の計画スパンで見た場合、行政側の財政負担でのメリットが大きいことや、コンパクトなまちづくりを進める上で有効な制度であり、民間事業者にとりましても建設費の補助はメリットがあると感じました。

小樽市では、第3回定例会で我が党の斉藤議員の質問に、小樽市住宅マスタープランにおいて既存借上公営住宅が重点施策に位置づけられていることから、導入に向けて制度内容の検討を鋭意進めていくと答弁なされています。

そこで伺いますが、マスタープランにおいて既存借上公営住宅制度導入を進める理由について説明願います。また、本制度の導入の課題についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

本市の既存借上公営住宅制度の考え方は、まちなかでの運用を想定し、子育て支援と空き家対策を兼ねていますが、民間の既存住宅を借り上げる場合、条例に基づく公営住宅等整備基準はどのようになるのか説明願います。

また、制度を進める地域や借り上げ戸数、借り上げ期間、借り上げ単位など、現時点での考え方について伺います。制度導入の時期についてはいかがでしょうか、スケジュールもあわせて説明願います。

市長は、既存住宅と新築住宅の借上支援住宅制度について本市でのメリットとデメリットをどのようにお考えなのか、それぞれお聞かせ願います。

この項の最後に、市営住宅敷地内における自動販売機設置について伺います。

私は、平成21年度に、財源確保のため公共施設での自動販売機の設置について、入札制度の導入の検討について質問させていただきました。今は公営住宅内の空きスペースに置く自動販売機を一般競争入札で行う自治体が増えたそうです。利益収入を修繕費の一部に活用するケースや災害時無償提供自販機、AED付自販機の設置で住民生活の向上につながるケースもあります。また、今年、釧路市では、市営住宅の修繕費捻出のため、市営住宅敷地内に自動販売機を試験的に設置することになったそうです。

本市の市営住宅の修繕工事費の捻出に少なからず寄与することや、周りに商店がない住民のニーズは高いと考えることから、自治会などと協議の上、可能な住宅に自動販売機の設置を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長の見解を伺います。

次に、認知症対策について伺います。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが基本的な考え

方となっています。認知症対策の推進について議会の中で質問を重ね、必要な人材確保がすぐには難しいことや、医療・介護等の機関との連携について課題が多いことは承知しております。しかし、我が国の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の認知症高齢者が要介護認定者の約6割となっていることを踏まえると、高齢化率が高い本市の状況から、認知症対策の体制整備は、やはりスピード感を持って進めていかなければなりません。

私は、認知症の重症化は、本人やその家族の負担が重くなるだけでなく、親のため介護離職するなど経済へのマイナス面も考えられることや、最も危惧しているのは、地域での孤立化がもたらす介護疲れによる虐待、自殺、殺人のような悲劇を絶対に起こさせないために、早期診断、早期対応、地域資源の活用などの体制整備は早急に進めてもらいたいと思っております。

そこで、以下伺います。

本市は、認知症の早期診断につながる認知症初期集中支援チームの設置や保健師の資格を有する認知症地域支援推進員の配置の事業について、第6期介護保険事業計画の中で検討し、準備期間を設け、平成30年度までの実施を目指す計画です。30年度までの実施に向け、具体的にどのように進めていくのかお示し願います。

また、現在まで具体的な協議は進められているのか、内容についてもお聞かせ願います。

また、認知症の人や家族を支える社会資源の整備について、平成26年第1回定例会では、第6期介護保険事業計画に反映していくと答弁されております。本計画でどのように反映されたのかについても説明願います。

次に、徘徊についてです。

本市の認知症の样態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供のほかにも、自治体では、地域包括ケアシステムの構築には認知症施策を主眼に置いたまちづくりが求められており、高齢者に優しいまちづくりのためには地域住民の理解と協力がなければなりません。認知症の症状の中でも、徘徊は介護している家族にとって心配の一つであり、身体介護度が低い方は家族が知らない間に外へ出てしまい、発見するまで家族の身体的・精神的負担は大きく、想像以上です。これこそ地域住民の協力を必要としています。

この問題について、地域で徘徊事案に対応するためのシステム、SOSネットワークの取組の中で徘徊模擬訓練を行う道内の自治体も増えてきました。この徘徊模擬訓練の実施により期待される効果について、どのようにお考えなのかお答え願います。

また、本市でも町会や校区単位などで模擬訓練実施を要望いたしますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、認知症サポーターについてです。

本市では認知症サポーターの養成に取り組み、少しずつ認知症に対する理解は進んでいるかと思いますが、平成27年第1回定例会で、自治体の取組を紹介し、認知症の方と家族を手助けする支援者としての活動できる取組について質問させていただきました。認知症の人を支える家族の会やキャラバン・メイトなどの関係者と協議していきたいとの答弁です。現在まで行われてきた協議内容について説明願います。

次に、認知症カフェの設置についてですが、私は、地域の方や認知症の本人、そしてそれを支える家族がお互い理解をし合う場、気軽に相談できる場として認知症カフェの設置を求めています。民間施設での開設もあるようですが、地域の中の身近な場所にあれば相談に行きたい、同じ悩みを抱える方と交流をしたいとおっしゃる方もいます。介護する側の家族の精神的不安を取り除く有効な支援だと感じて

いますが、この取組が他の自治体で進む中で、小樽市で進まない理由はどのようなものなのか説明願います。

また、認知症カフェの設置による効果を市長はどのように認識されているのかについても伺います。

次に、認知症の早期発見のため、認知症簡易チェックシステムツールの導入についてです。

認知症は早期診断によって治療を行うと進行が緩やかになるため、速やかに医療機関を受診することが望まれますが、まさか自分が、家族がと、なかなか病院へ足を運ぶことができないと聞きます。認知症簡易チェックシステムは、市のホームページ上で物忘れが気になる方やその家族が気軽にチェックでき、チェック後は本市の相談先一覧ページを見ることができるものです。導入している自治体の話を伺うと、本人やその家族が医療機関へ足を運ぶきっかけにもなっているそうです。認知症簡易チェックシステムツールの導入について、市長の見解を伺います。

最後に、産後ケアについて伺います。

私たち女性が生き生きと活躍できる社会構築のためには、仕事と家庭の両立支援とともに、女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることが重要です。しかし、妊娠、出産や子育てのためやむを得ず退職をする方も少なくありません。働き続けたい女性が安心して仕事と育児を両立できるよう、社会環境を整備することが必要であり、女性の活躍を支えるためには妊娠、出産、子育ての各ステージに応じた継続的な支援が不可欠であります。

フィンランドでは、どの自治体にもネウボラという子育て支援を行う拠点があります。妊娠から出産、子供が生まれた後も基本的に6歳まで切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスで、特別な教育を受けた保健師や助産師がネウボラにいるそうです。ネウボラとはフィンランド語でアドバイスの場所という意味で、ワンストップの支援が子育ての不安解消につながり、第2子以降の出産に前向きになれるとして日本でも注目されています。

今年4月から始まった国の産前産後の母子の支援策である妊娠・出産包括支援事業は日本版ネウボラとも言われ、多くの自治体が新年度から新規事業を展開しているそうです。本市の妊娠から出産、子育ての各ステージに応じた支援の充実は着実に一步一步進んできていると感じておりますが、産前産後の切れ目ない子育て支援の充実を図っていただきたく、質問いたします。

初めに、本市で安心して赤ちゃんが産める分娩医療施設についてです。

小樽協会病院における分娩の新規受付休止から半年になろうとしていますが、本市の周産期医療を心配する声が後を絶ちません。本市にとって産前産後の切れ目ない支援を行うためにも安心して赤ちゃんを産める体制を整えなければならず、それに必要不可欠な産婦人科医の確保は現在どのようになっておりますか。今後の見通しについても状況を説明願います。

妊娠、出産は、女性の体に大きな負担がかかります。出産直後1か月ほどは、ホルモンのバランスが崩れやすく、精神的に不安定な状態となり、産後鬱になりやすいと言われております。十分な休養と家族のサポートが必要な時期ですが、核家族化や晩婚・晩産化により出産する女性の年齢が高くなっており、頼りになる親のサポートも高齢化や就労等により受けにくく、身近に相談者がいない状況が生まれています。これは育児不安を増大させ、産後鬱が重症化しやすく、不幸にも虐待に至ってしまうケースがあると聞きます。このようなことから、寄り添う形の支援が必要であり、産後ケアの充実を図るべきと考えます。

そこで伺いますが、本市の産後鬱の実態について説明願います。

また、産後間もない赤ちゃんの虐待のケースは報告されていないのか伺います。

産後鬱対策については議会でも取り上げてきましたが、本市ではどのような対策がとられてきたのか

お伺いいたします。

これまで妊娠、出産を中心とした支援策はありますが、良好な母子の愛着を促進する上で最も大切な出産直後の期間における支援に切れ目があるのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

また、産後間もない母親が健康面での悩みや子育てへの不安を抱えることがないよう、産後ケアの充実を図るため、産後ケア体制、産後入院や産後ヘルパー制度を検討できないか伺います。

次に、今後の助産師の活用について伺います。

日本の助産師は、保健師助産師看護師法第3条に、「「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子」と規定されています。助産師のほとんどが分娩できる病院や診療所で働いていることが看護関係統計資料でもわかっており、妊娠、出産、産褥の各時期に母子に必要な指導、ケア、助言を行うことができる数少ない有資格者です。助産師の活用を拡充することが、きめ細かい支援にもつながると考えます。

本市では、赤ちゃんを産むことができる病院が1施設となっている現状からも、助産師外来の開設やそれに対する助成、活用等を検討していただきたいと考えますが、いかがですか。市長の見解を伺います。

この項の最後に、「小樽版ネウボラ」の推進について伺います。

厚生労働省は、第2次健やか親子21において、切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策が基盤課題として位置づけられ、さきに説明したフィンランドのネウボラのように切れ目ない支援が各自治体で推進されています。

千葉県浦安市では、子育て・家族支援者、子育てケアマネジャーを養成し、妊娠から就学前まで子育てケアプランを作成、相談に乗りながらさまざまな不安解消に努めています。また、埼玉県和光市の取組は、妊娠から子育てまでに起こる課題を抽出し、個別支援を組み入れて自立した子育てができるようプランニングするのが特徴です。

このように、各自治体が地域版ネウボラに取り組み、産前産後のケアの充実に努めていますが、本市でも妊娠、出産から切れ目ない支援体制を整え、「小樽版ネウボラ」の構築に努めていただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

また、切れ目ない支援を推進するに当たって、課題についてもお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、北海道新幹線開業に向けた取組について御質問がありました。

まず、来年3月の北海道新幹線開業に伴う小樽への効果につきましては、道外から新函館北斗駅への来訪者のうち約3割の方が小樽を最終目的地や経由地として立ち寄るとの北海道の調査結果もあり、小樽への交流人口の増加が見込まれ、これに伴い、新たな経済交流の発生や周遊観光による地域経済の活性化が図られるものと考えております。

次に、北海道が実施した二次交通等整備事業の結果につきましては、北海道からの中間報告によりますと、路線バス周遊乗車券は9月19日から10月18日までに41名の方に利用され、アンケートの回答者の全てが「後志地域を広く深く巡ることができた」と回答し、8割の方が今後も「ぜひ利用したい」

または「利用したい」との意向を示しております。改善点としては、路線バスの運行案内の充実などが挙げられております。

なお、その他の詳細な取りまとめ及びしりべしりレー観光タクシーの運行結果の集計、解析については、現在、作業中とのことです。

次に、北海道新幹線開業に向けた後志管内の町村との観光戦略につきましては、まず北海道新幹線の利用が最も見込める東北地方をターゲットに、12月3日から10日まで仙台市の百貨店、藤崎で開催中の「小樽の物産と観光展」において、倶知安町などとともに関光キャンペーンを行っております。

また、定住自立圏の市町村で組織する小樽・北後志広域インバウンド推進協議会では、インバウンドに限らず観光客の誘致や受入れ態勢等について連携をして事業を行っており、新幹線開業を踏まえて、現在、北後志6市町村間のアクセス向上を目指した北後志観光ルート創出事業の研究、協議を共同で進めているところであります。

次に、札幌市との連携や協議につきましては、本市と札幌市は、これまで共同でMICE関連事業を実施してきたほか、意見交換の場を設けるなど、観光についての連携や協議を続けているところであります。そのような中で、北海道新幹線開業に伴う観光客誘致に向けては、今のところ札幌市と事業を行う予定はありませんが、官民間わずあらゆるネットワークを活用し、新幹線効果を小樽にも波及させることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線の札幌延伸時も見据えた観光客誘致、小樽市民への認知度の向上につきましては、観光客誘致では、東京都内や仙台市内の旅行会社へのPR、JR仙台駅での街頭キャンペーンなどを実施しており、市民への認知度の向上においては、小樽駅前第2ビルでの北海道新幹線PRパネル展の開催や、子供たちへの北海道新幹線PR講座、おたる潮まつりでのPRなど、普及啓発活動を実施してきたところであります。観光客誘致とともに市民の新幹線に関する認知度を高めることの重要性は十分認識をしておりますので、今後も取組を継続してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の構成メンバー、今後のスケジュール及び内容につきましては、構成メンバーは営業主体であるJR北海道のほか、北海道中央バスや小樽観光協会などの産業界、行政機関、学識経験者、市民となっており、今後のスケジュールは平成28年度末の計画策定を目指し、今年度3回、来年度3回、策定会議を開催する予定としております。

また、会議の内容は、新駅周辺の整備方針や土地利用計画、駅前広場などの施設整備計画、将来交通量推計、2次交通対策などについて取りまとめを行うこととしております。

次に、小樽商工会議所が北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議に参加をしていない理由と見解につきましては、商工会議所が事務局を務める北海道新幹線建設促進小樽期成会が市に先行して北海道新幹線の有効活用について提言書を取りまとめたことから、計画策定会議ではその経験や知見に基づいた助言をいただくアドバイザーとしての参加をお願いしたところです。しかしながら、商工会議所からはアドバイザーではなく一委員として参加したいとの意向が示され、初会合までの間にアドバイザーとしての参加に御理解が得られなかったものであります。

私といたしましては、計画策定会議においては商工会議所から助言をいただくことで議論がより深まると考えておりますので、引き続きアドバイザーとして協力をしていただくことを含め、協議をしてまいりたいと考えております。

（「何でそんなにこだわるの」と呼ぶ者あり）

次に、市営住宅について御質問がありました。

初めに、市営住宅管理戸数の考え方についてですが、まず、公共賃貸住宅長寿命化計画の進捗状況に

つきましては、若干の施工年度の前後はありますが、建替え、改修及び用途廃止などおおむね計画に沿って進んでいるところであります。

また、計画終了後の入居可能戸数につきましては、現時点ではおおむね2,800戸程度と考えております。

次に、必要とする管理戸数の考え方につきましては、住宅困窮者に住宅を供給するため、人口の動向なども踏まえ、保有する市営住宅の建替え、改修、用途廃止などにより適切な管理戸数を維持すべきと考えているところです。

次に、雇用促進住宅を市営住宅の管理戸数に配慮しているかにつきましては、小樽市住宅マスタープラン策定時には住戸の種別ごとの世帯数などは調査しておりますが、退去等将来的な個々の状況については考慮していないため、雇用促進住宅につきましては市営住宅の管理戸数に配慮した計画にはなっておりません。

次に、本市における人口や世帯数に占める市営住宅の割合につきましては、平成26年3月末で人口1,000人当たりの市営住宅の戸数は26戸、1,000世帯当たりの戸数は51戸となっており、道内主要都市のほぼ平均値となっております。

次に、借上市営住宅についてですが、まず、小樽市住宅マスタープランにおいて既存住宅の借上公営住宅制度導入を進める理由につきましては、まとまった建設用地の確保が難しいまちなかにおいて、主に子育て世帯を対象として、より低廉な家賃で居住できるよう導入するものであります。また、制度導入の課題につきましては、道内では導入されていない制度であることから、公営住宅として借り上げるに当たっての建物要件、設備水準の検討や管理負担範囲の設定などが課題として挙げられます。

次に、民間の既存住宅を借り上げる際の条例に基づく整備、基準につきましては、既存の住宅を借り上げることから新築を想定した整備基準より緩和する方向で検討しておりますが、新耐震基準に適合することや入居者の家族構成を考慮した面積要件などを設定したいと考えているところです。

次に、制度を進める地域や借り上げ戸数、期間や単位などの考え方につきましては、現在、検討中ではありますが、借り上げる住宅の所有者や入居希望者に対して、公平で活用しやすい制度とすべく制度設計に取り組んでいるところです。

また、制度導入の時期については、今年度中に基本的な方針を定め、平成28年度に制度の詳細の決定、市営住宅条例の改正などを予定しており、できるだけ早く制度の導入ができるよう作業を進めているところであります。

次に、既存住宅と新築住宅を借り上げた場合のメリットとデメリットにつきましては、まず、両者に共通するものとしてメリットは土地取得費と建設に係る初期投資が不要であることが挙げられ、デメリットは借り上げ期間終了時に入居者が退去しなければならないことなどが挙げられます。

また、新築住宅の場合は、整備基準に基づいてバリアフリー化が図られるメリットがある反面、家賃が高額となり入居者及び市の負担が大きくなることが挙げられます。既存住宅の場合は、空き家を有効活用できるとともに入居者及び市の負担が低額となると考えております。

次に、市営住宅への自動販売機設置についてですが、現在まで入居者及び自治会等からの設置要望は寄せられておりませんが、今後、設置についての要望等がありましたら、建物の状況等も考慮し、検討してまいりたいと考えております。

次に、認知症対策について御質問がありました。

初めに、第6期介護保険事業計画についてですが、まず、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置に向けた現状と進め方につきましては、現在、チームを構成する専門職の職種や

人数、また、認知症地域支援推進員の配置場所などについて各地域包括支援センターとの協議を進めているほか、チームの設置に不可欠である認知症サポート医への協力の打診などを行っております。これらの準備を進め、協議が調いましたら、要綱等を定め、設置していくことになります。計画では平成30年度としておりますが、できるだけ早期の実施を目指してまいります。

次に、認知症の人や家族を支える社会支援の整備の第6期計画への反映につきましては、計画では認知症施策の推進として、先ほど申し上げました認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置のほか、認知症ケアパスの作成や認知症高齢者見守り事業として認知症サポーターの養成、認知症の人を支える家族の会など関係団体との連携、認知症カフェ開設の検討などを位置づけたところがあります。

次に、徘徊模擬訓練についてですが、模擬訓練の効果につきましては、既に取り組んだ市に聞いたところ、認知症の方の発見までの時間が目に見えて早まったわけではありませんが、認知症への理解が深まるきっかけづくりとしては効果があったと言われております。しかし、現時点において導入している道内の自治体は18自治体と、ごく一部でありますので、導入の課題などについて整理をしていくことが必要と考えております。

次に、認知症サポーターについてですが、まず、認知症サポーターが支援者として活動するための取組につきましては、現状では具体的な協議までには至っておらず、サポーターの活動は見守りの域を出ていませんが、今後、第6期計画に位置づけた認知症施策を実施していくこととあわせ、必要な取組について話し合い、さらには具体的な協議に進んでいきたいと考えております。

次に、認知症カフェの設置が進んでいない理由につきましては、市内では一部の社会福祉法人が不定期で独自に開設をしている実績がありますが、ほかに開設する団体などが存在しないのが実態であると思われまます。開設の手法などもあまり知られていないとも考えられ、情報発信に努めるとともに、第6期計画に位置づけている認知症カフェ開設の検討を進めていきたいと考えております。

次に、認知症カフェの効果につきましては、認知症の人にとってはみずから活動し、楽しめる場所であり、家族にとってはわかり合える人と出会える場所、また、地域住民にとっても住民同士の交流の場や認知症に対する理解を深める場となることなどが挙げられると認識しております。

次に、認知症簡易チェックシステムの導入についてですが、全国で多くの自治体が導入し、その効果もあることから、こうした情報提供は重要であると考えております。一方、このシステムは民間企業が運営しており、導入するためには、ある程度の経費が発生いたします。今後、本市のホームページ上でシステムの導入について、費用負担も含めて研究をしてみたいと考えております。

次に、産後ケアについて御質問がありました。

初めに、産婦人科医の確保と今後の見通しにつきましては、医師不足により大変厳しい状況にあることから思うように進まない状況となっており、現時点では分娩再開の見通しは立っておりませんが、現在、小樽市周産期医療懇談会の会長として病院局長が医育大学などと協議を行っておりますので、その状況を踏まえて今後の対応について検討してまいります。

次に、産後鬱の実態と対策についてですが、まず、産後鬱の実態につきましては、保健師などによる産後28日までに実施している産婦訪問の中では該当がありませんでした。

また、産後間もない赤ちゃんの虐待ケースにつきましては、訪問においても該当がないことを確認しており、報告もありませんでした。

さらに、産後鬱対策についてですが、保健師などによる産婦訪問において、母親の心身の健康状態について確認し、必要な方には医療機関とも連携の下、継続支援をしております。

次に、出産直後から生後1か月までにおける支援につきましては、保健師などによる産婦訪問が行われており、出産後からの継続した支援が行われているものと考えております。

次に、産後ケア入院、いわゆる宿泊型産後ケア事業や産後ヘルパー制度の検討につきましては、現在、本市においては保健師などによる産婦訪問を行っております。また、継続支援が必要な方については、医療機関などとも連携をとりながら支援をしております。宿泊型産後ケア事業や産後ヘルパーは産後ケアの一つの方法であると聞いておりますが、本市といたしましては、当面、現在の母子保健事業の中で産婦への支援に取り組んでまいります。

次に、助産師の活用についてですが、助産師外来の開設やそれに対する助成、活用等につきましては、助産師外来は医療機関の判断によって開設されるものですが、今後、助産師外来開設の話がありましたら可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、「小樽版ネウボラ」の推進についてですが、本市での産前産後のケアにつきましては、まず保健師などによるハイリスク妊婦への訪問、母親教室、産婦訪問や生後28日までの新生児訪問など産前産後を通して行っております。

また、これらの事業を通じて継続支援が必要な方については、医療機関などとも連携をとりながら支援をしております。今後もこれらの支援を継続し、妊婦期から切れ目のないよう母子保健事業に取り組んでまいります。

あわせて、ネウボラについては、内容や他都市の取組などについて情報収集をしてまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸) それでは再質問を二、三点させていただきたいと思います。

初めに、新幹線開業についての中で、小樽商工会議所、市長からも商工会議所の知見をアドバイザーとして助言をお願いしたいというお話があったのですけれども、いろいろな計画ですとか制度の構築に当たって、私は最も必要なのは、それまでに行われる期間のいろいろな議論や意見調整、そういう場が非常に大切なのではないかと考えています。

この商工会議所が北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画策定会議の正式メンバーとして入っていないことは本当に、確かに先行して提言書を取りまとめているということですが、それだけではなく、本当にその議論の場に入っていて、どういう議論があったのかも踏まえているいろいろなもんでいただきたいと思しますので、商工会議所をアドバイザーとしてではなくて、やはり正式メンバーとしてぜひこの計画の策定会議に入れていただきたいと思しますので、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それと、市営住宅の自動販売機の設置なのですが、入居者や自治会等から要望が上がってきていなかったというお話なのですが、いろいろな市営住宅を訪問しますと、玄関先や玄関ポーチが暗かったりですとか、あと、今新しいところはコミュニティができるような椅子が置いている場所とかもあるのです。そういうところにこういう自動販売機があるといいなという声はあります。

ここ数年は、熱中症の問題もありまして、近くに店がない高齢者などは水だけで過ごしている場合があります。そういう対策にも一役買うのではないかとこの先ほど言った財源対策にも寄与するのではないかとこのことがありますので、要望があってからというよりはこちらから問いかけもぜひしていただきたいと思しますので、その辺についても御答弁いただきたいと思います。

それと、助産師外来の開設はどうですかということでお伺いさせていただいたのですが、これについ

ては、市長の御答弁にあったとおり、医療機関の判断であるのはもともとだと思っています。ただ、市長公約の中で安定した周産期医療に向けて産科医の働きやすい環境の整備ということでうたわれておりまして、私もこの助産師のスキルの高さを改めていろいろ勉強させてもらって、非常に高いということを変更して認識しました。産後ケアとしても結びつくのですけれども、今、安心して産める施設が1か所に限られていて、どうしても市外で産む機会が多いものですから、こういう助産師外来を持つことによって医師の負担軽減も若干できる、また、本当に医師とまた違った立場でいろいろな妊産婦に対するケア、助言等できるという立場があるので、そういうのはどうなのだろうかという問いかけもぜひしていただきたいと思いますので、この辺についてももう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外に関しましては各担当部長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

私からは、新幹線の計画で商工会議所の方々に委員の構成の中に入れていただくべきだというお話だったかと思います。先ほども答弁させていただきましたが、私はこのように先行して取り組んでいただいておりますので、そのような内容を委員の方々にアドバイスいただく、それに伴い委員における議論の活性化に結びつけていただければということで打診させていただきました。

私自身の思いとしてはそのような思いを持って今まで取り組んできたものですから、その思いそのものは持ち続けてはいるのですけれども、私自身のその思いを含めて先ほどお話しさせていただきました。その思いと、今、千葉議員から御指摘のあったこと、それらも含めて、もう一度商工会議所の方々とは意見調整させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

市営住宅への自動販売機の設置ということでございます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、自治会の方からは今のところ要望と申しますか、そういったものは聞いていないところでございますけれども、今、御指摘がありましたとおり、付近にコンビニがないですとか、そういったところもあると思いますので、要望についてはこちらから、どういった形になるかは別としまして、問いかけはしてみたいというふうを考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 私からは助産師外来の件でございますが、今回は周産期との関係での御質問ですけれども、何はともあれ、小樽協会病院での分娩の再開があってこそその助産師外来でもあろうかと思っております。今はまず分娩再開に向けた医師確保への取組を優先に行っておりますけれども、小樽協会病院での助産師外来ということでありましたら、これからもまた病院といろいろと話をしていく中で、こういったことについても話題として出してまいりたいというふうを考えております。

○議長（横田久俊） 千葉議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

〇22番（新谷とし議員） 初めに、介護保険について質問します。

4月から介護報酬マイナス2.27パーセントの改定が行われました。これには1.65パーセントの介護職員処遇改善加算が含まれており、実質の下げ幅はさらに大きいと見られます。

日本共産党小樽市議会議員団は、今年3月、市内の介護事業所を訪問し、介護報酬引下げの影響を聞き取りました。伺った声は「介護報酬2.27パーセント引下げであるが、実際は1割ぐらい引下げになる」「介護職員への加算はあっても事務職員、相談員などへの加算はない」「デイサービスセンターは定員10人だが、病気をしたり入院したりで定員に満たない。介護職員の報酬加算といっても介護報酬が下げられれば実際に経営の面が心配だ」「倒産するところも出てくるのではないか」「重度看護加算は縛りが厳しく、職員がいなくて加算が取れない」「処遇改善加算を取るために仕事を兼務している」などなどです。

東京商工リサーチの調査で介護事業所の倒産は全国で今年1月から10月まで62件に達していますが、小樽市では倒産や廃業はありますか。

また、介護報酬のマイナス改定で、介護給付費は報酬改定前と比べ、どう変化しているのかお知らせください。

介護報酬引下げは事業所の経営を圧迫し、職員の処遇後退、離職につながり、慢性的な人手不足になっています。とりわけ厳しいのは小規模事業所です。実際に小規模事業所の介護報酬がどの程度引き下げられたのか、主な事業別にお知らせください。

安倍政権は一億総活躍社会をうたい、柱となる新3本の矢の一つに介護離職ゼロを挙げています。それであるなら、直ちに介護報酬をもとに戻し引き上げ、利用者負担増にはね返らないようにすべきです。市長は介護現場に現れている切実な声を受け止め、介護報酬の引上げを国に要望していただきたいと思いますが、見解を伺います。

利用料2割負担の影響についてです。

8月から被保険者の合計所得金額160万円以上、2人世帯以上で346万円以上の場合、介護サービスが2割負担になりました。2割負担の被保険者は国の見込みでは施設で5万人、在宅で60万人に上りますが、小樽市では何人になりますか。負担増により訪問看護サービスを週2回から週1回に減らしたという例を聞いていますが、実態を把握していますか。所得が多ければ介護保険料、医療保険料も高く、70歳から74歳は医療費も2割負担、後期高齢者は現役並み収入であれば利用費3割負担と負担が大きくなるため、介護サービス利用を抑制せざるを得なくなります。こうなっては安心して受けられるはずの介護保険制度の趣旨とかけ離れたものになってしまいます。2割負担をやめて1割負担に戻すべきです。この点についても国に要望していただきたいと考えますが、いかがですか。

総合事業計画についてです。

2018年度から要支援1、2の訪問介護、通所介護事業は小樽市が実施主体となります。2014年度末の要支援1、2の各在宅サービス利用割合をお知らせください。要支援のサービスはボランティアやNPOをお願いするというのが国の方針ですが、サービスを提供できるボランティアを確保できるのでしょうか。介護は原則サービスの質が落ちないよう専門知識を持つ介護士が行うべきです。今後も増える見込みの要支援者をボランティアやNPOで賄いきれるとお考えですか。要介護度が軽度と判定された人は大半が疾病を持っているため、専門的な知識を持った介護士であればサービスだけではなく身体の状況把握もできることから、これまでどおり介護事業所をお願いするのが適切ではないでしょうか。

介護予防についてです。

高齢者が病気や介護にかからないようにするためにも介護予防が大切です。小樽市は2011年度から介

護予防サポーターを養成し、2012年度から地域版介護予防教室を開設しています。その効果をどのように検証していますか。

また、今後の教室増設計画についてもお知らせください。

要介護度別サービス提供の周知についてです。

介護サービスを受ける場合に本人や家族からどのようなサービスを受けられるのかわからないという声を聞きます。要介護度別のサービス内容を介護認定を通知するときわかりやすく書いてお知らせするのがよいと考えますが、いかがですか。

次に、簡易水道についてお聞きします。

9月4日に開かれた石狩西部広域水道企業団議会で報告された2年間の決算状況は、2013年度、2014年度ともに収支が好転し、2014年度までの内部留保資金の規模は経営計画で予定していた12億1,700万円に対し、14億5,200万円と2億3,500万円好転しています。経営計画では計画期間を2013年度から2024年度としています。収支の実績を踏まえ、適切な時期に見直しについて検討を行うことになっていること、その具体的な時期については構成団体と4年をめぐり見直しをすることになっていて、今年度から見直し検討に入ると企業長の答弁です。この議会で石狩市の日本共産党蜂谷議員が料金下げを質問したところ、「さまざまな分野を見直す中で、料金についても今の単価が適切であるかどうかも含めて構成団体と協議をしていきたい」と答弁されています。

小樽市は、簡易水道事業特別会計の赤字で一般会計の大きな負担となっています。2013年度から2015年度まで一般会計からの繰入れの総額は幾らか、年度ごとにお知らせください。

経営計画見直しは2017年度ですが、今の単価も適切かどうか協議を行うということですから、11月19日に日本共産党の小樽市、石狩市と当別町の議員団で供給単価下げを企業長に要請してきました。小樽市の財政負担を軽減するために、協議に当たっては単価下げを強く要望していただきたいですが、いかがですか。

今年度は北海道に対する地下水利用組合との話し合い、市の赤字部分への財政負担の要望は進展しているのか伺います。また、地下水揚水計画の実施期間は2012年度で既に過ぎていますが、北海道はこの点に関してどのような判断をしているのでしょうか。

次に、JR駅舎のバリアフリー化についてお聞きします。

8月19日に、JR北海道、北海道運輸局、小樽市による小樽市生活交通改善計画策定協議会が開催され、銭函駅を優先的に駅舎のバリアフリー化を進める方針を決定したということで、銭函駅にエレベーター設置をと署名運動を行い、市議会やJR北海道に陳情を提出するなど頑張ってきた住民や町会の方々は、長年の要望がやっとかなうと大変喜んでいました。

銭函駅のバリアフリー化はエレベーター2基、多目的トイレ、駅舎の出入口にスロープ設置を計画しているということですが、この間、菊地葉子道議が国土交通省への要請で予算確保の確認をしております。今後の協議会開催は1月中旬の予定で、そこで事業計画が示されるということですが、事業の申請と工事着工の時期の見通し、小樽市の負担額の見込みをお知らせください。

また、地元住民の声を聞いて進めてほしいとの意見がありますが、国土交通省のバリアフリー新法の支援制度の補助の要件の中で、「計画の策定に際しては、補助事業の内容について「あらかじめ鉄道利用者等の意見を反映」させるため、協議会がアンケート、ヒアリング、パブリックコメント等により意見を募集することが必要です」としています。これまで意見募集はなかったようですが、今後いつの時点で意見募集を実施するのですか。

さらに、協議会については「鉄道利用者等を参加させることも可」としています。協議会を発足させ

るとき、この点は検討しなかったのでしょうか。

南小樽駅のバリアフリー化についてです。

南小樽駅利用は1日3,000人以上ですが、小樽市立病院に通院する列車に頼らざるを得ない後志や銭函、塩谷方面の人たちは階段の昇降が大変です。この理由で、札幌の病院に通院している銭函などの住民は少なくありません。小樽市立病院にJRを使って通院している患者は外来満足度調査で一月約5パーセントですが、新病院開業を期待していた市民が階段の昇降がきつくて通院を諦めることがあってはなりません。協議会での話し合いの中で、小樽市立病院の位置づけはどの程度の比重を占めるのでしょうか。

日本共産党小樽市議会議員団も11月17日、JR北海道に銭函・南小樽駅舎のバリアフリー化を要請してきましたが、JR北海道は財政難を強調していました。2020年度までに南小樽駅のバリアフリー化が実施されるのか、市民の不安の声があります。2020年度までの整備に向けた計画案は練られているのでしょうか。

また、協議会には鉄道利用者を参加させるべきですが、いかがですか。

次に、未婚ひとり親の寡婦控除のみなし適用について伺います。

公営住宅法施行令の改正により、公営住宅の入居時や家賃の算定で婚姻歴のない母や父に対しても寡婦控除の対象とすることが閣議決定され、来年10月1日から施行すると聞いています。

那覇市在住の未婚母子家庭の女性が収入基準を超えたとして県営住宅の明渡しを迫られ、民間住宅に転居せざるを得ず、この女性の人権救済の申立てを受けた日本弁護士連合会が2013年、未婚のひとり親に寡婦控除を適用するよう関係機関に要望書を提出したことがきっかけとなり、これ以降、公営住宅家賃算定に寡婦控除のみなし適用する自治体が広がり、国土交通省によると全国75自治体で実施しています。これまで小樽市は検討したことはあるのでしょうか。

また、来年10月の施行予定を待たず、前倒して適用する考えはありませんか。

保育料に対してのみなし適用は、札幌市、苫小牧市、千歳市、恵庭市、石狩市、室蘭市など既に全道28の自治体に広がっています。根本的には所得税法などを一刻も早く改正して未婚のひとり親家庭が不利益を受けないようにすることですが、小樽市でも他市同様にぜひ保育料に適用して支援していただきたいですが、いかがですか。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 新谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、介護保険について御質問がありました。

まず、今年1月から10月までの市内の介護事業所の倒産や廃業件数につきましては、北海道からの通知により、2件の通所介護事業所の廃止を把握しておりますが、その理由は承知しておりません。

次に、介護給付費の変化につきましては、介護報酬改定のあった今年4月から実績の公表されている6月までの給付費の実績と平成26年度の同月の実績を比較しますと、4月の給付費は約2,630万円減少しましたが、5月は約320万円、6月は約1,640万円増加しています。同様に、給付件数を比較しますと3か月とも増加しておりますが、給付費を給付件数で割り返した1件当たりの給付費を見ますと、3か月とも前年より減少となっております。

次に、小規模事業所の介護報酬の改定状況につきましては、各事業所が実際に受ける介護報酬は事業所ごとに各種加算の状況が異なることや、要介護度やサービス提供時間などにより細分化をされ、単純に比較はできません。一定の条件で基本報酬のみの改定率を見ますと、訪問介護で20分未満の生活援助の場合はマイナス4.2パーセントとなり、要介護3の方の小規模型通所介護で7時間以上9時間未満利用の区分ではマイナス9.2パーセント、同じく要介護3で小規模多機能型居宅介護利用の場合、最大マイナス15.2パーセント、通所介護で要支援1の場合はマイナス22.1パーセントなどとなっております。

次に、介護報酬の引上げを国に要望することにつきましては、今年11月に全国市長会の重点提言として「介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと」と要望しており、今後とも引き続き全国市長会などを通じ要望してまいりたいと考えております。

次に、自己負担が2割となった人数につきましては、平成27年8月末の状況で申し上げますと、要介護又は要支援の認定を受けている1万796人のうち616人、約5.7パーセントであり、さらにこのうち44人が施設入所となっております。

次に、負担増によるサービス利用の実態につきましては、地域包括支援センターなどからの聞き取りによりますと、2割負担となった方の一部でサービス利用を減らした方もいるとのことですが、人数など詳細は把握しておりません。

次に、2割負担をやめるよう国に要望することにつきましては、この制度改革は、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とするもので、必要でやむを得ないものと考えておりますが、被保険者の保険料が過大にならないよう国費負担割合を引き上げることや、低所得者対策などについては、引き続き全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

次に、平成26年度末の要支援1、2の在宅サービスの利用割合につきましては、27年3月の利用実績の主なサービス利用割合は要支援1では延べ利用件数1,627件のうち、介護予防支援が709件、約43.6パーセント、通所介護が439件、約27.0パーセント、訪問介護が321件、約19.7パーセントであり、要支援2では延べ利用件数1,996件で、介護予防支援が804件、約40.3パーセント、通所介護が447件、約22.4パーセント、訪問介護が445件、約22.3パーセントとなっております。

次に、総合事業につきましては、要支援に対する予防給付のうち訪問介護と通所介護について市町村が実施する地域支援事業に移行することとなり、国の指針ではNPOやボランティアなど多様な担い手による多様なサービスの提供が示されておりますが、本市における現状では多様な担い手の確保が当面は難しいものと考えており、まずは既存の事業所にサービス提供を担っていただきたいと考えております。

次に、地域版介護予防教室の効果につきましては、平成24年度に5教室で開始し、26年度末で12教室、今年11月末では15教室まで増設となっており、28年度にはさらに4教室の新設を予定しております。介護予防教室の取組効果の定量的な検証は行っておりませんが、介護予防サポーターの養成も進み、教室が増えている状況を見ますと、市民の皆様の介護予防に対する関心の高さがうかがわれます。

また、教室参加者のアンケート調査では、教室が楽しい、友人ができた、体を動かすようになったと

いった回答が多く、転倒しづらくなったなどの回答もあることから、一定の効果があるものと考えております。

また、教室の増設計画につきましては、今後も介護予防サポーターの養成を継続し、平成32年度を目途に30教室程度まで増設をしていきたいと考えております。

次に、サービス内容をわかりやすくすべきとのことですが、新規に介護認定を受けられた方に対して、これまでは認定通知書のほか被保険者証、負担割合証に加え、サービス利用をするための説明文書やサービス事業者名簿などを一括して送付をしておりました。議員の御指摘のとおり、利用できるサービスの内容や利用までの手順などについてわかりにくい面もあったと考えておりますので、わかりやすいお知らせとなるよう改善してまいりたいと考えております。

次に、簡易水道について御質問がありました。

まず、一般会計から簡易水道事業特別会計への繰入金につきましては、平成25年度、26年度は決算額でそれぞれ9,447万6,000円、9,239万2,000円、平成27年度は当初予算で9,958万2,000円を計上しており、3年間の総額は2億8,645万円を見込んでおります。

次に、供給単価につきましては、石狩西部広域水道企業団と構成団体において、供給単価を含めた経営計画の見直しについて協議を開始しているところであります。私としても、一般会計からの繰入金の抑制を図りたいと考えておりますので、引き続き単価の引下げについて要望してまいります。

次に、今年度の北海道に対する要望につきましては、昨年度に引き続き今年8月に道の担当者と面談し、本市から地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策を実現すること、簡易水道へ転換されないことによる利用収入の不足分について本市への補填などの対策を講じることにについて主張いたしました。道からは「個別自治体への財政支援は難しい」「組合企業に対し簡易水道への切替を継続して要請する」「当該地域への企業誘致を積極的に行っていく」との回答を受けておりますが、実情としては進展していない状況にあります。

次に、北海道が策定した地下水揚水計画につきましては、当別ダムからの揚水を供給するまでの暫定的な計画であることから、平成24年のダムの完成に伴い、25年からは策定していない状況であります。このため、北海道は、本市の簡易水道において、収支不足が発生している事態を勘案して地域企業の使用水量を増やしていくことが問題解決の手段と判断しており、地下水利用組合企業に対する簡易水道への切替え要請のほか、新たな企業を当該地域へ誘致するための企業訪問などを行っているところであります。

次に、JR駅舎のバリアフリー化について御質問がありました。

まず、銭函駅のバリアフリー化事業計画の見直し等につきましては、JR北海道がこの計画案の詳細を策定中であり、また、現段階において国の予算の内示を受けておりませんが、仮に平成28年度に事業着手が可能になった場合ということで話をさせていただきますと、現時点では事業の申請は28年4月ごろ、工事着工は同年6月ごろで本市の負担額は整備事業費の3分の1の8,000万円程度を見込んでおります。

次に、銭函駅バリアフリー整備の意見募集につきましては、来年1月ごろに開催を予定している第2回協議会において、JR北海道から事業計画案が示されることになっておりますので、この計画案の内容を確認した後、速やかに本市から地元町会の代表などに対してこの計画概要の説明を予定しているところであります。また、JR北海道でも銭函駅構内において整備に関する意見募集のチラシを掲示する予定とのことでもあります。

次に、協議会への鉄道利用者等の参加につきましては、銭函駅施設の構造や駅周辺の地形条件により

バリアフリー化の整備手法が主に駅構内に限定されること、札幌市の先進事例において鉄道利用者等の協議会参加がなかったことなどを勘案して検討した結果、今回は見送ったところであります。

次に、南小樽駅に関する協議会での小樽市立病院の位置づけにつきましては、同病院は南小樽駅のバリアフリー化に伴い、駅からの歩行移動の円滑化を図るべき周辺施設のうち最も重要な施設の一つと認識しており、協議会の話合いの中でも同様の位置づけとなるものと考えております。

次に、南小樽駅のバリアフリー化に向けた計画案につきましては、協議会としては平成32年度までの整備を目指し、現在検討中の銭函駅に続き、南小樽駅の事業計画案についても話し合っていくこととしております。

次に、協議会への鉄道利用者の参加につきましては、南小樽駅周辺には小樽市立病院をはじめ、高齢者などの利用が多い施設が複数あることから、事業計画案への鉄道利用者意見の反映は必要でありますので、今後、協議会の中で参加方法等について話し合ってもらいたいと考えております。

次に、未婚ひとり親世帯の寡婦控除のみなし適用について御質問がありました。

まず、寡婦控除につきましては、現在の国の制度に基づいて適用をしており、今回ののみなし適用について市として検討したことはありません。

また、施行時期につきましては、法の施行に合わせて実施したいと考えております。

次に、保育料に対するのみなし適用につきましては、今後の予算編成過程の中で検討してもらいたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、新谷とし議員。

○22番(新谷とし議員) 再質問をいたします。

介護保険についてです。残念ながら事業所の倒産・廃業が2件ありましたけれども、理由はわからないということです。これについて、ぜひ調べていただきたいと思います。

それから、2割負担はやむを得ないという答弁がありました。しかし、これについても、もっと利用者の声を聞いていただきたいと思うのです。やはり、私たちが聞き取ったところによりますとサービスをやめたという人が出てきているわけですから、もっとサービス利用者の声を聞いていただきたいと思います。

それから簡易水道です。

事実上進展していないということですが、3年間で2億8,645万円を超える一般会計からの繰入れは本当に市にとって大きな負担です。2011年、地下水利用組合が中松前市長宛てに、上水道料金が格段に高くてこの料金では事業用水として使用できない、組合企業の経営に重大な影響を与える、場合によってはこの地での操業を断念せざるを得ない、上水道料金改定を機会に大量に使っている使用料の低減を図っていただきたいということで、要望書を市長に持ってきております。しかし、その後、前市長はみずから出向き利用をお願いしたり相談に乗っているということはなかったと思います。

私たちは、そのとき、地下水利用組合に出向いて話を聞きました。1立方メートル130円だったら払えると聞いておりましたけれども、小樽市はそれを断ってきたのではないのでしょうか。この地下水利用組合が簡水に切り替えたとしたら、使用水量は2014年度で簡水全体の70パーセントと大変大きな比重を占めるわけです。ここが使用してくれたら一般会計からの繰入れは縮小するのですから、ぜひ小樽市として改めて直接話し合ってみるということをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、地下水揚水計画ですね、期限が切れているということで引き続き話しているということで

すけれども、実際には進展していない。小貫議員が第3回定例会で聞いたように、塩水化など環境への影響もあるわけです。そういったことも踏まえて引き続き北海道には頑張っていたいただきたいのですけれども、北海道が責任から逃げているという感じがしてなりません。この簡水の事業をやる計画で、この過程で北海道が主導でやってきたわけです。これは私たちが何回も言っております。その過程についても詳しく本会議で言ったりしております。そういうことで北海道が主導してやってきたわけですから、北海道に財政負担を求めるといことは強く言ってもいいと思うので、この点についても再度答弁をお願いします。

それと企業誘致をもう考えている、しているということですが、北海道もこれに協力しているのですか。これについてお聞きしたいと思います。

それから、銭函駅のバリアフリー化、これはもう本当に地元の方々が大変喜んでおります。ぜひ4月に申請して計画どおり進めていただきたいと、このように思っております。

それから、南小樽駅のバリアフリー化は2020年までにということなので、もちろん財政負担もありますから、そう簡単に銭函が終わってすぐにはならないかもしれませんが、本当に今聞いたとおり、小樽市立病院の位置づけも大きいです。それから、小樽協会病院もあります。いろいろな施設があるということで大変重要な駅なわけですから、なるべく早く進めるように頑張っていたいただきたいと思います。

それから、未婚ひとり親の寡婦控除のみなし適用についてですけれども、これは2014年第3回定例会で千葉議員が質問し、その後、林下議員も質問をしております。また、このときの定例会では、意見書も全会一致で可決をしております。つまり、これは議会意思であるわけです。この意見書というのは市長を法的に拘束するものではありませんけれども、検討ぐらいはしていただけなかったのかなと、本当に残念だと思っております。

住宅については、国の施行によりということなので、なぜ前倒しできないのか、その辺が明解でありませぬので、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、保育料に関しては新年度予算に向けて予算編成の中で検討していきたいということで、本当によかったと思いますが、ぜひ4月から実施できるように市長の決断をお願いしたいと思います。本当にこの婚姻されていない方の不利益というのはいろいろなところがありまして、日弁連などでも、こういう憲法第14条あるいは子どもの権利条約に違反することだとして、関係各省に要望も出しております。そういうことで、各市では千歳市が、2013年第4回定例会で質問があつて、早速2014年4月から実施をしております。それから、苫小牧市では、非婚のひとり親の申出があつて2014年4月から実施し、周知に努めているということです。ですから、予算編成の中でとおっしゃいましたけれども、ぜひ来年4月から始めるよう子育て応援の市長の決断をお願いいたします。いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外に関しましては、各部長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは、簡易水道に伴う御質問が幾つかあったかと思ひます。

まず、地下水利用組合に所属されている企業に対して直接指導していくべきではないかというお話だったかと思ひます。本来、北海道が責任ある立場だというのは、議員の御指摘のとおりであります。その責務を果たす必要性から、本来はこれからも北海道が主体的にやっていくべきだと考えております。

れども、その中で現時点では、先ほど答弁させていただきましたが、直接企業に行く予定をしておりませんが、しかしながら、お話がありましたように、長きにわたって抱えている本市としての大きな課題の一つであることは事実でございます。今後においてこれが解決できるように、さまざまな視点から検討していかなければならないというふうに思っておりますので、そのような形で私の決意表明と受け止めていただければと思います。これが1点でございます。

もう一点は、財政負担を北海道に対して強く要望していくべきだというお話だったかと思えます。これについては、今までも強く要望し続けてきているところでもありますけれども、残念ながらそのような形になってきておりません。先ほど答弁させていただいたように、北海道からは個別の自治体への財政支援は難しい、そして、その中でその企業に対しての要望を継続していくというお話とともに、当該地域への企業誘致を積極的に行っていくという言葉も北海道からいただいているところでございます。企業誘致も含めて北海道と情報交換をしながら、この取組が解決に結びつくように私も積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

2件ありました。一つは廃業した2件の事業所の廃業理由を調べるべきではないかということでございますが、既に廃業しておりますので大変難しいとは思いますが、どんな方法があるかは調べてみたいと思います。

それから、2割負担の利用者の声を聞いてほしいということでございますが、現在のところ直接市に利用者からの声は来ておりません。それで、事業所などに間接的に聞くしかないのかと思いますが、この負担割合については先ほど市長も答弁しておりましたが、一自治体がどうこうできる問題でございません。社会保障費を誰がどういう割合で負担するかということでございますので、これは引き続き全国市長会などを通じて都市の実情などを訴えていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

1点目、南小樽駅のバリアフリー化についてでございます。JR北海道も財政がなかなか厳しいという中で頑張れということで御指摘いただいたところでございますけれども、先ほど答弁にもありましたとおり、まずは銭函駅のバリアフリー化ということで、現在、協議会の中で協議を進めているところでございまして、その次に、それが終わりましたから南小樽駅に入るということで協議は調っておりますので、財政状況はあるかと思えますけれども、私どもは期限内の実施といいますか、完成を目指すような形で協議を進めてまいるということで理解しているところでございます。

それから、公営住宅への入居の関係の寡婦控除の適用についてでございますけれども、この話につきましては既に閣議決定されまして、平成28年10月1日から実は実施されるということが決定しておりますので、その中で私ども市営住宅の入居料等の制度につきましては、国の制度に準拠しているということでこれまで取り扱っているところでございますので、国の制度実施に合わせまして施行したいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは、保育料へのみなし適用についてでございます。

今回は4月から適用すべきということでございますけれども、子ども・子育て支援新制度になりまして保育料の改定時期が4月から変わっておりますので、予算編成過程の中でそうした導入時期も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 簡水のところで、企業誘致に北海道もきちんと協力しているのかという新谷議員からの質問でしたが。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 失礼いたしました。新谷議員の再質問にお答えいたします。

道は、小樽市の企業誘致の手助けをきちんとしているのかということでございますけれども、道といえども小樽に特化してということには必ずしもならないのかもしれませんが、小樽はまだ操業率が28.5パーセントだということで、逆に言うと企業の誘致が進む可能性というのは大いに残っているということもありまして、企業への利用促進の要請、それから道内外の企業への誘致に向けたPR活動などを行っているという、そういった返答を受けてございます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 再々質問いたします。

簡水ですけれども、個別自治体への財政負担は難しいと北海道は言っているといえます。しかし、これは普通の案件ではないです。これは、石狩湾新港の開発、それから背後地の開発ということで北海道の主導で朝里ダムの水を使わないで、わざわざ当別ダムの水を使うということでやってきたわけです。そして、その間の負担は石狩開発が持つから小樽市は負担しなくていいということでやってきましたけれども、石狩開発が破綻して小樽市の負担になってしまった。そういうことですから、この問題は一般的な個別の自治体への財政負担とはならないのです。ですから、そのことを改めて北海道にきちんとわかしてもらい、これが大事だと思うのです。だから、小樽市の大きなそういう姿勢を見せてほしいと思います。

それから、市長は、先ほど地下水利用組合へのお話、会って改めて話し合いをしてみたらいいかがですかということをおっしゃったのですけれども、指導ということではなくて、2011年からもう大分たっていますから、どうなのでしょうかと、そういうことでまず会ってみるということも必要ではないのかと、いきなり指導ではなくて状況を聞いてみると、そういうことが大事ではないかと思えます。

それから、未婚ひとり親の保育料です。私はこれについて、市長の決断をお願いしますと言って、市長にぜひ実施していただきたいということをお願いしたわけですが、来年4月の導入時に向けて検討するというので、いまいち積極性が見られません。本当にこの保育料については、先ほども言っていますように、各自治体で去年あたりからもうぐっと適用が広がって、本当に不利益を受けないように、そういうことで特に子供たちが本当に困った思いをしないように進めているわけですから、これはぜひ実施をすると、そういうことで私は市長の決断をお願いしたのですけれども、いかがでしょうか。

（「全会派の意見だ」と呼ぶ者あり）

そうです、全会派の意思なのです。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、簡易水道のことについてでありますけれども、今、新谷議員からもお話があったその経緯については、私自身も把握をしているところでございまして、そのことも含めて今までも強い要望をさせていただいているところでございますけれども、先ほど答弁させていただいたように、それについては残念ながら進捗している状況ではありません。しかしながら、この抱えている問題はやはり大きい問題だと、特に一般財源を大きく支出しているという事実もありますので、先ほど指導という表現をしたとおっしゃったのですけれども、私さまざまな視点をという話をさせてもらって、さまざまな視点から検討させていただきたいという話をさせていただきました。いろいろな視点から、その解決方法をどこに導けるのかということも内部でもこれからもしっかり検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それが1点です。

もう一点、保育料に対するみなし適用についてかと思います。

今までの議会議論の中でもそれについての御指摘があったということは私自身も受け止めておりますし、また今、新谷議員からも強い思いをお聞きしたところでございます。そのような議会の皆様の意思も受け止めながら、私自身も来春に向けて前向きな検討ができるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横田久俊） 新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時05分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢について伺います。

私ども民主党は、第2回定例会で市民の支持を得て当選された森井市長に対しては、民主主義のルールに従い、市長の立場を尊重し、是々非々で議会に臨むことを表明し、同時に市の理事者や議会の意見をよく聞きながら市政の執行に当たってもらいたいとの要望もしたところであります。しかし、市長は、市民は変化を望んでいるとして、残念ながら私どもの意見を聞こうとせず、一方的な判断で議会に提案し、結果的には議会が市長の提案を否決せざるを得ない事態を招いています。この間の市長の政治姿勢を見る限り、市民が望んでいる変化とはずれが生じていることは否めず、市長として真摯に市民に向き合っているとは思えません。地方自治法の定めに従って、理事者や原部の職員は、市長の指示に従って政策の実現に奔走していることと私どもは理解をいたしております。市長は、こうした市民が望んでいる変化とのずれ、職員の苦勞に対してどのように捉えているのか見解をお伺いします。

次に、参与の任用については第2回定例会、第3回定例会ともに市長提案が否決され、各会派からも否決の理由が明確に示されております。しかし、市長は議会の意思を全く無視し、任用を続けております。

さらに、市長の政策アドバイザーであるはずの参与は、市長の重要政策の除雪問題では入札には関与せず、政策の決定にもかかわらず、ただ会議に出席するだけという極めて矛盾したこれまでの説明では到底理解できるものではありません。アドバイザーとしての職務内容にも疑問を持たざるを得ません。

また、これまで地域の除雪懇談会に市長が出席をした前例がないにもかかわらず、あえて市長代理と

して参与を出席させた市長の判断は、当然、理事者にも議会にも市民にも理解されていないばかりか、結果的にただ混乱を拡大させるものであったと判断されます。

また、除雪体制の入札に関しても、市長の突然の方針変更によって入札が不調に終わり、例年であれば降雪期に入る時期まで入札がずれ込み、市民に大変な心配と不安を与えたことについては、市長の判断に重大な誤りがあったことは明確であります。建設常任委員会でも市民に謝罪すべきであるとする意見や、みずからの責任を明らかにするための処分も検討すべきといった意見に一切答えず、責任を役人に押しつけている姿勢は、行政機関のトップとしてあってはならないことであります。

以上の理由から、市長は、これまでの市政運営にけじめをつける意味で、みずからの処分をすべきと思いますが、いかがですか。けじめもつけず、今後もそうした姿勢をとり続ければ、行政は停滞し、活力がどんどん失われていくことを市長は認識すべきと思いますが、所見を伺います。

また、市長就任以来の政策的な課題についてほとんど前進せず、ただ混乱と停滞の連続であったと思います。選挙で公約した政策や喫緊の課題など、進めていかなければならない取組は山積をしており、一日も早くその達成に向けた環境づくりが必要ではないかと考えますが、市長は、この混乱と停滞の原因をどう分析していますか。

次に、国の地方創生と小樽市の総合戦略についてお伺いします。

私も民主党は、首都圏や大都市を除いた多くの地方都市が緊急課題とする人口減少対策については、地方が抱えているそれぞれの自治体で課題に違いがあり、人口減少対策として画一的な地方版総合戦略を押しつけるのではなく、地方経済の立て直しや医療、教育、福祉、社会保障、公共交通などの維持・拡充によって地方で生活できるようインフラを整備することこそ本当の地方創生につながるものであると主張してきました。地方版総合戦略の策定に当たっても、中央省庁の役人の派遣や学者の派遣の受入れを求めることなどには地方の主体性が失われる懸念から疑問を呈してきたところではありますが、政府は地方創生の柱として小樽市にも地方版総合戦略の策定を求めてきました。

10月27日、政府は、先駆性のある事業として、道内では北海道と55市町村に13億円の交付を決定したと発表しました。31市町村の38単独事業と観光などの地域連携事業など9広域連携事業の47事業が採択されていますが、小樽市は、いずれの事業も採択されず、極めて厳しい結果となりました。石破地方創生担当大臣は、相当に絞り込み、趣旨にかなったものを採択したとコメントしておりますが、審査は有識者に委ねられており、市長として今後の戦略はどのように立て直していくべきとお考えなのか所見を伺います。

全自治体を対象とした基礎交付金はあるものの、厳しい財政の小樽市にとって、たとえ数千万円の上積みでも重要な財源になることは明らかであります。市長は、この間たびたび上京し、小樽市の総合戦略に対する理解と協力を求めてきたものと理解していますが、その経過について時系列で明らかにしていただきたいと思います。

また、北後志の中心市として地域連携事業としては、各首長とどのような打合せを行い、どのような企画を立て総合戦略に臨んできたのか明らかにしてください。

地方創生交付金は1,700億円が計上されており、そのうち236億円がこのたび交付されております。基礎交付される分を除けば財源は限られたものになると想定されますが、市長は、今後、小樽市総合戦略と広域連携事業にどのような展望を持って臨むのか所見を伺います。

次に、TPPの合意と小樽市の対策について伺います。

5年以上に及ぶ環太平洋連携協定、TPPの交渉が10月5日に大筋で合意されたと政府が発表し、安倍総理大臣は、TPPは私たちの暮らしを豊かにしてくれますと、また、農業を営む人たちにも、TPP

Pをピンチではなくむしろチャンスにと記者会見で述べ、世界のマーケットに挑戦しようとする農家の皆さんを全力で応援したいと訴えました。当然、政府や財界は歓迎しましたが、11月4日に農林水産省が示した国産品の価格下落の影響の分析を見る限り、国会決議された国民との約束である農産品の重要5品目の聖域は、守られなかったことが明らかになりました。時間が経過するにつれて農業を中心に影響は相当深刻になることが明らかになっています。

そもそも、安倍総理大臣が言う世界のマーケットで、どの産地の牛肉や米、果物がどのくらいの量、どのくらいの価格で売れ、農業収入がどれだけ増えるのかの試算はなされておられません。農業王国と言われる北海道でも世界のマーケットで熾烈な価格競争に耐えられる農家はごく少数と言われており、最近各市町村単位で独自に対策や支援策を政府に求める動きが活発化しております。

そうした声を反映する形で、政府も輸出の拡大策や農業支援策をTPP大綱として取りまとめ、対策を発表しましたが、その骨子は、新輸出大国を目指し、強い経済を実現するとなっています。そうした恩恵を受けられるのは輸出産業とごく限られた大規模農家に限られるのではないかとの懸念の声が早くも出され、多くの中小規模の農業の対策とはならないと指摘されています。

大綱にも該当しない中小規模の生き残り策は、いまだに示されておられません。小樽の農業経営に比べ、比較的規模も大きく米、野菜、果物、乳製品など国内的にはブランドが確立している後志管内の農業でも、輸入品が増加すれば価格の低下は免れず、関税撤廃の影響を心配していると言われておりますが、さらに小規模経営が主体の小樽市の農業は、野菜や果物を中心に多くの品目を少量ずつ生産し、市場の需要に合わせた農業となっていますので、TPPの影響は小さいのではないかという考え方もあります。しかし、小樽の農業は、安全で安心な農産物を市民に提供するためにも、これからもその役割は重要で、TPPの影響から地場産業として守り抜く必要があると考えます。食の安全と命を守り、自然環境を保全するためにも、農業の大切さを改めて市民に訴え、理解を求める必要があると考えます。

TPP交渉の経緯で、医薬品の特許の保護期間の長期化を執拗に求め、交渉が難航した経緯を思い起こせば、人の命より巨大企業の利益のために理不尽なルールを押しつけるやり方にアメリカの民主党や労働組合、環境団体などからTPPの見直しを求める声が大きくなり、国論を二分する論争に発展するのではないかとされています。

TPPの持つ矛盾や我が国が守るべき重要な課題は、まだまだ理解されておられません。今、対策を必要としているのは、世界と競争させる情熱ある農家を支援することよりも、将来に不安を感じている多くの農家が農業を継続していける所得の保障を政府の責任で行うべきと考えますが、市長の所見を伺います。

また、本市の重要な産業である加工食品の関税も撤廃されるとされており、来年にも発効されるTPPの影響は、小樽市の経済、産業にも深刻な影響を与えるのではないかと思います。市長はこの影響をどのように受け止めているのか所見を伺います。

以上の観点から、小樽市の農業や加工食品産業をTPPから守る対策として、政府に何を求めていく考えなのか市長の所見を伺います。

次に、ふれあいパスについて伺います。

小樽市は、ふれあい回数券の購入を年間15冊までとする見直し案を各会派に示し、10月15日には新聞で大きく取り上げられることとなりました。この間、市民や市長の後援者という方々からも反対の声は非常に多く寄せられております。そもそもふれあいパスの目的が何であったのか明らかにしなければなりません。市長はどのような見解をお持ちなのかお示しください。

2013年度は1億4,200万円の財政負担でありましたが、2014年度は、市が財政負担を引き上げて1億

6,300万円となっております。森井市長は、なぜ事業費を1億5,000万円に抑える必要があると判断されたのか、それが市民の望む変化だと思っているのか見解を求めます。

次に、ふれあいパスが将来的な財政負担の対策として取り上げられることになったのか、その理由をお示してください。

市民からの声を紹介いたしますと、「自分は病院に通院するために2路線を利用しなければならず、1日4枚の回数券が必要となるが、15冊では月3回しかバスを利用できなくなる。通院や買物も制限せざるを得なくなる」「今は健康維持のためにできる限りふれあいパスを利用して毎日外出しているが、家にこもることが多くなれば、体力的にも精神的にも病気を招き、医療費の増大につながるのではないか」「ふれあいパスのおかげで気軽に外出し、買物の機会も増えている。結果的に小樽の経済を支えているのは、高齢者とふれあいパスではないか」「高齢化が進み、70歳以上の高齢ドライバーは、事故の危険度が増すことから免許の更新時の手続も煩雑となり、自家用車を手放す方が多くなると言われております。自治体によっては免許更新をしない人のために公共交通の無料券を配付しているところもあると言われますが、小樽市の制度の見直しは、そうした時代の流れに逆行するものではないか」といった指摘が相次いで寄せられました。

何より高齢化が進む中で、公共交通の役割はますます重要になっていますが、少子化の影響により、公共交通は軒並み厳しい経営を続けております。企業努力によって、この間、公共交通の使命を果たされておりますが、それにも限界があり、徐々に体力を失い、減便や廃止を余儀なくされる事例が相次いでおります。後志管内においても、やむを得ず財政負担を伴う自治体のデマンドバスなどの運行をしているところもあります。

小樽市は全国的にもまれに見ると言われるほど公共交通に恵まれておりますが、経営環境は厳しさを増しており、むしろいつまでも企業負担が伴う市民サービスが維持されるという前提での予算ありきの政策は、見直さなければならない時期にきています。人口減少を食い止める総合戦略に公共交通の維持と確保を掲げ、政府の支援策を求めている自治体もあります。そうした状況を直視して地域の公共交通を自治体として守り、支援する対策が求められます。よって、ふれあいパスの制度見直しは行わず、現状の制度を維持することを求め、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 林下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、私の政治姿勢についての御質問がありました。

まず、市民の皆様が望んでいる変化とのずれ、職員の苦勞につきましては、今年4月の市長就任から7か月の間、公約の実現に向けて取り組みながら市民の皆様が望む変化へ邁進する思いであります。市民の皆様の一つ一つの声に耳を傾けながら市政運営に努めるとともに、そんな中で職員に対しては、その変えていく勇気と努力、そして新たな発想に期待をしているところであり、そのような意味では大変苦勞をかけていると感じております。今後においても、市民の皆様と向き合い、市民の皆様の望んでいることとずれが生じることのないように市政運営に努めてまいります。

次に、これまでの市政運営に関連し、はじめとしてみずから処分を科すことにつきましては、除排雪体制をはじめ、これからが市政運営にとって大切な時期と捉えております。私にとっては、はじめをつ

けるということではなく、現時点では市民の皆様との約束である公約を一日も早く実現していかなければならないという信念がありますので、そのことに向かって邁進をしていくべきと考えております。

次に、かたくなな姿勢は行政の停滞と活力を失いかねないということにつきましては、市民の皆様様の生活の向上のために行政の停滞や活力低下は招いてはならないことであると認識しております。私自身、公約に掲げた市民の皆様との約束を果たさなければならないという信念で取り組んでおり、今はその実現に向けての過程であり、御指摘のような停滞とは考えておりません。

次に、市政における現在の混乱と停滞の原因への分析につきましては、市長に就任して以来、議員の皆様方には賛同や理解を得られなかったこと、市民の皆様には御心配をおかけしたことがあったと思いますが、これからは賛同や理解を得られるよう、また、御心配をおかけすることのないよう努力をしてまいりたいと考えております。

また、停滞につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、今は公約の実現に向けての過程であり、御指摘のような停滞とは考えておりません。

次に、国の地方創生と小樽市の総合戦略について御質問がありました。

まず、国の地方創生先行型上乗せ交付分の本市単独事業であるまちなか観光にぎわいづくり事業につきましては、北海道を通じて不採択理由を確認いたしました。全国的に国の例示に従った事業が採択される傾向にあり、観光関連の事業については、単独事業より広域連携事業のほうが採択をされやすかったように聞いております。したがって、主に事業の組立ての問題であり、今後、国の交付金に応募するに当たっては、国の求める事業分野や事業の組立てについて研究し、対応してまいりたいと考えております。

次に、交付金が不採択になった時期の私の上京目的につきましては、今回の交付金の採択に当たっては、外部有識者による評定委員会が設置され、事前相談を受け付けない方針が示されておりましたので、地方創生先行型の上乗せ交付の採択を目的として上京したものではありませんでした。

次に、北後志の中心市として各首長とどのような打合せを行ったのかにつきましては、地方創生先行型上乗せ交付分の事業を検討するに当たり、事務レベルでは後志管内の町村に対し共同提案を打診したところでありますが、短期間では議論が深まらなかったため、広域連携事業の企画を断念せざるを得ず、本市単独事業の提案に至ったものです。

次に、今後の小樽市総合戦略と広域連携事業に関する展望につきましては、来年度以降の地方創生関連予算について全容が明らかになっておりませんが、地方創生の深化のための新型交付金として先駆性のある取組や既存事業の隘路を打開する取組、先駆的・優良事例の横展開を支援すると聞いております。財源確保の観点からも交付金の活用は重要と考えておりますが、一方で重要業績評価指標の設定とその達成度の進捗管理、事業を実施するための部署など、人員の確保も含め、後年度負担も大きいものと考えております。そのため、応募するに当たっては、取り組む事業の妥当性、効率性も含め慎重に検討するとともに、可能な限り情報収集を行い、官民協働や広域連携の仕組みを構築するなど、国の方向性を見極めながら採択の可能性を高めてまいりたいと考えております。

次に、TPPの合意と小樽市の対策について御質問がありました。

まず、所得の保障につきましては、TPPの合意内容には農林水産物について時間をかけて関税削減や輸入枠増となるものがあることから地域の農林水産業などへの長期にわたるさまざまな影響が懸念されており、農林漁業者をはじめ、地域における不安と懸念の声は、いまだ払拭されておられません。このため、北海道市長会などを通じ、国に対してこうした不安や懸念を払拭するため、影響把握に継続して取り組み、仮に影響を生じることとなった場合には、その影響を最小限にとどめる手当てを講じるよ

う要望しているところであります。その内容といたしましては、経営安定対策などに関する安定財源の確保、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みの構築などが挙げられております。

次に、T P Pの市の経済、産業に与える影響につきましては、例えば農業では農作物を原料とした食品加工や流通、食が重要な要素となる観光など、多くの産業と密接に結びついていることから、地域経済にも影響を与えるものであると考えております。

具体的には、米や他の野菜で打撃を受ける道内外の産地が栽培品目の転換を図り、大量の安価な農作物が市場に出回った場合、本市で生産をされているトマト、ピーマン、レタスなどの価格が下がりかねず、生産者だけでなく安全・安心の面で消費者への影響も懸念をされるところであります。

また、加工食品においても、海外からの安価な農作物等が加工食品の原料として使用されることにより、地元の生産者への影響が考えられるところであります。

次に、市内の農業や加工食品産業をT P Pから守る対策として政府に何を求めていくのかにつきましては、将来にわたって農林漁業者が希望を持って経営に取り組むとともに、後志管内の町村とも連携をしながら、地域の特性を生かした農林水産業や商工業などが持続的に発展し、地域社会の活力を維持・増進していくことが必要であると考えております。このため、小樽の特徴である少量・多品種の栽培を行う農業者が打撃を受けないようにすることはもとより、その特色が生かせるよう地域の実情に合った対策について、北海道市長会などを通じ強く求めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスについて御質問がありました。

まず、ふれあいパスの目的と見解につきましては、高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資することが本事業の目的であり、平成9年度の開始からこの間、高齢者の外出機会の確保や健康保持に寄与してきたものと考えております。

次に、1億5,000万円への判断と市民が望む変化への見解、財政負担対策へ取り上げた理由につきましては、平成26年度においてバス事業者の負担割合見直しを行ったことにより事業費が大幅に膨らんだこと、今後も高齢者の増加に伴い、ふれあいパスを含め、高齢者対策に係る事業費が増大をしていくことが見込まれることから、今後も制度を継続していくためには、市が将来にわたって負担できる目途として事業費をおおむね1億5,000万円に推移するよう制度設計することが必要であると判断をしたところであります。

なお、このたびの見直しは、市民の皆様が望むふれあいパスの継続のために必要な措置であると考えており、財政負担対策が主たる目的ではありません。

次に、公共交通への支援が求められる中、ふれあいパスを現行制度のとおり維持してほしいとのことですが、市としましては、限られた財源の中、ふれあいパスを今後も継続するためには制度の見直しが必要であると考え、このたびの案をお示したところであります。

しかし、見直しに当たっては、このたびの案に限らず利用目的なども調査した上で、再度さまざまな角度から検討を行い、制度設計することが必要であるとの判断に至りましたことから、平成28年度は現行制度のままとし、引き続き検討することにしたと考えております。

なお、本市の財政状況、本事業の現状と課題はお示ししておりありますので、これを踏まえ、ぜひ議会の皆様をはじめ、市民の皆様にも本事業のあり方についてお考えいただきたいと思っております。

また、公共交通の維持については、本市としても重要な課題であると認識をしておりますので、ふれあいパスに限らず、事業者の皆様と十分に協議をして、本市として何ができるかを検討していく必要があるものと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下孤芳議員。

○19番(林下孤芳議員) 再質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢について再質問させていただきます。

先ほどの市長の答弁は、やはり公約を実現し、あるいは推進し、あるいは成果を出すことによって責任を果たしていくのだというふうに私は受け取りましたけれども、この御答弁は、先般の建設常任委員会の私の質問にも同じような答弁をしておりますから、市長は、主に除雪問題を念頭にお答えになっているのではないかというふうに思います。

普通に考えますと、市長の公約である除雪問題は、専任のアドバイザーを配置し、ステーションを増設し、パトロール要員や体制も整備し、予算も大幅に増額しているわけでありまして、私は成果が当然であると思います。それが市長の責任のとり方とは私は理解できない、あるいは市民の方も理解はできないというふうに思います。

市長が就任以来、みずからの姿勢に対し、みずからの処分という形でけじめをつけて議会や理事者と新たな信頼関係を築き、これからノーサイドで、山積する課題に市長として精いっぱい取り組んでもらいたいというのが質問の趣旨であります。それでも行政のトップとして責任のとり方の考え方に変わりはないのか、もう一度お聞きしたいと思います。

また、地方版総合戦略につきまして、残念ながら62パーセントの枠内に小樽市の総合戦略は採用されなかったということで、結果として残念なことだというふうに私も思います。ただ、市長は、市長の就任記者会見を思い出しますと、小樽市の財政は思ったより厳しくなっているという発言をしたと私は記憶をしております。そういう認識がありながら、今回の国の交付金を受ける絶好のチャンスにどうして市長が奔走できなかったのか、やはりそのことが私は非常に残念に思います。もっといろいろなかわり方、それぞれの担当者の先頭に立ってやるべきことはあったのではないかというふうに思います。ぜひそういう立場で、恐らくは上京の目的は違った目的もたくさんあったと思いますけれども、これだけ重要な案件ですから、何としても、やはり市長がこの問題に何らかの形で中央省庁、あるいはこの総合戦略の窓口に対してアピールができなかったのかという点について、ぜひ答弁をお願いいたします。

T P Pの関係につきましては、やはり小樽市の農業という認識が、なかなか市民にも浸透していない現状にあります。それで、全国市長会なり北海道市長会の考え方というのは、当然、私も理解はできるものですが、私は、小樽市の農業の特徴を先ほどお答えになりましたけれども、そういった特徴を踏まえて、市長がやはり国に対して、小樽市の農業を持続させていくためには何が必要なのかということをぜひ訴えていただきたいと思っております。ぜひ、そういう立場で御答弁をお願いしたいと思います。

次に、ふれあいパスの関係につきましては、先般の代表質問でも同じ内容を、共通点も非常に多く答弁していただいておりますので、この点については当面の措置として理解はいたしました。

私は、持続可能な公共交通を維持するために地方自治体として何が必要なのかという若干の提起をさせていただいたつもりではありますが、その点については、市長の受け止め方、あるいは対策をどのようにとっているのか、その点については、財政的な検討だとか制度の検討だとかということはありませんけれども、どうやって持続可能な公共交通を維持していくのかという点についてお考えをお示しください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の件でございます。

責任のとり方について変わりはないのかということでありましたけれども、私自身の素直な思いとして話をさせていただいておりますので、その考えそのものには変わりはありませんが、先ほども答弁させていただきましたように、議員の皆様をはじめ、賛同や理解を得られなかったことがあったのも事実でございますし、また、市民の皆様にお心配をおかけしたということにおいても、おっしゃるとおりだというふうに思います。今後においてそのようなことがないように私自身しっかり努力をしまいたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、2点目の地方創生のタイプⅠの不採択についての御指摘もありましたけれども、私自身も原部職員であったり後志管内の首長の方々と機会があるごとに話はしていたところでございますが、先ほど話をさせていただいたように、結果的にその連携等まで結びつけることはできませんでした。その結果、おっしゃるように、交付税の収益というのは市としても重要だということで、単独という形で提出をさせていただいたのが現状でございます。残念ながらその内容は、内容としてはいいものであったとは思いますが、先ほど答弁を差し上げましたように、国の例示であったり広域連携には至っていません。そのような形で目にはとまらなかったのかというふうに思っておりますので、それについては今後において改善をしっかりと図って、今後、同じような国における募集等があったら対応できるように研究してまいりたいと思っております。

また、中央省庁に行くべきだったというお話だったのですが、この地方創生のタイプⅠにおいては、その要望や情報収集について、事前相談を受け付けない方針が示されたということで、それもあって、上京した際に要望等という形でスケジュールを組まなかったのも、先ほど話したように、上京した目的というのは別な理由、期成会であったり企業訪問であったり、そのようなことが理由で上京させていただいたということなので、これについては、その目的で上京したことではございません。

それと、TPPの件においても御質問があったかと思えます。

TPPにおきましては、国を超えて大きな枠組みで動き始めようとしているところだと思いますけれども、先ほど答弁させていただいたように、やはり小樽市という地域においても影響が起り得るものというふうに受け止めているところでございます。その中で、国に対して、先ほど話をさせていただいたように、小樽市へのそのような影響を最小限にとどめるとともに、小樽市や後志管内における、少量ではありながらも多品種で行っているような、また、質を高めようとしている取組に対してしっかりと支援をできるように国に対して要望してまいりたいと思っておりますので、それについては皆様もともにお力添えいただけたらと思っております。

最後に、公共交通の維持についてでございますけれども、林下議員からも御指摘のとおり、小樽市はバスも含めて大変地域の隅々まで公共交通が行き届いている素晴らしい環境であるというふうに思っております。やはりこれが維持されていくこと、また、よりよくなっていくことというのは、市民の皆様にとっての利便性の向上にも結びつきますし、停滞はさせたくないという思いは同じであります。その中で、それぞれの事業者の方々からさまざまな要望であったり、これからこのように取り組んでいきたいという考え方等ありますので、それらをしっかりと、意見交換をしながら、その中で市としてどのようなことで対応できるのか、必要に応じて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

○19番（林下孤芳議員） 再々質問をさせていただきます。

政治姿勢については、この際、市長にけじめをつけていただいて、私ども議会とも新たな信頼関係をしっかり構築して、これからノーサイドでやっていったらどうかという話を私はしたつもりですが、どうしても本質的な御答弁そのものは、公約の実現とか、そういったことを通じて責任を果たしていく、この違いというのは、私はやはり、むしろけじめをつけるということに対して拒否しているというふうには受け取れるのです。何とかやはり市長のお考えをこの際、改めていただいて、私の提案についてぜひ検討をしていただくというような答弁でもしていただければ、私は理解ができるのですけれども、どうも拒否をしているというふうには私は受け取れるのです。

それと、地方版総合戦略の関係について、市長は、なかなか窓口がない、あるいは陳情を受け付けないという実情だというふうにお答えになりました。かつて民主党政権時代にもそういうことがありましたけれども、例えば地元選出の代議士を通じて陳情するとか、政党を通じて陳情をするとか、さまざまなルートで、今回ホームページを見せていただきましたが、やはりそれぞれが何らかの工夫をして、この予算を獲得するために奔走してきたと私は理解をいたしております。ぜひ、今後、そういうことにいろいろなルートを通じて取り組めるように努力をしていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再々質問にお答えをいたします。

1点目のお話につきましては、今までも林下議員をはじめ、さまざまな方からそのような御指摘をいただいているところでございます。私自身は今までこのような考え方を挙げて取り組んできたところでもございますけれども、皆様からさまざまなそのような御指摘をいただいておりますので、今後において私自身も責任のとり方を含めていろいろと自分なりに勉強し、考えながら取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

もう一点、地方創生のタイプⅠの不採択についてのお話だったのでございますけれども、御存じのように地方創生に伴うタイプⅠ、タイプⅠに限らずですが、地方創生においては現在はトップランナー方式という形をとっていて、地域ごとにおいてさまざまな事業を自分たちで考え、それを先駆的に取り組んでいくのだという、いわゆる創造していく、また、物事をつくっていくという過程に伴うものなので、ただアプローチして要望して予算を下さいというお話とは違うものだというふうに思っております。ですので、今後において、それがこれからもしっかり通るように情報収集をしっかり行って、それに対する対応ができるようにしてまいりたいというふうに思っておりますし、また、地方創生とは違って先ほどのバリアフリーのお話だったり、今、高速道路、新幹線等のお話もありますけれども、このような要望等においては、林下議員が御指摘のとおりさまざまな方々に御協力をいただきながら、しっかりといろいろなルートを構築しながら実現できるようにこれからも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（横田久俊） 林下議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○4番（中村岩雄議員） 一般質問をいたします。

まず、塩谷海岸についてであります。

今年の1月7日午後4時ごろ、暴風雪による高波で、塩谷港外防波堤西灯台、高さ4.8メートルが倒壊、これはニュースにもなったわけですが、同じ日の夜、塩谷・浜中川河口付近の方々も今までにない体験をしております。護岸に打ちつける波がしぶきとなって家の屋根や壁に降りかかっていましたが、時間がたつにつれ波しぶきが勢いを増し、ついに護岸を越波しました。漁港のほうへ向かう塩谷浜通線、文庫歌のほうへ向かう塩谷本通線の道路まで海水は達して、各家はブレーカーが落ち、停電状態となりました。高波でここまでのことは今までありませんでした。

昔の写真で見る塩谷海水浴場の砂浜は、多くの人がにぎわう広いものでしたが、私の子供のころの記憶もそうであります。近年、徐々に侵食されてはいましたが、まだ町会関係者や小学校、中学校の児童・生徒たちで浜のごみ拾いに歩くほどのスペースはありました。ここ数年、浸食が激しくなり、波が直接護岸に打ちつけるようになってしまいました。その原因の一つは、浜中川河口から沖合160メートルの位置にある離岸堤が急速に崩れて、用をなさなくなってきたのではないかとと思われることです。

小樽海岸の塩谷地区は、国土交通省が海岸法に基づき海岸保全区域指定をし、北海道の小樽建設管理部が管理する建設海岸で、平成6年から7年にかけて海中の土台部分に30キログラムから300キログラムの中割と300キログラムから1トンの大割を敷き詰め、その上に1個8トンの六脚消波ブロックを延長80.7メートルにわたり組んであり、総工費8,200万円ほどをかけて施工したものであります。この離岸堤の修復が急がれます。北海道の予算づけはもちろんのことですが、計画を進めるに当たっては漁業者の漁場もあることから、事前に地元の漁業者、漁業協同組合と話し合いを十分にし、連絡を密にし、そごのないようにしなければなりません。

また、離岸堤の効果の度合いを見ながら、場合によっては浜中川河口左岸の直立護岸60メートル（昭和48年施工）と、それに続く緩傾斜護岸130メートル（平成21年から平成23年に施工）、それから浜中川河口右岸の直立護岸60メートル（昭和58年施工）、それに続く緩傾斜護岸210メートル（平成18年から24年に施工）、これらも見直しをかけていただかなければなりません。そのためには市の協力が不可欠であります。御所見をお聞かせください。

次に、農業者からの要望と対策についてであります。

T P Pが大筋合意し、その対策が強く求められております。11月29日の自民党立党60年記念式典で安倍首相は、T P Pに関し、交渉に参加する際、農業は必ず守ると約束した、この約束を必ず果たすと国内農業への対策に万全を期す考えを強調し、農業を守るため、農産品の輸出拡大に取り組み、若い人が農業に魅力を感じる農業新時代を必ずつくっていくと述べました。また、甘利T P P担当相は、農業にもっと経営感覚を持ち込み、農家を企業化していくべきで、農業者の意識改革が必要との認識を示し、輸入増で影響が懸念される農産品には対策を講じて再生産可能な道を開く、また、高品質で安全でおいしい日本の農産品の魅力を磨き、富裕層を狙った販売戦略の構築や品質管理のI T化などで輸出拡大を図る攻めの農業のチャンスだと語っております。

北海道は、これまで道議会、農業団体、経済団体及び消費者団体などが一体になり、道民合意がないままT P P協定への参加を決して行わないよう繰り返し国に要請してきましたが、T P Pが大筋合意されてからは丁寧な地域への説明、経営所得安定対策、根拠法を整備し、財源を確保した上で長期的な対策を行うことや公共事業中心の補正予算も求めております。

このような情勢下、小樽市農業委員会から11月30日、平成28年度小樽市農業施策に関する建議書が市長に提出されました。小樽市の農業は、背後の諸山に連なる丘陵地で占められ、平地は幾つかの小河川の河口にわずかに開かれる程度なことと傾斜地が多いことから、1戸当たりの耕作面積が狭い小規模営

農であり、近年、就農者の高齢化による離農や後継者不足などから耕作面積、農家戸数、農家人口が減少しております。昭和35年の農家戸数2,254戸、農家人口1万2,484人、耕地面積2,009.4ヘクタールであったものが平成22年には216戸、391人、173.3ヘクタールにまで減少しております。農業形態は、野菜を中心に果実、花卉、水稻など多種多様な経営形態となっており、都市近郊型農業となっています。

農業委員会法改正により今回の建議が最初で最後になるということですが、農業の進むべき方向と農業の現場の声を農業施策に反映させていくことは現場と農政をつなぐ上で大切であり、農業施策のあり方を明らかにしていくことは農業委員会として極めて重要な役割です。また、小樽の農業者には、希望と誇りを持って農業に取り組み、安全・安心な農作物を市民に提供していきたいという思いもあります。農業者の自助努力はもちろんですが、農業の持続的発展を支える行政の支援が不可欠ですので、市においては、農業の振興のために各種施策を実行するとともに、国及び北海道に関する事項についても強く要望、要請をしていただきたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、塩谷海岸について御質問がありました。

離岸堤の修復等につきましては、北海道から現時点で市に対処の方針等は示されておられません、具体的に示された段階で、市としても必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業者からの要望と対策について御質問がありました。

農業委員会から提出された平成28年度小樽市農業施策に関する建議書の要望項目の考え方と具体的な対応等ではありますが、一つ目の農業生産振興対策については、本市における農業は地形的な特性から大規模化は困難ではありますが、消費地に近い利便性を生かした都市型農業として施設栽培は有効な手段があります。その中で、少量・多品種の栽培が可能で、天候にあまり左右されないハウス栽培の資材購入や農地整備のための支援については、引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、経営改善事業ですが、農業者の高齢化が進んでいることから、労働の省力化として交配用マルハナバチの利用や連作障害対策として土壌消毒剤の購入、一日でも早い出荷が可能となる融雪促進剤等の購入につきましても引き続き支援してまいります。

二つ目の農業者の担い手対策については、指導的役割を担う認定農業者の育成や農作業受託組織の検討について、農業協同組合と連携するとともに、農業に関心を持ってもらうための市民農園や学童農園の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

三つ目の流通販路の拡大については、地場製品の消費の重要性を改めて認識していただくとともに、ブランド力を高めるため、各方面へ引き続き働きかけてまいります。

四つ目の営農支援・環境確保については、災害対策のほか、北海道の補助事業である鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等を引き続き活用して有害鳥獣対策を実施してまいります。

また、情報発信については、農業委員会ホームページ「SIGNAL～シグナル～」の内容充実に協力いたします。

最後に、五つ目の国、北海道への要望については、本市のような規模の農業者も活用できる農業施策の企画、免税軽油制度の恒久化と消費税増税に伴う特例措置などについて、引き続き北海道市長会を通

じ働きかけてまいります。

いずれにしましても、農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、安全・安心な農作物を市民に提供していただくことが大事だと考えておりますので、この建議書の内容を尊重しながら関係機関と連携して農業施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 中村岩雄議員が、たぶん時間がなくて最後の質問をカットしたと思うのですが、それについても御答弁がありましたので、少し違和感があつたかと思えますけれども、御承知おきください。事前に質問通告しておりますので、それに対する答弁ということで御理解ください。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） 詳しい質問は予算特別委員会でやります。

○議長（横田久俊） よろしいですか。

○4番（中村岩雄議員） ええ、これで終わらせていただきます。

○議長（横田久俊） 中村岩雄議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 一般質問いたします。

森井市長が問題提起された除排雪体制の改善については賛同しておりますし、これまでどおりでいいとは思っておりません。ただし、森井市長の小手先だけの一部業者しか見ていない改正ではなく、抜本的に変えていかなければならないという考えであります。抽象的な答弁ではなく、誠実かつ正確にお答えいただくことをお願いいたします。

地域総合除雪業務においてJV構成員数の突如の変更は、きめ細やかな除雪のため業者数を増やしてほしいとの市長の意向を受けてのものです。11月の建設常任委員会で原課は、3社でも4社でもやり方を工夫すれば業者数にかかわらずきめ細やかな除雪はできると答弁しました。構成要件を4社以上に変更したとする根拠は一体何だったのでしょか。

1度目の入札が中止になった後、2度目は河川管理業務登録や市外業者まで緩和しましたが、4社では組めないのだから戻そうだとか、原課から市長に対し、3社でも4社でもやり方を工夫すればきめ細やかな除雪ができるということをお話ししていなかったのでしょうか。なぜ、2度目も4社以上とこだわったのでしょうか。

原課の答弁からも、業者数が増えれば、きめ細やかな除雪体制の根拠が破綻していることは明らかであります。その根拠が崩れたと思えば、今度は将来的な除雪体制を維持するため、業者育成という理由を盛んに言い始めました。市長の言う将来的な除雪体制とは一体何なのでしょう。

さらに、その将来的な除雪体制という部分についても、そもそも4社で組んでいたところそのままやって、市長の言う将来的な体制維持のため、業者育成のためという理由で構成業者数を2社から4社にしたことは根拠になり得ません。ゆえに、きめ細やかな除雪も破綻、将来的な除雪体制のためということも根拠が乏しく、業者育成も理解不能、全ての理由の根拠が破綻しており、市長は、ただ構成業者数を増やしたかっただけではないかと思わざるを得ませんが、見解を求めます。

市長は、地域総合除雪の業務委託において、構成業者数を増やすとどうきめ細やかな除雪体制になるかと考えているのでしょうか。委託業務は多岐にわたってあるからという参与のような抽象的な答弁ではなく、具体的に業務内容などを示した上で、構成業者が増えるとそれがどう変わるのか明確な答弁をお

願います。

そもそも構成員以下に下請として多くの業者がかかっています。昨年度実績でステーションごとに構成員の下請としてかかっている業者数と業務内容を示し、それを考慮したとしても業者数は増やしたいと市長が考えるのか見解を求めます。

また、地域総合除雪のほかに局部排雪についても業者がかかわり作業をしていますが、この業務についても入札を経て委託しています。この作業内容とかかわる業者数を示した上で小樽市における除排雪にかかっている業者はどれほどあり、市長は何をもって多くの業者と言っているのか、地域総合除雪業務だけを見て言っているのか答弁をお願いします。

11月の建設常任委員会での市長発言で、昨年度まで苦情の件数が多く、それを改善したいとお役目につかせていただき取り組んだ結果とおっしゃっていますが、苦情の件数がなぜ多いのか分析をしているのでしょうか。件数だけでなく中身についてどのように精査し、そのための改善策の1ステーションの増設であることを明確な根拠とともに説明をお願いします。

また、他の地域に比べて、なぜ桜・若竹地域を分割したのでしょうか。

その常任委員会で市長は、「1度目は不調、2度目は手を打ってこなかったわけではなく、改善したが、それでも不調となった。31社あって、一つも4社のJVが組めないことが不思議である」というような答弁をしていました。市長は、そもそもより多くの業者がかかわればいい除雪になるのに、4社のJVを組まない業者によって入札が不調になることが悪く、自分の制度設計が悪くて迷惑をかけていないという認識を持っていると考えられますが、市長発言の「不思議」の真意と私の認識についての見解を求めます。

石田議員が第3回定例会の討論で、市長公約の一部分は作成当時から参与のアドバイスも多分に加味されていると発言しています。市長は、構成業者が増えればきめ細やかな除雪になると思い込んでおられると思いますが、それは多分に加味された参与のアドバイスで、そのように考えておられると思います。いかがでしょうか。

市長は、総務常任委員会で斉藤議員がこの石田議員の討論を受けて質問したことに対し、公約の策定当時にいろいろな方々に御意見をいただいているので、そのうちの一人ではあるというふうに考えているとおっしゃっています。では、参与はどここの部分の意見を出していたのでしょうか。

また、いろいろな方々のうちの一人であるという参与が、なぜ市長公約実現のための市政全般のアドバイザーとして任用されたのでしょうか。私でも理解できるように「いろいろ」とか「さまざまな」という言葉でごまかさないで答弁してください。

そして、11月の記者会見で市長は、今回の入札不調問題で、記者の質問に対し、4月に就任したため、新しい除雪体制の構築に具体的に取り組む時間がなかったと述べておられました。以前、市長が参与を6月10日に任用した理由を議会で答弁していましたが、もう一度伺います。

何のために6月10日に我々議会にも秘密裏に月額30万円で予算を流用して雇い、部屋を一つ、建設部庶務課などに机と椅子を置いたのか全く理解できません。取り組む時間がなかったというのは、そもそも市長が除雪を含む公約実現に向けて一日も早くと任用した参与の必要性を全く感じさせないことを市長が公の場で明言していることになります。見解を示し、参与は何をしてきたのか、明快にお答えください。

最後に、今後の除雪体制の見直しにかかわって質問しますが、まず入札における構成員の見直しについて除雪作業を担う業者の方々とはどのような打合せをされてきたのでしょうか。

私も出席させていただきましたが、市内9会場で開催された除雪懇談会で、冒頭、除雪については、

市と除雪業者と市民の3者の協力が必要であると説明されていました。新潟県の小千谷市では克雪都市宣言をし、克雪条例を制定、市と業者と市民との協力関係を築き取り組んでいます。私も、その3者の協力関係があってこそその地域除雪だと考えます。2回にわたり業者が決まらなかったことについては、事前に除雪作業を担う業者との意見交換などが不十分であったと思わざるを得ません。3者の協力の必要性に照らし、今回の入札変更の進め方をどのように考えているのか伺います。

除排雪に関する見直しは今後も検討されていくと思いますし、私も昨今の社会状況の中、これまでの体制を継続するだけではないと考える一人であります。いずれにせよ、3者による協力が必要であることを前提とした場合、除雪作業を担う業者との意見交換、そして行政のチェック機関である議会にも丁寧な説明を行っていくべきと考えますが、見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安斎議員の御質問にお答えいたします。

除雪問題と参与の必要性について御質問がありました。

まず、地域総合除雪業務の共同企業体の構成員を4社以上に変更した根拠につきましては、きめ細やかな除排雪を行うために、昨年の除排雪体制を維持する観点の下、除雪ステーションにおける共同企業体の構成員が実績でおおむね4社以上で構成されていたことからの判断であり、将来的な除排雪体制を見据えて、少しでも多くの業者に除排雪作業に携わっていただきたいという考えからであります。

次に、2度目の入札においても共同企業体の構成員数を4社以上とした理由につきましては、ただいま申し上げたとおり、これまでの除排雪体制の維持や将来的な除排雪体制を見据えての判断であります。

次に、将来的な除排雪体制につきましては、多くの業者が除排雪業務に携わることで除排雪作業の経験を積み重ね、技術力が向上することにより、将来にわたって持続可能な除排雪体制を構築するものであり、これにより安全で安心な冬の市民生活が支えられるものと考えております。

次に、構成業者数を増やした理由につきましては、ただ構成業者数を増やしたかったということではなく、これまでの除排雪体制の維持や将来的な除排雪体制を見据えた中で、新たに増やした除雪ステーションを含めて、少しでも多くの業者に除排雪業務に携わっていただきたいという考えからであります。

次に、構成業者数の増ときめ細やかな除排雪体制との関連につきましては、地域総合除雪業務の具体的な内容は、除雪、排雪、砂まきなどの路面管理、苦情対応などであります。これらの業務について構成業者数を増やすことでお互いに補完することが容易となり、大雪などにおいても作業の遅れや住民の皆様からの苦情に速やかな対応が可能となりますので、きめ細やかな除排雪体制につながるものと考えております。

次に、平成26年度の地域総合除雪業務における各ステーションごとの下請業者数と業務内容につきましては、第1ステーションは2社、路面对策業務、第3ステーションは3社、一部路線の除排雪及び路面对策業務、第5ステーションは1社、一部路線の除排雪業務、第6ステーションは3社、一部路線の除排雪及び路面对策業務となっており、第2、第4ステーションには下請業者がおりません。

また、将来的な除排雪体制を見据えた場合、現在、下請業務を行っている業者も共同企業体の構成員となることで今後の除雪ステーションの業務管理を担えることを期待しているところであります。

次に、平成26年度の局部排雪につきましては、業務にかかわっていた業者数は2社、業務内容は、交

差点の雪山処理やロードヒーティングの箇所に発生する段差を解消する業務となっております。

また、平成27年度に市の道路除雪に登録がある業者数は38社ですが、そのほかに民間施設の除排雪作業を専門に行っている業者も多いことから、これらの業者にも地域総合除雪業務を含む市の除排雪業務を担っていただくことを期待しております。

次に、苦情の件数が多い理由につきましては、本市は狭隘路線、急坂路線等が多く、除排雪作業を行う上で厳しい道路条件にあるためと分析しております。

苦情の内容では、除雪作業の依頼、置き雪などの除雪後の苦情、排雪作業の依頼などが多く、特に除雪作業と排雪作業が重なる時期では除雪作業に遅れが生じ、除雪作業の依頼が多く寄せられている状況にあると認識をしております。このため、除雪拠点を増設することで一つのステーションが担当する区域をコンパクトにすることができ、その分、各地域ごとに機動力が向上し、除雪作業の遅れが改善されるとともに道路パトロールも行き届くようになって、適切な路面管理が可能になると考えております。

除雪拠点の増設に当たりましては、各ステーションに寄せられていた市民要望の件数、受け持つ除雪路線の延長、除排雪作業量等を比較した中で、特に旧第2、第3ステーションの業務負担が大きいと考えられたことから、これら二つの地域から若竹・桜地域を分割して新たな除雪拠点の担当区域としたものであります。

次に、一つも4社で構成される共同企業体が組めないことが不思議であると答弁したことにつきましては、道路除雪に加えて道路河川の登録業者まで構成員の要件を緩和したことにより、地域総合除雪業務を担えると思われる業者が増えたにもかかわらず、共同企業体の入札参加申請が一つもなかったことから「不思議」と表現したものであり、制度設計が悪いという認識は持っておりません。

次に、構成員数に関する参与のアドバイスにつきましては、地域総合除雪業務の共同企業体の構成員数を増やすことが私の公約であるきめ細やかな除排雪を実現する方法の一つであると考えておりますが、参与からはそのことについてのアドバイスは受けておりません。

次に、公約の作成における参与の意見と任用の理由につきましては、公約については長きにわたって多くの市民の皆様のお考えや思いをお聞きし、それを私なりに受け止め、反映をしたものであり、参与もその中の一人であると思います。そのようにたくさんの御意見をいただく中で、参与については、私がか実現したいと考えている政策に対しての専門性ととも、市政に対しての意識や考え方が同じ方向を向いているように感じました。私自身が実際に市政に携わった中でアドバイザーの必要性を感じ、それを実現するために参与としての任用に踏み切ったものであります。

次に、参与を任用した理由の議会における答弁につきましては、行政と民間における両方の経験と知識を有し、即任用できる状態にある方で、災害的な降雪時に手腕を発揮し、私の公約の重要項目でもある除排雪に関して適切なアドバイスをいただけると注目して公約実現に向けて適切な人材であると判断したものであります、などを主な理由として述べさせていただいたものであります。

次に、参与を任用した私の見解と参与がこれまでに何をしてきたのかにつきましては、除排雪を含む市長公約の早期実現に向けて必要な人材でありましたし、私だけではなく建設部をはじめとした職員からの求めに応じてアドバイスや調査を行ってきております。具体的には、ガタガタ路面の解消の具体的な作業方法、除雪ステーションを見直すに当たっての考え方、除雪対策本部の組織強化に向けた人員配置などについて私及び建設部への助言を行っております。

次に、除雪作業を担う業者の方々との打合せにつきましては、構成員数の見直しに当たり打合せは行っておりませんが、7月下旬から8月上旬にかけ、道路除雪に登録のある業者に除雪機械の保有状況、運転手、土木技術者の人数を聞き取り、構成員数の変更の際、参考としたものであります。

次に、今回の入札変更の進め方につきましては、結果として4社以上で構成される共同企業体の入札参加申請が3地域でなかったものであり、先ほど申し上げましたとおり業者から土木技術者の人数などを聞き取りましたが、今後、より連携を強めていくために除排雪業務を担っていただく業者の皆様と意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

次に、除排雪に関する見直しにつきましては、きめ細やかな除排雪に取り組むため、より多くの業者に除排雪作業を担っていただきたいと考えておりますが、そのためにも業者の意見などを十分に把握するとともに、見直しの内容について議会の皆様に丁寧な説明をするよう心がけてまいりたいと考えております。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安齋哲也議員。

○5番(安齋哲也議員) 再質問に入る前に、幾つか答弁漏れがございますので、その点、議長から促していただいて答弁をいただけないかと思います。

最初のほうで、原課から市長に対し、3社でも4社でもやり方を工夫すればきめ細やかな除雪ができるということをお話していなかったのでしょうかと質問していますが、これについては一切答弁がございませんでした。

4社以上でJVを組まない業者によって入札が不調になることが悪く、自分の制度設計が悪くて迷惑をかけていないという認識を持っていると考えられますと、その後に「不思議」の真意と私の認識について伺いましたけれども、市長は、その認識ではないというふうにしかならず、私の認識についての答弁がございませんでした。

次に、参与のアドバイスの部分ですけれども、参与はどこの部分の意見を出していたのかという質問をしていますけれども、御答弁がございませんでした。

そして、参与を任用した理由ですけれども、この点は私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、起案にあった任用の理由ではなく、この文章からおわかりいただけると思うのですけれども、6月10日に任用したわけ、なぜ6月10日だったのか、これについて伺っています。原稿全部ではございませんけれども、趣旨も説明して、この文脈等もお伝えしているのに、その点を全然理解していただかないで答弁されていますので、この点、いただきたいと思います。

最後に、今回の入札変更の進め方をどのように考えているのか伺いますということですが、ただ把握しきれなかったと言っているだけで、私としては、それをどう思っているのかということをお聞きしたかったわけでありまして。

以上について、再度答弁いただかないと再質問に入れませんので、この点、議長から御指摘いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 第3回定例会でしたか、議事進行に関する発言で答弁漏れというのがありまして、それは違いますよというか、答弁漏れは発言を許しますということでしたので、今の安齋議員の答弁漏れの指摘は発言の回数に入れたいと思いますが、普通、本質問とその答弁は事前通告をしている、それからレクチャーもしておりますので、私どもは答弁漏れがないというふうには、あつてはならないというか、あるわけがないということで子細にメモをとっていません。再質問、再々質問は、当然何が出るかわかりませんので対応しております。

今、5点にわたって答弁漏れがあるということでありまして、それに答弁していただければ進みますので、どうでしょうか。

(「それをやるんだったら何でもありになっちゃいますよ」と呼ぶ者あり)

り)

いやいや、何でもありません。

(発言する者あり)

答弁をもらった中になんかということでしょう。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

今、私はどちらも、質問も答弁もここにメモがないから、突合できませんけれども、安齋議員から5点にわたって答弁がなかったという指摘ですから、それは答弁をしていただければ、この後は進んでいくのですが、どうでしょうか。

(発言する者あり)

答弁がないと言っているのですね。

(発言する者あり)

静かにしてください。お静かに。

理事者側、どうですか。

(発言する者あり)

かみ合わないとか納得できないとかではなく、質問に対して答弁がないということですから。

(発言する者あり)

今、検討中ということでしょうけれども、指摘の5点のうち1点は、6月10日に任用した理由を議会で答弁していましたが、もう一度伺いますと。これは何で6月10日だったのかということですが、これは再質問でやってもらおうと思います。

(発言する者あり)

再質問に入ってもらえませんか、その部分を抜いてでもいいですから。

(「質問時間を多くしてもらわない」と呼ぶ者あり)

質問時間は多くならないね。

(「答弁がないのに対して質問するということが自分ももったいないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

今、協議していますから、この協議を……、どうするのか。

どうでしょうか、建設部長、すぐ答えられる部分はありますか。時間がかかりますか。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

何ですか。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

何の発言ですか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 議事進行ですか。きちんと教えてください。

○5番(安齋哲也議員) 済みません。

先ほど5点指摘させていただきましたけれども、最後の部分は私の質問の仕方の部分も少しあって、そこは百歩譲ってもう再質問させていただきますが、最初のほうで原課から市長に対してそういう話をしていなかったのかということに関しては、明確にお答えいただかないと次の質問に入れませんから、ぜひ調整してお答えいただきたいと思います。

このほかにもいろいろ再質問を考えていたのですが、ほかの3点がないと再質問に入れません

ので、正確な議事進行をする上で、冒頭、私も申し上げましたが、誠実で正確な答弁をお願いしたいということでもありますので、ぜひ理事者から休憩を求めていただいて調整する分、理解していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（横田久俊） ただいま、議事進行に関する発言をいただきましたけれども、私の議事の裁きは、一番いいのは、答弁漏れ、今、指摘があったのが、今、議会事務局でも確認しましたら漏れているということでもあります。

ただ、不思議なのは、事前通告している、レクチャーもやっている、それで漏れるというのが理解できないのですが、どうでしょうか、この辺。もし若干の時間をとれば答弁ができるのであれば、若干の時間の休憩といいましょうか、協議の時間をとりますけれども、どうでしょうか。また休憩をとって全員ここからいなくなってしまうと再開が遅い時間になりますので、私の議事運営では、それはしません。

（「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 同一内容ではだめですよ。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） はい、どうぞ。

○5番（安齋哲也議員） そもそも私の質問の後に休憩ですので、休憩に入っていて、また戻り次第、私の再質問をさせていただければと思います。

（発言する者あり）

議事進行してください、そうしたら。

（発言する者あり）

それについての議事進行に関する発言をするのは当たり前ではないですか。

○議長（横田久俊） 議員同士で自由に話すのはおやめください。許可を求めてお話しください。

（「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 安齋議員が答弁漏れと言う内容ですけれども、最後の指摘は、私の受け止め方が正確かどうかわかりませんが、入札変更をどのように考えているかというのをただ把握していなかったというだけという、これは自分にとって満足な答弁でなくても答弁は一応しているのですから、それはやめるのですね。それでよろしいのですか、何かよくわかりませんので、もう一回それを言ってください。

○議長（横田久俊） お待ちください、最初の議事進行に関する発言の処理が終わっていませんので。

安齋議員の議事進行については、申しましたように理事者側に若干の協議の時間を与えますので、それで答弁していただくのと再質問に入っていくということでもあります。私はそういうふうには議事を進行したいと思えますし、そういうふうにいたします。本格的なというか、休憩はとりません。

それで、理事者、協議してください。後ろでもいいですよ、後ろでも内側でも、書類があるのであればどちらでもいいですし。

皆さん、若干その場でお待ちください。

今、協議中ですが、安齋議員に確認します。

最初の3点が答弁漏れということで、残りは再質問ということで確認したいのですが、よろしいですか。

○5番（安齋哲也議員） はい。

○議長（横田久俊） 建設部長、協議中に済みません。

総務部長、お伝えください、最初の3点の答弁が漏れている、残りの後ろの二つは再質問でやるということでもあります。

よろしいですか。答弁漏れについて市長から御答弁があります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 大変失礼をいたしました。

答弁漏れについて、今、調整させていただいて、3点ということで、1点目は、原部から私に対して話をしていなかったのか、3社でも4社でもやり方を工夫すればできるという答弁があって、そのことを私に事前にそのように伝えていなかったのかということで、そのときには、このような形での表現は聞いてはおりません。ただ、3社であってもJ V構成をやって除排雪そのものはできるとは聞いておりましたけれども、きめ細やかになる、ならないという話で聞いてはおりません。先ほど、私が答弁申し上げましたように、その判断に至ったことに関しては先ほどお話ししたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。これが1点です。

それと、これについては私どもとしては答弁をしたという思いだったのですが、「私の認識」というのは安齋議員の認識ということなのですね、失礼いたしました。先ほどそれについて私自身は制度設計が悪いという認識は持っておりませんという答弁をさせていただきましたけれども、それで安齋議員がお持ちの認識と私の認識においての考え方についてということで話をしたという形で答弁させていただいたところだったのですが……

(発言する者あり)

私の認識がですね。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お待ちください、今、市長が答弁中ですので。市長の答弁を受けて、それで再質問で今の指摘をしてください。

○市長（森井秀明） 恐縮ですが、答弁では不十分な形になっているようではございますけれども、安齋議員が考えられている認識があるかとは思いますが、私自身の認識がそういうことで……

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 3点目は、参与がどの部分、どこの部分のというところでしょうかね。

○市長（森井秀明） 恐縮ですが、答弁の繰り返しになるようではございますけれども、私自身がそのような認識を持っていたので、安齋議員の認識等においては違いがあるのかと思います。

(発言する者あり)

はい。

それと、参与が公約のどの部分にというお話だったかと思いますが、これは先ほど答弁させていただきましたけれども、私自身、公約を作成するに当たっては、さまざま長きにわたって、本当にいろいろな方々からいろいろな御意見であったり、また、地域の課題であったり実情であったり、また、私自身がいろいろ目で見えて、それを自分なりに公約の作成に向けて取り組んだところでございます。参与はそのようなさまざまな方の中のお一人であったというふうに思っておりますが、その参与自身の言葉が具体的にどの部分でということにおいては、恐縮ですけれども覚えていないというか、具体的にこの部分をこの部分で参与から指示をされてこうしたほうがいいのかという話ではございませんので、公約のどの部分にと言われますと、直接的なそういう反映にはなっておりません。

(発言する者あり)

ですから、それについては、先ほども話をさせていただいたように……

○議長（横田久俊） それは再質問でやってください。

○市長（森井秀明） そうですね、失礼いたしました。

以上でございます。

（「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） ただいまの議長の裁きについてはそれでいいと思うのですが、ただ、理事者側の責任なのか安斎議員なのかはよくわかりませんが、本質問については、やはり答弁漏れがないようしっかりお互いレクチャーをする、それで円滑な議事運営に協力するというのが議員と理事者の責任でもあると思いますので、今後、このようなことがないように双方に議長から注意をしていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 小貫議員の議事進行に関する発言、それから、ごめんなさい、新谷議員の議事進行に関する発言もあったのですが、もともとの安斎議員の議事進行に関する発言については、理事者側に対応してもらいまして、私の議事裁きは、この後、続けるということであります。

ただいま、小貫議員から私に対して、当然、質問通告はしている、それに対して答弁調整もしている、そしてレクチャーもしている、いろいろな議員と理事者との間の調整機能があるので、先ほど申しましたけれども、本来は本質問に対して答弁で漏れがあるというのは、普通は考えられないといいたいまいしょうか、あり得ないことでありますので、さらに、今回のようなことがないように、以降の定例会におきましても、しっかりと双方の調整機能を果たしていただきたいと思います。これは、私から皆さん方議員各位、それから理事者にもお願いを申し上げます。

これで議事進行の処理は終わります。続けてください。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

○5番（安斎哲也議員） 再質問させていただきます。

まず、答弁漏れと思われるということで指摘させていただいた2点です。

参与を6月10日に任用した理由についてですけれども、私としては、なぜ6月10日という日時だったのかというところを聞いたかったわけでありまして。

もう一点、今回の入札変更の進め方をどのように考えているのかというところですが、私としては、「把握しきれなかった」が御答弁ではないと思いますので、改めて調整して御答弁いただきたいと思います。

そして、今、本質問への答弁になりますか、そこをお答えいただきましたけれども、3社でもきめ細やかな除雪ができるという答弁を原課でしているのに、そういった話を打合せでしていなかったこと自体が私は不思議であります。市長と原課・原部で認識が違うかと思われるので、これについては建設部長に、何をどう話していたのか伺いたいと思います。

私の認識について違いがある、これは認識が違うので、そのとおりでよろしいと思います。

どの部分でアドバイスがあったかということですが、公約をつくるに当たって、私、市長選という大きな舞台ではまだ戦っていませんが、つくるに当たって……

（発言する者あり）

市長選で戦ったことはございませんけれども、市議会議員の選挙であっても、どこから、どういう人から聞いたものをここに記入しているとか、そして、その入れた部分に関してこういう考えがあるからその人を参与にしたということだったらわかるのですが、さまざまな人の意見の中の一人で、その人が森

井市長の考えに一番近いから参与なのですという理由が全く理解できません。その点、もしも一つでも参与からこれは言われているのだということがあったらお伺いしたいと思います。

普通の再質問に入りますけれども、まず、おおむね4社以上で構成されていたから4社以上でも入札変更したということですが、おおむね4社以上だから4社以上にしたということ自体がまずおかしいと思いますので、これについてももう一度見解を求めます。

また、将来的な除排雪体制を見据えてということですが、現状どこに問題があって、将来的に今のままだらどこに問題があるから4社以上に増やして、そして業者を増やす、そういった理屈でなくと全く通じませんので、この点をお答えいただきたいと思います。

きめ細やかな、きめ細やかなとおっしゃっていますけれども、昨日、中村誠吾議員と高橋龍議員が質問されましたが、そのきめ細やかな部分の完成形といいますか、そのイメージが、例えば市長がおっしゃっていた置き雪という部分ですが、そもそもかき分け除雪を全道どこでもやっているのです。だから、そのかき分け除雪をそもそも改善しないとこの除雪体制の改善にならないと思います。きめ細やかな体制が、ただただ業者が増えてとか何回入るとかがたぶん市長のイメージとは全然違うと思うので、そのかき分け除雪をどうするのか、そしてその部分をどうやって改善していくか、そこがないとたぶん本質の除雪改善の議論にならないと思いますので考え方を伺います。

そして、1ステーション、若竹・桜地区で増やしたということですが、私としては、ただ苦情が多かった、そして作業量が多かったという答弁を聞きたいのではなく、除排雪作業量がどれくらい多かったのか、例えば、旧第2ステーションと旧第3ステーション、これについて延長がどうのこうのとか作業量があると言っていますが、総延長だと旧第3ステーションは、第1種路線は長いのですけれども、第1ステーションは、北地域になると、第2種路線、市長が公約で言っている15センチメートルから10センチメートル、これをやると言っているところの延長は99キロメートルで長いのです。その第2種路線が第1ステーションで長いのに、その延長と作業量をどうやって比較して、若竹・桜地域だけを分割したのか、この説明がなされていないので、その数字と延長距離、作業量について具体的にお答えいただければと思います。これは、建設部長がいらっしゃるので、数字が出ると思います。

参与の部分ですが、公約のいち早い実現に向けてということでしたしか任用されていると思います。これまでの議論の中で、市長の公約の中にございますAEDとかLEDについては、既に施工中で参与がいなくても全然できます。

医療費と保育料の無料化、これについても参与のアドバイスが全然ないし、ただ考え方や財源を確保すればできます。参与は必要ありません。

周産期医療については、病院局長と医師会とで懇話会をつくって取り組んでおりますし、土木の専門家が医局に行っても突っぱねて帰られるだけなので全く必要ありません。

駅のエレベーター、バリアフリーは、市長が一生懸命頑張っています。

中心市街地の市営住宅は、適地がないと答弁されていましたので、そこにも全く参与のアドバイスはありません。

介護老人保健施設も、第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で増やさないとされていて、そのままその答弁を繰り返しているのです、参与のアドバイスはございません。

教育については、参与がそもそもできると思っていないし、私は今、教育がすごくうまく進んでいると思っていますので、この点については質問する気はございません。

経済対策についてですが、既に庁内で検討されていたふるさと納税とかがありますが、これについては昨日の代表質問で少し前向きな部分が出ていましたので、これについても現場でやってくれる

と思っております。

ここから見ても参与のアドバイスは、たぶん除雪だけになっていると思います。それなのに何で市政全般のアドバイザーとして任用して月30万円も払っているのか、この必要性和30万円の根拠、そして市長自身がこの手続の仕方はおかしいと思って条例と規則を提案したのに、それが否決された後もその否を認めたやり方で続けられているのか、そしていつまでにその検討をした内容を示すのか、私としては年をまたぐ前に少しお話させていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 答弁者の指定はできませんので、建設部長としておりましたけれども、市長がなさればそれでいいということであります。理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外においては各部長から答弁をいたしますので、お願いをいたします。

まず、任用した日がなぜ6月10日だったのかについては、6月10日という日にこだわったわけはありませんけれども、6月の早い時期に任用したいという気持ちはありました。それは、やはりさまざまな政策についてアドバイスをいただきたいという思いもありましたが、やはり一番は、私としては、除排雪に伴うことにおいて、冬を迎える前に、夏に入る前に着手をしなければ間に合わないのではないかと強く思ったのは事実でございます。それもありまして、10日という日時についてまではあれですけれども、早い時期にという考え方を持っていたというところでございます。

それと、公約のどの部分にアドバイスをしたのかは、本来だったらわかるだろうということだったかと思うのですが、恐縮ですが、本当に今わかっておりません。私自身、公約は、何度か答弁させてもらっていますが、自分で公約をつくったところでございます。それは、参与も含めていろいろな方々にいろいろなお話を聞いている中で自分なりにそれを受け止めつくったものですから、そのようないろいろな人たちとの対話の中で参与とも話をしているときに、参与自身が私の政策に伴って、そういう専門性をお持ちだったり、また、市政に対しての思いとか考え方で私と大変共有する部分があったという思いがありました。それに伴い、実際にこのお役目について、先ほど話したような政策について実現をしたいという思いの中でアドバイザーの必要性を感じ、そのときに参与のことが思い浮かび、任用したいという思いに至ったということでございますので、御理解をいただければと思います。

それと、置き雪対策のことでのお話とかもあつたかと思えます。改善をしていかなければならない1点だと思えますけれども、それが4社以上にすることによって改善できるかどうかというのは、直接は結びついてはおりません。さまざまな課題があつて、4社以上にすることだけがよりきめ細やかにするという手だてではありませんので、先ほど話されたような問題点、また、ほかにも幾つかお話ししておりますけれども、先ほど答弁させていただいたように、4社以上にすることは、何か大雪であつたりそういうようなときにおける補完する取組にもなりますし、また、さまざまな苦情等が来たときにおける対応も素早くなります。さらには、先ほど来、答弁させていただいているように、やはりその中で将来的に多くの業者の方々が成長することにより総体的に技術力が高まることは、将来のよりきめ細やかな除排雪にも結びつくという考え方もあつての話でございますので、御理解をいただければと思います。

それと、参与の任用について、もう答えを出すべきだというお話だったかと思えます。私自身も職員と話をし、何とかその答えを出そうと鋭意努力をしてきたところでございますが、先日も報告させていただいたように、まだ結果が出ておりません。何とか一日も早く対応ができるように、年をまたぐ前

にということで御指摘をいただきましたけれども、何とか早い時期にそれを皆様にお伝えできるようにこれからも努力をしてみたいと思っておりますので御理解をいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 安斎議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、今回の入札の進め方をどう考えているかということでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、私どもは、7月から8月にかけて業者の状況、それから総合除雪への参加の意欲といったものを把握したところでございまして、意欲について、その段階では把握していたところでございますが、把握が十分であったかどうか、当然そのときに4社以上にするうんぬんということはお話ししておりませんので、将来的な業務を担う中で参加していただけますという概略的なといいますか、そういったお話を聞いたところでございますけれども、その段階の情報をそのまま業者数の構成に使ったということでございまして、その点での個別に対しての情報の把握といいますか、そこら辺が十分であったかと言われれば、その点については十分でなかったと答えざるを得ないというふうに思っております。

それから、建設常任委員会で4社でやるべきところを3社でもできるというふうに答弁したとおっしゃっておりますけれども、必要な機材、人員がそろえばできるかもしれませんが、私どもが申し上げておりますきめ細やかな除雪、昨日も申し上げましたけれども、一定程度の時間制限の中で遅れなく、また、大雪等で遅れたときに遅れを回復する、若しくは住民の皆様から要望があったときに即座に対応できる、その点で3社であっても4社と同じものが維持できるかということについては、私ども同じレベルを維持できることについては答弁しておりませんので、その点についての差が出てくることはあり得るだろうというふうに考えております。

それから、JVの構成業者数をなぜ4社以上にしたのか、おおむね4社以上だったのだというのは乱暴すぎるのではないかなというふうなお話でございますけれども、確かにそういった御指摘はあるかと思いますが、第7ステーションを一つ増やすという中で、その部分については、前は、第2ステーション、第3ステーションで業者がトータルで7社あったかと思っておりますけれども、その中で今度その2ステーション分を三つに増やすこととなります。二つを統合して新たに一つつくりますので、その中で、そのままの2社以上という条件にしますと、その構成者がそのままいくとなると、新たに1社増えるところにあっても十分な体制が維持できないのではないかなという市長からの問いかけがございまして、その中で銭函地区を除いてほかのステーションが4社以上で構成されたということで、きめ細やかな除雪をするためには、それぐらいの機動力といいますか、会社数が必要であるということの判断に至ったところでございます。

(発言する者あり)

それから……

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 不規則発言はおやめください。

○建設部長(相庭孝昭) なぜ第2ステーション、第3ステーションの間を分けたのだというお話でございます。具体的な数字ということでございますが、私どもで判断の材料に使ったものといしましては、それぞれのステーション、これはステーションのところで降雪量、積雪量は見ておりますけれども、そういったデータ、それからそのステーションにおけるこれまでの除雪延長、そういったものを掛け合わせる形で私どもは業務量という形で、まず一つの指標といいますか、それをつくりました。

それから、ステーションの中での排雪作業量もつくりました。

それから、それぞれのステーションで担当しているところにおける市民の皆様からの苦情と申すか、要望の件数もいただいているところでございます。

それから、これは定量的なものではございませんけれども、いわゆる狭隘路線が多い、少ない、そういったものの比較の中で第2ステーション、第3ステーションがそれぞれ業務量が多い項目に当たるといって、この二つを三つにするということ、それぞれ地域が狭くなるか、それからそれぞれの業務量が減るという中で行き届いた除雪ができるのではないかと判断に至ったところでございます。

○議長（横田久俊） あと、除雪の将来的なことについてどういう問題があつてどのように解決していくかというか、将来的なことについてですね、というような問いかけがあつたと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 申しわけありません。

将来的な体制ということでございますけれども、市内業者38社が今、登録業者でございまして、その中で昨年度の段階で参加していただいております業者の数といたしますと、構成者で25社、あと下請の方を入れますと、下請も先ほど答弁したのは重複がございますので3社程度という形になろうかと思っております。あと、御指摘がありました雪山処理、こういったものでも2社の方々が入っております。その中で、これからきめ細やかな除雪をやっていくという中では38社、さらには今まで全て参加されていただいておりますので、さらにはこれまで参加していた業者もいらっしゃいますので、そういった業者にも除雪に参加していただく中、いろいろな形態があろうと思っておりますけれども、参加していただく中で小樽市の市内の業者が一丸となってこれからの除雪を支えていくということがこれからの体制かというふうに考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

○5番（安斎哲也議員） 建設部長、全く答弁になってございませんけれども、議長には一応答弁はしていることを言われますので再々質問いたします。

まず、参与の部分ですけれども、私が再質問でつらつら公約の部分についてお話ししましたが、この私の認識を受けた上でも公約実現のために参与が必要なかどうか改めて市長の見解を伺います。

市長は4社以上にするだけできめ細やかな部分につながると言っていないと言ったのに対して、建設部長はきめ細やかになると言っていることの矛盾を説明してください。

そして、4社以上になると大雪のときに補完する目的があると言っていますけれども、最初から4社以上だったところは4社以上のままなので、その違いを説明してください。

そして、1ステーション増やしたときの比較を資料等をつくっているみたいな話をされていたので、その資料があるのであれば明日以降、提出してください。

あと、参与の必要性の部分ですけれども、最初の答弁で災害的な降雪時に手腕を発揮したということですが、ではそのときに何をされたのかというのをきちんと細かく説明していただきたいと思っております。

最後に、部長が、全て参加すればきめ細やかになるということをおっしゃっていましたが、私としては、この除雪のステーションの地域総合除雪がそもそもいいのかということから議論していかないとだめだと思っております。全体的にこのステーション自体が、もう10年前にたしか6ステーションになったものですので、10年間同じことをやっているのではなく、そんな小手先で業者を増やしたとか

ではなく、総合的に将来的にどうしたらいいのかと。例えば、第1ステーションに第1種路線がある、そこを分けるとかではなく、全体的に第1種路線を全部やるとか、そういった全体的に考えていかないと私はだめな時期に来ていると思いますので、冒頭、市長が除雪を改正するというには賛同しているということを話しましたが、変えなければいけない時期には来ているのです。ただ、今のやり方は大反対です。小手先で、ただ混乱を招いているだけです。10年前、地域総合除雪を変えたときは4ステーションから6ステーションにしました。そのときに14項目ぐらいで課題と見直し、効果、全てにおいて検証したものを建設常任委員会を出していました。それぐらいやるべきだと私は思います。

最後に、部長が打合せの部分で把握しきれなかったみたいな話をしていましたけれども、今回、貸出ダンプで相当業者を呼んで打合せをしています。なぜ総合除雪のときはそういうやり方をしなかったのか全く矛盾していますので、この点の違いと、なぜ貸出ダンプだけそうしているのか、そして入札改革の部分はなぜしていなかったのか、私にわかりやすいように説明をいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再々質問にお答えをいたします。

1点目が参与のことだったかと思えます。先ほど、るるいろいろ公約との照らし合わせでお話をいただいておりますけれども、私自身は、その中でも実際に政策まで反映できていないこともあります、アドバイスはいただいておりますし、また、必要な人材だというふうに思っております。そして、その中で特に今までも話をさせていただいておりますけれども、先ほど「小手先」という表現をされておりましたが、このような変化もなかなか今までにできていなかったという部分もあると私は思っていて、もともとわかっていたことだといっても、それを具体的に形にしていくというのは、それだけ労力もかかりますし、それに伴う知識や経験も必要だというふうに思っておりますから、それに伴うアドバイスとして参与からは私なりにいろいろ受けていると思っておりますので必要だというふうに感じております。

（発言する者あり）

それから、3社以上よりは4社以上がという意味で話をさせていただいておりますので、もともと4社以上ではないか、それよりいいか悪いかという意味合いで話はしておりませんから、3社以上よりは4社以上のほうがそのような対応をできるということでの答弁でございます。

（発言する者あり）

それから、恐縮ですが、当時の取組については、今、私自身が細かく言えるような状況ではございません。もう一度改めて確認をさせていただいて、機会があれば安齋議員にお伝えができればというふうに思いますので、恐縮ですが、今は答弁を差し控えさせていただきます。

（発言する者あり）

はい、当時の。

それと、安齋議員は、現在の地域総合除雪という仕組みそのものを抜本的に変えるべきだという考え方なのかというふうに思います。それこそ、それを変えようとしますと、それだけのおっしゃるようなさまざまなデータも含めて検証し、そしてそれだけの時間と労力がやはりかかるのではないかとこのように思います。それこそ何年もかけて考えなければならないことだというふうに思っておりますので、私自身は今回の制度設計においても小手先というふうに考えてはいたませんが、確かに課題というのは長年にわたって起きているというのは事実だというふうに思います。このたびそういう意味では調査費も

計上させていただき、皆様にそれに対して御理解をいただいたところだと思いますので、まずはやはり調査に伴って、そしてその検証をしっかりと鑑みながら、そのような大きな変化まで及ぶのかどうかも含めて先々について考えていきたいというふうに思っております。

最後の貸出ダンプのことに 대해서는、現質問における続きということで受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（横田久俊） 貸出ダンプのときにはそういうことをしているのに、今回はしなかったのかということですので、新しい質問ではないと思います。貸出ダンプのときには状況を説明して今回はしなかったのはということだと思います。

（発言する者あり）

○市長（森井秀明） では、私からは以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 貸出ダンプの際には、いろいろ密に打合せをしながら総合除雪の際についてはそれが十分でなかったのはなぜかというお話かと思えますけれども、私どもは、いろいろお考えはあろうかと思いますが、その時々状況において聞くべきこと、聞いたことというのはやっているところでございます。ただ、総合除雪に対して求めた時期が古かったといったことはあるかと思えます。その段階ではまだ2社以上、4社以上の話はしておりませんでしたので、一般的な参加意欲の確認ということで確認したところでございます。

あと、資料の要望もございましたけれども、それについては提出させていただきます。

○議長（横田久俊） 理事者あるいは議員が発言中の不規則発言は、発言の内容が傍聴者の皆様に聞こえないとか、いろいろなことがございます。それから、インターネット中継の音の中にも入ります。一切するなどは言いませんけれども、発言中に発言にかぶせるようにしての不規則発言は御注意ください。よろしいですか。

（「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。なるべく協力願います。

○5番（安斎哲也議員） 協力したいのですが、答弁が全然かみ合っていないといいますか、最初の本質問への答弁と今おっしゃっていたことで把握しているとか把握していないとか、どちらなのだという、答弁が全然違いますので、この点について整理してください、参加意欲を把握しきれなかったと言っていたのに、今、部長は把握したという。

○議長（横田久俊） メモしていませんでしたけれども、どうですか、お答えできるのであればしてもらい、できなければ私が議事を裁きますが、答弁の内容が違うのではないかということですので。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 私は、これまでの答弁の中で把握していないとは言っていないつもりでございます。7月から8月にかけて参加意欲については伺ったところでございますけれども、そこについては再三申し上げますが、一般的な参加意欲ということで伺ったところでございます。2社以上、4社以上の話という前提の中では伺っておりませんので、そういった中では、お聞きはしましたけれども、2社以上、4社以上に当たってという限りにおいては、十分その部分、事情の変化がございますので、十分に把握しきれたかどうかは、私どもでは把握しきれていないと言われても仕方ないというつもりで言ったつもりでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（横田久俊） 以降は、予算特別委員会等で追及あるいは議論を深めていただきたいと思います。よろしいですか。

安齋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時21分

再開 午後 5時40分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 一般質問します。

最初に、市内バス路線のバス停留所の問題についてお聞きします。

バス停留所の管轄は事業者であるバス事業者という前提の下で質問します。

第1に、バス停留所の上屋の問題です。

2012年第3回定例会の一般質問で、私は、市内バス停留所に上屋の設置を求めて質問いたしました。そのときは、要望が強いところは北海道中央バスが設置するし、設置補助についても金がかかるからやりませんという答弁でした。また、このときの質問では、費用軽減のために、広告付きのバス停留所は考えられないかと提案しました。

近年、全国各地で広告付きのバス停留所設置が都市部を中心に進められています。道内でも札幌、旭川、函館で既に導入されています。前回の質問後に中央バスが市内で新たに上屋を設置した数は2か所であり、残念ながら設置が進んでいません。市内バス路線で上屋付バス停は35か所、待合所が24か所となっています。

例えば、私が住んでいる近所には、生協小樽南店があります。木曜日や日曜日には大変混み合います。その向かいのセブンイレブン小樽入船1丁目店の前に量徳寺前というバス停留所があり、このバス停留所には平日で3路線、74本のバスがとまりますが、ベンチもなければ上屋もありません。それでも、多くの市民が買物袋を掲げてバスを待つ姿があります。

先ほど新谷議員が鉄道駅のバリアフリー化について質問しましたが、鉄道の場合、バリアフリー化の基準は、1日乗降客数が3,000人以上の駅とされています。

このように、バス停留所において1日の乗降客数や立地、維持・管理などの基準を設け、バス停留所に上屋設置を推進することは、中央バスにとっても悪い話ではありませんし、市民も喜ぶ話です。他都市の先進事例を参考にしながら、上屋設置基準を設定し、その基準に合致する上屋の設置に対して小樽市が設置費用を補助し、事業者が設置する仕組みが必要と考えます。見解を示してください。

関連して、上屋までいなくても、夏の間、ベンチの設置を推進する方策についても検討するよう提案します。お答えください。

第2に、小樽築港駅のバス停留所が移動したことについて伺います。

小樽築港駅のバス停留所が2014年8月から、もともと設置されていた場所から余市側に60メートルほど離され、小樽築港駅入り口からは間に信号機もあるので、2分から3分かかります。それでもバス停留所の名称は小樽築港駅です。朝のラッシュ時に見かける光景は、横断歩道を渡らずに国道を斜めに横切る人の姿があります。大変危険です。これは、横断歩道まで行ってから国道を渡ると間に合わないからだと思われます。また、高齢者の方からは、新しいバス停留所の場所は坂の途中にあって、行くま

が大変との声が聞かれます。南小樽駅の階段を避けてエレベーターのある小樽築港駅でおりてバスを利用していた方は、せっかく楽な駅でおりたのに、その後バスに乗るまでが大変になったと嘆いています。

新しい場所になって便利になった人もいますが、改善が必要だと考えます。このような現状ですが、市長はこのままでよいとお考えでしょうか。見解をお示してください。

もともと小樽築港駅付近には2か所のバス停留所がありました。ですから、もう一か所、文字どおり小樽築港駅バス停留所を設置するよう中央バスと協力することを求めます。お答えください。

第3に、バス停の除雪体制についてです。

この問題は、12月1日の除排雪計画説明会でも意見が出されていたと報道がありました。雪の季節になると、本来、バスベイがあってバスがそのスペースにおさまるはずが、雪のためバスが車道を塞ぎ、混雑の原因になっていることがあります。また、置き雪のために路側帯も雪に埋まり、1車線丸々塞いでしまうこともあります。これは市道だけではなく、国道や道道も同様です。バス停留所付近の市道の除雪について、バスが車道を塞がないような除雪を求めるとともに、国道、道道についても、同様の要請を関係機関に行うよう求めます。

バス停留所そのものの除雪も行き届いていません。バス事業者が各バス停留所の除雪を行っていますが、バスの入り口と出口の雪を少しどけるだけであり、バスに乗車しづらくなっています。市としてこのような問題をどのように解決をするお考えか、お示してください。

次に、公共交通に関する協議会の設置について伺います。

函館市では、昨年5月に地域公共交通総合連携計画をつくりました。この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、協議会での協議を経てつくられています。そして、この協議会が地域公共交通調査事業という国の補助金を活用して現況調査を行い、函館市もアンケート調査を行いました。そして、公共交通の現状を踏まえた対策を計画しています。函館市では公共交通に関連して2000年度以降、12の計画、調査が取りまとめられていますが、小樽市の場合は同時期にどの程度の計画、調査があるのか、計画・調査名も含めて示してください。

また、現在、公共交通の充実・整備にかかわって検討している内容があれば示してください。

函館市生活交通協議会には、学識経験者やバス事業者、ハイヤー協会、労働組合、町会、運輸局、警察など、関係機関により構成されています。人口減少が進む中で、将来的にどのような交通システムが小樽にとって必要か、事業の採算性と市民ニーズとをどう結びつけるかが課題になってきます。地域公共交通の維持のためにどうしたらいいか総合的に検討するために、国の補助が受けられる協議会の設置が必要です。市長の見解をお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、バス停留所の問題について御質問がありました。

まず、バス停留所の上屋設置についてですが、上屋の設置に対する市の補助につきましては、バス停留所の上屋の設置は基本的にはバス事業者が行うべきものであり、現在、市の財政状況では、市で設置基準をつくり、補助制度を導入することは難しいと考えております。

次に、夏の間のベンチの設置を推進する方策の検討につきましては、上屋同様にバス事業者が設置すべきものと考えますが、市としましては、何かよい方策がないか考えてまいりたいと思います。

次に、小樽築港駅のバス停留所についてですが、まず、小樽築港駅のバス停留所の現状に対する見解につきましては、以前のバス停留所はバス利用者のマナー等の問題から移転することになり、その際、小樽築港駅周辺での設置をバス事業者が町会、小樽開発建設部等と協議しましたが、地先の了解が得られず、移転先が現在の場所しかなかったものであり、やむを得ないものと考えております。

次に、小樽築港駅にもう一か所バス停留所を設置することにつきましては、移転の経緯もあり、大変難しいことと考えますが、市としてできることがあれば、バス事業者と協力してまいりたいと考えております。

次に、バス停留所の除雪についてですが、まず、バス停付近の市道の除雪につきましては、バス路線は大型のグレーダによる除雪作業が多く、細かな作業は難しいことから、積雪量によっては交通渋滞が生じている現状があるものと認識をしております。これまででもできる範囲でバス停留所に配慮した除雪に努めてきたところですが、特に大きな交通渋滞の原因となりそうなバス停留所付近については、今後、除雪路線調査の結果を参考に、工夫ができないか検討してまいりたいと考えております。

また、国道、道道の対応に関する要請につきましては、例年、国、北海道、小樽市、北海道中央バスの4者で、冬期間のバスの運行に関する意見交換を行っており、今後、バス停留所付近の除雪についても、課題として共有してまいりたいと考えております。

次に、バス停留所そのものの除雪につきましては、基本的にはこれまでどおりバス事業者で対応していただきたいと考えておりますが、利用者の乗降時における安全確保は必要であることから、市としても除雪作業において工夫を凝らす余地がないか、バス事業者と意見交換をしてまいりたいと考えております。

次に、公共交通整備のための協議会設置について御質問がありました。

まず、公共交通に特化した計画ではありませんが、本市の平成12年度以降の計画、調査のうち、公共交通に関連する計画の主なものにつきましては、平成15年策定の小樽市都市計画マスタープラン、平成20年の小樽市中心市街地活性化基本計画、平成21年の第6次小樽市総合計画が挙げられます。

次に、公共交通の充実・整備にかかわる検討につきましては、市内主要駅のバリアフリー化に関して話し合う場を設けるため、北海道運輸局、JR北海道、本市の3者による協議会を本年8月に立ち上げ、現在、JR銭函駅の早期整備に向けて協議を進めております。

また、市内バス路線などに関して、北海道中央バスと本市との間では、毎年、定例会議を開催し、同社からの情報提供によって現状や課題の把握に努めており、現在は高齢者等の支援策として、新規ノンステップバスの導入支援に向けた今後の対応について、協議を行っているところであります。

次に、地域公共交通を維持するための総合的な検討につきましては、本市の人口減少、高齢化が進む中、公共交通が地域住民の日常生活の移動手段を確保する上で重要な役割を果たしており、必要なことと認識をしております。

今後におきましては、国からの情報収集に努めるとともに、函館市などの先進都市の事例を参考としながら、本市の将来的な地域公共交通のあり方について、協議会の設置も含め、研究をしてまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫元議員) 再質問いたします。

まず、上屋の設置の問題について、単純に言えばできないということでした。

2014年に北海道運輸局が調査をしまして、バス停留所でのバス待ち環境の不満はありますかと、こういう問いに対して、雨・風を防げないという回答がトップで300人中229人、次にバス停留所にあるとよいと感じる設備、これは雨をしのげる上屋がトップで300人中190人、先ほどベンチの話もありましたが、椅子という答えは300人中95人です。バス利用者の利便性を考えれば、上屋、ベンチの設置は必要です。

それで、この間、国の補助のメニューというのはどの程度検討されてきたのか、まずこれをお答えいただきたいのと、先ほど公共交通のほうで取り上げた函館市の地域公共交通総合連携計画では、バスの上屋補助として地域公共交通確保維持改善事業が掲載されています。要は、この補助事業を使って進めるのだということが載っているのですけれども、この地域公共交通確保維持改善事業のメニューを上屋設置に使うことができないのか、これについてはいかがでしょうか。

あと、ベンチについては、いろいろな方策を検討していきたいということでしたけれども、私が調べたところでいくと、実際の費用負担をしないで、寄附によってベンチを設置するという取組もやっていて、どこの自治体かという資料を持ってくるのを忘れましたけれども、企業や寄附者の名前を載せて、この人がこのベンチをつけてくれたのですよというような取組をやっているところがありますので、ぜひ全国の自治体の例を参考にして、前向きに考えていただきたいと思います。

次に、小樽築港駅のバス停留所の問題ですけれども、これは非常に切実な問題でして、このままでいいのかと言ったら、市長は、やむを得ないでしょうということと言ったのですけれども、現状は、このままではよろしくないと思うので、せめて今後何か考えていきたいぐらいの答弁はいただきたいと思っていますのですが、ただ、バス停留所の設置については中央バスと相談していきたいという答弁がありましたので、中央バスとよく話し合っていきたいと思うのですが、それで第一に問題視しなければいけないのは、市民である利用者が不便をしていると、そういうことが第一だと思います。

先ほど量徳寺前のバス停留所の話をしましたけれども、このバス停留所にとまるバスの便は桁違いです。平日に4路線、234便が停車します。小樽駅前方面から新光方面に向かうバスは若竹町、小樽築港駅、東小樽、逆はもちろん東小樽、小樽築港駅、若竹町と、こういう順になるのですけれども、この所要時間を見ますと、若竹町と小樽築港駅の間は、新光方面行きは2分、小樽駅方面行きは1分と、こういう状態です。それで、逆の場合ですけれども、東小樽と小樽築港駅との間は、新光方面は2分、小樽駅方面は3分ということで、本来2分、2分という区分でバス停留所が組まれなければいけないのが、小樽駅方面に明らかに寄っているという状態になっているところです。このような現状を見て、やはりバランスがとれていないと私は思うわけです。

先ほど本質問で取り上げたように、現状のバス停留所で便利になった人もいると思うので、そこをまた移動するという話になると、また不便になる人が新たに生まれてしまうということになります。だから、新しいところをどこかに設置するという方法が一番いいのではないかと思います。方法は幾つかあると思いますが、二つほど提案するので、市の見解を示してください。

まず一つ目、市営住宅1号棟の前に停留所をつくること。

もう一つ、思い切って開発局と相談して、国道に右折レーンを設置して新光方面のバス停留所と併用する。要は、小樽築港駅に入ってしまうと。それで右折で出ていくと。これは開発局や関係交通機関との連携も必要ですけれども、こうなれば文字どおりこの二つは築港駅前のバス停になりますが、それは明らかに無謀なプランだというのであれば、そのように言ってください。

(発言する者あり)

バス停留所の次に、除雪の問題は別の機会に取り上げます。

あと、公共交通整備のための協議会の設置、これが、私の今回の一般質問の全部をつなぐ柱になっていまして、結局、バス停留所の上屋のことも、新しい停留所をどうするかということも、事業者を含めさまざまな交通関係者と協議をして、どういう公共交通がこの小樽にとって必要かということが土台にないと、市民生活にどんなプランをつくっても、市民が安心して外に出かけられないという状況では、それぞれの政策が結局ばらばらになってしまいますので、やはり公共交通をどうやって整備するかという上で、この協議会の設置ということが必要だと思います。

それで、前向きな答弁をいただきましたので、あまり詰めるようなことはしないのですが、やはり先進事例ということでありましたので、国土交通省のホームページに交通に関する条例を定めている自治体のリンクがあります。石川県金沢市や熊本県熊本市、京都府長岡京市などがあるので、ぜひ参考にさせていただきたいということで、これは意見として述べさせていただきます、再質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

上屋の件でございますけれども、先ほど答弁をさせていただいたように、現状では財政状況も含めて厳しいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、今、先ほど、国の補助メニューのことをお話しされていたかと思えます。今まで原部で調べた中では、上屋に国の補助メニューが直結できないものではないという判断をしていたところだったのですが、今、小貫議員がお話しされたその補助メニューが上屋に対して直接結びつく可能性のあるものがあるのであれば、それはもう一度検討事項として見定めていかなければならないというふうに思っておりますので、それも改めて調査をさせていただきたいと思えます。

また、寄附によるベンチという取組は、今までもさまざまところで取り組まれているという話は聞いております。そのような方策も含めて、ベンチの可能性においては考えていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

また、小樽築港駅のバス停留所については、御指摘のとおり、以前の場所からずれて、やはり市民の皆様にとっては不便を感じていらっしゃるということは事実かと思えます。今、御提言があった部分も含めて一度、たぶんバス事業者では、その可能性も鑑みながら取り組んだ結果、今のところに移転されたと思っておりますので、そのことをいろいろ鑑みますと、簡単ではない、難しい問題だと思っておりますが、しかしながら、もう一か所のバス停留所を設置するという点において、市民の皆様の要望であったり、また、バス事業者としても必要だという観点、さらには今、議会として小貫議員からもその御指摘等をいただいて、その皆様の思いが形になるということが大きく広がっていくようであれば、市としてもそれに向けて協力をしていくことは当然だと思っておりますので、それについてはバス事業者とも今後、意見交換をする中で判断をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

最後の点においては質問ではなかったと思うのですが、小貫議員が御指摘のとおり、やはりこのまちにおける公共交通機関のあり方であったり、又は先ほども御答弁しましたが、よりよくしていくということにおいては、大変重要だと思っております。その中で、今、協議会の設置についての御提言をいただきましたけれども、その協議会の設置も含めて、よりよくしていくための手だてを研究、考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再々質問します。上屋の設置の問題ですけれども、調査はしたが見当たらなかったということですので、ただ、少し残念だと思うのは、私は、今回の質問で、函館市の例を、こういう計画をつくっていますということは、本文にしっかり載せているのです。その計画をめぐっていけば、このバス停留所の上屋設置の補助というメニューは出てくる場所です、たぶんその後もいろいろ調査してくださいと私、何度か言っていましたので、本当に全く活用できないのか、調査がそこまで行き届いていなかったのか、そのあたりどうなのでしょうかとということです。

あと、小樽築港駅のバス停留所の問題ですけれども、前向きに協力していくような答弁をいただきました。それで、問題は、事業者がやるという態度よりも、やはり市も協力してやりますという姿勢で取り組んでほしいと思うのですが、結局、市の対応として今までは、こういう要望はありますけれどもたぶんバス事業者はどうしましょうかというような問いかけだったと思うのです。ただ、それでは現状、バス事業者としてはできませんと、こういう話になると思うので、そうではなくて、市としてはできればやはり実現をしていきたいと。市民のために頑張っていきたいと。そのためにどうすればいいでしょうかという問いかけを、先ほど千葉議員でしたか、問いかけをしてほしいという、いい聞き方だなと思いましたけれども、そういう問いかけをしていただいて、実現に向けて力を尽くしていただきたいという2点です。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

私の答弁以外に関しては、関係部長より答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは、小樽築港駅のもう一か所のバス停留所に伴うお話だったかと思います。問いかけをというお話でありましたが、基本的にはやはり停留所の設置というのは、バス事業者自身がその地域におけるニーズに鑑みながら設置されるのが本来だと思っております。しかしながら、御指摘のように、もともとあった場所から移転をしたという事実がやはりあり、それに伴って市民の皆様にご不便が生じているという話が出ているのも我々も承知をしているところでございます。やはりそれを改めてバス事業者、御指摘のように問いかけるということは大切なことだと思っておりますので、こちらからもバス事業者に対して、そのことも含めてアプローチをさせていただき、何とか市民の皆様の期待に応えられる環境を整えられるよう頑張っていきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 上屋の補助メニューの件でございますけれども、私どももこの質問を受けましてから、函館市の地域公共交通網形成計画をインターネットで見まして、原部としても検討を始めたという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(横田久俊) 小貫議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 一般質問をします。

初めに、地方創生交付金不採択についてお聞きます。

今年10月下旬、地方創生を掲げる国が、人口減少対策として先駆性のある事業に取り組もうとする地方自治体への交付金の配分を選考した結果、小樽市は8月に単独型で申請した総事業費2,400万円のまちなか観光にぎわいづくり事業として、観光客の動態調査などの市場調査事業及び運河プラザの営業時間を延長するなどの運河プラザ機能向上事業が不採択になりました。この結果、市が予定していた各種事業を市の単独予算で賄うことになりました。

市は、地方創生交付金不採択の要因として、都会の高齢者を地方で受け入れるような事業が優先して採択されたようだと言われましたが、管内では単独型で積丹町の漁業系廃棄物資源利活用推進事業が、広域連携型はニセコ町、蘭越町、倶知安町のニセコエリア総合観光情報発信事業と余市町、仁木町の余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトが採択されました。また、石狩市では漢方生薬生産体制確立支援事業に6,000万円、旭川市では北の恵み食べマルシェ開催負担金に5,000万円の交付金配分があり、道内の単独型事業の採択都市は、札幌市をはじめ滝川市など16市にも及びます。

確かに、採択事業数は全国709件で、うち道内は47件、全国は853自治体からの申請総数1,153件に対する採択率は62パーセントでしたが、交付額の目安は市区町村が3,000万円から5,000万円と、交付額としては魅力的でした。

ここでお聞きをします。

前述の本市の分析では、都会の高齢者受入れ事業が採択されやすかったと触れていましたが、道内で採択された他都市の事業計画においては、そのような件はむしろ少なく、もともと本市の事業計画に新鮮味がなく、この地方創生交付金の趣旨に合致しないのではとの声も聞かれています。また、まちなか観光にぎわいづくり事業をあえて地方創生交付金へエントリーした理由と不採択になった理由の分析をお答えください。

また、そのようなアドバイスをいただける国とのパイプ役の不在について心配の声が聞かれますが、どうお考えですか、お聞かせください。

11月27日に、政府は、2015年度補正予算に自治体の人口減少対策を支援する交付金など、地方創生関連経費を盛り込む意向を示しました。同様の交付金の加配が行われるとしたら、ぜひとも今回のような不採択にならないよう、しっかりと真剣に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備についてお聞きます。

去る10月14日、2016年3月26日に開業する北海道新幹線の東京－新函館北斗間の運賃と特急料金を合わせた普通車指定席の総額を2万2,690円に設定するとの報道がありました。この料金発表で、開業に向けた道内の機運が高まる中、小樽観光協会は、新幹線開業で特に東北の人々が北海道に来やすくなることを期待し、リピーター客の獲得につなげるため、11月に東京と沿線の仙台で観光キャンペーンを行ったと聞きましたが、その内容と市としての取組についてお知らせください。

また、今後、2030年度には小樽市郊外の天神地区に北海道新幹線新小樽（仮称）駅ができます。市は、その準備として、新駅周辺の商業施設のあり方やインフラ整備、小樽駅を含む中心市街地とのアクセスなど課題が山積する中、地域と市民と経済団体及び当事者であるJR北海道を含めた公共交通機関団体の意見をしっかりと聞き、新幹線と共存できるまちづくりを目指すべきです。

そのために市が来年度までに計6回開催する官民組織、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議が10月21日に初会合が開かれましたが、同会議は、森井秀明市長の意向で、6月の庁内会議で小樽商工会議所を正式メンバーから外したとの報道がありました。しかし、高岡市をはじめと

した他都市の新幹線新駅周辺整備計画策定委員会においては、このように策定会議のメンバーから当地の商工会議所を正式メンバーから外すことはまれで考えられず、連携は必須なはずです。あえてそのような協力を断ち切る行動に出た経緯と理由について、詳しくお答えください。

また、結果的にそのようになったのであれば、今後、小樽商工会議所に正式な策定会議のメンバーとして協力を仰いでいくおつもりなのかお聞かせください。

3番目に、第2号・第3号ふ頭の整備と対ロシア貿易についてお聞きいたします。

10月27日の小樽税関支署の発表による小樽港の9月の貿易概況は、ロシア向け中古車や古タイヤの輸出の激減などで、輸出総額は前年度比71.7パーセント減の2億8,000万円と大幅減少しました。輸出総額も同19.3パーセント減の31億1,800万円となり、7か月連続で前年同月を下回ったとあります。

本港の直近5年間の輸出入の全体の動向及び対ロシア貿易の状況と分析をお知らせください。

また、本市は小樽港でのロシア貿易促進に向け、10月18日から22日にかけて、市港湾室職員2名と市内の船舶代理店の社員3名の計5名で、ロシア沿海地方のウラジオストク市と姉妹都市であるナホトカ市を訪問し、北海道銀行の現地駐在事務所の協力を得て、現地の食品卸会社などに対し、小樽航路を利用した輸出拡大を訴えたと聞いています。

私は、当選以来、一貫して対ロシア貿易の重要性を説き続け、平成26年第2回定例会の一般質問の中では、対ロシアの貿易に対して旭川市などが圧倒的に道と連携を深め、本市は対ロシア貿易事業を行っている他都市に比べて意欲と情報量が欠けていると断じました。

このたびのソフト事業は、一歩踏み込んだ歓迎すべき事業です。その訪問内容と成果及び今後の展望についてお知らせください。

帰樽後、市港湾室は、「現地の需要を把握し、情報を日ロ双方の業者に伝えることで、小樽港を利用した貿易拡大に結びつく」と期待していますが、業者に伝える方法として、産業界、すなわち経済界との連携が必要となり、同時に道との連携も深めていかなければなりません。現状、対ロシア貿易拡大事業での市と経済界との連携状況及び市と道との連携状況を御説明ください。

次に、ハード事業として、今年度から小樽港第2号ふ頭をロシア貨物船向けに整備するとありますが、その目的と内容をお知らせください。

クルーズ客船誘致は本市の長年の悲願で、石倉倉庫が集積し、歴史的文化的価値のある建造物が身近に見られ、山海の味を堪能できる観光資源が豊富な本市において、旧国鉄手宮線跡地にも近く、産業遺産としても価値が高い第3号ふ頭を中心としたクルーズ客船誘致の優位性は、道内、道外の他港に比べても高いと思われます。

就任直後の市長の記者会見では、その重要性を否定するような発言があり、国の関係省庁の落胆を誘いましたが、その後の第3号ふ頭及びクルーズ客船誘致に対する考えと関係省庁への働きかけがありましたら、具体的にお示しください。

11月25日、道は、アジアと欧州を結ぶ物流ルート、北極海航路の利活用に向けた方針の素案をまとめました。国や市町村、民間企業との連携や北極海航路の拠点となることを目指すロシア・ムルマンスク州の欧州との協力体制構築など、同航路に関係するロシア、欧州との交流促進などを取り組むこととし、道内の港湾が北極海航路の拠点となることで、道産食品の輸出促進や国内の物流網強化につなげ、同航路による道内への波及効果を道民に示す取組も行うとしました。来年1月に原案を取りまとめ、2月に策定するとのことでした。

私は、平成25年第2回定例会代表質問の中で、24年12月、プーチン大統領の年次教書演説の中で、北極海航路開発の強化が表明され、25年4月、安倍政権で閣議決定された海洋基本計画を受け、道は、

アジア太平洋地域とヨーロッパを結ぶ航路として、北極海航路可能性調査報告書の中で、北極海のロシア領海を航路とする北回りルートを取り上げたことを挙げ、小樽港での研究を促しました。

今回の道と本市での取組についてお聞かせください。

4番目に、小樽医療ツーリズムについてお聞きします。

11月20日、旭川市で、市中心部の再開発事業の一環として、医療機関と健康関連施設などを組み合わせた大型複合施設の建設がJR旭川駅南側で計画されていて、道北の予防医療の拠点を目指すとともに、旭川市が推進する医療ツーリズムの受入れにも力を入れるとの報道がありました。

本市では、先立つこと10月下旬、北京、上海、広州などの中国旅行業者の関係者ら約10人の視察団が小樽市立病院を訪れ、がん発見に有効な陽電子放射断層撮影装置（PET）にコンピュータ断層撮影装置（CT）を組み合わせたPET-CTなどを見学したと聞きました。同病院の岸川和弘医師や小樽商科大学の伊藤一教授が中心となって行っているメディカルツーリズム研究会が視察団を招いたともお聞きしています。中国では、富裕層が日本の医療施設で検診を受けるケースが目立っていることや、検診料が1人当たり十数万円から50万円ほどであること、医療ツアーの参加者が医療施設での検診のほか観光客の一面を持つことは、医療設備も重要な地域資源になり、外国人富裕層の来樽にもつながると考えられています。

市立病院は、市民本位の病院との側面もあるが、インバウンドの有効なツールになる可能性は否めません。今回の医療ツーリズムの取組について、その内容と評価、今後の展望などについてお答えください。

5番目に、ふれあいパスについてお聞きします。

市は、高齢者の積極的な社会参加を促す目的で、70歳以上の市民を対象に交付していた市内路線バス運賃の助成制度、ふれあいパスについて、来年度から利用制限を設ける見直し案を出しました。理由は、市内の70歳以上の人口は増加傾向にあり、市の推計では2014年度の約3万5,000人から2023年度にピークの約4万人に達すると予測され、そのため市は、財政負担の上昇を抑制するため、2023年度までの事業費が年間1億5,000万円前後におさまるように負担抑制するためとのことで、見直し案の内容は、これまで制限していなかった1人当たりの回数券購入数を、市が2014年度行っていた利用実態調査によると、パス交付者の約78パーセントの年間購入数が15冊以下だったことから、年間15冊以下に限定し、かわりに回数券の値段を1枚120円から110円に引き下げ、利用者の負担軽減も図るとのことです。

厳しい財政状況の中で本制度を持続していくための必要措置とはいうものの、いただいた資料である小樽市ふれあいパス利用状況調査結果の内容では、確かに15冊以下の購入が78.3パーセントでありました。しかし、逆に16冊以上購入された方が4,400人以上いたということで、負担が1枚につき10円減ることは購入者の利便性を上げることにはなりますが、しょせん総予算を抑えることは必ず誰かの利便性が損なわれるということです。この調査では、購入冊数が多い人の購入動機と実態が示されており、冊数の制限が今後、同制度の目的である高齢者の積極的な社会参加を促すことを現状からどれほど阻害するものなのか、類推することができない状態です。見直しに当たっては、厳しい財政状況の中と説明されていますが、今後の財政状況の見通しをお聞かせください。

次に、事業費を1億5,000万円前後に抑えるとありますが、この数字の根拠と見直し案による財政抑制効果はどの程度になるかお示してください。

結論的になりますが、見直し案を提案するならば、ぜひ再度、購入冊数が多い人の購入動機と実態を調査し分析した上で、同制度を維持しながら、高齢者の積極的な社会参加を阻害することが最小限になる提案をしていただくことを望みますが、いかがでしょうか、お答えください。

6番目に、小学生までの医療費無料化についてお聞きします。

小学生までの医療費無料化は、森井市長の公約の柱であり、その公約に寄せる期待の下、支持された方も多かったとお聞きします。就任後の記者会見でその件について聞かれた市長は、財政と相談してなどの発言をし、具体的な制度導入時期について言及しませんでした。まさに支持者との約束であるその公約の実行を望む声が高まっている中、平成28年度予算に織り込むべく、現在、庁内の政策検討会議などを通じて、制度設計と継続可能な財政的裏づけを模索中とは思いますが、

また、交付税の算定も決まらないままの財源状況では、財政的根拠を示すことは難しいことは理解していますが、市長公約ですので、この第4回定例会にしっかりとたたき台を提示できないようでは、議会との議論も深まらず、せっかくのいい制度も中身や財政的裏づけなどの説明不足により、新年度予算の組立てに支障を来す懸念さえあります。ぜひとも幾通りかあると言われる新制度案を絞り込んで決定し、早急に提示していただきたいと考えます。

まず、平成28年度予算に盛り込むのか、そうならば現在の制度設計の進捗状況及び財政的な裏づけをどう考えているのか、お示してください。

7番目に、周産期医療と産後ケアについてお聞きします。

女性にとって、住んでいるまちで出産したいという思いは切実ですが、産婦人科医の不足と偏在が進んでいる道内では、産む場所探しに苦労する、いわばお産難民が続出しているのが現状です。

市立根室病院では、分娩の扱いを休止した2006年度を境に、新生児の減少がとまらない状況が続いています。

地元で産めない状況はまさに地域の衰退に直結するとも言われる中、小樽協会病院が分娩休止を行ってから5か月がたちました。同病院は、北海道医療計画、北海道周産期医療体制整備計画に基づく後志二次医療圏、小樽・後志で唯一の地域周産期母子医療センターに認定され、その周産期母子医療センターは、周産期を対象とした医療施設で、産科、小児科を備え、周産期にかかわる比較的高度な医療行為を常時担う医療機関でもあります。同病院の分娩休止を受け、市内には分娩を行える医療施設が1か所という事態が続いています。このままでは出産をためらう女性が増え、少子化に拍車をかける悪循環ともなり得ない状況です。

また、市内の個人病院1か所の分娩施設では能力に限界があり、高齢出産の多い現状では、地域周産期母子医療センターの再開は一刻を争う事態です。

小樽協会病院の分娩再開は当然、道との連携は必要で、森井市長の公約にもうたわれている最重要課題です。

今年の出生数について、市内、市外別に、昨年と比較してお示してください。

また、最新の道との協議状況及び小樽協会病院での分娩再開に向けた市長のお考えをお示してください。

また、日本産科婦人科学会によると、30年ほど前には1割ほどだった女性産婦人科医の割合は、2012年には3割に増え、特に20、30代では約6割を女性医師が占めるとのことですが、女性医師の復帰は産婦人科医の増加に結びつくことと期待されています。

小樽協会病院と協力し、女性産婦人科医の復帰、招聘についての方策などのお考えはありませんか、お答えください。

札幌市は、高齢出産の増加や核家族化、他世代での同居が減って、産後に頼れる人のいない母親が増え、授乳にふなれなまま退院し、育児の不安や疲れが産後鬱や子供の虐待につながったり、第2子以降の出産をためらわせるケースがあり、近年、産後ケアの必要性が指摘されてきた中、母親を心身両面から支える産後ケアへの支援を通じ、育児の不安を和らげるため、2016年度から産後の母親が同市内の助

産院などで静養したり、赤ちゃんへの授乳など育児指導を受けたりする産後ケアの費用の一部を助成することとしました。道内では、函館市が本年10月から宿泊型への助成を始めたと聞きます。

予算を伴うことなので、前述の札幌市や函館市のようにすぐにはなりません。産前産後ケアを充実させ、妊娠期から切れ目のない支援体制は必要と考えますが、本市の産前産後ケアの現状と今後の方針をお示してください。

8番目に、学校給食におけるアレルギー対応についてお聞きします。

学校給食の現場では、近年、食物アレルギーのある子供への対応が課題となっています。14年度、食物アレルギーと診断を受けた児童・生徒は、3年前に比べて、小学生で3.82パーセントから7.67パーセントで約2倍、中学生で6.22パーセントから8.93パーセントと約1.4倍に増えました。今や1クラスに1人いても珍しくない状況です。

給食対応は自治体によって差が大きく、私は、平成25年第1回定例会一般質問で、この学校給食におけるアレルギー対応について質問しました。「アレルギー源として特に注意している食材は、そばと牛乳であり、そばは提供せず、うどん、ラーメン、スパゲッティを提供しております。体質やアレルギーにより牛乳が飲めない児童・生徒に対しては、代替として麦茶を提供しております。また、これ以外の食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応は、各学校において、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の調査を行い、その調査と詳細な献立表に基づき、アレルギーを引き起こす食材の入った給食を食べないよう指導している」との答弁でした。

先日、胆振管内厚真町のように、代替食に加えて取り組む共通献立などの事例が紹介されましたが、安全に調理するための個別の調理場の用意や人員不足が壁になり、詳細な成分を記載した献立表を配る、牛乳をお茶にかえるにとどまっている自治体も少なくありません。

本市の学校給食センターが開設されてからのアレルギー対応への変更点と、今後、本市の学校給食におけるアレルギー対応についてお聞かせください。

また、エピペンについても、「エピペンはアレルギー症状のある児童・生徒が医師の処方に基づき、自己管理するものであり、一時的に学校で預かり、万が一の場合使用することができるものでありますので、学校で常備し使用することはできないこととなっております」との答弁をいただきましたが、再度、現状の対応についてお聞かせください。

9番目に、児童・生徒の学力向上と生活面についてお聞きします。

11月7日、本市の小学6年生と中学3年生が対象の全国学力・学習状況調査の結果が発表されました。教科に関する調査の結果では、小・中学校の全10科目で全国平均を下回ったものの、小学校の国語、算数の応用編で全道平均を超え、若干の改善傾向が見られたが、学習意欲に関する調査では、小・中学校とも理科の学習意欲が全国に比べて低い結果となりました。過去3年間、ほぼ全科目で全国・全道平均を下回っている現状です。学力低迷を受け、教師が黒板の使い方や生活指導の方法を統一するなど、小・中学校とPTAが協力して説明会を開き、児童・生徒の生活習慣の改善を話し合うなど、学校独自の取組が増えてきているとは聞いていますが、満足いく基礎学力習得状態にはまだまだです。

この中では、学力向上と教員のスキルアップを図る道教委の指定校になって3年目の稲穂小学校が、今年度の学力テストの全国平均を大きく上回る成果を出しました。上林教育長が小樽の学力向上には、他校の指針となるようなモデル校が必要ではと考えていた。小樽の教育現場では、長年、お互いの授業や学校方針に干渉せず、平等性を重視しすぎて競争を避けてきた風潮があると本市の教育環境の背景を分析した上で、「横並び意識から脱却し、全ての学校が切磋琢磨していくのが望ましい」と話されました。まさに正論であり、賛同するところです。もっと詳しく御見解をお示してください。

生活面では、小樽の児童・生徒の家庭学習時間が全国、全道に比べて短く、また、スマートフォンやインターネットなどによるゲームの利用時間が全国、全道を大きく上回る傾向が続き、生活習慣の乱れなどが懸念される問題で、小樽市教育委員会と市内小・中学校教員でつくる情報モラル対策委員会は、インターネット利用に関する保護者アンケートを初実施し、結果を公表しました。結果は、小樽の子供のインターネット利用時間が長い実態と家庭でのアクセスに関しての放任ぶりがあらわになりました。市教委は2012年から、午後10時以降スマートフォンの利用を控える携10運動や音読運動の奨励を呼びかけてきたが、上林教育長は学校と保護者との連携が不十分だったとも認めています。児童・生徒の生活面についての現状の詳細な認識と今後の方針についてお示しください。

10月中旬、札幌市教育委員会は、小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行い、中学進学時に増える中1ギャップを解消する狙いを含めた小・中一貫義務教育学校の設置に向けた検討を始めました。

義務教育学校は、今年6月に成立した改正学校教育法により、16年4月から、学年の区切りを4・3・2や5・4など柔軟に設置できるようになりました。義務教育学校をめぐるのは、教員は原則として小・中両方の免許が必要になり、9年間の教育カリキュラムを作成するなど、ハードルの高い部分もありますが、検討する自治体も増えていると聞いています。オホーツク管内斜里町が来年4月にも町内の小・中学校に導入する方針で、同管内小清水町や釧路市も検討を始めています。

そこで、教育長にお聞きします。

先ほど述べた他校の指針になるモデル校を望むなら、小・中一貫校という考えもありますが、この点についての検討課題並びに現実性をお示しください。

最後に、森井市長に、市長の行政指針についてお聞きします。

質問の1番目の地方創生交付金不採択については国、2番目の北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備については経済界、3番目の第2号・第3号ふ頭整備と対ロシア貿易については国と道と経済界、7番目の周産期医療については道と、森井市長がお役目としてついておられる市役所だけでは立ち行かなく、各組織と連携が必要なところですが、それぞれについての連携の必要性和現状の御認識をお聞かせください。

また、議会、経済界と溝を深めているとの報道がなされていますが、市長の認識と、なぜそのような事態に至ったのか、市長なりの御見解をお示しください。

就任直後から森井市長には国や道とのパイプがなく、施策の相談や助言をいただくルートが見えず、連携をとりにくいのではという声も聞かれましたが、現在、国、道、経済界とどのようなルート、パイプ役を使って小樽の現状の陳情や各機関、団体との協議を行っているのかを、具体例を挙げてお示しください。

また、連携にかかわりアドバイスをいただいている国会議員、道議、省庁関係者、道庁関係者、経済人などをお示しできたらお答えください。

もちろん連携が不要というならば、その理由を含めてお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地方創生交付金不採択について御質問がありました。

まず、地方創生先行型上乗せ交付のタイプⅠに応募した単独型のまちなか観光にぎわいづくり事業につきましては、実施計画書の提出に当たり、内閣府の要件チェックを経ておりますので、交付金の趣旨に合致しないとは考えておりません。

タイプⅠの応募に当たっては、本市の主要産業である観光の新たな展開を図るため、中心市街地において歩行者交通のハブを設けることで、観光客の動線を延長するための誘因を強化するとともに、滞在時間の延長により経済効果を受け止める仕組みをつくるためには必要な事業であると判断し、申請したところです。

不採択となった理由の分析ですが、国全体で見ると、都会の高齢者を地方が受け入れるようなCCRC事業など、国の例示に従った事業が採択される傾向にあり、その中でも単独事業より地域連携事業のほうが採択されやすかったと分析をしております。

また、国との人脈につきましては、庁内各部署において有するネットワークのほか、道内選出国議員や省庁関係者で北海道や小樽にゆかりのある人などの人脈を効果的に活用してまいりたいと考えております。

次に、地方創生関連交付金が不採択とならないよう取り組んでいただきたいという御要望につきましては、本市としましては、今回のように交付金が不採択となる事態は避けたいと考えております。財源確保の観点からも交付金の活用は重要と考えておりますが、一方で重要業績評価指標の設定とその達成度の進捗管理、事業を実施するための部署など、人員の確保も含め、後年度負担も大きいと考えております。そのため、応募するに当たっては、取り組む事業の妥当性、効率性も含め、慎重に検討するとともに、可能な限り情報収集を行い、官民協働や広域連携の仕組みを構築するなど、国の方向性を見極めながら、採択の可能性を高めてまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備について御質問がありました。

まず、今年11月に行った東京と仙台での観光キャンペーンの内容につきましては、小樽観光協会と市が北海道新幹線の利用が見込める東京や東北地方をターゲットとし、11月10日から12日まで東京都内の旅行会社30社、13日には仙台市内の旅行会社20社を訪問し、小樽観光についてのPRを行いました。また、14日にはJR仙台駅で街頭キャンペーンを行い、小樽や北後志のマップやパンフレットを配布しております。この事業につきましては、企画、準備段階も含め、市と観光協会が協働で実施したものであります。

次に、小樽商工会議所が北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議に参加していない経緯と理由並びに今後の協力要請につきましては、商工会議所が事務局を務める北海道新幹線建設促進小樽期成会が市に先行して北海道新幹線の有効活用について提言書を取りまとめていたことから、計画策定会議では、その経験や知見に基づいた助言をいただくアドバイザーとしての参加をお願いしたところです。しかしながら、商工会議所からはアドバイザーではなく一委員として参加したいとの意向が示され、初会合までの間にアドバイザーとしての参加に御理解が得られず、結果的に不参加となったものであります。

また、今後につきましては、計画策定会議においては、商工会議所から助言をいただくことで議論がより深まると考えておりますので、引き続きアドバイザーとして協力していただくことを含め、協議をしてみたいと考えております。

（発言する者あり）

次に、第2・第3号ふ頭整備と対ロシア貿易について御質問がありました。

まず、小樽港の直近5年間の輸出入の動向につきましては、平成22年が58万6,991トン、23年が56

万8,475トン、24年が52万5,293トン、25年が48万6,791トン、そして直近の26年が46万1,522トンとなっております。このうちロシア貿易については、22年以降は約10万トン台で推移をしてきたところですが、昨年以來続く大幅なルーブル安の長期化によりロシア国内における購買力の低下が続いていることから、主要貨物である完成自動車のロシア向け輸出は、直近の今年7月まで前年比54.8パーセントと低調に推移をしているところであります。

次に、ウラジオストク市とナホトカ市訪問につきましては、まず、訪問の内容については、ウラジオストク市とナホトカ市に所在する輸出入に関連する商社や量販店などが6社、船舶関連の代理店が3社、経済関係団体が3社と、ナホトカ市行政府の計13団体を訪問し、小樽港のPRや取扱貨物に関する地元情報収集などを行ってきたところであります。

その成果につきましては、現地でのパイプ役となっただけの北海道銀行の現地事務所の方と一緒に、輸出入関連事業者を訪問、面談することができましたので、今後、具体的な動きに対応できる素地ができたと考えております。

今後につきましても、引き続き具体的な商談や貨物の動きに結びつけられるよう、今回の訪問で得られた現地とのネットワークを活用してまいりたいと考えております。

次に、経済界との連携につきましては、現地で把握した商品情報などについて、帰樽後、関連団体等との懇談会の場を通じて情報提供と意見交換を行ったところであり、今後もさまざまな機会を通じて、今回得られた現地ニーズや商品情報などについて情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、北海道との連携についてですが、ウラジオストク港とのRORO船航路の活用促進に向けて、航路開設以来、北海道の総合政策部や経済部と活発に情報交換等を行ってきたところであり、昨年は道が小樽港からウラジオストク港へ後志産の果物などの一般貨物試験輸送を行っております。道は今年度も同様の試験輸送事業を予定しており、こうした事業実績も道と連携しPRするなど、既存航路の利用促進に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、第2号ふ頭整備の目的につきましては、既存岸壁の老朽化が著しいため、岸壁附帯施設等の改良を行い、ロシア船などの外航船の係留施設を確保するものであります。

また、整備の内容につきましては、第2号ふ頭の手宮側岸壁の上部コンクリートやエプロン、荷さばき地の舗装、防舷材などの改良を行うとともに、外航船に対応するためのフェンスなど、埠頭保安施設を整備するものであります。

次に、第3号ふ頭整備及びクルーズ客船誘致につきましては、まず、クルーズ客船の寄港は、大きな経済効果が見込まれるとともに、港や周辺の観光スポットなどのにぎわいづくりに結びつくものと考えております。クルーズ振興を図るに当たって、第3号ふ頭はJR小樽駅から至近の距離にあり、市街地や観光エリアからも近い点など、他の寄港地と比較しても優位性が高いことから、今後の客船誘致に向けた取組の中で、私みずからもその優位性をアピールしているところであります。

また、関係省庁への働きかけにつきましては、国土交通省公安局や観光庁などのほか、スムーズなCIQ体制の確保に向け法務省を訪問するなど、国に対するさまざまな要望活動を行ってきたところであり、今後も継続をしてまいります。

次に、北極海航路に関する北海道の取組につきましては、北極海航路に期待される効果を踏まえ、道内関係者が共有すべき今後の取組の方向性を明らかにすることを目的として、長期的な視点に立った取組方針の素案を策定したもので、今月からパブリックコメントを実施するとお聞きしております。

本市としては、平成24年度に北海道建設部が設置をした北海道北極海航路調査研究会に、道内のほかの港湾管理者とともにオブザーバーとして参画してまいりました。近年の日本における北極海航路の利

用実績は、平成25年は3件、26年は実績なし、今年も1件とお聞きしておりますが、今後も北極海航路の動向や利用可能性につきましては、国や道を通じながら最新情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスの見直しについて御質問がありました。

まず、今後の財政状況の見直しにつきましては、10月に策定をした小樽市中期財政収支見直しでは、平成28年度以降、単年度収支で多額の財源不足が生じると試算しているところであり、歳入では、人口減少に伴い、市税収入の増加が期待できない中、依存度の高い地方交付税においても、制度改革の影響が懸念される一方、歳出では、国の社会保障制度改革や公共施設の老朽化対策などにも対応していかなければならず、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えております。

次に、1億5,000万円の根拠と見直しによる財政効果につきましては、平成26年度においてバス事業者の負担割合見直しを行ったことにより事業費が大幅に膨らんだこと、今後も高齢者の増加に伴い、ふれあいパスを含め、高齢者対策に係る事業費が増大をしていくことが見込まれることから、今後も制度を継続していくためには、市が将来にわたって負担できる目途として、事業費をおおむね1億5,000万円で推移するよう制度設計することが必要であると判断をしたところであります。

なお、現行制度のまま見直しを行わなければ、事業対象者がピークを迎える平成35年度で申し上げますと、約1億9,000万円の事業費が必要になると見込まれます。

次に、実態調査を再度行って新たな見直し案を提案してほしいとのことですが、市としましては、限られた財源の中、ふれあいパスを今後も継続するためには、制度の見直しが必要であると考え、このたびの案をお示したところであります。

しかし、見直しに当たっては、このたびの案に限らず、利用目的なども調査した上で、再度さまざまな角度から検討を行い、制度設計することが必要であるとの判断に至りましたことから、平成28年度は現行制度のままとし、引き続き検討することにしたと考えております。

なお、本市の財政状況、本事業の現状と課題はお示ししておりでありますので、これを踏まえ、ぜひ議会をはじめ市民の皆様にも本事業のあり方についてお考えいただきたいと思っております。

次に、小学生までの医療費無料化について御質問がありました。

この公約の目指す最終形は、小学校6年生までの入院及び入院外の自己負担の無料化です。この無料化を実現するには、将来にわたり継続可能な財政負担の見極めが大変重要であり、平成28年度に一気に最終形を実現することは難しいと考えております。そのため、今定例会中に複数の拡大案とその財政負担をお示し、議会議論も踏まえて判断した上で、平成28年度当初予算において公約実現に向けた一歩を踏み出したいと考えております。

次に、周産期医療と産後ケアについて御質問がありました。

まず、出生数につきましては、今年1月から10月までで申し上げますと、市内328件、市外157件、合計で485件で、昨年同月累計と比較をいたしますと、市内で58件の減、市外で12件の増、合計で46件の減となっております。

また、北海道との最新の協議につきましては、10月に小樽市周産期医療懇談会を設置したことについて報告したほか、小樽市の状況について協議し、その際に北海道としても医師の確保は大変厳しい状況であるとの説明を受けました。

小樽協会病院での分娩再開につきましては、医師不足により医師の確保が思うように進まない状況ではありますが、地域住民が安心して子育てできる環境を整えるためにも、早期に解決しなければならない問題であると認識しております。現在、小樽市周産期医療懇談会の会長として病院局長が医育大学な

どと協議を行っておりますので、その状況を踏まえて、今後の対応について検討してまいります。

次に、女性産婦人科医師の復帰、招聘についての方策につきましては、小樽協会病院では、北海道医師会では実施している女性医師等の復職支援のための研修受入協力医療機関として登録しているほか、日本医師会の医師の求人サイトである女性医師バンクにも登録し、医師の採用に向けて取り組んでいると聞いております。

また、院内保育室において24時間保育も実施しており、子育て支援の環境も整えていると聞いておりますが、本市でも各種の子育て支援施策を実施しており、今後においてもお話を伺っていく中で、可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、本市での産前産後のケアにつきましては、まず、保健師などによるハイリスク妊婦への訪問、母親教室、産婦訪問や生後28日までの新生児訪問など、産前産後を通して行っております。

また、これらの事業を通じて継続支援が必要な方については、医療機関などとも連携をとりながら支援をしております。

今後これらの支援を継続し、妊娠期から切れ目のないよう母子保健事業に取り組んでまいります。

次に、私の行政指針について御質問がありました。

まず、国、北海道、経済界との連携につきましては、本市が抱える課題の解決や、活力があり住みよいまちづくりを進めていく上で、国、北海道、経済界をはじめとした関係団体と多様な意見や認識を共有し、連携、協力して取り組むことが必要であると考えておりますので、今後も関係団体等との意思疎通を図りながら、連携体制の構築に向け、努力をしてまいりたいと考えております。

また、議会、経済界と溝を深めているという報道についての私の見解ですが、私自身そのような認識を持っておりません。

次に、国などとの人脈につきましては、道内選出国会議員や省庁関係者など、北海道や小樽にゆかりのある方などからアドバイスをいただいております。陳情等の具体例としましては、後志総合開発期成会や北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会における中央要望や道内要望などの実施に向け、お力添えをいただいております。今後も対話を重ねながら、その人脈づくりに努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 鈴木議員の小樽医療ツーリズムについての御質問にお答えいたします。

初めに、今回の医療ツーリズムの内容と評価についてのお尋ねがありました。

まず、小樽市立病院では、小樽商科大学と協同してメディカルツーリズム研究会を立ち上げ、外国人を対象とした医療ツーリズムの実施に向けた課題等について、調査研究をしているところであります。

このたびは、この研究会の事業として、中国人のモニターの方を1名受け入れ、10月29日と30日の2日間の検診コースを体験していただいたものであります。1日目は脳と骨盤部のMRIとPET-CTの検査を、2日目には心電図や甲状腺、頸動脈、心臓の超音波エコー検査を実施いたしました。

また、これに合わせて10月30日には、中国の旅行代理店の関係者や研究会のメンバーなど、十数名の視察、見学も行われたものであります。

今回のモニターの受入れでは、宿泊先や通訳の確保などの準備を医療ツーリズム専門の代理店が行ったことから、現場での混乱もなく終了しております。モニターの方からは、施設設備はコンパクトでありながら、機能面において十分すぐれており、サービス精神やホスピタリティーも素晴らしいとの評価をいただいております。

次に、今後の展望についてお尋ねがありました。

まず、地域の皆様の診療を優先することが前提であり、医療ツーリズムにつきましては、診療に支障のない範囲で実施していきたいと考えておりますが、受入れ人数や検査項目の設定、通訳の確保などの課題があるものと認識しております。今後もメディカルツーリズム研究会の議論を踏まえて、実施に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食におけるアレルギー対応について質問がありました。

まず、本市の学校給食センター開設後におけるアレルギー対応の変更点と今後の対応についてであります。開設前には、そばを提供しないこと、牛乳のかわりに麦茶を提供すること、詳細な献立表に基づき、アレルギーの原因となる食材の入った給食を食べないよう指導することなどの対応を行ってまいりました。開設後、平成25年11月に行ったアレルギーに対するアンケート調査の結果を踏まえ、牛乳への対応に加え、今年2月から新たに卵アレルギーの除去食と代替食の提供を開始いたしました。現在、小学校では9校17名、中学校では1校1名、計10校18名に提供しております。

今後、アレルギーの主たる原因となる27品目を使用していない食材を精選するなど、きめ細かな対応を行い、一層安全・安心な給食を提供してまいりたいと考えております。

次に、エピペンについてであります。エピペンは医師の処方に基づき児童・生徒が自己管理することが基本であります。万が一児童・生徒がエピペンを使用することが困難な場合、教職員がかかわって使用することを想定し、これまでエピペンを処方されている児童が在籍している学校を対象に、看護師を講師に招いてアナフィラキシーショックの対応やエピペンの使用方法について研修会を行ってまいりました。

また、学校保健会や医師会が主催する食物アレルギーやエピペンに関する研修会に教職員を参加させるなどの対応を行ってまいります。

さらに、平成26年1月には、エピペンの製造会社が作成したDVDや使い方のガイドブックを全小・中学校に配付し、各学校において校内研修などで活用を図り、全教職員が万が一の事態に迅速に対応できるよう指導しているところであります。

次に、児童・生徒の学力向上と生活面について御質問がありました。

まず、小樽の学力向上には、横並び意識から脱却し、全ての学校が切磋琢磨していくことが望ましいという見解についてであります。教育委員会では、小樽の学力を向上させるためには、学校の平準化を目指すのではなく、成果の上がっている学校をより伸ばして、その学校の教育実践を他の学校へ波及させることで、全体としてのレベルアップにつなげることが大切であると考え、これまでの4年間、秋田大学の教授を招いた特別研修講座や、学校力向上の指定校による実践交流会の開催、道内の先進校への視察研修、音読カップや詩コンクールの実施など、子供たちや教職員が互いに切磋琢磨することを期待し、各般施策に取り組んでまいりました。

その結果、学力向上はもとより、学校の組織力や人材育成の取組に成果を上げている学校のノウハウを吸収しながら、学校同士が切磋琢磨し、より質の高いものを目指そうとする機運が高まりつつあるものと認識しております。

私としては、学力向上には教職員の研修や家庭学習の充実などの取組だけではなく、子供たちの学習意欲を高めるための総合的な取組も必要であると考えております。今後も、まちづくりは人づくりの観点に立ち、子供たちが保護者や地域住民とともに社会に貢献する活動を行うことで、自分は社会の役に

立ち、必要とされている存在であるという自己存在感や有用感を持たせる取組が必要であると考えており、ふるさと教育の一層の充実を図りながら、子供たちの総合的な学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒の生活面での現状の詳細な認識と今後の方針についてであります。本市においては、児童・生徒のテレビの視聴時間やゲームの時間、携帯電話やインターネットなどの利用時間が長く、家庭での学習時間が短いことが大きな課題でありますことから、携10運動や情報モラル教室の実施など、さまざまな取組を行ってまいりましたが、今年度の学力・学習状況調査結果においても改善の兆しが見られず、家庭における生活習慣の具体的な改善策が必要であると認識しております。

教育委員会としては、市内の実態をさらに詳しく調べる必要があると考え、昨年末には保護者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。現在、アンケート結果を基に各学校の児童・生徒や保護者に市内でどのようなルールが必要か、また、そのルールを守るためにどのような取組が必要かについて検討をいただいております。来年2月までにそれらを取りまとめ、新年度には全ての家庭が統一的に取り組むルールを策定したいと考えております。

次に、小・中一貫校についての検討課題並びに現実性についてですが、小・中一貫教育は中1ギャップの解消や学力向上、教職員の授業改善の意欲の高まりなどに成果があると考えており、文部科学省通知によると、同一敷地に設置する施設一体型、隣接する施設に設置する施設隣接型、隣接していない敷地に設置する施設分離型で行う義務教育学校と、通常の小学校と中学校で一貫した教育課程の編成を行う小・中一貫型の小・中学校の二つの形態があり、設置者において教育上及び安全上の観点から、保護者、地域住民のニーズを踏まえ、適切に判断することが求められております。

本市における小・中一貫教育は学校の立地や施設の規模などの条件から、施設隣接型や分離型などが考えられますが、現在、中学校の教員が小学校で指導する乗り入れ指導や小・中合同の評議委員会の開催、小・中合同で全国学力・学習状況調査結果についての保護者向け説明会の実施などの取組を通して教職員の相互理解を図っており、これらの進捗状況を見極めながら、できるだけ早い時期に小・中一貫校を実現してまいりたいと考えております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明議員) それでは、要点を絞って再質問させていただきます。

まず、地方創生交付金の不採択の件をお聞きしました。

私が言った国とのパイプという意味は、国の担当機関、出先機関、国会議員等を通じて、その制度の真意や申請内容の妥当性又は採択されやすい手法などを的確に助言していただいたり、そのような立場の方を紹介していただける方ということで、人脈という形で、今、市長はおっしゃいましたけれども、そういう形なのです。

それで、先ほど市長からは、そういった方はいますということでお話がありました。小樽にゆかりのある方、また、道内選出の国会議員とおっしゃったのですけれども、少なくとも我々の知っている中で、もしそうで密にとって、そうであればある程度安心なのですが、それが見えないのですよ。ですから、先ほど言ったように、個人名を出すのはあまり好きではないですけれども、心配だったので誰かいらっしやらないのかとお聞きをしたわけです。国会議員となりましたらオフィシャルの人でございますから、もしよろしければお名前を聞きたいということです。

それから、森井市長以前の市長の皆さんも、常々この人脈をつくることは本当に心がけていらっしやいました。特に副市長にお迎えしたり、助役としてお迎えしたりとか、そういう点で道と協力を図った

り、いろいろそういうことをしているわけでありました。市長は現在、副市長がいらっしゃらないということで、そういった任を担う方がいらっしゃらないのです。そういう中で心配ですので、市長はそういうアドバイスを受けている方、手だてがあるのですかというのが質問であります。

それで、先ほど市長が、私の質問ではないけれども答弁で、不採択であったとき、後から道に、こうだった、ああだったということを知りました。本来はエントリーするときにそういったことが聞けて、なおかつその意に沿った形でやっていただければ、採択そのものの可能性が広がると思うのです。それで、市長は、外部の審議会が決めるので手だてがないとおっしゃっていました。しかし、まさに今は、自治体間競争なのです。皆さんどこの市長も、そんなことは普通にわかっていることだけれども、いろいろな手を使ってそれを実現しようとする、そういう努力があるということなのです。それを紋切りでそういうのでないですから私はできませんというのは、小樽の市長として意欲に欠けていると思われまじけれども、もう一回答弁をお願いします。

それから、新幹線の件であります。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の件で、商工会議所をなぜ外したのかということを知り、千葉議員もお聞きになりました。それで、協議をするということです。私の場合は、明確にアドバイザーとして協議するというお答えをいただいたわけですが、先ほどは、協議するのでもしたら正式な委員としてというお話に行くかと思いましたが、明確に否定されました。

これは、私が先ほどの質問で言った中で、富山県高岡市など、私が調べた全国各地で設定された新幹線新駅舎周辺整備計画策定委員会で、当地の商工会議所を正式メンバーから外している例は見当たらないのですよ。それはなぜかといいますと、当然、必要だからなのです。市は、現在の小樽駅とのアクセスを考慮した上で、産業振興や道外観光客の増加による経済波及効果を求め、周辺住民に配慮した新駅周辺の整備を進めるべきと質問の中でも言いましたが、例えば新函館北斗駅前の整備では、整備区域を設定して、整備区域は新駅駅前通りを中心にコンセプトなど、それから中の交通施設、商業施設、業務地をいろいろ配置する、例えばこれがこれから行わなければいけない、その中で、今まだ中途な状態です。商工会議所から先ほど言った提言をいただいて、これでいいよという話ではなくて、最終的には市のほうで区画整理なり、区画をきちんとやっていただいてインフラを整備する、その駒を経済界にしっかり一緒になって埋めていただいて、なおかつ民間投資をいただく、こういったことをしっかり見据えるためには、こんなところで手を離してはいけません。そういった中で、なぜ市長がアドバイザーにこだわるのか、これがわからないので質問したのです。

普通であれば、全国どこでもそのように外した例はない、なおかつこれを見据えたときに、今、商工会議所とそのようなあつれきを起こすようなことはない、それから商工会議所から正式メンバーに請われているのにアドバイザーとして判断している、そういうことから判断すると、市長が先ほど言われたように、商工会議所とのこれから協議をいろいろやっつけていかなければいけないと申し立てたのは、うそになります。逆に言うと、きちんとこういうことを一連でいったら、絶対正式メンバーに残さなければならぬ、それしかないのです、方法としては、それなのに、どうしてあえて外すのか。

私は、この質問を聞くに当たって、原課といろいろ話しました。誰とは言いませんけれども、皆さんやはり市長がそういった形で商工会議所をアドバイザーに決定することに困っています。ですから、逆に言うと、正式な委員としてもう一度迎え入れる、私は、これが当然だと思うのですが、そのことをどうして拒むのか、これがはっきりわからなければ、私としては納得できないということです。

それから、三つ目になりますけれども、小学生までの医療費無料の件であります。

これは答弁によりますと、平成28年度の予算には盛り込みたい、小学校卒業までの全ての児童の医療

費を無料とまではいかないが、段階的な一歩として一部、児童の医療費無料化を組み込むということです。そして、何通りかを今定例会で示すとのことです。

私は質問の中で、平成28年度予算に盛り込むなら、今定例会で素案をいただけないか、そして来年の第1回定例会で突然提案されるようでは説明不足が生じかねず、せっかくいい議案でもスムーズに審議できないかもしれないと言っています。

そして、聞きたいのは、何通りかということなのですが、財政的に不確定なこととはよくわかっているということでお話をしたのですが、これが例えば数百万円単位から億単位までの幅があり、それこそ私は絞ってほしいということでこの中で言っているのです。絞るとするのは、私の考えからすると、せいぜい二通りとか三通りだと思っています。そうではなければ、例えば財政が、先ほど言ったように数百万円から1億円の単位まで幅があれば、例えばいくら今、論議して、これがいいのではないですかとか、いろいろな話をしたところで、最終的には、では予算が合わないからだめですと、その論議が飛んでしまうのです。

それともう一つは、市長のこの小学生まで医療費無料というのは、1丁目1番地の公約であります。除雪もありますか。除雪と重大さは同じぐらいありますね。1丁目2番地ぐらいですか。まあ、いいです。そういった中で、確かに予算が幾らになるかわからないからそうだ、それも我々が予算のことをよく言うからわかるのですけれども、この大事なものに関しては、逆に言えば二通りぐらいに絞って、この予算は何とか確保するから、こことこの提案とか、そのぐらいの考えはないのかということを知りたいのです。実際問題、選挙中、これをずっと言って、やはりかなりの母親から支持を得たわけです。ですから、逆に言うと、こことここは切っても、これにはこれだけ充てて、こういう制度をやりたい、だからこれかこれ、そのような出し方をしていただけなのかと。まだもらっていないからわかりませんが、そういったことを思うわけであります。そのぐらいでなければ、予算が余ったらこれの中でやりますという話ではないわけでしょう。市長の中では、これは公約の1丁目2番地でありますから、やはりしっかりそのことについて、腹を据えてやっていただきたいということであります。

それから、ロシア貿易の件であります。

これは、帰樫後、関連団体にこのことを報告しましたということですが、この関連団体というのはどこなのかお聞かせいただきたいです。

それから、この件につきましても、商工会議所等と水産業だったり、何かそういうところも含めて連携していかなくていいのか。というのは、先ほど何かいろいろ帰樫してからしっかり連携をとっていくというお話をしているのですから、商工会議所等とこういったことを含めて、せっかくの成果をお話ししないのか、そして協力を求めないのか、その辺につきましてお願いします。

最後に、市長は、溝ということで私はあると思わないということでもあります。ですが、今言ったように、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の正式な委員から外された形、それから今まで第3号ふ頭でクルーズ客船を大事に育ててきた、それは先ほど言ったように重要だというお話があったのであれですけれども、ただ、そこもお聞きしたいのですが、どうして最初と考えがお変わりになったのか、例えば第3号ふ頭の件、最初からそうだったのですか。報道関係では、そういったことに対してあまり重要とは思わないというふうになっていたものですから、市長はあまりそちらに興味がないのかと思っていたのです。ところが、先ほどのお話だと、この可能性をかなり力説されて、自分でもそうやって紹介して歩くということですので、今はいいのですけれども、その変わられた理由、それと今言った溝があるとは思わないと言います、今言った商工会議所の関係、それから議会等のやりとりもあるのですけれども、世間的には溝はあるように見えるはずなのです。ですから、そのことについて

全く溝を感じていないということについても、再度お聞きします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁した以外の質問については、関係部長から答弁いたします。

1点目は、地方創生のタイプⅠのことでの質問だったかと思えます。そのルートなどが見えないというお話の中で、鈴木議員御自身もおっしゃっていましたが、そういうものはさらけ出すものではないのではないかとお話しされていましたが、私自身も今この場でその御指摘のような形でさらけ出すものではないと思っておりますので、それについては答弁を差し控えたいと思っておりますが、しかしながら先ほどお話しされていたように、今までの市長も取り組んでいたように、私自身もそういうつながりは重要だと思っておりますので、まだまだもっとそのつながりというのは深めたり、広げていくという必要性は私自身も感じておりますので、より構築できるようにこれからもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

そして、先ほどできませんというお話をしたということで御指摘がありましたけれども、先ほどのお話のように地方創生に伴う取組はトップランナー方式という形で、基本的にはそのような形で要望ということでは受け付けない、意味合いにおいてはできませんというお話がありましたが、情報収集ということそのものに関しては、これからももっとやっていかなければならないというふうに思っております。

今後においては、先ほど答弁させていただいたように、今回のように不採択というふうにならないようにするために、今回は国の例示に従っていれば可能性が広がったと我々としては受け止めておりますけれども、それだけではない情報をもっと密に得られるよう努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、二つ目の新幹線のことでの商工会議所とのかかわり方ですけれども、鈴木議員からは「外した」という言葉がありますが、私自身は外したという認識を持っておりませんでした。しかしながら、御指摘のように、委員として参画したいというお話の中で、私自身、それなりの考えを持って提言させていただいたものですから、それが調整に至らなかったということではありますが、先ほど千葉議員のときにも答弁申し上げましたが、皆様からもそのような御指摘をいただいておりますので、私自身の思いもありますけれども、皆様の考え方も含めて協議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

私からもう一点というか、二つあったかと思えます。溝についてと、あと、当初私が話していたことと変わったのではないかというお話だったと思うのですが、クルーズ客船の取組についての話、第3号ふ頭についての話が、当初と今で変わったのではないかというお話ですけれども、私自身の認識として、そういう意識を持っているわけではございません。ですからこそ、先ほど答弁させていただいたように、今、クルーズ客船の誘致に伴っても、さまざまところでPR等もさせていただいておりますし、それに伴う要望等も含めて、国なりその関係機関に対してアプローチをしておりますので、それ自体の変わったという考え方は持ってはおりませんので、それがまず1点でございます。

そして、溝のことにおいては、世間の方々がどのように感じていらっしゃるのかというのは私としても正確に把握はしておりませんが、私自身の認識としては先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（小山秀昭） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

小学生までの医療費無料化について、素案を絞れというお話ですが、ただいまの市長答弁にもありましたように、最終形は難しいということ、それと一歩でも前へ進みたいということですので、何らかの拡大案ということでございます。

明日の午前中、早い時間に配れるように指示はしておりますが、最終形を除いて3パターンをお示ししようと思っております。それぞれ一長一短ございます。金額も変わりますので、それらについてお示しして、この議会の中で御意見を伺って、これから判断していくということですので、御理解願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事（田中泰彦） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

ロシア訪問について、答弁でお答えした帰樫後の関連団体等ということで話をさせていただきますけれども、今回、実際に職員が現地に直接行って生の情報を収集してきたと。そういう面も含めまして、実際に水産関係団体の役員会等で、今回の具体的な内容も含めて情報交換と意見交換をしたのが一つございます。

また、港湾関係でもさまざまな会議がありますので、今回訪れた訪問の内容等も情報提供いたしました。

また、今後も、商工会議所も含めて、今回どういう内容で具体的に現地との情報も含めて足がかりといますか、そういうものにつなげる素地ができたと思っておりますので、そういうものも含めて今後さまざまな場面で、この今回のことについては情報提供をしていきたいと考えております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

○12番（鈴木喜明議員） それでは、1点だけ再々質問します。しつこいようですけども、新幹線の策定会議です。

先ほどから私は、説明して、今後のことも考えて、それから今までの流れも考えて、商工会議所が正式な委員になることを望んでいる、そして我々もそうしたほうがいいと、こういった助言をした中で、結局、嫌だと言っているのは市長だけなのです。そのようにとってよろしいのですかということなのです。それが先ほど言った溝そのものではないですか。

こうやってきちんと説明して、委員として入るのが普通で当然だと。そして、外れている自体がおかしいではないかという話をして、なぜわかっただけでないか、今、こういった形で即答というか、動きとしてそうならないのかということがわからない。その説明が先ほど言ったように提言をいただいたからというのであれば、それはこの前、そして今回の会議については、現状走っていて、いろいろ現実刻々と変わっているのです。ですから、それを一々決まったことを商工会議所に説明しに行って、また助言をいただいて帰ってきてという、そんな手間をかける必要がなぜあるのだと。わかりますか。ですから、今後の駅前の実際の動きも含めて必要でしょうと。なぜ向こうが正式な委員と請うているのに、そして他の委員の方々も何で入らないのだろうと、おかしいではないかと言っている中、市長のみではないですか、そのように言っているのは。先ほど言ったように、私の考えもあると。そうしたら、その考えを言ってください、なぜ私は入れたくないか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほども答弁いたしましたけれども、そのことも含めて商工会議所の方々と協議をしてみたいと思います。

○議長(横田久俊) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第4号及び第9号ないし第20号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、高橋龍議員、酒井隆裕議員、斉藤陽一良議員、鈴木喜明議員、酒井隆行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、小貫元議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第5号ないし第8号及び第21号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「請願及び陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月11日から12月17日まで7日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時40分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 高橋龍

議員 松田優子

平成27年
第4回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成27年12月18日

(25名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長	森井秀明	教 育 長	上林 猛
病 院 局 長	並木昭義	水 道 局 長	飯田俊哉
総 務 部 長	小鷹孝一	財 政 部 長	前田孝一
産 業 港 湾 部 長	中野弘章	産 業 港 湾 部 参 事	田中泰彦
生 活 環 境 部 長	渡辺幸生	医 療 保 険 部 長	小山秀昭
福 祉 部 長	三浦波人	保 健 所 長	秋野惠美子
建 設 部 長	相庭孝昭	消 防 長	明井隆生
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	笠原啓仁	教 育 部 長	迫 俊 哉
総 務 部 企 画 政 策 室 長	日栄 聡	総 務 部 総 務 課 長	石坂康雄
財 政 部 財 政 課 長	志賀 公		

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	大崎公義
書記	佐々木昌之
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日12月18日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日から12月22日まで、4日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議事整理のため、明日から12月21日まで休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 石 田 博 一

議 員 小 貫 元

平成27年
第4回定例会会議録 第7日目
小樽市議会

平成27年12月22日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々	木	秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	監	査	委	員	菊	池	洋	一							
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一					
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章			
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子				
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉
事	務	部	長	日	栄	聡		監	査	委	員	長	相	内	昌	幸				
総	務	部	長					監	査	委	員	長								
企	画	政	策	室	長			事	務	局	長									
総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤誠一
庶務係長	伝里純也
調査係長	大崎公義
書記	佐々木昌之
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	伊沢有里

開議 午後 1時15分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号並びに平成27年第3回定例会議案第6号ないし第19号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 去る12月8日の本会議再開後における私の発言に関して、一部事実と異なることを基に発言いたしましたので、訂正をお願いいたします。

公明党からの書面の受取について、11月30日の事実関係といたしましては、実際に公明党からの書面を一度受け取り、その書面を戻したのではなく、公明党からの書面を市長に手渡したいという申入れに対し、受け取らない旨を秘書課長を通じて口頭でお伝えしたものでした。

私が「11月30日とは違い、書面を戻さなかったことから」と発言させていただいたことは、事実と違っておりますので、その部分については、「11月30日とは違い、12月1日は秘書課長を通じて書面を受け取り、その書面を公明党に戻さなかったことから」と訂正させていただきたく存じます。

正確さを欠く表現でありましたので、今後においては注意を払ってまいりたいと思います。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲） 「森井秀明市長に対し厳しく反省し真摯で的確な議会对応を強く求める動議」を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 森井秀明市長に対し厳しく反省し真摯で的確な議会对応を強く求める動議の趣旨説明を行います。

森井市長が平成27年4月30日の就任以降、市政において、さまざまな混乱を生じさせ、停滞を招いていることに対し、厳しく反省の上、真摯で的確な議会对応を実行されるよう強く求めるものであります。

市長は、今年6月10日、自身の後援会幹事長代行であった人物を参与として任用しましたが、その必要性などについて議会から指摘されております。

今定例会の総務常任委員会においても、参与が前回の除雪ステーションの制度変更にかかわっていないにもかかわらず、市長はそれを認識していながら、あたかもかかわっていたかのごとく答弁し、さらには参与本人がかかわっていないことを認めた後においても、答弁の前段部分の主語は参与ではなく市であるなどと強弁したことから、総務常任委員会は、再開後の市長の訂正発言を認めない旨の異例の発言を委員長が行い、委員会として抗議の意思を示すことになりました。

このように第2回定例会、第3回定例会、さらに第3回定例会閉会後の総務常任委員会、建設常任委

員会の閉会中審査、そして今定例会など議会の意思に対して真摯に向き合う態度をいまだに示されておられません。

議会議論においては、事実を無視した答弁や信憑性のない答弁、事実誤認を繰り返し、しばしば議会を空転させた上、そのことを謝罪せず、議会に対し真摯に向き合う姿勢が不足し、本来行うべき政策議論が滞る状態です。

よって、この状況を打破するためにも、森井市長には、厳しく反省を求めるとともに、真摯で的確な議会対応を実行されるよう強く求めるものであります。

以上、本動議に対する各議員の賛同を求め、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 秋元議員の動議に対しまして、反対の立場で討論いたします。

私は、この春、新人議員として初めて議会というものを経験させていただきました。第2回定例会から第4回定例会に至るまで、何度も審議が中断し、その都度、市長が原因だと市議会は迫及してまいりました。

しかし、現実、そのほとんどは、市長に対しての揚げ足取り、重箱の隅をつつくような発言、しまいには個人攻撃と、およそ答弁に値しない質問を多数投げかけ、少しでも答弁漏れがあると議会軽視だとまくし立てた、そんな状態でありました。

本来、秋元議員もおっしゃるように、議会においては、もともと政策を論ずる場であります。もちろんきちんと政策をやってくださる議員もいるわけで、そういう方々は、もううんざりされているのが現実です。

それよりも何よりも、何とんでもこの状態では市民の皆さんがかわいそうです。住みよい小樽を目指して何とか小樽を変えてほしいと、森井市長は、大多数の市民の皆さんの負託を受けたわけであります。本来は、この若き市長を盛り上げ、新しい小樽に向かって、きちんと政策を進めるべきです。

（「ちゃんとやればな」と呼ぶ者あり）

この動議に際しては、各会派の反対をお願いして私の討論といたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 新風小樽を代表し、ただいま趣旨説明がありました動議に対しての討論をいたします。

本動議は、森井市長に対して厳しく反省し、真摯で的確な議会対応を強く求めるものであります。新風小樽としましては、動議の趣旨については理解するところもございます。

（「何で賛成しないんだ」と呼ぶ者あり）

森井市長の答弁においては、正確性を欠くものが多々ありました。

また、内部の声に耳をかさず、外部のさまざまな方の意見を反映させた人事異動による内部処理の市政停滞、答弁調整による長時間の休憩で議会を空転させました。さらに、議会軽視ともとれる言動については、我々としても安易に理解できるものではございません。

しかしながら、今定例会において、高橋龍議員の代表質問による政策提案においては、これまでの第

2回定例会、第3回定例会と比べて前向きな発言も見受けられました。

また、問題となっていた副市長選任についても、議会への正式な提案でなくとも見通しを示されました。

ただ、今定例会での公明党と新風小樽からの副市長についての質問には、水面下で動かれていたにもかかわらず、これまでと全く変わらない答弁で、真摯な答弁であったとはお世辞でも言えません。

(発言するものあり)

さらに、自身の後援会幹次長代行であった方を参与として任用した論功行賞と疑われる政治判断、また、利益誘導ととられかねない除雪入札変更による混迷は看過できるものではございません。

(「だったら賛成せ」と呼ぶ者あり)

この除雪問題に当たり、市長と参与の答弁の食い違いについては、市長は参与が制度変更にかかわっていないと認識していた趣旨で発言されたようですが、主語を入れたとしても、参与がかかわっていたと思われる答弁でありました。

(「だから賛成だろ」と呼ぶ者あり)

また、制度の変化を熟知していると答弁されましたが、アドバイザーの任用への理由には当たりません。

(「完全に賛成だろ」と呼ぶ者あり)

したがって、我々新風小樽としましては、森井市長におかれましては、今後、議会との向き合い方、市民にも理解される政治判断をし、改めていただければならないと強く主張いたします。

(「正に賛成だろ」と呼ぶ者あり)

なお、次も変わらない対応であるならば、新たな手段によって森井市長と対峙せざるを得ません。

(発言する者あり)

よって、新風小樽としましては、これからの状況を見させていただく意味合いでも、本動議については現時点では判断しかねることもありまして、自席にて棄権いたします。(拍手)

(「欺瞞だ、欺瞞」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、本動議は可決されました。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

○11番(斉藤陽一良議員) 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市民公募委員登録制度については、平成28年度当初から試行実施するための補正予算が今定例会に計上されているが、広く市民の意見を聞く機会を設けるという趣旨は、自治基本条例の精神を具現化するものであり、その必要性は十分に理解するところである。

しかしながら、当初2年間は試行とはいえ、市が行う事業でありながら、ずさんな制度設計のまま、市民への十分な周知もなされずに実施されることには問題がある。このことから、市は、時間をかけて議論していくことが必要と思うがどうか。

また、小樽市の法体系の中にしっかりとこの登録制度を位置づけていくためにも、今後、新たに要綱や指針を定める必要があるのではないか。

市では、市政への市民参加の整備と充実を図ることを目的に、平成28年4月から市民公募委員登録制度を実施するとしているが、いまだ同制度の開始を知らない市民の方々は多い。市としては、この制度を広報おたる2月号に掲載するほか、報道機関に対し協力を依頼するなど、さまざまな方法により市民周知を図っていく予定というが、明年4月からの制度開始に向けて1月に無作為抽出した市民に案内文を送付するとのスケジュールでは、周知期間があまりに短く不十分な対応と言わざるを得ず、制度実施は拙速に過ぎると思うがどうか。

また、市民が市政に参加することの意義は否定しないが、今回導入しようとしている制度は、かつて他の自治体において事業削減のツールとして使われた事業仕分けを想像させるものがある。市には、新制度の実施に当たっては、事業仕分け同様に事業削減の道具として活用しないよう、十分に配慮してほしいと思うがどうか。

12月6日に、いなきたコミュニティセンターで発生した爆破予告事件については、指定管理者からの市への連絡の遅れや、避難所となっている色内小学校を開設すべき市職員との連絡がとれなかったことなど、さまざまな課題が残った。今回の事態につながった要因は、こうした事案に対する市の対応マニュアルがなかったことにあると考えられるが、今後は、どのような場合であっても、緊急時に指定管理者が速やかな対応が図れるよう、市としては、的確なマニュアルを早期に作成してほしいと思うがどうか。

また、指定管理者制度が導入されている各公共施設においては、管理経費が制度開始当初に比べ予算減額となっているところが多いが、昨今、官製ワーキングプアが社会問題になっている中で、管理費用の減額理由が人件費の大幅な削減によるのであれば極めて問題であり、早急に対策を講じてほしいと思うがどうか。

去る12月8日に行われた会派代表質問の中断を受けて、再開後に市長から発言の申出があったが、発言内容には、一部事実誤認がある。市長が、しっかりと事実確認を怠り、本会議で発言すること自体、大問題ではないのか。

このところの議員への理事者対応一つをとっても緊張感が見られず、とりわけ代表質問等における市側の答弁漏れが多発している状況である。また、答弁に法律を引用するに当たっては、自分たちを正当化しようとするあまり、都合のよい解釈に終始し、最終的には議会側から答弁の誤りを指摘され、訂正したり取り消す場面が多々ある。このようなことは、本来、決してあってはならないことではないのか。

今年6月から任用されている参与については、これまでも指摘され続けているように、勤務時間外に業務を行っていることは明白であり、このことは、まさに小樽市嘱託員就業規則第4条に違反する行為ではないのか。仮に違反するのであれば、解雇理由に該当する事象と思うがどうか。

森井市長が就任して以来、副市長が不在のまま半年が経過したが、市長自身も不在による市政への影響が大きいことは認識しており、人選作業を進めているという。しかしながら、この間、副市長選任に向けて、市長がどのように検討し行動してきたのかと質問しても、先方との信頼関係に影響があるとの一点張りで、現状についての答弁が一切ないばかりか、行政経験のない市長が誰にも相談せず、一人で人選に取り組んでいるという答弁からしても、果たして本当に活動していたのかどうか疑わしいと感

じざるを得ないがどうか。

また、副市長不在により市政が停滞している中、市長は就任前と同様に街頭演説を続けてきているが、ひとたび市長に当選したからには、みずからの政治活動よりも市民生活を最優先に考えるべきであり、街頭に立ついとまがあるくらいならば、市民のために働いていただける副市長の人選を早急に進めることが先決なのではないか。

市長がみずからの公約実現に向けた市政全般に係るアドバイザーとしてその必要性を訴え、任用を続けている参与については、現在に至るまで、ほぼ除雪に関する助言しか行っていないと聞く。さらに、参与は、市長公約をしっかりと把握していないばかりか、除雪以外の公約については、市長から助言を求められていないことから、その実現に向けた政策的な考えすら持ち合わせていないという。参与が市政全般のアドバイザーというからには、市長公約を確実に把握した上で、公約実現に向けた考えをしっかりと持つべきが当然である。聞かれなければ、除雪以外に考えることもないような立場の参与であるのならば、月額30万円もの報酬で任用する必要はなかったのではないか。

市長は、市長公約のきめ細やかな除排雪の実施を目指し、今年度幾つかの体制の見直しを行ってきたが、主な見直しである除雪ステーションの新設や再検討となった貸出ダンプ制度の配車方法の変更については、いずれも市長の後援会活動において重要な地位を占めていた者が収益増となる内容となっている。このことについて、市長は利益誘導ではないというが、この構造を見れば、市長の後援会を支えた幹部を参与として任用したことも含め、市長と参与、市長後援会とを結ぶ恩返しの連鎖にしか見えず、利益誘導と受け取られかねないものと言える。最終的に杞憂であろうとは思いますが、現状だけで判断すればこういった誤解を招くことも十分あることを、市長にはしっかりと自覚してほしいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度について、市は、昨年度までの配車方法を見直すとして、各ダンプトラック組合の登録ダンプに通し番号を付し、順番に配車する均等方法に変更する内容の素案を各組合に提示している。この新たな方法が行われれば、借り上げ実績額が対前年度比で約2割減少する組合がある一方で、約66パーセントも増加する組合があることが試算により判明しているが、このような官による民間への介入は、これまでの各組合に所属する企業の営業努力をないがしろにするものであり、競争原理が働かず、到底合意が得られるものではないと思うがどうか。

また、借り上げ実績額が大幅に増加すると試算される組合の代表理事は、市長の選挙後援会の幹部であることからしても、市が、この組合に利益誘導を促すような発案をしたのではないかと疑念を抱かざるを得ないがどうか。

塩谷地区では、市営住宅の解体や道営住宅の募集停止、さらには塩谷中学校の閉校や統合に伴う消防署塩谷出張所の廃止が予定されている。地域のさらなる過疎化を懸念する地域住民からは、市には、地域の安全・安心を守ってほしいが、塩谷地区の将来をどうするのかといった市の姿勢が見えてこないとの不安の声が聞かれる。現在、市は、廃止した公共施設の跡利用などの対策は部局ごとで取り組んでいるとのことだが、衰退が進む地域全体の活性化を考えた場合に、個別の部局による対策では何の解決にもならないと考える。市は、地域の課題を個別に取り組むといった態度ではなく、地域全体をどうするかとの視点で地域の課題に対して地域住民と総合的な協議ができるよう、新たな部局の設置を検討してほしいと思うがどうか。

道内自治体の半数以上が加入する北海道再生可能エネルギー振興機構への加入について、市は3年前から検討を行っているというが、いまだに結論が出ていない。

しかし、市総合計画において、再生エネルギーに関する情報収集や研究を進めるとしているのだから、本市に特化した再生エネルギーに関する情報収集などを行うためにも、市は、機構への加入につ

いて、積極的に検討すべきと思うがどうか。

また、先日、COP21において、国が地球温暖化問題に積極的な取組を行うと合意したため、今後は、我が国においても再生可能エネルギー活用の流れが加速し、公共施設への導入も拡大すると思うが、現在、本市には、公共施設建設時における再生可能エネルギー設備設置の指針もない。このように消極的な姿勢では、今後、本市が公共施設を建設する際に、国の補助などを受けようにも再生可能エネルギー設備の不備などで支援が望めなくなるのではないかと危惧するが、市は、今後、この問題について積極的に取り組んでいく考えはないのか。

市長は、商工会議所が北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議に参加していない理由について、会議所が事務局を務める北海道新幹線建設促進後志小樽期成会が、市に先行して新幹線の有効活用の提言書を取りまとめたため、計画策定会議では、その経験や知見を基に助言をいただくアドバイザーとしての参加をお願いしたが、会議所からは、一委員として参加したい旨の意向が示されたため、初会合までにアドバイザーとしての参加に理解が得られず、結果、不参加になったとのことである。しかしながら、新駅周辺の整備に当たっては、周辺用地への企業や商業施設の誘致など民間投資を呼び込む上で会議所の力は不可欠であり、また、市長もその力の必要性を理解しているというのであれば、会議所を委員として策定会議に招聘するのが当然であると思うがどうか。

塩谷海岸の離岸堤の修復について、市は、北海道から具体的な対処の方針等が示された段階で必要な協力を行っていききたいというが、修復が終わるまでの間に、今年1月7日以上の高波被害が起こることも十分に想定されることから、市も、そうした不測の事態の発生に備えておく必要があると思うがどうか。

また、離岸堤の周囲は漁場であるため、修復に当たっては道と漁組とで協議していくことになるが、道に任せきりにするといった態度ではなく、市がイニシアチブをとりながら双方の協議がスムーズに進むよう対応してほしいと思うがどうか。

市がこのたび取りまとめた小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）には、第3号ふ頭及び周辺再開発事業として5項目の事業が掲載されているが、特に、その中の2項目、第3号ふ頭緑地整備事業及び第3号ふ頭小型船だまり事業については、小樽港港湾計画の改訂により位置づけが必要な事業とのことである。港湾計画改訂は、地方港湾審議会の答申を受けて行っていくものだが、市は、審議会の答申を受ける前の平成28年第1回定例会に過疎計画の議決を求めるとしている。これでは、地方港湾審議会の存在をないがしろにする非常に失礼な対応になると思うが、市は、このことについてどのように認識されているのか。

過疎計画への掲載に当たっては、せめて第1回定例会の前に地方港湾審議会を開催し、説明するなど、地方港湾審議会に対して丁寧な対応に努めるべきだと思うがどうか。

おたるドリームビーチの違反建築物の全面撤去が完了したことを受け、今後、市は、来年度の海水浴場開設に向けてドリームビーチ協同組合や海岸管理者である北海道などの関係機関と協議・検討を行っていくという。今回の違反建築物の問題等で多くの市民や道民から注目されているドリームビーチは、開設に向けて、安全で快適な海水浴場が運営できるように条例の制定が必要と考えているが、条例の内容は曖昧なものではなく、違法行為が取り締まれるような厳しいものにするべきと考えるがどうか。

また、仮に条例が制定できなくても、安全面や環境面を十分に考慮した海水浴場が運営できるよう、自治体としての責任の下、しっかりとした取組を進めてほしいと思うがどうか。

全国の観光地で課題となっている繁忙期における宿泊施設の不足については、本市でも直面している問題と言える。厚生労働省は、自宅や空き家を利用した、いわゆる民泊を旅館業法の簡易宿所と位置づ

けて営業できるよう規制緩和する方針を示しているが、市としては、今後、繁忙期の対策として国の考え方に沿って本市の宿泊施設を増やしていく考えはあるのか。

民泊は、宿泊施設不足の解消のほか、空き家対策として一定の効果が期待できるが、その一方で、宿泊する外国人と近隣住民とのトラブルも大いに懸念されることから、市としては、導入に当たっては、慎重な検討に努めてほしいと思うがどうか。

本市では、禁煙推進の一環として、希望者の禁煙宣言を登録するという取組を実施しているが、喫煙は明らかに依存症であることからすれば、禁煙宣言するだけで達成できるといったものではなく、禁煙を継続していくためには、宣言登録者をいかにして禁煙外来へとつなげていくかが重要であると考えている。そのためにも禁煙を決意した登録者に対して禁煙外来の初回受診時の費用を助成するなど、市としては受診を促すような支援を考えていくべきと思うがどうか。

また、禁煙外来を開設している病院をはじめ、自治体などの関係機関との協力により、禁煙したいとの思いの人を応援していく体制づくりが必要と思うがどうか。

市は、既存住宅の借り上げ住宅制度の導入を進める理由として、まちなかに市営住宅の建設敷地を確保できないなどのためというが、具体的には市内のどの地区を想定し、借り上げ住宅を提供していく考えなのか。

また、主に子育て世代を入居対象者としているが、市住を希望する高齢者や障害者も多いことから、バリアフリー化が図られていない既存住宅の一部を改修することにより、それらの方々にも入居してもらえるような検討を行ってはどうか。

制度が導入となれば、財政的な負担軽減も図れるとのことであり、今後の議会議論などを経て、市としては、可能な限り早期に導入してほしいと思うが、目標年度をいつごろと考えているのか。

市長公約であるきめ細やかな除排雪に関連して、市は、来年度に向けた除排雪体制の見直しのため除雪路線調査業務を実施し、道路幅員や勾配などの路線情報を整理することのだが、事業者やオペレーターは調査などをせずとも、経験則上、現場の状況を十分に熟知しており、これまでも各地域の実情に合わせた除排雪をしっかりと行ってきている。そうでありながら、市は、今ごろになって、なぜこのような調査をしなければよい除雪が行えないと言い出すのか全く理解できないがどうか。

また、市は、共同企業体除雪業務の入札要件を4社以上に引き上げた理由について、事業者が増えることは、新たな視点からもよりよい除排雪につながるためというが、地域総合除雪体制になって10年以上が経過する中で、事業者やオペレーター、建設部の担当者などが常に入れ替わってきていることからしても、これまで新たな視点での見直しが行われてこなかったなどということはあるまいと思うがどうか。

錢函地域の住民の念願であったJR 錢函駅のバリアフリー化の計画について、市は、現在、来年度以降の着工に向けて調整中であるというが、実現となれば、駅にエレベーター、多目的トイレ、スロープなどが設置されることになるという。

また、札幌の下手稲通から谷地分線を経て錢函の市街地の道道を直接結ぶ路線の整備についても、次年度以降の着工に向け、現在、地域や関係機関との調整を行っているとのことであるが、駅のバリアフリー化や新たな道路の建設は、駅周辺の人の流れや車の往来が増すとともに錢函周辺地域の活性化に資するとして地元住民も大いに期待していることから、それらの実現に向けた取組を鋭意進めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算は否決の討論を行います。

理由は、マイナンバーに関する予算です。

通知カードが届けられ、赤ちゃんから高齢者、外国人も含め、日本で住民登録されている方は個人番号を管理することが強いられ、1月から税申告や社会保障の手続などに利用させようとする仕組みです。事業者は、従業員の家族の分まで管理が必要であり、大きな負担となります。

小樽市内の通知カードは、代表質問の答弁では5,600通以上が戻ってきています。まだ全世帯に通知カードが届けられていないのに1月開始が位置づけられています。議会答弁で示されたように、番号カードがなくても不利益は生じません。実際に番号を手にしてからも国民の不安は広がるばかりです。1月実施を延期して、制度の危険性を検証、再点検し、廃止へ向け見直すことが必要です。

なお、反対の理由にはしませんが、市民公募委員の登録について今回予算づけがされました。予算計上の前に議会に対して方針を示し、議論の機会が必要でした。事業の実施については、拙速に進めるのではなく、丁寧な議論を保障した上で実施することを求めます。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、議案1号に対し、賛成の立場で討論を行います。

本議案は社会保障・税番号制度システム整備事業費として2,250万5,000円が計上されておりますが、本市独自の活用は、まだ手探り状態と聞きます。これについて地方公共団体情報システム機構によれば、来年3月末を目途にコンビニでの住民票交付を190自治体を実施することが調査でわかったと聞きます。都市部を中心に4,100万人がサービスの対象となり、一気に認知や利用が広がる気配です。

マイナンバー制度は、税や社会保障分野で国が定めた全国的な業務とは別に、自治体の行政サービスでマイナンバーカードの独自利用が可能と聞き、今後、図書館カードとの一体化や被災時の安否確認、投票所の入場券など利用に向けた取組が期待され、将来的にはクレジットカードや東京五輪の入場時の本人確認、医療や介護情報の管理等に活用する構想もあると聞きます。このように自治体の身近な行政サービスでマイナンバーカードの独自利用が可能と聞き、本市においても基本的な運用を含め必要な予算であると認め、賛成するものです。

一方、市民公募委員登録制度については、予算特別委員会の議論の中で、自治基本条例とのかかわりがあるのか明確ではなく、事前説明の資料にも一切記載はありません。私は、自治基本条例制定について委員の立場で参加させていただきましたが、今回の制度では、無作為抽出をする市民を具体的にどのように工夫するのか、委員となった場合の得意分野の調査方法、自治基本条例を踏まえ、この制度をどのように市民に認知させ、登録制度に記載等を考えているのかなど、担当部局において制度の整備や細部の調整が必要と感じております。

来年1月に案内状の発送、4月には公募開始、夏には名簿作成と、タイトなスケジュールと聞きます。市民、庁内、議会等の各段階を踏んだ対応と納得のいった議論を通じ、市民の皆さんに喜んで参加していただく制度にするよう、くれぐれも拙速な執行を行うことのないよう要請して討論いたします。(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番（山田雅敏議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

北海道新幹線を小樽再生の起爆剤とするためには、札幌延伸が実現する平成42年を待つことなく、来年3月の新青森―新函館北斗間の開業を機に開業効果を本市まで波及させるためにも、小樽を起点とする2次交通の確立を早期に目指していくべきと考えるがどうか。

そのような中、9月に道が行った都市間バスの試験運行は、函館―倶知安間で実施されており、これまでオール後志で2次交通実現に向けて取り組んできたことを考えれば、後志地域を分断するような形で行われた感が強い。本市が観光都市としてさらに前進するためにも、この2次交通の一刻も早い確立が望まれることから、改めて北海道新幹線しりべし協働会議などを通じて、オール後志での取組が重要と思うがどうか。

余市―小樽間の高速道路は、現在、平成30年度の開設を目指して建設が進められているが、塩谷地区に建設される小樽西インターチェンジについては、国道5号に接続する当初の計画が変更され、道道小樽環状線に接続する形で建設が進んでいる。小樽西インターは、後志地域から見ると、本市の表玄関となる重要なインターチェンジであり、ましてや小樽ジャンクションがハーフジャンクションとして建設された場合には、その重要性はさらに高まることになるが、西インターから市内へのアクセスを充実させることは必要不可欠であることから、市としては、国道5号に接続する当初計画案に戻すよう、北海道などに強く働きかけてほしいと思うがどうか。

行政評価については、事業の妥当性や有効性を判断し、効率的な行政運営を目指すために必要な手段である。しかし、平成26年度行政評価においては、事業実績がゼロにもかかわらず、事業評価調書では現状維持となっているという疑問の残るものがあったり、成果指標の記載についても、事業効果のわかりにくいものが見受けられた。選択と集中の観点から、限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指すという行政評価の本来目的からすれば、事業の効果や有効性を一目で判断できるこ

とが望ましく、行政評価の精度を高めていくためにも、適切な成果指標を設定するなど、よりよい評価方法の検討を行ってもらいたいと思うがどうか。

東京事務所では、国をはじめとした関係機関から行政情報の収集などを行っており、本市が首都圏で企業誘致や観光客誘致を進める上での重要な役割を担っているところである。しかしながら、現在、事務所には課長職である所長が1名しか配置されておらず、業務内容が広範にわたっていることもあり、日々有給休暇すら取得できないほどの忙しさと聞く。今後とも本市の経済政策の推進に当たり、東京事務所の果たす役割に鑑みれば、増員などによる東京事務所の体制強化は必然であろうと考えるが、このことについて、市はどのように捉えているか。

近年、さまざまな自然災害が発生する中、本市としても、不測の災害に備えて防災会議の開催や関係機関と連携した訓練など、積極的な防災対策に取り組むとともに、東日本大震災発生以降は、防災対策関連経費が決算ベースで大幅に増額となっているが、大震災の前後で本市の防災対策はどのように変わってきているのか。

本市では、幸いなことに、これまで大きな自然災害はほとんど発生していないが、自然災害はいつ起きかわからない。災害時の被害を最小限にとどめるためにも、防災設備の充実は言うまでもなく、市民一人一人の意識を高めておくことが肝要であることから、市には、市民の防災意識向上を図るための取組も手厚く実施してほしいと思うがどうか。

平成26年の救急車による搬送者は5,790人とのことだが、そのうちの101人は軽症者などであり、本来的には、救急車による搬送の必要がない不適切な利用であったと聞く。市は、広報活動を通じて救急車の適切な利用を呼びかけているというが、救急車の不適切な利用が、本当に必要とする人が利用できないといった事態につながりかねない。市としては、不適切な利用が少しでも減少するよう、引き続きしっかりと周知徹底に努めてほしいと思うがどうか。

業務委託に係る指名競争入札の中で、予定価格を公表している業務においては、応札する企業の半数が予定価格と同額で入札するとのケースもあるやに聞く。競争入札を行うという目的に鑑みると、このような結果は、果たして競争性が働いた正常な状態と言えるのか疑問に感じるが、市はどのように考えているのか。

また、市は、今年度から入札制度改革に取り組んでいるとのことだが、既に現行制度における課題等の分析を行っているのであれば、これまでどのような問題があり、今後どのような方向で改革を進めていくのかについて、早期に示してほしいと思うがどうか。

市税については、納税課でのグループ制導入以降、収入率が増加しているものの、同時に差押えの件数も増加しており、市の滞納者への対応は、差押えによる滞納整理が主流になっているのではないかと懸念の声が聞かれる。個人の財産や収入などに応じて賦課される税金の滞納という事態は、本来あってはならないことであろうが、市は、滞納整理に当たっては、差押えを前提とするといったやり方ではなく、まずは滞納者の事情を十分に聞く中で、分割納付などの相談に乗るなどのできる限り丁寧な対応に努めてほしいと思うがどうか。

平成26年度においては、アベノミクス効果により大企業が空前の利益を計上し、大幅な賃金アップを実現したことは既に報道されておりおのだが、残念ながらその効果は本市にまでは波及せず、市内企業における労働者賃金の上昇は見られていないのが現状である。また、昨年度の本市決算を見ると人口減少も相まって、法人市民税などの市税収入も減少しているところである。今後、税収減が続けば、本市財政の一層の硬直化が懸念されることから、何としても雇用の場の創出を図り、生産年齢人口を確保するための施策を地道に進める中で、税収増に向けて取り組んでいくことが必要と思うがどうか。

不登校児童・生徒を対象とした学校適応指導教室では、学校へ戻ることを支援する取組が行われているが、この教室になじむことのできない子供たちもいるという。

このような子供たちが、より気軽に通うことのできる施設として民間によるフリースクールがあるが、いまだ本市には設置されていない。保護者からは開設を望む声があることから、この際、市教委が設置を検討していく考えはないのか。

また、今後、増加傾向にある不登校児童・生徒への支援を拡充していくためにも、市教委は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した相談体制の構築に向け、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

本市では、学校給食に使用する食材の納品が調理当日であるため、その時点で初めて食材の産地が判明することから、その日の給食に北後志産の米や小樽産の野菜などが食材として使用されていたとしても、タイムリーに子供たちに周知することは難しいとのことである。

しかしながら、給食に地元産食材の使用が事前に周知できれば、子供たちの地元産への親しみや誇りを持つことにもつながると思われることから、市教委には、学校給食で北後志産の米や小樽産の野菜などの食材を使用する場合には、子供たちに周知が図れるような方法の検討を行ってほしいと思うがどうか。

学校給食費については、払えるにもかかわらず意図的に払わない未納世帯があり、その未納分は他の納入者が負担する形になっているのが実態ではないかと感じている。負担の公平性を確保するためにも、私会計である学校給食会計を公会計にすることを検討していくことが必要と思うが、市教委では、現在、どのような話し合いが行われているのか。

また、未納対策の強化に向けては、教員に負担を強いる結果になることから、今後、どのような方法で進めるべきか、引き続き検討してほしいと思うがどうか。

本市は観光都市宣言を行っているにもかかわらず、観光費はわずか1億8,000万円程度であり、一般会計の歳出に占める割合は0.3パーセントという決算状況にあるが、一方では、これがもたらす経済効果は1,300億円にも及び、本市の観光産業における従事者も相当の数に上ることから費用対効果は非常に高いものと言える。市としては、本市経済の発展へ結びつけるためにも、観光拠点の分散化により滞在時間の延長を図るなど、日帰り観光から滞在型観光への転換が実現できるよう明確なビジョン、効果的な観光施策を示してほしいと思うがどうか。

小樽ブランド力推進事業における既存商品の磨き直しや新商品開発のコーディネートでは、基本的に食品ばかりを対象としているが、本市には、食品以外にもクオリティの高い地場産品が多く見受けられる。現状、本市の食品以外の地場産品は市外ではあまり浸透が見られないことから、今後は、食品以外についても本事業の対象に加えてブラッシュアップを行う中で、小樽の有するブランド力を生かした積極的な販路拡大に取り組んでほしいと思うがどうか。

企業立地トップセミナーフォローアップ事業について、市のセミナー参加企業に対する最初のアプローチとしては非常によい事業であろうと考えている。しかしながら、企業側にあっては、市が2度、3度訪問しただけでは、時がたつにつれて小樽の印象が薄れたり、また、人事異動などで先方の受入れ体制が変わることもあることから、反復したフォローアップ体制の継続が必要であり、効果的と考えている。今後とも企業の支社や工場の所在地、取引先、営業エリアなどの情報を十分に分析し、それらを踏まえた上で、企業との情報交換を繰り返し行うなどにより、本市への企業誘致の実現につなげてほしいと思うがどうか。

自然の村費の管理代行業務費等については、毎年度決算で約7,000万円が計上されているところだが、

使用料収入は、わずか1,400万円程度にとどまっており、収入に着目すれば、到底自然の村が市民に支持されている施設とは思われないがどうか。

また、指定管理者の自然の村公社は、村の利用者を増やすべくイベント等を開催するなどのPRに努めているというが、いまだ周知不足の感は否めない。事実、一般財源から5,000万円以上を支出している以上は、費用対効果を十分に勘案すべきであり、今後とも市民に対して、自然の村の有する存在意義や価値感をしっかりとアピールする中で、一層の使用料収入の増加に努め、収支均衡を図ってほしいと思うがどうか。

生活支援ハウスについて、市は、平成29年3月をもって廃止するとしているが、生涯ここで暮らしたいという入居者もいる中で退去をお願いするのであれば、市が転居費用等を負担するなどの責任をしっかりと果たすべきと思うがどうか。

また、市営住宅への転居を希望する入居者もいると聞くが、入居選考に当たっては、ハウスにお住まいの方々についての困窮事情採点の点数を上げるなど、願いどおりに市営住宅に入居できるような検討をしてほしいと思うがどうか。

ファミリーサポートセンター事業については、提供会員と依頼会員によって構成されており、保育施設等への送迎のほか、子供の病気など緊急時における預かりにも対応していることから、利用を希望する声が多く聞かれる。しかしながら、利用料が高額で保護者負担が大きいことや、地域によっては提供会員数が少なく、対応可能な提供会員を見つけ出すまでに時間がかかることなどから利用者数は年々減少しており、利用したくてもできない市民も多いのが実態である。市としては、こういった事情をしっかりと分析することで、提供会員の偏在を解消するとともに、保護者の負担にならない料金設定を行うなどの検討を行い、緊急時でも子供を安心して預けることができるような体制整備に努めてほしいと思うがどうか。

本市における自殺者数については、平成22年ころをピークとして減少に転じていたものの、近年、再び上昇していると聞くが、市では自殺予防対策を行うに当たり、自殺者の職業や年齢、動機など要因についての詳細な分析は行っていないという。自殺に至るには、個々人それぞれに複雑な背景があるとは思いますが、増加傾向にある自殺を未然に防止するためにも、自殺者の社会的・経済的な背景を分析した上で、的確な対策を行うべきと思うがどうか。

また、自殺予防に関する相談援助技術専門研修については、参加する相談機関が増えてきているとのことだが、参加者は相談実務者に限定されていると聞く。今後、より広く自殺予防の啓発を進めていくためにも、対象者を一般市民まで拡大してほしいと思うがどうか。

平成26年度小樽市病院事業決算書によると、新病院へ統合後の入院・外来患者数は、前年度の旧市立小樽病院と旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センターとを合算した患者数より増加しているにもかかわらず、医療従事者のうち看護師の数が減少している。患者への対応をしっかりと行うためにも、また、入院においては7対1看護を行っていることから、必要な看護師を確実に確保できるように努めてほしいと思うがどうか。

置き雪除雪についてだが、年度ごとの実施世帯数と決算額は、平成25年度が261世帯で約250万円、26年度が302世帯で約159万円になっているが、実施世帯数が増えているのに、なぜ決算額が減っているのか。

福祉除雪サービスについては、1世帯につき年1回しか利用できないとの誤解が市民の間にあるが、そうでないことを市がしっかりと周知徹底を図ってほしいと思うがどうか。

また、今年度の除雪計画では、第2種路線での除雪出動基準が降雪15センチメートルから10センチ

メートルに変更となるが、これにより出勤回数が増えるとなれば、置き雪除雪の費用も当然にかさむことになると思うがどうか。

今年度の除雪体制は、平成26年度決算の反省の上に構築されるものと考えているが、市長の公約実現に向けて、除雪のための直轄アドバイザーとして任用した参与からは、26年度の問題点はどことの指摘があり、27年度に向けてどのようなアドバイスがなされたのか。また、それを受けて市長は、原課に対してどのような指示を行ったのか。

一方、市長自身は、26年度の除雪の課題をどのように捉え、公約に掲げたのか。また、26年度の除雪費決算のどこが無駄で、その改善のためにどのような工夫を行い、今年度の予算を組み上げているのか。

市は、平成26年度に策定した道路ストック修繕更新計画及び平成25年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成27年度から10年間をかけて老朽化した道路や橋などの修繕、更新を行うとのことである。事業費の総体は、両事業合わせて19億円が予定されており、その財源は、国の社会資本整備総合交付金で60パーセント、残りは市が全額負担するとのことだが、本市の財政状況に鑑みると、将来にわたるこのような多額の負担は大いに危惧される場所である。しかしながら、本事業は道路や橋を利用する人々の命にかかわる大切な事業であり、今後、早期に改修を進める必要があることから、市としては十分に検討した上で事業を進めてほしいと思うがどうか。

おたるドリームビーチの海の家については、例年、ドリームビーチ海水浴場組合から市に対して仮設建築物の建築許可申請が提出されてきたが、これら建築物は、10年以上もの長きにわたり、一度も解体、除却されることなく建てられ続けてきている。市は、これまで手続的な違反はないと繰り返し強弁しているが、コンプライアンス委員会も指摘するとおり、市担当者が現地確認を怠り、結果として違法状態を見逃してきたのは事実である。手続上からも明らかに問題であり、違法性があるのではないのか。

今年、違反建築物が撤去できずに海水浴場が開設できなくなった本当の原因は、長年にわたり違法状態を黙認し続けてきた市の担当部局の手続上の瑕疵にあったと思うがどうか。

家事用の水道料金・下水道使用料について、2か月間の使用水量が基本水量の20立方メートルに満たない市民にあっては、実態として約12立方メートルしか使用していない場合でも、20立方メートル分の水道料金・下水道使用料の支払を強いられる結果となる。昨年度から新たな地方公営企業会計基準が適用されたことで、水道事業会計は当年度損益収支が赤字になっていても、特別損失に計上されている退職給付引当金を従前どおり処理すれば、水道・下水道両事業会計ともに当年度損益収支が黒字となることから、市としては、例示したように上水道の使用が少ない市民の負担軽減が図れるよう、料金体系の見直しを行うべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成27年第3回定例会議案第6号ないし第16号及び第19号につきましては、採決の結果、賛成多数で、いずれも認定と決定いたしました。

次に、平成27年第3回定例会議案第17号及び第18号につきましては、採決の結果、いずれも剰余金の処分は全会一致で可決、決算は賛成多数で認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、2015年第3回定

例会議案第6号ないし第19号について、剰余金の処分を除き、不認定の討論を行います。

2014年度は、お金がない人ほど負担が重くなる消費税はおかしい、増税されたら生活が成り立たないなど、多くの国民が消費税増税に反対する中、安倍内閣は、4月から17年ぶりに消費税を5パーセントから8パーセントに引き上げました。小樽市の水道代も消費税増税に伴い値上がりし、物価高も重なって市民生活は重い負担増に悩まされているところです。

議案第6号平成26年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入では、普通交付税が当初予算費で5億5,800万円もの乖離が生じ、歳出では、不用額が22億7,800万円となりました。このように、市民にはお金がないといって我慢を強いて、予算計上していた10億円の財政調整基金からの繰入れをせず、新たに1億4,300万円を財政調整基金に積立てました。この一部を市民の暮らしに回すことは可能でした。

一般会計では、ふれあいバス利用者のバス運賃が110円から120円に値上がりし、市民に負担をかぶせました。

日本共産党は、福祉灯油制度の実施や国保、介護保険の保険料引下げなど、市民生活を応援するように求めてまいりましたが、このような対策を行いませんでした。

その一方で、石狩湾新港では、マイナス14メートル岸壁の貨物の荷役に支障がないのに国直轄事業で7億8,000万円をかけ、北防波堤延伸工事は続けられました。

また、市民の願いとは反するカジノ誘致のため、中松前市長は、4月に韓国を訪問し、推進してきたことも問題です。

2013年度に第6次総合計画の前期実施計画に掲載された新・市民プール実施設計まで行う事業を取りやめ、2014年度からの後期実施計画では、さらに整備事業を後退させました。

次に、議案第10号小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

国保会計の改善には、根本的には国の負担を増やすことが必要です。小樽市の場合、一般会計からの繰入れは主要10市の中でも少ないほうです。国保料引下げは、国民生活応援と個人経営の事業者の応援にもつながります。

次に、議案第11号小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定です。

駐車場の使用料に消費税をかけるのも問題です。

また、特定目的住宅の困窮度の実態調査は、市が責任を持って実施することが必要です。

次に、議案第12号小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定です。

小樽市の簡易水道事業は、赤字分を石狩開発株式会社が負担することになっていました。しかし、石狩開発は破綻し、その際に赤字分については北海道が負担するよう日本共産党は要求してきました。現在は、当別ダムから過大な受水量を負担して、利用する企業が増えない中で赤字となっており、2014年度は一般会計から9,240万円繰り入れました。簡易水道事業を進めてきた北海道の責任で補填するとともに、地下水利用企業にも利用を働きかけるよう強く要請するべきです。

次に、議案第13号小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第15号小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

国保料と同様に、保険料の引下げで市民生活を応援することが必要です。介護保険については、保険料を払っていても、いざというときに使えない状況があります。訪問介護の時間短縮で、十分なサービスを受けられません。制度の後退は認められません。

後期高齢者医療制度は、医療を年齢で差別する制度で、2年ごとに保険料が上がり、市民負担を負わせます。日本共産党は、この制度は廃止すべきと考えています。

次に、議案第16号小樽市病院事業決算認定についてです。

2014年12月、市民待望の新病院がオープンしましたが、導入したDPCには問題があり、定額払いなので医療費のコストを下げるなど、収入を上げるという経営上の効果が期待されるため、必要な医療までカットする過少診療の問題が危惧されます。

次に、議案第17号小樽市水道事業決算認定について、議案第18号小樽市下水道事業決算認定についてです。

これらの会計は、単年度で黒字を出しています。ひとり暮らしの高齢者などは、1か月に10立方メートルも使用しないのに、10立方メートル分の料金と使用料を払っています。料金は引き下げるべきです。

そのほか特別会計や企業会計においても、水道事業や下水道事業に見られるように、料金へ消費税増税分を転嫁することで実質的な料金引上げとなりました。財政再建を最優先に市民生活を削っていた決算が、2014年度の決算です。財政調整基金へ積み立てる一部を活用すれば、市民生活を応援する施策など実現できたと思います。

また、消費税増税で苦しむ市民の防波堤となるべき地方自治体が、その役割を果たせなかったと言われても仕方ありません。

以上、議員の皆さんの賛同を呼びかけて、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成27年第3回定例会議案第17号及び第18号について、一括採決いたします。

本件につきましては、平成26年度小樽市水道事業及び下水道事業のそれぞれの剰余金の処分の議決及び決算の認定を求める案件であります。剰余金の処分と決算認定を分離して採決いたします。

それぞれの決算認定に含まれる剰余金の処分について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、それぞれの決算認定について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第5号小樽市職員給与与条例等の一部を改正する条例案については、被用者年金制度の一元化等を

図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、所要の改正を行うものである。このいわゆる一元化法については、保険料率等の算定基礎となる年金数理の違いを無視して共済年金加入者を厚生年金に加入させ、保険料率は高いほうに、給付は低いほうにそろえるものであり、年金制度の根本的な改善にはならないものである。この一元化自体、到底賛成できるものではないが、この条例改正により、市職員に不利益が生じることはないのかどうか。

市長は、一日も早く公約を実現させるためとして、平成8年大雪の際に除排雪の中心的役割を果たした職員であるとの理由から、唐突に市政全般にわたるアドバイザーとして参与を任用した。しかしながら、参与は、市長公約に関して、除雪以外についての具体的な考えを持ち合わせていないとの答弁を聞くにつけ、参与が任用伺にある市政全般にわたるアドバイザーという表現は、全くもって誤りであると思うがどうか。

また、第3回定例会以降、市長は、参与の勤務条件を見直すとしていたが、いまだ結論が出ていない。本当に見直す気持ちがあるのならば、行政のトップとして早急に決断すべきではないのか。

市長みずからの後援会幹部を参与として任用したのはまさに論功行賞であり、別の後援会幹部が代表を務める組合が有利になるよう貸出ダンプ制度の見直しを行うことについては利益誘導に当たらないかとただしたところ、市長は、その認識はないというが、仮に森井市長以外の人物が市長に当選して、後援会の役員を任用した場合には、当然にしがらみと批判されると思うがどうか。

貸出ダンプの事業者である道都総合事業協同組合の代表理事と参与とは、参与が小樽市職員として在職中以来、市職員と指名業者として旧知の関係にあり、とりわけ参与が除雪担当の土木部土木事業所長であった当時、代表理事は別の貸出ダンプ事業者の専務理事であり、そこでも接点があったとのことである。最近、この二人は、市長後援会の幹事長と幹事長代行であったことから、市長の貸出ダンプ制度を見直すとの施策は利益誘導そのものではないかとの指摘に対して、市長は、完全否定する答弁を繰り返しているが、市民に対して100パーセント疑いを払拭できているのかどうか。

市長は、ある委員の参与に関する質問に対して、平成18年度に行われた除雪ステーションの4か所から6か所への増設に、当時、参与がかかわっていたとしか受け取られないような答弁をしたが、その後、参与は、みずからがかかわっていないことを明言したことについて、他の委員からも、この矛盾点を指摘されると、市長は、それに答えられないままに、委員会が丸一日空転するという事態を招いた。これに対し市長は、除雪ステーションの増設の主語が市であるとして、後になって答弁を修正したが、一方で、参与が増設にかかわっていないことは初めからわかっていたとの詭弁を弄している。言葉足らずや勘違いであったというのならばまだしも、市長が、参与がかかわっていないことがわかっているながら、参与がかかわっていたと答弁したのであれば、この答弁自体は、議会を愚弄し、市民をも欺く詐欺まがいの発言である。市長の行為は到底許されるものではないことは明らかであり、議会は言うに及ばず、市民の皆様に対しては真摯に謝罪すべきであると思うがどうか。

平成24年度から中学校の体育授業で武道が必修化され、本市では、柔道の授業が行われているところだが、これまでの事故の発生件数は、25年度は軽傷3件、26年度は骨折1件、軽傷2件、今年度は骨折4件、軽傷2件とのことである。

この事故件数に鑑みた場合に、市教委としては、これまでの安全対策では十分でなかったと判断するのであれば、安全確保に向けて新たな対応策を検討するべき必要があると思うがどうか。

また、柔道の授業では、重大なけがを負ったり、命にかかわるような事故が発生するリスクがあるなど、保護者や生徒のみならず、教員にも重い負担がのしかかっていることからしても、中学校での必修授業に柔道を教えることは、改めて保護者や生徒、現場の教員の話も十分聞きながら、柔道の必修化に

ついて検討し直すべきと思うがどうか。

市教委は、来年度から日本遺産の認定に向けた取組を開始することだが、10月に当委員会が視察した尾道市においては、認定のために文化庁との協議を8回行い、あわせて電話や電子メールなどでも頻繁なやりとりを行うなど、中央との太いパイプの形成を図るべく努めたとのことである。一方、本市は、今定例会を通じて議論されているように、最近、国や道といった機関との連携が不安視されていることから、認定に向けて文化庁や道教育委員会などとのパイプがしっかり確保できるかといった懸念があるがどうか。

また、尾道市では、日本遺産として認定されるストーリーをインパクトのある短い文章で表すことに大変苦労したと聞くことから、本市が取り組む際は、当初からこうした文章づくりの専門家の方を招聘するなど、小樽の歴史性を十分に表現してもらいたいと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の10月7日及び10月13日に開催されました当委員会におきまして、参与の任用についての議決以降の経過などに関する報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第21号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

終わりに先立ちまして、一言申し上げます。

当委員会は、当初、12月16日で審議を終了する予定でありましたが、審議中、平成18年度に除雪ステーションを4か所から6か所に増設したことに参与が関与していたかどうかについての質問に対して、参与自身は関与していないと答弁したにもかかわらず、市長は関与していたとしか受け取れないような答弁を行ったことから、市長答弁の訂正を求めたところで空転となり、その日は質問途中で散会となりました。

翌17日も、引き続き議会と理事者側とが市長答弁の訂正について調整を重ねましたが、結局、委員会を開会できたのは午後4時40分でありました。

このたびの空転につきましては、市長が事実関係を無視した上、聞き方によってはどのようにでも捉えられるような答弁を行ったことが原因であったことから、委員会冒頭において、私から市長に対し、事実関係を踏まえた正確な答弁を行っていただくようお願いを申し上げたところであります。

以上、総務常任委員会が2日にわたり開催された経緯、経過についてのてんまつを申し添え、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第21号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場で、議案第5号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について反対の立場で討論を行います。

今年は、第2次世界大戦終結70年であり、広島、長崎での被爆70年に当たります。核密約は、米国の公文書公開によって明らかにされています。核密約が現在も生きていることから、外務省は、核兵器搭載の有無についての照会に対して、曖昧な回答に終始しています。

道内の主要港湾は、国際拠点港湾2港と重要港湾10港があります。この中で、外国艦船の入港が最も多いのは小樽港です。安保法制成立によって、テロの標的になることも心配されます。

また、商業港としての小樽港は、観光振興の一環として、クルーズ客船の寄港促進に力を入れていますが。観光振興にとって平和な小樽港への米艦船寄港の定期化は、マイナスイメージになります。神戸市議会は、神戸港に核兵器搭載する艦船の入港を拒否する決議を行っています。

また、入港を希望する艦船に対しては、非核証明書の提出を求めています。米艦船は、非核証明書の提出を拒み、入港していません。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として、非核三原則に基づく非核港湾条例を制定することが求められます。

議案第5号です。

我が党は、いわゆる一元化法について、年金数理の違いを無視して厚生年金に加入させ、共済年金の給付水準を一方向的に引き下げるものだと主張し、反対しました。国の制度上のものとはいえ、賛成できません。

議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 民主党を代表して、議案第21号小樽市非核港湾条例案に対して賛成を求め討論いたします。

小樽市の港湾には、数々の米国艦船が寄港し、核兵器搭載の有無について問題視されてきました。小樽市議会では、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行っており、花園グリーンロードの噴水近くには、核兵器廃絶平和都市宣言とうたっている塔が建てられております。人通りの多い場所ですし、潮まつりのねりこみのスタート地点でもある場所で、御存じの方も多いいと思います。過去に核兵器廃絶平和都市宣言を行った小樽市議会の意向と平和への思いは、現在も変わっていないと信じています。

また、11月上旬、経済常任委員会の視察で長崎市を訪れました。第61回パグウォッシュ会議世界大会の開催と時期が重なり、長崎市内の中心部では、事前予約で多くのホテルがとれないほど、世界各国の科学者や有識者が数多く集まっていたということでした。大会の最終日には、核兵器と戦争の廃絶を訴えた長崎宣言を発表し、被爆地である長崎の声を世界に発信したというニュースを視察中の長崎で拝見しました。

被爆国でもある日本、また、福島原発の事故による甚大なる被害など、核による被害は大変恐ろしいものです。小樽市の港湾に寄港するアメリカ艦船の核兵器搭載の有無がわからない状況が続く以上、本条例を制定し、小樽の港湾に核を持ち込ませない決まりをつくらなければならないと考えます。

よって、この議案第21号に対する議員各位の御賛同をお願いして討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第21号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時20分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○4番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

歩行者通行量調査結果については、市内の中心商店街のほか7地点で春、秋に年2回の調査を実施し、調査全体の集計結果を公表している。一方、各商店街などにおける個別地点の調査結果については、その結果がよくない場合には、商店街のふだんの実態であるとの誤解を招くおそれがあるため、その公表については、商店街側からの賛同を得ていないという。しかしながら、調査地点となった各商店街では、地点ごとの調査結果を参考に空き店舗対策やイベント開催に向けた企画を行うなどしており、大変に重要な資料となっていると聞いているが、この貴重な調査結果を商店街のためだけに利用するのはもったいないと感じている。さまざまな議会議論の中でも活用していくことがまちづくりにとって肝要と考えており、調査結果の公表に向けては、今後、各商店街への働きかけを強めてほしいと思うがどうか。

市は、次期港湾計画の改訂に当たっては、フェリー貨物の取扱量の増加を目指すことに主眼を置くというが、フェリー貨物については、敦賀港との定期航路が苫小牧港に移されたことから減少傾向にあり、今後、定期航路を小樽港に取り戻すなどの取組も必要と考える。市としては、具体的にどのような方法でフェリー貨物取扱量の増加を早期に図っていくとしているのか。

また、小樽港は、北海道が港湾管理者に名を連ねる石狩湾新港と苫小牧港とに挟まれ立地しているが、北海道全体の均衡ある発展を目指すべき立場にある道が、仮にみずからが管理する港湾のみの発展を進めるようであれば、小樽港は大きな打撃をこうむることは明白である。そのような事態とならないよう、市は、北海道と十分に話し合いを行い、本港の抱える課題などについてしっかりと意見を述べていくことが本港にとって必要と思うがどうか。

近年、増加する外国人観光客について、市では、運河プラザ内に国際インフォメーションセンターを設置し、多言語への対応を行っているが、市内飲食店などでは外国語表記の対応の難しさもあり、いまだ積極的に外国人の受入れを図れない店舗も多いと聞く。しかしながら、外国人観光客の増加を市内経済の活性化につなげていくためには、お越しいただいた方々に小樽のまちを十分に楽しんでいただく

ともに、飲食や買物をしていただくことが肝要である。市としては、言葉の壁の解消を目指し、飲食店のメニューなどの外国語対応に向けたツールづくりなど、外国人観光客の受入れ体制の強化に努めてほしいと思うがどうか。

今年度閉鎖されたおたるドリームビーチについては、札幌市に隣接するというすぐれた立地条件から、例年、道央圏を中心に多くの海水浴客が来場し、本市の観光客数としてもカウントされている。しかしながら、ドリームビーチは、道央圏からは本市の市街地を通らずに行き来できるため、単に来場者が多いからといって本市に経済的な効果をもたらしているかどうかは疑問であり、そのため、市は、今後を見据えて、この海水浴場にかかわる経済波及効果を分析するとのことであるが、果たしてどのような方法でその効果を分析するつもりなのか。

また、ドリームビーチはさまざまな課題により今年度は開設できなかったが、次年度以降の開設に向けては、これまでの問題を繰り返すことのないよう、よりよい環境下での新体制による海水浴場運営がなされるべきと考えており、今後、市には適切なルールづくりに努めてほしいと思うがどうか。

市内企業への若年層の就職率向上と離職率減少のための対策として、現在、市では、主に高校1、2年生に向けて職業体験や企業見学会、キャリア教育などによる高校生就職スキルアップ支援事業を実施しており、これらの高校生に働く意義をしっかりと理解してもらうための取組を行っているところであるという。また、市内の民間企業においても、高校生向けに自社の企業情報をわかりやすく紹介した冊子を作成しているところもあると聞いているが、全市的にはまだまだ情報量に乏しいのが実情であり、高校生の就職活動に際して、果たして市内企業についての十分な理解がなされた上で行われているかは甚だ疑問である。若年層の雇用拡大や離職率の低下は、今後の小樽市の人口増加や経済波及効果などのプラスの効果が得られることから、市においては、今後、市内企業との連携を図りながら、高校生向けの企業情報の提供や対策を積極的に講じる中で、就職率の向上につなげてほしいと思うがどうか。などがあります。

なお、当委員会は、所管事務の調査を閉会中も継続して審査することを、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてに関する質疑といたしましては、多くの市民の声を受け、平成28年度からの制度見直しを延期したふれあいパスについては、今後も見直しの検討は続けるというが、高齢者の社会参加を促し、生きがいの創出に資するというふれあいパス本来の目的に即して考えてみた場合には、介護予防の視点からも一定の効果があるものと考えている。市としては、このことについて、どう捉え、どのように考えているのか。

一方、通勤にふれあいパスを利用し、会社から支給される交通費の差額を得ている高齢者がいると言われているが、これはまれなケースとはいえ、このような本来のあり方と異なる利用はあってはならず、今後、制度を見直す際には、本来の目的を十分に踏まえた制度設計となるよう検討してほしいと思うがどうか。

ふれあいパスについては、趣味や通院に係る外出だけでなく、近くにスーパーなどがいない方々が遠くに行物に行く際にも利用されているなど、生活していくためには欠かすことのできないものとなっている。仮に利用制限をかけるような事態となれば、こういった方々の日々の生活が大きく制限され、支障を来すことにもなり、多くの高齢者が買物難民になりかねないものと考えているがどうか。

市は、本事業を今後も持続可能なものとしていくためには、事業費をおおむね1億5,000万円が上限となるよう制度の見直しを行いたいというが、バス料金の値上げなどがあった場合には、この上限はどのようにしていく考えであるのか。

また、乗車料金の支払方法については、ＩＣカードを使用すれば、利用回数や利用路線の調査もできるものとするが、今後、ふれあいパスにおいて、ＩＣカードの導入を検討していく考えはないのか。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方に関する質疑といたしましては、母子生活支援施設相愛の里については、昭和17年に戦没軍人遺族の母子世帯が入居する施設として開設され、昭和54年からは社会福祉法人小樽相愛会が運営してきている。建物は築70年を超え、老朽化が進んでいることから、入居者は雨漏りや冬の寒さに耐えながら生活しなければならず、さらには一部の居室では、現行の法基準に満たない狭隘なつくりとなっている。

このことは、現に住んでいる母子の生活を脅かすのみならず、施設を利用したいとの思いがありながら、施設の老朽化により入居を断念せざるを得ない母子がいるという事実は、まさに施設の設置目的が十分に果たされていないことを示していると思うがどうか。

市は、この劣悪な住環境を整備するためにどのような補助金を利用できるのかについて、しっかり調査を行い対応してほしいと思うがどうか。

今後は、これまでの母子生活支援施設としての機能に加え、増加するDVや児童虐待をはじめ、さまざまな事情を抱えた母子への対応も期待されている。その意味からも、市としては、このように老朽化した施設に対して、何らかの対策が必要であると思うがどうか。

次に、その他の質疑・質問といたしましては、市長公約の一つである乳幼児等医療助成制度の拡大については、森井市長就任以前から議論がなされていたが、本市の財政状況では実施が難しいため、実現に至らなかったものである。

そのような中、今定例会に、市は、来年度からの対象者拡大を目指すとして、財政的な裏づけがない四つの拡大案を示してきたが、現行制度から段階的に拡大して、最終的に小学校6年生までの医療費完全無料化を目指すというのであれば、そのための見通しを財政面もあわせて提示すべきではなかったのか。

また、市長は、来年度から段階的に拡大を始めたいとの意向を持っているものの、議会に示した四つの案のうち、市長自身がどの案を実施したいかについての具体的な考えは持ち合わせていないという。

しかしながら、この制度拡大案は、市長公約の中でも比重の大きなものであることから、複数の案を議会に提示し、選択を丸投げするようなやり方ではなく、ぜひともこの案でお願いしたいとの市長意思を議会に対して明確に表すべきと思うがどうか。

毎年、全年齢層で見られる季節性インフルエンザについては、特に体力のない高齢者などは重篤化しやすい傾向があるため、ワクチンの接種が望まれているところである。

今年度は、インフルエンザワクチンの価格上昇に伴い、接種料金も値上がりすることになったというが、この値上がりにより、高齢者がワクチン接種を控えてしまうといった懸念もあることから、保健所には、ワクチン接種の必要性について、積極的な啓発活動を行うなどの対策を講じてほしいがどうか。

また、新型インフルエンザのような致死率の高い感染症が発生した場合に備えて、市立病院はもとより市内の基幹病院との連携をしっかりと行うとともに、全庁的にも対応できるような体制づくりの構築に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第6号、第8号及び第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、請願第2号、陳情第9号及び継続審査中の陳情第6号、第8号の全ての採択を主張し、討論いたします。

まず、請願第2号「ふれあいバス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、そもそもこのふれあいバスの実現に当たり、市民の粘り強い活動がありました。

このふれあいバス実現の経過は、今から38年前に、昭和52年第3回定例会に70歳以上の老人に対するバス料金の無料化方等についての請願が提出され、継続審査で廃案になりました。その後、長きにわたり市民から請願や陳情が議会に出されました。その中の請願理由を拝見すると、「本件につきましては、過去数次にわたって陳情申し上げておりましたが、いまだその実現をみておりません。市内の各老人クラブ会員は、日ごろから早く実現することを願っております」「物価高でわたくしたちの生活は、ますます苦しくなるばかりです」「小樽市においては財政、その他諸般の事情があることは存じますが、末端福祉行政の充実のため、また温かい思いやりのある行政として」ぜひ実現してほしいなど記載されておりました。

その後、住民の声も広がり、1994年には、2万2,929筆の署名が議会に提出され、「高齢者・障害者に対する市内交通無料バス実現方について」が採択され、市民の願いが市政を動かし、1997年4月にふれあいバスが実現し、70歳以上が無料になりました。最初の請願を出されてから約20年経過し、やっと実現となったのです。その後は、2004年に利用者負担は100円となり、次の年の2005年には100円の回数券に変わりました。そして、2009年には110円、2014年には120円と、ふれあいバスの事業が開始されて18年間で120円も利用者の負担がアップすることとなりました。

そして、前回、平成27年第3回定例会で報告された見直し案は、1枚120円の回数券を110円にし、回数券購入券を年間15冊に制限するという、さらなる負担を市民にかぶせるものです。利用制限をすれば、15冊以上利用する方は経済負担も大きくなることから、本来の目的である高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康保持と生きがいの創出に資することにも反する問題になりかねません。

私も前定例会の見直し案については、老壮大学だけで年間12冊は使用する、買物に行くと月に8回使用し、病院などに行ったりすれば年間45冊は必要、バスを利用しないと生活ができない人もいる、桃内の人は病院もない、買い物するにも車がないと大変、祝津や塩谷に住んでいる人は近くに買物ができる

場所がなくて、手宮や余市まで行って買い物している、2路線のバスを利用すると1回4枚、月3回しか使用できない、札幌市は2,000円払うと1万円分のバスの利用ができるのに、制限をかけて120円を110円にするとっても10冊利用した人でも1,000円の負担軽減ではないか、あめとむちのあめにもならないなどの声が寄せられています。

今定例会では請願が出され、署名が1か月近くで4,500筆も届いており、さらに増え続けていると聞いております。日本共産党だけではなく、各議員の皆さんにも市民からの手紙や電話で制限の撤回を求める声が届いているとの話もありました。前定例会の利用制限の見直しを伴う案は、市民が願っていないことが明白であります。請願にある利用制限は、撤回を求めるものです。

また、現金乗車については、回数券を買うにも、バスの混雑時には運転手に言いにくい、回数券を買うにもバスターミナルなどに行くまでが大変、1,200円がなければ回数券を買うことができない、乗車証を提示しても回数券がないと220円を払わなければいけないなど、乗車券を提示すれば現金でも利用できるようにしてほしいと切実な声も聞いているところです。

高齢者が増える中、回数券を購入している人が減っていることを考えると、今の回数券制度は利用しにくいことも考えられます。回数券がなくても旭川市のようにバスを提示して現金でも乗車できるようにと考えます。請願の願意は妥当です。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてですが、1947年に制定された児童福祉法第38条では「母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」を目的としています。本施設は、建設されてから73年がたち、施設全体の老朽化が問題となっております。維持・管理は、極めて厳しい状況です。

今月、12月2日、厚生常任委員の皆さんと子育て支援課の皆さんと一緒に現地視察を行いました。面積が法に基づく基準に満たない居室が、19室中8室もあります。部屋が一つしかない居室には風呂もなく、外に出てプレハブ棟の共同風呂を使用しています。建物は、雨漏りがあり暖房設備も整っていません。夏になれば蜂の巣、鳥の巣ができ、また、児童の学習室は共同風呂とつながっているプレハブ棟となっているなど、ひとり親家庭への支援とはほど遠い状況です。

全国には、母子生活支援施設が幾つかありますが、学習室の完備もされており、保護者が相談できる部屋を設けている施設もあります。道内では、母子生活支援施設は、江別市の休止の施設を除き10か所あり、全国では280か所になります。さまざまな理由で施設を利用したい人が後を絶たず、施設が足りない状況になっているのも事実です。

小樽市の母子生活支援施設も、その一つです。19室あるうち四つの部屋があいておりますが、入りたいとの問い合わせは近日でも数件あったと聞いています。実際に利用したいと申出があり、部屋を見た方は、高校生と中学生の子供がいる中で、6畳一間では生活ができないと、やむを得なく施設を利用されない方などが後を絶たないわけです。日常的な入居がなくても、緊急時には対応しなければならぬため、短期間で空き部屋を利用することもあると聞いています。現在、休止中の江別市の施設も緊急時には対応できるよう部屋はすぐに使用できるようにしていると、担当の方も話されておりました。

現在の相愛の里で、もし強い地震が起こった場合には、建物の崩壊も心配され、命の危険も感じられるものです。今の施設は、とても支援施設とは言いがたい状況であります。早急な改築が必要です。国や道の補助金などを活用して、安心して子育てや自立支援ができるようにするためにも改築を検討すべきです。

それぞれ採択を求め、各党派、各議員の皆さんに賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自民党を代表し、請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方については、いずれも継続審査の立場で討論をいたします。

まず、「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてであります。小樽市ふれあいパス利用状況調査結果を基に、市は、財政負担の上昇を抑制するため、高齢者の積極的な社会参加を促す目的で、70歳以上の市民を対象に市内路線バス運賃の助成制度として交付している「ふれあいパス」について、これまで制限していなかった1人当たりの回数券購入数を来年度から年間15冊以下に制限し、かわりに回数券の値段を1枚120円から110円に引き下げ、利用者の負担軽減も図るとの見直し案を出しました。この見直し案について自民党は市に対して、見直し案を提案するなら、ぜひ再度、購入冊数が多い人の購入動機と実態を調査し分析した上で、同制度を維持しながら、高齢者の積極的な社会参加を阻害することが最小限になる提案をしていただくことを望むと申し上げ、市から見直しに当たっては、このたびの案に限らず、利用目的なども調査した上で、再度さまざまな角度から検討を行い、制度設計をすることが必要であるとの判断に至りましたことから、平成28年度は現行制度のままとし、引き続き検討することにしたいと考えておりますとの答弁をいただきました。

市側の説明では、市内の70歳以上の人口は増加傾向にあり、市の推計では14年度の約3万4,000人から23年度にはピークの約4万人に達すると予測され、そのため市は、同制度に対する財政負担の上昇は避けられず、持続が危ぶまれるとの考えも十分に理解できる中、本請願事項の1番目にあるふれあいパス利用制限をしないことについては、同制度を維持していくためには市の財政と利用者の実態を把握した上で、同制度の趣旨をできるだけ阻害しない中での手直しは、今後、必要になると考え、利用制限をしないこととまでは同意しかねます。

また、本請願事項2番目にあるふれあいパスを提示し、現金でも乗車できるようにすることについては、購入者の購入動機や実態を把握するデータが不明瞭になるおそれがあるので、現状では賛成できません。

しかしながら、高齢者が積極的に社会に参加し、触れ合い、もって心身の健康の保持と生きがいの創出のためには、ふれあいパスの制度は必要で、現状のまま一日でも長く現行システムを続行していただきたいとの本請願の趣旨は、現行のままでは財政負担が耐えられるのかという点では、我が党派とは相違がありますが、理解するところです。よって、今後も検討することとし、継続審査を主張いたします。

次に、母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてですが、同施設は、児童福祉法第38条の下、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援」することを目的とし、開設以来400世帯以上の母子の支援を行ってきたとあります。

本陳情趣旨は、同施設が建築後七十数年を経過し、これまで小規模な修繕を重ねながら、施設建築物等を維持してきたが、施設全体の老朽化が激しく、今後、修繕等では限界があり、維持・管理は極めて厳しい状況となったので、同施設の改築を市により早急に実現されるようお願いしたいとのことです。

実際、視察をし、運営されている社会福祉法人小樽相愛会の理念は理解し、敬服するところです。

また、同施設の老朽化や、母子の生活支援施設として、設備使用等について多くの課題を目の当たりにし、同施設の改築が早急に必要ことは理解しました。その上で、同施設の居室等を法に基づく面積を確保し、児童の学習室や相談室の確保及び安全対策を整備した施設規模と改築プラン及びそれに係る改築費用の概算、国及び道の支援体制が不明瞭な中、今回、配慮を求められた本市の財政状況に鑑みると、老朽化で躯体そのものの存続が危ぶまれ、一刻を争う同施設の改築が、どの程度が現実的なものなのか、あわせて考える必要があります。

よって、本陳情は、今後も検討する課題とし、継続審査を主張いたします。

各会派の賛同を求め、討論を終わります。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 民主党を代表して、請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方については、委員長報告に賛成し継続審査を求め、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方については、委員長報告に反対し採択を求めて討論いたします。

まず初めに、我が会派も、ふれあいパス制度の目的とその維持を基本に、この議会において議論してきたものです。確かに、利用者の立場から見ると、120円を入れるときの煩わしさがまた回数券を切り取って入れることにより一層強まる点や、事前購入にもかかわらず割引がない点など、問題は残っていると考えます。ICカード利用など、ふれあいパスの使いやすさを考えていくことは必要ですが、今、このことの解決の方策が現金化ではない方法で検討され始めていると理事者も答弁しています。何よりふれあいパス事業は、小樽市と中央バスとの共同事業であります。民間事業者への一方的な負担のお願いはできませんので、継続審査を求めるものであります。

陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」の改築方についてですが、本施設は、児童福祉法第38条による「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援」することを目的として、長きにわたり生活支援を担ってきました。

厚生常任委員会の各委員は、今回の陳情を受けて、さきに現地視察を行ったものです。そこで目にしたものは、建築後七十数年が経過した入居施設の現実でありました。もはや家屋として限界に来ていると、全委員が理解したと私は考えています。

また、この北海道の地にもかかわらず、外壁と内壁には断熱材も入っていないそうです。通常の排気管や煙突をつける石油ストーブ等は、構造上、火災の心配もあり設置できません。ゆえにホームタンクがありません。小さなポット式ストーブで、狭い居室を暖めているのです。命にかかわりますので、常に換気をしなければならないとのこと。そのようなところに小さな子供とともに暮らしているのです。子供たちは、これもさびついていつ穴があくかわからない狭いプレハブに集まって宿題や勉強をしています。そのプレハブの一角が共同のお風呂ですが、もちろんみんなで入浴日等時間のローテーションを決めて利用されています。建物が建物なだけに、年ごろの子供のプライバシーはもちろん、狭隘な脱衣所は外気と同じ温度にさらされているというのが事実です。小さな子供を持つ母親は、どれほど困難な思いをして我が子を入浴させているのでしょうか。

今、この小樽のまちでさまざまな事情を抱えて、不安の中で母と子が寄り添って必死に暮らしているのであります。

本改築方の陳情について、改めて議員各位の賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。（拍

手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

○9番(松田優子議員) 公明党を代表し、請願第2号「ふれあいバス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について並びに陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方について、いずれも継続審査を求める討論を行います。

ふれあいバスの利用制限については、高齢者の積極的な社会参加を促すという制度趣旨から安易に利用制限を加えるということは慎重にあらねばなりません。今後、利用目的を調査すると言っておりますので、利用目的を十分考査した上で検討すべきです。

また、このふれあいバスは、利用者、バス事業者、市の三者で成り立っており、現金乗車を認めることについては、バス事業者との話し合いが持たれていない今、市だけで決めることはできない上、利用回数チェックなど、バス事業者にこれ以上の事務負担を強いることにつながることから、継続審査を求めます。

母子生活支援施設「相愛の里」改築方については、厚生常任委員会として現地視察をした結果、施設の老朽化が激しく、母子生活支援施設として法で定めた面積基準を満たしていない居室や安全対策不備など、課題も多く、改築しなければならないことは理解します。

しかし、その改築費は、本来、運営を担っている社会福祉法人が負担すべきであります。多額の費用を要することから法人単独で負担できるものではなく、また、母子生活支援施設の制度設計や関係機関との協議を進めることが先決であり、その上で市は財政状況を考慮した中で財政支援を検討すべきと考え、継続審査を主張いたします。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

(3番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○3番(高橋 龍議員) 新風小樽を代表し、請願第2号「ふれあいバス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について及び陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてに関し、いずれも継続審査を求める立場にて討論をいたします。

まず、請願第2号のふれあいバスに関してですが、市内の高齢者の社会参加につながる制度であり、上限を設けるといった報道がなされた後は、多くの反対の声が上がったことと認識しております。そのような中、本請願の願意は理解するところでございますが、本制度を今後、続けていくに当たり、予算規模も大きく膨らんでいくことも想像にかたくありません。市としては、来年度からの利用制限は行わない方針であるため、猶予期間である来年度は、改めてどのような利用のされ方をしているのか調査を行い、本来の意味合いが必要としている方に行き渡るような制度設計に向け、経過を見ていくべきと考えます。

また、現金乗車を望むことに対しては、バス事業者のシステム上、難しいという観点からも、現時点では実現に至らないと考えます。

また、陳情第9号の「相愛の里」改築方については、現地の視察も行いましたが、かなりの築年数が経過し、居住スペースも狭小で、環境は決してよいものではありません。その中で継続審査といたしましたのは、緊縮する本市財政状況の中、改築に当たっての費用を市の単費だけで計上することは難しい

と感ずるからであります。

しかしながら、国、道の補助金など使えるものを調査し、改築に当たり小樽市としてどの程度の費用を要するのかがはっきりさせた上で、改めて前向きに検討したいと思ひます。今後の進捗を確認させていただきながら判断すべきと考えております。

以上のことから継続審査を主張するものであります。

各会派の御賛同をお願いし、新風小樽の討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方についてに関する質疑といたしましては、本日午前中の委員会による現地視察において、当該地域の道路は狭隘でありながら、施設利用者の車や施設利用者の送迎等の車両が頻繁に往来し、沿道には福祉施設等が多く立地していることを確認した。地域住民によると、特別養護老人ホーム建設前には、既に交通量が多くなることが予想されていたため、市とは、除排雪には十分配慮するとの協議を経て施設の建設が始まったという。その後、協議に当たった市職員が異動となり、あやふやな形になっているようだが、このような経過は、現在、どのように担当者に引き継がれているのか。

また、全市から寄せられる除排雪に対する市民の声は、昨年度では3,300件ほどになったというが、

市は、この状況に鑑みて、財政状況や緊急度に応じた除排雪作業の優先順位を見極めていく必要があると思うがどうか。

除排雪の要望が出されている道路周辺には、社会福祉法人ノマド福祉会が運営する特別養護老人ホームや市立赤岩保育所などの多くの施設があり、そこで働く職員の通勤や施設利用者の送迎等に使用する車により、時間帯によっては交通量が増大し、特に冬期間は、車の交差にも大変危険な状況になるという。排雪を実施するとなれば財政負担も大きくなるが、幸いにも現在、この地区周辺には空き地があることから、市職員が、空き地の所有者に雪堆積場として利用させてもらえるよう直接交渉を行い、そこに一時的に雪を堆積させて車の通行が可能な道幅を確保の上、その後、時機を見て排雪作業を行うという方法を具体的に検討する必要があると思うがどうか。

道路幅員の関係などもあり、市道赤岩通線と市道北山中学校下通線、路線全ての延長をきちんと除排雪するのは難しいものと考えているが、最も交通量が多く雪山で幅員が狭くなる赤岩郵便局前の2車線確保をはじめ、すり鉢状となって小・中学生の通学に大変危険となる積雪路面の解消については、地域要望の強い箇所であり、試行的に改善に向けて実施を検討してほしいと思うがどうか。

市道赤岩通線と市道北山中学校下通線は、市長公約の一つであるよりきめ細やかな除排雪の基準見直しに該当する第2種路線であることから、陳情の趣旨や現地の状況を十分に踏まえた上で、地域住民に納得のいく対策が図られなければ、市長の進退にもかかわる重大な問題にまで発展すると思うがどうか。

次に、その他の質問といたしましては、貸出ダンプ制度について、これまでは市が運送事業等の四つの協同組合とダンプの借り上げ契約を行っていたところ、突然、今年度からは、その配車方法を積込み業者が加盟する組合の車両を原則的に配車する方法から、各組合が登録しているダンプに通し番号を付して、番号順に均等に配車する方法への変更を検討するとしていたが、解決できない課題が多いため、今年度は制度の見直しを行わず、改めて来年度に向け検討するとのことである。検討された変更内容では、市長の後援会幹部が代表理事を務める協同組合が、約66パーセントも受注額が増加するとのシミュレーションが出され、まさに利益誘導に当たるのではないかなど、さまざまな問題点が指摘されている。これが真実であるとすれば、市にとって大変不名誉な事態であることから、だめなものはだめという強い信念を持って正しい方向に事態を改めていくべきではないか。

貸出ダンプ制度に係る経費は、平成24年度以降、毎年のように約2,000万円ずつ増加しているが、本制度が市民に浸透してきた結果、その利用数が増え、また、経済情勢による燃料費や人件費の上昇により、ダンプトラックの運搬経費がかさんでいるのが、その主な原因とのことである。過去には業者の不適切な対応も何件かあったとのことだが、仮にそのような対応が一切なかったとしても、限りある予算の中で実施している制度であり、今後、年々増える経費に歯止めをかけることも念頭に置きながら実施しなければならないと思うがどうか。

また、年々経費が増え続ける真の理由について、来年度までにしっかりと調査し、その結果を取りまとめ報告してほしいと思うがどうか。

12月1日発行の広報おたるには除排雪作業に関する問い合わせ先として各ステーションの電話番号が掲載されていたが、今年度から開設となった第7ステーションのみ電話の設置が間に合わず、かわりとなる携帯番号が翌2日に若竹・桜地域の全戸にポスティングされたとのことである。市は、遅れの理由として、事務所の位置が決定すれば、直ちに電話の設置が可能と考えていたところ、実際には建柱が必要だったためということだが、根本的な原因は、入札が2か月以上も遅れたことにあり、準備期間の短縮がこのような事態を招いたことは明らかである。来年度はこのようなことが二度と発生しないよう

心がけるべきであり、基本的には1度の入札で応札できるためにも業者が適当と考えている数でJVが組める仕組みに条件を戻すことが望ましいと思うがどうか。

今年度、地域総合除雪業務を担うJVから市長に提出された要望書を要約すると、突然の入札参加要件変更により、市へ大きな憤りと不信感を増長させる結果になったとのことや、構成要件の変更理由について納得できる説明がなかったこと、共同企業体構成員の変更がきめ細やかな除雪体制の構築にどのようにつながるのか説明もなく全く不明であるといったことなど、長年培ってきた市との信頼関係を大きく損ねるものであるとのことが綿々と書かれている。建設部としては、これらの指摘は重く受け止めており、今後、意見交換の中で信頼回復を図っていききたいというが、そのためにも混乱を与えたことなどに対して、建設部長は業者に謝罪を行い、この際、きちんと責任をとるべきと思うがどうか。

住宅エコリフォーム助成事業については、昨年の第4回定例会において、当委員会の提案により全会一致で条例案が可決され、今年4月1日から施行となっているが、事業の実施に当たっての予算は、国の社会資本整備総合交付金の導入により措置することを検討していることや建設関係団体とのヒアリングを行った結果では、冬期間に需要の見込みがないなどの理由から、市は、来年4月1日からの事業運用を予定しているという。ところで、本助成事業における案の中には、住宅リフォーム助成事業を過去に利用した者は対象者とならない旨が記されているが、事業費はわずか500万円であり、その半分は国費導入の予定であるというのであれば、本事業の利用を希望する市民の方々が、可能な限り助成が受けられるよう、事業費の増額を検討すべきではないのか。などであります。

なお、閉会中の10月26日及び11月17日に開催されました当委員会におきましては、平成27年度地域総合除雪業務及び雪処理場管理業務の入札について等報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号につきましては、継続審査を主張する会派がりましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により採択となりました。

次に、陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 自由民主党を代表して、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について及び陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については継続審査を主張して討論を行います。

陳情第4号につきましては、平成27年第3回定例会の本会議で申し述べましたように現地視察を行い、陳情箇所の実情は、地域住民のお話をお聞きして、十分に認識しております。この地域の抜本的な雨水処理については、私有地と市道との境界測量に費用を要すること、市道と側溝の段差解消や、新たな側溝の整備など多額な費用を要すること、加えて、さらなる検討を要する部分も多々あり、あわせて同じような要望は、市内全域から多数寄せられており、財政緊急度、優先順位などを見極める必要も大切かと思います。

次に、陳情第10号につきましては、現地視察を行い、陳情箇所の実態、実情について直接お話をお伺

いして、十分に認識しております。当該地域には、特別養護老人ホームはるを中核とした福祉施設が複数建設されています。あわせて、赤岩保育所、郵便局などの施設が集積されており、これら施設の利用者や車両の通行量も多いことと存じます。

しかし、本市には既に3,300件を超える除排雪にかかわる陳情、要望が市内全域から寄せられており、財政緊急度、優先順位などを見極める必要も大切かと思えます。よって、軽々に判断するべきではないと考え、継続審査といたします。

なお、陳情第4号及び第10号の継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

議員各位の賛同をお願いして討論を終わります。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について、継続審査中の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についての採択を求める討論を行います。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、12月16日の常任委員会の当日午前中、建設常任委員会と建設部の皆さんとともに現地視察を行い、陳情者をはじめ地域の皆さんから実情を聞かせていただきました。

この地域は、福祉施設が集中しています。また、赤岩保育所があり、郵便局もあります。生活支援ハウス、グループホームの職員の通勤用車両が約30台、特別養護老人ホーム、ホームヘルパーステーション、デイサービスセンターに勤務する職員の通勤用車両が約40台あります。

また、市立赤岩保育所には100名近い児童がおり、働く父母の皆さんのほとんどが自家用車を利用して、児童の送迎に当たっています。

加えて、デイサービスセンターでは、サービス利用者の送迎のために、常時七、八台の車両を運行しています。ケアハウスには50人ほどの入居者がほとんど毎日、病院や買物などでデイサービスの送迎車やハイヤーなどを利用して出かけられ、生活支援ハウス入居者も通院、買物など、ハイヤー利用者も含めて人の往来が激しくあります。毎日、総勢200台近い車両が行き交う地域でもあります。特に、福祉施設や保育所に関係する車両は、朝夕の一定の時間に集中的に移動することになります。その上、この道路は北山中学校や高島小学校の通学路にもなっています。このように地域における人や車両の交通量は集中的であり、狭隘な道路の中で車両のトラブルも相次いでおります。一般的な住宅街とは大きな違いがあるわけであり、この地域は雪押し場としての適当な空き地も少なく、排雪可能な場所も見当たりません。積雪時期には、市道北山中学校下通線、市道赤岩道線が1車線となって、車の交差にも苦労しているのが実情です。第2種路線として、今期から除排雪体制がより改善されるということですが、地域住民の安全、車両事故の防止の観点からも特段の配慮が必要であり、陳情の願意は妥当です。

継続審査中の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修についての内容は、一部の側溝が道路より高くなり、雪解け水や雨水が側溝に流れず、居住敷地内に流れ込み、庭や道路が泥水状態になり、居住者や通行者が非常に困っていますので、一部側溝を改修してほしいというものであります。この状況を打開するためには、道路の舗装を高くすることで、現在、設置されている側溝に流すことでありますが、道路に傾斜をつけることによって、居住者側を高くしなければならず、その場合、新たに道路と私有地に段差が生じることとなります。根本的に解決するためには、現在、片側のみに設置されている側溝を

居住者側にも設置する必要があります。

このたびの陳情に当たっては、118名の地域の皆さんからの署名が寄せられました。地域の方々の切実な訴えとなっているわけであります。陳情の実現に当たって、地域住民の方も一気に道路や側溝改修を実施することは困難であることは理解していただいております。年次計画の中で、臨時市道整備事業等に組み入れ、できるだけ早い時期に着工するように対処すべきであります。

議員各位においては、陳情の趣旨を御理解いただいて、ぜひ採択していただきますようお願い申し上げます。 (拍手)

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○10番(高橋克幸議員) 公明党を代表し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について、継続審査を求める討論を行います。

まず、陳情第4号であります。

この陳情については、以前に建設常任委員会として視察してまいりました。これまでも現地では、当面の措置として一部舗装面の補修や舗装の水たまり処理のため、一部側溝脇のコンクリートの溝切りも行われてまいりました。以前の委員会質疑においても要望しましたが、引き続き陳情者と協議をしながら、当面の措置は必要と考えているところであります。

しかし、この道路は狭隘な道路であり、側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が画定されておらず、測量の費用をはじめ、事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含めて、今後も審議すべきと考えているところであり、継続審査を主張するものであります。

次に、陳情第10号であります。

12月16日午前中に建設常任委員会として現地を視察し、地元住民の皆様から意見を伺ったところがあります。この道路は、特別養護老人ホームや赤岩保育所など公的施設が多くあり、交通量の多いところと認識しています。委員会質疑で確認されましたが、この市道は2種路線ということで、昨年の除排雪より少しは改善されるようであります。

また、委員会の中で特にネックとなっている場所、赤岩郵便局の前の通りなどについて、部分的な検討を要望したところであります。

ただ、この道路は狭隘であり、道路構造の問題もあります。

また、特別養護老人ホームなど、公的施設の建設時には、市と地域との間で、除雪についての協議もあったようではありますが、内容は、まだ確認できていないところであります。これらも含めて、さらに審議が必要であると思っておりますので、継続審査を主張いたします。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。 (拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 民主党を代表して、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について、継続審査を主張して討論をいたします。

12月16日、建設常任委員会で現地視察を行い、住民の皆さんから御意見を伺い、建設常任委員会の休憩時間中には、代表者から陳情の趣旨説明をいただきました。この道路が置かれている環境や、特殊性と重要性については、十分に理解することができました。また、大きな施設が建設された当時の経過

や約束などについても、住民の皆さんから伺いました。

しかし、当該道路は2種路線であり、今シーズンからは除雪の出動基準が変更されたことにより、より改善が図られることとなります。

また、排雪の予算も拡充されておりますことから、陳情の趣旨は十分に生かされるものと確信いたしております。市長も市民の期待に応える除排雪を実現し、市長の責任を果たすとの議会答弁をしておりますことから、陳情の趣旨に沿った除排雪がなされるものと判断しております。

以上の理由から、少なくとも今シーズンは実施状況を見守ることが必要との視点で、継続審査を主張して討論いたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安齋哲也議員） 新風小樽を代表し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、並びに陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について、いずれも継続審査を求める討論を行います。

陳情第4号は、銭函2丁目の市道御膳水仲通線の一部の側溝を改修して、雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にすることを求めるものです。

前回、前々回の定例会でも討論の中で述べましたが、側溝に段差ができ、水が流れづらい状況については、側溝の縁に溝切りをしたり、路面の一部に舗装をかけたりして、暫定措置としての対応を済ませており、また、側溝整備ではなく、建設事業課が来年度の着手を目指している舗装オーバーレイでの対応については、当面の措置とのお話はあるものの、陳情者、代表の方々の理解も得られているとの報告を受けております。

新風小樽も舗装オーバーレイでの当面の措置は必要と思っているものの、側溝整備には用地測量も伴い、多額の費用がかかることから、軽々に判断すべきではないと考えております。

次に、陳情第10号は、赤岩2丁目の市道赤岩道線と市道北山中学校下通線の除排雪強化と改善を求めるものです。

道幅が狭く、車の交差にも大変危険な状態で、通学路ということもあり、冬期間の地域住民が安心・安全に歩行できるよう対策を講じることは必要と考えますが、その周辺状況と道路の構造上、現実的には厳しい現状があります。我々としても地域住民の安心・安全の観点からも陳情の趣旨には賛同できる部分もありますが、求められている排雪を適時に行うことは難しいこと、全市的な考えに立ち積雪時に危険な状況にある道路はこの地域以外にもあることなどから、市として改善策の検討はしていただくことを要望し、継続審査を主張するものであります。

以上、各会派の賛同を求め、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第10号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、西陵中学校と松ヶ枝中学校の再編について、生徒の通学距離の平準化が図られること、充実した施設や小樽商科大学に近接する恵まれた教育環境下にあることなどから、小樽商業高校閉校後の学校施設を両校の統合校としたい旨、その活用策について道教委に要望するとの方向性を示している。しかしながら、松ヶ枝中学校については、校舎の老朽化が激しく、以前示されていた最上小学校への移転案に賛同する保護者が多かったことからして、この要望が実現した場合でも、しばらくの間、老朽化した校舎に通い続けなければならなくなることを考えると、今回の方向性について理解を得られるのかどうか疑問である。また、今後、市教委は、保護者や地域住民を対象とした地区別懇談会を開催し、この方向性について説明することだが、地域住民や保護者だけでなく、商業高校の卒業生や関係者にも声をかけ、意見を聞いてほしいと思うがどうか。

市教委は、来年度から道教委に小樽商業高校閉校後の学校施設活用について要望するため、今年度中に地域や保護者の理解を得たいというが、仮にこの短い期間内で理解が得られない場合であっても強引に進めることはあってはならない。引き続き、地域住民の意見を聞くために話し合う場を設けるなど、市教委としては、粘り強く地域や保護者の理解を求めていくべきと思うがどうか。

また、話し合う場を設けるだけでなく、地域住民が統合について判断するために必要な情報をきちんと提供してほしいと思うがどうか。

市教委では、小・中一貫校についてのメリットはあるとして、今後、導入に向けた検討を行うというが、この制度にはデメリットも多く、さらには教育上の効果も定かでないことから、導入を前提とした検討を行うのは拙速であると感じている。市教委は、前のめりになって一貫校の検討を行うといった態度ではなく、まずは導入についての調査研究を慎重に行っていくべきと思うがどうか。

また、仮に導入となった場合にも、市内中心部に特別扱いの学校をつくるという姿勢であってはならず、塩谷や忍路、蘭島などの児童・生徒数が少ない地域において、地域住民や保護者などの声を十分に聞いた上で設置するといふのであれば、地域活性化の面から決して否定するものではない。市教委としては、このことについてどのように考えるか。

来年度統合となる塩谷・長橋両中学校においては、学校の規模に差があり、少人数の塩谷中学校生徒が事前交流により長橋中を訪れた際には、あまりの規模の違いに大変な驚きを感じていたほか、クラブ

活動のレベルの差にも圧倒されていたと聞く。統合に当たっては、塩谷中の生徒は大きな期待を抱くと同時に、新しい環境に対応するための心理的負担も大きいと思料することから、事前交流で洗い出された生徒の不安をしっかりと取り除き、前向きな気持ちで統合に臨めるよう、十分なケアを行ってほしいと思うがどうか。

来年度実施される小学校統合において、色内小学校の在校生だけが可能な在校生特例による指定校変更についてだが、色内小の児童に実施した意向調査によると、統合後の手宮中央小学校では8学級になってしまうとの推計結果が出されたという。市教委が適正規模としている12学級以上に保つために統合するにもかかわらず、このように規模が維持できない学校が出てくるのであれば、この間、市教委が進めてきた学校適正配置の前提そのものが崩れていると言わざるを得ないが、この際、一度立ちどまり、適正化基本計画そのものを見直す必要があるのではないかと。

手宮地区小学校統合協議会では、統合後も引き続き地域と連携し、より一体となって子供を育てるために、統合後に解散となる協議会を引き継ぐ学校支援チームの設置を検討しており、色内小学校・稲穂小学校統合協議会においても、現在、同様の話し合いがなされていると聞く。学校の統廃合といえば、えてしてマイナスイメージが先行するが、統廃合がプラスのきっかけづくりとなるよう、地域と一体となって子供を育てる学校環境づくりを行うことは、子供の将来において非常に有意義であり大切なものである。今回の両協議会のように取組を継続していけるよう話し合いを行っていくことは大変重要なことだと思うがどうか。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果からは、市内の学校間で学力差があることがうかがえる。来年度統合する手宮中央小学校については、統合前に在籍していた学校によって、統合当初から児童の間に学力差を生じさせることのないよう、各校で調査の結果から浮き彫りとなった課題を十分に把握し、統合協議会でそれら課題の解決に向けてカリキュラムの作成を検討すべきと思うがどうか。

現在建設中である山手地区統合小学校については、学校に隣接する道路は急カーブが連続し、交通量も非常に多いことから、スクールゾーンの設置など通学路の安全対策が必要との声がある一方で、スクールゾーンになった場合には、そこで営業する店舗は、一定の時間帯に物品の搬出入ができなくなるなど、営業に支障が出るのではないかと危惧する声も聞かれる。市教委においては、こういった声があることを踏まえ、地域住民の要望を十分に聞いた上で、児童の安全確保はもちろんのこと、住民の利便性や事業者の経営環境にも配慮した安全対策について検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、採択の立場で討論を行います。

第1に、児童や生徒の減少に伴って次々に進む学校の統廃合は、地域に深刻な影響を与えます。既に塩谷中学校は来年3月に閉校することが決定されており、塩谷・長橋地区において示されている望ましい学校規模から見た学校数と統合の組合せでは、忍路中央小学校と塩谷小学校については、関係校の保護者や地域住民の御理解はいただいていないものの、長橋小と統合する方向です。

しかし、地域を活性化させ、市民に未来の展望を示すことこそが行政の仕事ではないでしょうか。それを放棄して、少子化だから再編は仕方ないでは、地域はますます疲弊することになります。

第2に、教育委員会は、再編計画において、今後さらに少子化が進行し児童・生徒の数が減ると、学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されることから、望ましい学校規模にする必要があるとこれまで説明しています。

しかし、当初の計画どおりに各学校の児童・生徒数が推移していない現状を見ても、計画にそが生じているのは明らかです。小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画そのものを見直すべきです。

第3に、教育委員会は、塩谷中学校の再編後、一定期間を置いた後、小学校を再編すると示しています。まさに今、議論しなければならない問題です。今定例会において、継続審査の名の下に後回しにすることは避けなければなりません。陳情者が示すとおり、塩谷小学校の再編については、再編そのものを白紙に戻し、塩谷小学校を存続すべきです。

以上を申し上げ、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第22号ないし第24号」を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第22号小樽市公平委員会委員の選任につきましては、小笠原眞結美氏の任期が平成27年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第23号小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、奈良岡修氏の任期が平成27年12月25日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第24号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、石上源應氏、小澤俊文夫氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案は、いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第8号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし第8号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第4号の提案説明をいたします。

最初に、意見書案第1号TPP交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書案についてです。

政府は、2015年9月30日からアメリカのアトランタで行われた環太平洋連携協定、すなわちTPP交渉で、大筋合意したと発表しました。

しかし、いまだ安倍自公政権は、国会や国民に大筋合意の全容を明らかにせず、概要を公表しただけで影響額の試算も示していません。影響は限定的として、ごまかしの対策を打ち出そうとしています。国会決議、選挙公約を平然と投げ捨て、協定の調印、国会の批准に突き進もうとしています。

TPPは、批准したわけではなく、既成事実のように進めることは許されません。協定の調印、国会批准がこれからであるにもかかわらず、マスコミを使い、大筋合意がイコール決着済みであるかのように意識的に報道され、また、TPPが農業問題だけかのように扱い、かつ政府は、これだけの対策を行うのだから農業者は、これ以上文句を言うなど言わんばかりにおどし、農業関係者と多くの国民との分断を図ろうとしています。早ければ来年2月5日以降に各国政府による調印作業に入る可能性があります。

しかし、アメリカ合衆国議会がスムーズに承認する状況にはありません。上院のハッチ財政委員長は極めて不十分だ批判としており、次期大統領候補のほとんどがTPP反対を表明しております。また、カナダでは、TPP反対の政党が政権をとりました。そのほかの国でも反対が強い中、日本だけが早々と調印、批准することを絶対させてはならないと思います。

道内では、地域崩壊につながるとして、77パーセントの自治体の長が反対しています。国民の食と安全を脅かし、日本経済と暮らしに深刻な影響を与えます。よって、協定案の全体と交渉経過などを全面的に公表し、国会、国民の中で徹底的な議論を行い、国会決議に違反していないか、日本経済と国民の暮らしにどう影響するかを検証することを求める意見書であります。

次に、意見書案第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書案です。

所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が当該事業所から受け取る対価は必要経費に算入しない。この場合、支払を受けた対価の額及び対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、計算上ないものとみなすとあります。すなわち、個人事業者と生計をとる配偶者や家族が企業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めない規定です。

同居家族というだけで、家族従業者の給料は、基本的には必要経費にならず、特例として最高額でも配偶者は86万円、その他の家族は50万円しか認められていません。この特例を利用すると、配偶者控除や扶養控除が適用されないわけです。家族従業者は、このわずかな控除額が所得とみなされるために、子供が結婚していても家や車のローンも事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっています。

事業所で働く家族従業者の働きを公正に認め、給料を経費として給料の中から税金を支払い、個人として自立した存在になれるように見直しを図るべきです。

道内では、函館市、苫小牧市、帯広市などをはじめとする69市町村で所得税法第56条廃止等の決議又は意見書を可決しています。本市においても本意見書を可決し、家族従業者が生き生きと働ける環境づくりを進めるため、国における抜本的な税制改正議論を展開し、見直しを図っていただくよう求める

ものです。

次に、意見書案第3号北海道の全ての子供たちに行き届いた教育を求める意見書案、そして意見書案第4号「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書案についてです。

35人学級は、2011年3月の国会で、自民党を含む全会一致で義務教育標準法に盛り込まれ、小学校1年生を35人学級にすること、そして小学校2年生以降も順次改定して実施すると定めていました。

しかし、2013年から35人学級の動きはとめられました。2011年から法律で31年ぶりに編制基準が改善され、小学校1年生の35人学級が実現し、2年生は法制化されず、毎年の予算措置で行われてきました。財務省は、昨年秋に、35人学級に政策効果はないなどとして、40人学級に戻せなどと主張していました。

2015年2月23日の衆議院予算委員会において、日本共産党の畑野君枝議員は、全国PTA協議会、教職員組合、校長会などの教育団体、全国知事会が要望していることを紹介して、「少人数学級の実施は国民的な声」と強調し、都道府県が独自に少人数学級の拡大に努力している、今こそ法律に基づいて35人学級を法制化すべき、このように要求しました。そして、法律を改正して、小学校2年生で実施した場合に16億円、毎年度1学年ずつ35人学級を拡大するには、最大139億円の国庫負担額でできることを指摘しています。さらに、義務教育標準法改正が自民党を含む全会一致で成立し、附則でもって国に財源確保を求めていることを示して安倍首相に実現を迫ってきました。安倍首相は、全会一致の重みもかみしめながら、1年生、2年生で35人以下学級を実現した、さらに35人学級の実現に向けて努力していきたいと前向きな答弁をし、中学校までの全学年で35人以下学級の実現を目指す意向を示しています。

学校では、手厚いケアが必要な子供が増え、さまざまな教育困難が広がっていた中で、2010年の中央教育審議会初等中等教育分科会の提言では、「40人という学級規模では学級経営が困難となっている」と指摘しています。全ての子供に基礎的な学力を保障することが学校教育の基本任務です。少人数になれば、勉強を丁寧に見ることができ、子供の発言や発表の機会も増えて、みんなで話し合いながら認識を深めることができ、学力保障に一番有効な施策は少人数学級を実現することです。

そしてまた、教職員は、残業が月平均31時間という国の過労死ラインを上回る労働時間で働いています。こうした実態を解消するために、教職員の増員を図り、行政がつくり出した不要不急の業務を整理・解消することも必要です。子供の教育を考えて、国が少人数学級の拡大を進めていくべきであります。

意見書案第3号北海道の全ての子供たちに行き届いた教育を求める意見書案は、貧困と格差から子供たちを守るため、来年度の教育予算を増やすこと、授業料以外の教材費、給食費など、保護者負担の軽減を求め、学校統廃合は、保護者、地域住民の声をしっかり受け止め、機械的に行わないことなどを求めたものであります。

そして、意見書案第4号「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書案です。

北海道教育委員会は、平成18年8月、新たな高校教育に関する指針を策定し、平成20年から順次、指針内容を実施しています。

しかしながら、道教委は、高校配置計画を推し進めた結果を検証せずに地域別検討協議会で意見を聞きおくのみに行っていることから参加者から批判が高まっているわけです。

よって、道と教育委員会は、新たな高校教育に関する指針を検証し、子供の学ぶ権利を保障すること、高校においても、独自に少人数学級を実施し、統廃合を行う場合は地域住民の声を聞くこと、これらを強く要請しているものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、意見書案第1号、第2号、第3号及び第4号について、否決の立場で討論をいたします。

まず、意見書案第1号TPP交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書案についてであります。

環太平洋連携協定、いわゆるTPPについては、参加の各国間での交渉協議が行われ、大筋合意とされております。それにより、今後の経過で、国内の医療、労働市場、農業など幅広い分野で改革が必要とされると言われております。分野によっては大きな経済効果を期待できるところもあり、また、しっかりとした対策を講じながら進めていかなければならない分野も出てまいります。

今後において、我が国が他国間と競争をしながら相互に発展する方策を考えるべきであり、そのためにはTPP大筋合意に当たった経過等の検証ではなく、今後、国内の各分野をどのように発展させるかの議論を行うことが重要であると考えます。

次に、意見書案第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書案についてであります。

所得税法第56条の規定について、存続・廃止の議論が行われているところ、本問題については、控除や申告方法等も含めて、第56条の規定自体だけの問題ではないのではないかというのが、自由民主党小樽市議会議員会の見解であります。

したがって、所得税法第56条を廃止とするのではなく、本条を含め、所得税法をめぐる今後の議論の中で、改正等を含めた全体的な議論を必要とする問題と考えます。

次に、意見書案第3号北海道の全ての子供たちに行き届いた教育を求める意見書案についてであります。

未来を担う子供たちがしっかりと教育を受けられる社会づくりは、大変重要なことであります。しかし、本市もさることながら、北海道においても限られた予算の中で多方面の施策展開を行わなければならない実情の中、教育予算だけ大幅に増額することは困難であると思われま

す。ただ、教育に関する負担軽減は、でき得る限り行っていただきたいと思う一方、本意見書案中にある35人学級については、特に中学校まで現状必要とするべきか、また、少子化や学校統廃合等の課題を進める中で、教職員の増員が急務なのかということには、今、直ちに判断し、賛意を示すことはできないものであります。

最後に、意見書案第4号「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書案についてであります。

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針に基づき、高校配置計画を推進しております。本指針中の望ましい学校規模維持の利点は、指針記載のとおりであると考えます。高等学校における教育は、義務教育と違い、生徒が将来どのような人生を歩むのか、目標設定は保護者以上に本人の意向が重要となってきます。その選択を行う際、多くの生徒や先生とかかわり、多様な情報と刺激を受ける中で、自分を開花させる道を選んでいくきっかけとなるものと考えます。この点、小規模校では、なかなか実現は難しいものであると考えます。

（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）

また、通学距離が長くなり、課外活動を十分にできないという状況については、それが改善されるよ

う具体的に配慮した施策を求めるべきであると考えます。個々の学校再編事業については、保護者の方々はもちろん、地域の方々の声も伺いながら進めることは大切でありますし、この点、より配慮した進め方を行うべきであると考えます。

しかし、教育機会の均等を形式的に推進しようとする考え方には賛同できません。子供たちに教育を受ける機会をしっかりと与えることはもちろん必要なことではありますが、高校進学まで培ってきた個々人の能力差や希望する進路等、多様な状況を踏まえた教育環境を整備することも重要であると考えます。

少人数学級を前提とするのではなく、まずは策定された指針に従い、高校教育に関する行政を進めるべきであると考えます。

以上より、今定例会における意見書案について、第1号、第2号、第3号及び第4号につき否決の立場を表明し、各党派議員皆様の御賛同をお願いして討論といたします。（拍手）

（「賛同できません」と呼ぶ者あり）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第4号について、可決を求めて討論を行います。

初めに、意見書案第1号T P P交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書案についてです。

安倍政権は、T P P交渉の大筋合意を受けた総合的なT P P関連政策大綱を決め、今年度の補正予算や来年度予算編成に反映させるとしています。中堅・中小企業を後押しする新輸出大国やT P Pを通じた強い経済の実現、T P Pで大きな打撃を受ける農業に対する農政新時代の提唱などです。

しかし、秘密交渉で大幅に譲歩した大筋合意の全容も明らかにせず、政府が情報を独占したまま対策を打ち出しても審議のしようがありません。先ほどの自民党の討論では、もう決まったことだから、その後を考えるのだと、こういう内容でしたが、徹底議論と検証を拒否することを議論されては困る自民党の姿が表れていると思います。T P Pの協定の全文も確定せず、参加各国の署名や批准の見通しもはっきりしません。農業分野では、米など重要5項目について、関税の撤廃や引下げを認めず、それができなければ交渉脱退も辞さないという国会決議に基づく交渉であったはずであり、国会での検証が求められています。

次に、意見書案第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書案についてです。

所得税法第56条の最大の矛盾は、家族従業員の給与を経費として認めないこと、すなわち、実際に働いている人間の正当な給与を税法上、否定していることとなります。家族従業員というだけで、実際に人間が働いたという事実も、その対価も認めない、これは家族従業員の人格を税法上、否定していることとなります。

青色申告ならば、家族従業員の給与を経費として認めます。青色申告は、記帳したものに対して、税務調査に入ったときに調査がスムーズにいくように税制上の各種の特典を与えようという制度であり、実際に行われた人間の労働について、申告方式をもって認めるとか認めないとか判断するべきではありません。

この意見書案では、「抜本的な税制改正議論の中で」と加えられています。先ほどの自民党の討論の中や、意見書調整会議では、そのような意見すら出されませんでした。非常に残念です。

次に、意見書案第3号北海道の全ての子供たちに行き届いた教育を求める意見書案についてです。

経済協力開発機構（OECD）の調査で、GDPに対して国や地方自治体による教育機関への公的支出の占める割合が、日本は6年連続で比較可能な32か国中、最下位となりました。このように、国の教育予算が少ないことが北海道の教育を進める上で障害となっていることは言うまでもありません。

2013年度の文部科学省の調査では、さまざまな条件で14府県が独自に35人以下学級を実施しています。道としても、子供の教育環境を充実し、地域の実態に即し、住民の声に対応した教育行政が必要です。

次に、意見書案第4号「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書案についてです。

地域の高校は、子供が高等教育を受ける学習権を確保する上で重要です。指針に基づいて地元の学校がなくなれば、あるいは目の前の高校の特色が自分の希望と合わなければ、学ぶ権利を奪われる子供たちが増えることになりかねません。広大な北海道において、教育の機会均等、教育水準の維持向上を目指す指針となるよう求めます。

特に、高校の統廃合に関連して意見を聞きおくということではなく、地域住民や保護者、子供たちの声に耳を傾け、子供たちの学習権を保障する教育政策を進めていくことです。

また、地域の高校の存続は、自治体の将来像と重ね合わせて検討してあるべきであり、地域の文化、コミュニティの中核としての役割を果たしていることを考慮しなければなりません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 民主党を代表して、意見書案第1号TPP交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書案、第2号所得税法第56条の廃止を求める意見書案の二つについて、可決に賛成の立場で討論を行います。

TPP交渉大筋合意については、国会決議の農産品の重要5品目の聖域は守られず、大筋合意されたとされる内容も小出しであり、全容はいまだに不明確であります。

農業をはじめとするあらゆる産業に影響を及ぼすことについて、国、そして具体的に農水省もその試算において認めています。ましてや、農林水産業を基盤とするこの北の大地北海道においては、その裾野産業となる運輸、農業機械、食品加工、肥料、飼料、そして近郊型農業や水産加工にも影響があるとされております。これら関連産業も含めると、どれほどの影響が及ぶのか、いまだ想定できない状況であります。徹底した議論と検証が不可欠であるということは、このことを指しておりまして明らかなと思えます。結果によっては、自治体の存亡にもかかわるわけでありませぬ。

したがって、意見書案第1号は、妥当と考えます。

次に、所得税法第56条についての意見書案についてですが、現行の所得税法第56条の規定、趣旨というのは、要領のよい納税者に対する抜け道封じのための個別申告制の制限措置であります。

その理由として、一つは、我が国では必ずしも家族従業員に対して、給与等対価を支払う慣行がなかった、ないこと。二つには、家族間の恣意的な取決めによる税負担のアンバランスをもたらすことを防止する必要があったこと、あること。そして三つ目には、対価の金額について、客観的に合理的な対価の額を算出することが事実上、困難であったわけです。この3項目をもって、この間、説明されてきました。

しかし、我が国における申告納税制度は、既に65年を超える月日を迎えました。この間、社会・経済

情勢は、大きな変革を遂げております。税を取り巻く環境も大幅に変化し、申告納税制度も納税者の間に定着してきたと言われております。

また、家族を単位とする社会についても変化が生じ、所得税を基本とする家庭のあり方についても変化しており、必ずしも戸主なり事業主が家庭における財産の支配権を有しているとは言いがたい状況になっていると考えられます。このことは、司法の場においても、その判決事例においても明らかになってきており、税を取り巻く環境の変化を認めて、56条の規定に不合理性が生じていると指摘されました。この規定を存続させる積極的な理由が見いだし得ない状況を国税当局も認めております。

したがって、所得税法第56条の規定は削除すべき時期に来ていると考え、意見書案第2号も妥当と考えます。

第1号、第2号ともに議員各位の賛同をお願いするものであります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号及び第4号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、経済常任委員会に付託の上、閉会中、継続して審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も残すところわずかとなりましたが、この1年を振り返ってみますと、国際情勢としては、年明

けに、ニューヨーク市場で原油先物価格が約5年8か月ぶりに1バレル当たり50ドルの大口を割り込みました。原油価格の下落傾向は現在も続いており、これに伴い石油製品の価格も値下がりが続いております。本格的な冬を迎え、灯油の需要期になりますが、市民生活にとって歓迎すべき状況となっているものと考えております。

さて、イスラム国により拘束されていた日本人2人が、1月に殺害されるという痛ましい事件が発生しましたが、フランスではパリ中心部の劇場やレストラン、近郊のスタジアムなどが襲撃され、130人が死亡する同時テロが発生するなど、テロの脅威が全世界を駆けめぐり、緊張状態が続いております。人類が平和のうちに暮らせるテロのない社会が実現されることを祈ってやみません。

国内においては、3月には、北陸新幹線が開業し、これまで東京から長野までの区間が、金沢まで延伸されたことにより、宿泊費や飲食費などを含めた経済波及効果は、石川で約124億円、富山で約88億円に上ると推計され、条件次第ではさらに拡大するとの予測もあるとされております。

明年3月の北海道新幹線の開業効果を何としても本市にまで取り込む施策を積極的に推し進めていかなければなりません。

10月の第3次安倍改造内閣発足後の初閣議においては「一億総活躍という旗を高く掲げ、内閣が一丸となって、長年の懸案であった少子高齢化といった構造的課題に真正面から立ち向かい、新たな国づくりを力強くスタートさせるべき時が来た」として、東日本大震災からの復興の加速化、国内総生産600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現に取り組むなどとする基本方針を決定しました。

本市では、人口減少や少子高齢化をはじめ、地域の経済の活性化などに向けて取り組まなければならない多くの課題がありますが、現在の財政状況では市独自で全てを行うことは困難であるため、こうした国の動向を注視しながら、他都市に遅れをとらないように解決していかなければならないと考えております。

本市におきましては、4月の統一地方選挙により、市長選挙と議員定数を28名から25名に3名減じた市議会議員選挙が行われました。これにより、市長には森井秀明氏が、議員には、新たに7名の方が当選され、任期4年間の体制がスタートしました。

8月には、本市石狩湾新港地域に北海道電力が建設を予定していたLNG火力発電所が着工されました。合計出力は約170万キロワットで、3基の発電機が計画されており、1号機は平成31年2月に営業運転が開始される予定ですが、CO₂排出の少ない天然ガスによる発電が地球温暖化対策としてのCO₂削減に大きく貢献するとともに、本市経済への効果も大きいものがありますので、一日も早い全面稼働を期待するものです。

12月には、長年課題とされてきた稲穂1丁目再開発の旧小樽グランドホテル・丸井今井跡地に、小樽掖済会病院とサービス付き高齢者向け住宅が開業しました。今後、人の流れも変わることから、中心商店街の集客を図る施策を官民一体となって進め、以前のにぎわいあふれる商店街に戻るよう期待するところです。

市議会におきましては、森井市長の政治姿勢をはじめ、ドリームビーチ海水浴場の市営による開設や参与の問題のほか、公約である除排雪の制度変更などが大きく取り上げられたほか、市政各般にわたり広く議論が行われてまいりました。

議会は、市長とともに住民を代表する二元代表制の機関として、住民の福祉の増進を図るため、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、本市の行政運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視しなければなりません。

また、多様性を持つ議員相互の活発な議論を通して政策形成の舞台となることこそ、議会本来のあり

方であると考えております。

議員各位におかれましては、当選後、はや8か月がたとうとしておりますが、市政にはさまざまな課題が山積しておりますので、今後とも市民の代表として、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、この1年、私にお寄せいただきました御厚情に対しまして、心から感謝を申し上げます。

結びになりますが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、健康に十分留意をされ、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになられますよう祈念申し上げ、本年最後の議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 鈴 木 喜 明

議 員 中 村 誠 吾

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成27年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２７年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

T P P 交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 安 斎 哲 也
同 面 野 大 輔
同 川 畑 正 美

政府は、2015年9月30日から、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタで行われた環太平洋連携協定（T P P）交渉閣僚会合で、「大筋合意」と発表しました。

その内容は、農林水産物の8割以上の関税を撤廃し、重要5品目についても無税特別枠を設定して輸入を受け入れる内容であり、国会決議において「除外又は再協議」としていません。さらに、小麦のマークアップ45パーセント削減、牛肉・豚肉の大幅な関税引下げ、果樹や野菜、それらの加工品の関税撤廃は、農業にとっても、地域にとっても、影響を及ぼすことは明らかです。

政府は、T P P 交渉の大筋合意を受けた「総合的なT P P 関連政策大綱」を決め、今年度の補正予算や来年度予算編成に反映させるとしています。中堅・中小企業を後押しする「新輸出大国」やT P P を通じた「強い経済」の実現、T P P で大きな打撃を受ける農業に対する「農政新時代」の提唱などです。

農林水産省が発表した今年の農業センサス速報値によると、日本の農業就業人口は2010年からの5年間で51万6,000人も減少しており、家族経営と地域農業の困難さを示しています。

よって、政府においては、T P P 大筋合意と協定案の全体や交渉経過などの情報を全面的に公開し、国会、国民の中で徹底的な議論を行い、国会決議に違反していないか、日本の経済と国民の暮らしにどう影響するかを検証することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成27年12月22日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	中 村 岩 雄
	同	面 野 大 輔
	同	川 畑 正 美

所得税法第56条は、家長制度の廃止により個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨の下で、制定された条項です。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観などの社会通念も大きく変化した今日では、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっています。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子供が結婚しても家や車のローンにも事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっています。

よって、国においては、所得税法第56条を廃止し、家族従業者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の下に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成27年12月22日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

北海道の全ての子供たちに行き届いた教育を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 秩
	同	川 畑 正 美

どの子供にも行き届いた教育を保障してほしいという保護者・父母・教職員・道民の願いに応じて、北海道を始め全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。

国もそうした地方の動きに後押しされ、小学校 1・2 年生までの 35 人以下学級を実施してきました。

一人一人の子供が、経済的な心配をすることなく、行き届いた教育を受けられるようにするためには、北海道の教育予算を増額し、教育諸条件の整備に力を尽くすことが求められます。

よって、子供たちの笑顔が輝き、憲法と子どもの権利条約が生きる学校を作るために、道及び道教委に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 北海道はひとり親家庭が多く、貧困率も上昇してきていることから、貧困と格差から子供たちを守るため、来年度の教育予算を増額すること。
- 2 お金の心配なく学べるよう、教育活動に不可欠な授業料以外の教材費、給食費など、学校教育に係る保護者負担を軽減すること。
- 3 道独自の少人数学級拡充を目指し、小・中学校で順次 35 人以下学級を実現すること。
- 4 学校は、地域にとって教育・文化の拠点であることから、「学校統廃合」は、保護者・地域・住民の声を十分受け止め、機械的に行わないように配慮すること。
- 5 教職員は、常態化している超過勤務や多忙により、子供と向き合う時間が確保されていないことから、ゆとりある教育環境を作るため、教職員を増員すること。
- 6 障害のある全ての子供たちに適切な支援ができるよう、教職員配置や施設・設備の改善を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------------	------	-----	---------

「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 秩
	同	川 畑 正 美

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）は、平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」（以下「指針」という。）を公表し、平成20年から順次指針内容を実施しています。この「指針」第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」の中で「高校配置の考え方」として「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備を進めます」と明記し、学級定員を40人に固定した上で「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編を進め、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

この10年間で道立高校は、35校が統廃合されました。現在、1学年3学級以下の小規模校は、全205校のうち、その44パーセントに当たる91校に上ります。

「指針」が「望ましい学校規模」維持の利点として、「多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる」「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことを挙げていますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない事態も起こっています。小規模校の利点は、生徒一人一人に目が行き届き、地域に根ざした学校教育を受けることができる点です。現に卒業生は充実した生活を送り、母校への誇りを持って社会へ巣立っています。また、都市部では「多様化再編」を名目に各々の高校の文化や歴史を顧みず、大規模な統廃合も住民の声を十分に聞かないまま進められているという意見もあります。

一方で道教委は高校統廃合を続けながら、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿の実施など、教育予算を「学力向上」の名の下に特定の高校に集中しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき「教育の機会均等」の理念を自ら放棄するものと批判されても仕方ありません。

今求められるのは、「指針」を検証し、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、全ての子供の学ぶ権利の保障です。

よって、道及び道教委に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 道・道教委は「新たな高校教育に関する指針」を検証し、子供の学ぶ権利を保障すること。
- 2 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、高校統廃合を行う場合は、地域住民の声を聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成27年12月22日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	酒井	隆裕
	同	松田	優子
	同	面野	大輔
	同	山田	雅敏

「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の 2 人に 1 人が何らかの「奨学金」を利用しています。その背景には、私立大学初年度納付金の平均が 132 万 2,526 円、国立大学では標準で 81 万 7,800 円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めることによるものです。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても「奨学金」の返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加し、いまや延滞者は 33 万人に及んでおり、そもそも、「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が崩れていると言われていています。また、滞納者には年 5 パーセントの延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっています。そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されるところです。

OECD 加盟 34 か国のうち、半数近くの国では大学の授業料が無償であり、うち、32 か国では公的な給付型奨学金制度が整備されています。大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは、日本だけです。

若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めを掛けるためにも、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。
- 2 当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。
- 3 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------------	------	-----	---------

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	高野	さくら
	同	松田	優子
	同	鈴木	喜明
	同	中村	誠吾

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、けん怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は、肉体的・精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準を定めました。また、平成24年には、ブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は82パーセント（527件中432例が有効）と報告されたところです。

さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国においては、下記の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成27年12月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

地方大学の機能強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	安 斎 哲 也
	同	濱 本 進
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

地方創生に向けた政府の総合戦略において、地方大学の果たすべき役割は重視されており、特に、「地域ニーズに対応した人材育成」や「地方課題の解決への貢献」、「地元企業への就職率の向上と地元への若者の定着」など、これまで以上の取組が期待されています。しかし、国立大学の運営費補助金は年々削減され、教育の質の低下や将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況にあり、私立大学においても、少子化の進行による定員充足率の低下や私学助成の減額によって、大学経営そのものに大きな影響を与えています。

地方創生に向け、地域と大学とがこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、若者の地元定着や、地域のニーズに対応した人材育成などに大きな影響が出てくることが懸念されます。

よって、国においては、下記の事項について強く推進するよう求めます。

記

- 1 知の拠点である地方大学における地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育などの取組に対して支援を図ること。
- 2 地域ニーズに即した人材育成や技術開発を始め、地域課題の解決に向けた地元自治体や産業界等と連携した取組に対し支援の充実を図ること。
- 3 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに、大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実と私立大学に対する私学助成の拡充とを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成27年12月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

夜間中学の整備と拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	高橋龍
	同	酒井隆裕
	同	林下孤芳
	同	前田清貴

現在、夜間中学は全国 8 都府県に 31 校しかなく、北海道、東北、北関東、中部、四国や九州には、自主夜間中学はあっても、夜間中学校は 1 校もない状況です。全国夜間中学校研究会の推計によると、満 15 歳を過ぎて義務教育が修了していない者は、百数十万人にも上るとされています。また、現在、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合は 8 割を超え、その約 6 割は日本語の習得を目的としています。この夜間中学で学ぶ外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために、就職や進学ができず困っている方も多くいます。

地域においては、言葉とともに日本の文化や社会の仕組みについて知らない、長く住む上でいろいろな問題が生じます。夜間中学の現状から考えると、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した整備と拡充とが求められます。一方、夜間中学がある地域においても、入学要件が「市内在住」又は「市内での正規就労 6 か月以上」などとなっており、夜間中学が開設されている市外に住む方々の就学の機会が制約されている状況があります。

このような現状に適切に対応することで、地域の活性化や治安の改善にも資すると考えられます。また、政府が掲げる一億総活躍社会を実現するため、希望する人々に対して夜間中学への就学の機会を、国籍や居住地等に関係なく提供できるよう、国においては、下記の事項に対する迅速な対応を求めます。

記

- 1 年齢や国籍、そして居住地に関係なく、希望する誰もが学べる夜間中学の全ての都道府県への設置を促進すること。
- 2 夜間中学における日本語教育のために、教員の加配を含めた専門家の配置に対して、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が、夜間中学の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業料減免などの誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 12 月 22 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------------	------	-----	---------

平成27年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成27年12月2日～平成27年12月22日 (21日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成27年度小樽市一般会計補正予算	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
2	平成27年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
3	平成27年度小樽市病院事業会計補正予算	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
4	平成27年度小樽市水道事業会計補正予算	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
5	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H27.12.2	市長	H27.12.10	総 務	H27.12.17	可 決	H27.12.22	可 決
6	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	H27.12.2	市長	H27.12.10	総 務	H27.12.17	可 決	H27.12.22	可 決
7	工事請負変更契約について〔奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	総 務	H27.12.17	可 決	H27.12.22	可 決
8	工事請負変更契約について〔山手地区統合小学校新築造成工事〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	総 務	H27.12.17	可 決	H27.12.22	可 決
9	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
10	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市銭函市民センター〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
11	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市総合福祉センター〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
12	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市身体障害者福祉センター〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
13	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市産業会館〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
14	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市事業内職業訓練センター〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
15	公の施設の指定管理者の指定について〔おたる自然の村〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
16	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市観光物産プラザ〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
17	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市鯉御殿〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
18	公の施設の指定管理者の指定について〔各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
19	公の施設の指定管理者の指定について〔各市営住宅の集会所（会館）〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
20	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市銭函パークゴルフ場〕	H27.12.2	市長	H27.12.10	予 算	H27.12.15	可 決	H27.12.22	可 決
21	小樽市非核港湾条例案	H27.12.2	議員	H27.12.10	総 務	H27.12.17	否 決	H27.12.22	否 決
22	小樽市公平委員会委員の選任について	H27.12.22	市長	—	—	—	—	H27.12.22	同 意
23	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H27.12.22	市長	—	—	—	—	H27.12.22	同 意
24	人権擁護委員候補者の推薦について	H27.12.22	市長	—	—	—	—	H27.12.22	同 意
27年3定 第6号	平成26年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定
27年3定 第7号	平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定
27年3定 第8号	平成26年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定
27年3定 第9号	平成26年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定
27年3定 第10号	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定
27年3定 第11号	平成26年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定
27年3定 第12号	平成26年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定
27年3定 第13号	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決 算	H27.10.1	認 定	H27.12.22	認 定

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議		
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果	
27年3定第14号	平成26年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	認定	H27.12.22	認定	
27年3定第15号	平成26年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	認定	H27.12.22	認定	
27年3定第16号	平成26年度小樽市病院事業決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	認定	H27.12.22	認定	
27年3定第17号	平成26年度小樽市水道事業剰余金の処分及び決算認定について	剰余金の処分	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	可決	H27.12.22	可決
		決算認定	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	認定	H27.12.22	認定
27年3定第18号	平成26年度小樽市下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	剰余金の処分	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	可決	H27.12.22	可決
		決算認定	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	認定	H27.12.22	認定
27年3定第19号	平成26年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.10.1	認定	H27.12.22	認定	
意見書案第1号	T P P交渉「大筋合意」についての徹底議論と検証を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
意見書案第2号	所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
意見書案第3号	北海道の全ての子供たちに行き届いた教育を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
意見書案第4号	「新たな高校教育に関する指針」の検証を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
意見書案第5号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
意見書案第6号	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
意見書案第7号	地方大学の機能強化を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
意見書案第8号	夜間中学の整備と拡充を求める意見書(案)	H27.12.22	議員	—	—	—	—	H27.12.22	可決	
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H27.12.17	継続審査	H27.12.22	継続審査	
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H27.12.16	継続審査	H27.12.22	継続審査	
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H27.12.16	継続審査	H27.12.22	継続審査	
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H27.12.16	継続審査	H27.12.22	継続審査	

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	—	—	H27. 12. 22	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H27. 12. 16	継続審査	H27. 12. 22	継続審査

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H27. 12. 16	継続審査	H27. 12. 22	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H27. 12. 16	継続審査	H27. 12. 22	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H27. 12. 16	継続審査	H27. 12. 22	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H27. 12. 16	採択	H27. 12. 22	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H27. 12. 16	継続審査	H27. 12. 22	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H27. 12. 18	継続審査	H27. 12. 22	継続審査